

平成30年旭市議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月1日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成30年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第11号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第12号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第13号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について	
議案第14号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第15号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 1 6 号	旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 7 号	旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 8 号	旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 9 号	旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 0 号	旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 1 号	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 2 号	旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 3 号	旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 4 号	旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 5 号	旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 6 号	旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 7 号	旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 8 号	旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について	
議案第 2 9 号	指定管理者の指定について	
議案第 3 0 号	指定管理者の指定について	
議案第 3 1 号	市道路線の認定及び変更について	
施政方針並びに提案理由の説明		6
議案の補足説明		2 1
散 会		6 6

第 2 号 （3月5日）

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
説明のため出席した者	6 7
事務局職員出席者	6 8

開 議	6 9
議案質議	6 9
常任委員会議案付託	1 5 2
常任委員会陳情付託	1 5 2
散 会	1 5 3

第 3 号 (3月7日)

議事日程	1 5 5
本日の会議に付した事件	1 5 5
出席議員	1 5 5
欠席議員	1 5 5
説明のため出席した者	1 5 5
事務局職員出席者	1 5 6
開 議	1 5 7
一般質問	1 5 7
8 番 宮 内 保	1 5 7
2 0 番 高 橋 利 彦	1 7 1
9 番 高 木 寛	1 9 4
1 5 番 伊 藤 房 代	2 1 1
散 会	2 2 0

第 4 号 (3月8日)

議事日程	2 2 1
本日の会議に付した事件	2 2 1
出席議員	2 2 1
欠席議員	2 2 1
説明のため出席した者	2 2 1
事務局職員出席者	2 2 2
開 議	2 2 3
一般質問	2 2 3

5 番 高 橋 秀 典	2 2 3
4 番 林 晴 道	2 4 2
1 8 番 木 内 欽 市	2 5 9
7 番 有 田 恵 子	2 8 3
散 会	2 9 7

第 5 号 (3月16日)

議事日程	2 9 9
本日の会議に付した事件	2 9 9
出席議員	2 9 9
欠席議員	3 0 0
説明のため出席した者	3 0 0
事務局職員出席者	3 0 0
開 議	3 0 1
常任委員長報告	3 0 1
質疑、討論、採決	3 0 6
常任委員長陳情報告	3 1 8
質疑、討論、採決	3 1 9
議案上程	3 2 2
議案第32号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	3 2 2
議案の補足説明	3 2 3
質疑、討論、採決	3 2 3
事務報告	3 2 4
閉 会	3 2 5

平成30年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成30年3月1日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作

15番 伊藤 房代

17番 景山 岩三郎

19番 佐久間 茂樹

16番 向後 悦世

18番 木内 欽市

20番 高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直

教育長 諸持 耕太郎

行政改革推進課長 小倉 直志

企画政策課長 阿曾 博通

税務課長 渡邊 満

環境課長 井上 保巳

健康管理課長 木内 喜久子

子育て支援課長 小橋 静枝

商工観光課長 向後 嘉弘

建設課長 加瀬 喜弘

下水道課長 高野 和彦

消防長 加瀬 寿勝

庶務課長 栗田 茂

生涯学習課長 高安 一範

監査委員局長 高木 昭治

副市長 加瀬 正彦

秘書広報課長 伊藤 義隆

総務課長 飯島 茂

財政課長 伊藤 憲治

市民生活課長 大木 廣巳

保険年金課長 遠藤 茂樹

社会福祉課長 角田 和夫

高齢者福祉課長 浪川 恭房

農水産課長 宮負 賢治

都市整備課長 鵜之沢 隆

会計管理者 島田 知子

水道課長 加瀬 宏之

学校教育課長 佐瀬 史恵

体育振興課長 加瀬 英志

農業委員会事務局長 相澤 薫

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳

事務局次長 花澤 義広

開会 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、遠藤保明議員、4番、林晴道議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月16日までの16日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月16日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により、会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力
をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第31号まで
の31議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第31号までの31議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成３０年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 ２号 平成３０年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 ３号 平成３０年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 ４号 平成３０年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 ５号 平成３０年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

- 議案第 6 号 平成 30 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 30 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 29 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 29 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 29 号 指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 市道路線の認定及び変更について

◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（島田和雄） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成30年旭市議会第1回定例会を招集し、平成30年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略について申し上げます。

本市のまちづくりの指針であります総合戦略については、4年目を迎えます。よりよい総合戦略となるため、毎年PDCAサイクルを実施しながら進行管理を行っており、達成状況については、一定の成果を挙げているところであります。

今後もさらなる市の発展のため、すでに目標を達成した施策については、新たな目標を設定したうえで施策を推進していき、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、総合戦略の中で、平成30年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

初めに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域の振興を目的に整備した道の駅「季楽里あさひ」は、開業以来、市内外から多くの方々に来場いただき、昨年に続き年間来場者数が100万人を超え、売り上げも順調に伸びております。

今後も、地方創生を具体的に実現する重点道の駅として、全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物をPRするなど、本市の様々な魅力を発信する拠点となるよう、取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品を利用した観光資源の創出や、各種観光イベントなどの旅行商品化への取り組みを進めるとともに、本市が舞台となった映画を活用したプロモーション活動を展開することにより、観光客の招致を推進してまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日までの12日間で開催を予定しており、4月7日には、旭市観光大使の椎名佐千子さんによる歌謡ショーをはじめ、様々な催しを計画しております。

また、夏期イベントとして、砂の彫刻美術展、いいおかYOU・遊フェスティバル、七夕市民まつり、サーフィン大会への支援、さらには海水浴場の開設など、海の資源を最大限に活用し、元気な旭市をPRしてまいります。

次に、創業者等への支援について申し上げます。

創業希望者を対象として、商工観光課内に設置している相談窓口、いわゆるワンストップ窓口について、その充実を図ってまいります。さらに、市内で創業、起業を目指す方のための創業セミナーの開催など、商工会や関係機関等と連携し、創業者への支援を行ってまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

はじめに、出会いの場創出事業について申し上げます。

若者の定住化を促進し、未婚化、晩婚化を解消するため、様々な婚活イベントの開催などにより、男女の出会いの場を提供できるよう関係団体と連携し、支援を行ってまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦が増加しているなか、高額な治療費を要する特定不妊治療費の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度については、昨年末に子ども・子育て支援事業計画の中間年における検討を行い、引き続き順調に事業を進めているところです。平成30年度は、次期計画策定に向けて、子育てに関するニーズ調査を実施いたします。子育て世代が抱える様々な問題やニーズを的確に把握し、計画に反映することで、質の高いサービスを提供できるよう努めてまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

はじめに、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、平成25年度から定住促進奨励金交付事業を実施し、定住人口の確保に努めております。

平成30年度からは、若者の移住・定住をより促進させるため、奨励金の交付要件を見直し、子育て世代においては、最大で110万円を交付することができるよう、内容の拡充を図ってまいります。

今後も本市の魅力を感じていただき、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいるところであります。策定に当たり、各種アンケート調査やヒアリング、地域別意見交換会を実施し、幅広く市民や関係者の方々から意見を伺いながら、協議、検討を行ってまいりました。

今後は、現在実施中のパブリックコメントの意見も踏まえながら、年度内の策定を目指してまいります。

なお、この計画を実現させるための実施計画である、地域公共交通再編実施計画の策定についても、より多くの意見をいただきながら、平成30年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

ふるさと応援寄附については、本年1月末現在の寄附申込額は大口寄附を含め、約2,950万円となっております。本市の観光資源を生かした釣船の乗船券やサーフィンスクール利用券など、旭市ならではの体験型返礼品も充実してきていることから、今後も魅力ある返礼品の拡大に努め、産業の振興へ結び付けていきたいと考えております。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、都市住民と市内在住者を対象とした、米作り体験などを通じた交流活動を実施することにより、農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷あさひ」をPRしてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

はじめに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護予防・認知症対策に取り組むとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

また、平成30年度から高齢者やその家族が身近な場所で、相談やサービスの提供が受けられるよう、市内の地域を中央・北部・東部に3分割して、地域包括支援センターを増設いたします。

市の地域包括支援センターは、市直営の基幹型センターとして、新設する委託型センターとの調整や業務の指導助言など後方支援を行い、高齢者やその家族からの相談に応じる相談支援機能の強化と地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、飯岡中学校の進入路部分について供用を開始しており、旭地域の椎名内西足洗線についても、一部区間で工事に着手しているところであります。

2路線とも、平成30年度は用地取得が調った区間の工事に着手いたします。なお、未取得地については、引き続き、関係地権者の皆様にご協力をお願いし、事業を進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

東日本大震災の発生から、まもなく7年が経過しようとしております。

この震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備え、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、今月4日に津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を実施いたします。

今回の訓練では、矢指地区の一部を対象として、災害時要援護者の避難を想定した、車両を利用する避難訓練を計画しております。

また、課題となっていた河川のフラップゲート工事については、県の事業として進められておりますが、今年度に矢挿川が完了し、目那川と玉浦川についても平成30年度の完成を目指し、工事が行われると伺っております。

今後も災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

計画予定地については、県が実施している仁玉川ストックマネジメント事業の受益地からの除外手続きを現在進めているところであります。

今後は、まちの魅力を高めるべく、都市住民に対してのワークショップや移住セミナー等について継続的に行い、さらには地域再生推進法人の指定、導入機能や事業内容の詳細につ

いての検討を予定しております。

この構想は、将来の旭市を見据えた時に、一番の問題である人口減少に対峙するために必要であり、ぜひとも実現させたいと考えております。

引き続き、旭中央病院と連携、協力しながら取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、平成30年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた4つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

はじめに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省により公表された平成27年の市町村別農業産出額において、本市は全国6位で、順位は平成26年と変わらなかったものの、産出額は34億円増の548億円となりました。

今後も、農畜産物の生産力の向上を目指して、関係機関と連携し、様々な施策に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、県下トップレベルの産地として、さらなる強化、拡大を図るため、生産施設の整備や省力化機械等の導入に対し、県の補助事業と併せて支援を行ってまいります。

畜産については、経営の安定に向け、情報提供や生産組合の事業活動を支援するとともに、自給飼料の生産や堆肥を有効利用する機械の導入について、県の補助事業を活用しながら推進してまいります。

また、家畜伝染病対策については、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、ワクチン接種や消毒対策を支援してまいります。

水田農業構造改革推進事業については、平成30年産から、国による米の生産数量目標の配分がなくなりますが、米価安定のためには、需要に応じた生産が重要ですので、引き続き飼料用米等による戦略作物の作付けを支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

農業基盤整備事業については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的とする県営土地改良事業の早期完成を目指し、飯岡西部地区と春海地区については平成31年度、豊和地区については平成32年度の事業完了に向け、支援を継続してまいります。

新規就農総合支援事業については、農業の担い手確保の一環として、市内はもとより市外からも新規就農者を積極的に受け入れ、市内での就農を推進するもので、国の補助事業の活用と併せ、市外からの新規就農者に対し、農業機械の取得や農地の貸借を支援してまいりま

す。

水産業については、安定的な漁業経営や水産資源の回復のため、漁業共済制度や貝類の種苗放流、飯岡漁港の航路しゅんせつなどの水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商店街が実施するイベント事業など商業の活性化を図るための事業に対し、商工会と連携を図りながら支援を行ってまいります。

工業振興支援事業については、旭市企業誘致条例による税制面での支援や、工業団地における生産環境の整備などにより、振興を図ってまいります。

次に、雇用の確保について申し上げます。

企業誘致事業については、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、県及び関係機関はもとより、地元金融機関などと連携を図りながら、誘致活動を推進してまいります。

また、旭市雇用対策協議会が実施する「合同企業説明会」を支援して、若者の定住促進に努めていきたいと考えております。

第二は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

はじめに、保健の充実について申し上げます。

国民健康保険の広域化については、平成27年に国民健康保険法が改正され、本年4月1日から、国民健康保険の運営主体が市町村から県へ移行することになりました。

これにより県は、国民健康保険財政の運営主体として、市が負担する医療費と同額の交付金を交付することとなり、この交付金の原資として、市は国民健康保険事業費納付金を県に納付するように制度改正されました。

仮に、急激な医療費の増加があった場合も、同額を県が補填することとなりますので、より安定した財政運営が図れることとなります。

なお、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者証の交付等、市民生活と密接に関係する事務は、広域化後も市が引き続き行うこととされておりますので、今後も、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制を維持してまいります。

あさひ健康応援ポイント事業については、健康診断の受診や健康目標への取り組みに対しポイントを付与し、健康づくりに役立つ景品を進呈することにより、健康づくりを推進して

おりますが、より多くの方に参加していただくようPRしてまいります。

感染症予防対策事業については、各種予防接種の実施により、感染症の拡大防止を図ってまいります。

がん検診、特定健康診査等事業については、対象者が受診しやすいよう日程の調整や女性専用日の設定などにより、利便性と受診率の向上を図ってまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

各種スポーツイベントの開催については、市民の一体感を醸成する事業として、旭市民体育祭、旭市民駅伝大会のほか、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催してまいります。

また、千葉県東部五市体育大会、世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選考会、千葉県高等学校駅伝競走大会、あした（未来）への道1000km縦断リレー、日独交流事業（卓球部門）への支援等、スポーツ交流事業を推進し、旭市の知名度アップを図ってまいります。

体育施設については、老朽化した施設の改修工事や東京オリンピック事前キャンプ地の誘致に向けての施設整備など、市民の誰もが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、適切な管理を進めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

育児支援事業については、安心して育児が行えるよう子育て学級や離乳食教室などを実施し、育児相談や母乳相談などの支援体制を充実してまいります。

子ども医療費助成事業については、4月から助成対象者を高校生等まで拡大し実施いたします。出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ支給事業及び第3子以降保育料等の無料化など子育て支援制度を引き続き実施し、子育て世代への支援の強化・充実を図ってまいります。

次に、海上保育所改築事業について申し上げます。

海上保育所については、老朽化が著しく耐震補強も困難なことから、平成30年度には、実施設設計及び地質調査、平成31年度には、改築工事及び既存施設の解体を行ってまいります。

また、整備後は隣接する滝郷診療所との連携を図り、公設公営保育所で初となる病児保育事業を実施いたします。

次に、育英資金給付事業について申し上げます。

育英資金給付事業については、子育て世帯への経済的支援のひとつとして位置づけ、高校生、大学生等を対象とした、返還の必要のない給付型奨学金として取り組んでおります。

平成30年度の新規募集については、高校生と大学生等の募集枠をそれぞれ拡充し、夢を持って進学できるよう応援してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、子どもたち一人ひとりが生き生きと輝く、特色のある教育活動を支援するため補助金を交付し、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員の配置により、国語や算数、数学など基礎学力の向上を図るとともに、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導、支援を行ってまいります。また、小学校外国語活動に補助員3名を配置することにより、外国語活動の充実と国際教育の推進を図ってまいります。

学校大規模改修事業については、屋内運動場の非構造部材の耐震化対策として、干潟小学校と第二中学校の改修工事など、安心安全な学校施設の整備のため、計画的に改修を進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習施設については、建築後30年以上を経過している施設が多く、老朽化が進行した施設や、安全性、耐震性が確保されていない施設があることから、各施設の全体の状況を把握し、長期的な視点から施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うため、個別施設計画の策定を進めてまいります。

また、干潟支所の長寿命化に向けた大規模改修と併せ、干潟公民館の機能を干潟支所へ移転するために必要な改修工事の調査設計を実施してまいります。

次に、文化振興事業について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識高揚を図るため、市民音楽祭、あさひのまつり等の市民参加型文化事業を実施するとともに、優れた芸術文化に市民が接する機会を増やすため、プロによるコンサートや寄席など、幅広いジャンルで芸術文化事業を展開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

旭市の新しい時代を担う青少年が、社会の一員であることを自覚し、社会のルールを守る力や頑張る力、協力し合う態度などを身につけ、社会人として成長してもらうため、家庭や学校、地域社会、青少年育成団体と協力、連携しながら、生活体験や自然体験などの体験活動を開催してまいります。

第三は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。

はじめに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球やパークゴルフ等のスポーツを通じた都市住民等との交流を促進してまいります。

オリンピック事前キャンプ地誘致については、昨年の12月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されました。今後は、ドイツ卓球チームの事前キャンプに向けた準備とホストタウンによる各種交流事業、日本人オリンピックアンによる講演会や体験会等を実施してまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市民からの要望が多い市道の整備については、安全で円滑な交通の確保や道路環境の改善を図るため、道路改良工事、道路維持補修など要望に対応できるよう事業予算を拡充し、計画的な整備に取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、一部区間の工事に着手しており、平成30年度は、用地取得が調った総堀線から東総広域農道までの1.2キロメートル区間の工事を進めてまいります。

飯岡海上連絡道の整備については、一部区間の供用を開始しておりますが、平成30年度には、用地取得が調った区間の工事に着手してまいります。なお、今後、軌道部分の工事を進めるにあたり、ＪＲ東日本と協議を進めてまいります。

南堀之内バイパスの整備については、一部区間の工事に着手しておりますが、平成30年度も、用地取得が調った区間の工事に着手してまいります。いずれも早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご協力をお願いしてまいります。

県により進められている清滝バイパスの整備工事については、平成30年度よりトンネル部の工事に着手するため、準備を進めているところと伺っております。今後も早期完成に向け要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、平成30年度と31年度の2か年の事業として、平成22年度に作成した水道ビジョンの検証と見直し、事業を安定的に継続して運営するための施設管理計画、災害対策としての施設耐震化計画などの長期計画を策定いたします。

また、水道料金の見直しについては、近年の良好な経営状況を踏まえたなか、値下げの方向で調査検討を行っております。今後、水道事業運営協議会などの答申を踏まえ、本年10月からの施行を目指し調整してまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

矢指地区で津波避難施設として整備しております築山施設については、日の出山公園として旭市立公園に位置づけるため、本定例会に関連議案を提案したところです。今後は、都市公園として適切な維持管理に努めてまいります。

また、市民の健康増進や交流の場として大勢の皆様にご利用いただいているあさひパークゴルフ場については、平成20年のオープンから本年度で10年目となることから、さらなる利用者サービスの向上を図ってまいります。

次に、良好な生活環境の形成について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、まず市民の皆様には制度への理解を深めていただくことが重要でありますので、制度を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、市民や各種団体を対象とした説明会を重ねながら、合意形成を図ってまいりたいと考えております。

公共下水道については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域内における下水道への接続を促進してまいります。

蛇園南地区流末排水整備事業については、残りの工事区間が約580メートルとなり、平成30年度は、約340メートルの区間で工事を進めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、サンモール西側の排水路、太右衛門川及び旭スポーツの森公園周辺の排水路について、順次整備を進めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

環境ボランティア活動の支援については、環境の保全や美化を推進するため、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる運動を展開してまいります。

3Rの推進及びごみの減量化については、昨年10月1日にごみを限りなく減らして、環境にやさしい資源循環型の社会を目指すために、「ごみの減量化と3R推進のまち」宣言をいたしました。

今後も引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。

住宅用省エネルギー設備については、家庭における地球温暖化対策の促進及びエネルギーの安定確保のため、環境への負担が少ない太陽光発電設備等を設置する方への支援について、今後も継続してまいります。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画

地として、事業を進めております。

広域ごみ処理施設の整備及び運営事業については、昨年11月に新日鉄住金エンジニアリング株式会社を代表企業とするグループが落札者として決定し、本年2月開催の事務組合議会において契約の議案が可決されました。これにより、本契約を締結し、平成30年度から建設工事が着工されることになりました。

広域最終処分場については、実施設計業務等を実施しており、平成30年度は、建設に係る入札、契約手続き等を実施する予定となっております。

今後も、広域ごみ処理施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

第四は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

はじめに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護予防の推進については、身近な地域での高齢者の健康づくりを促進し、介護予防に向けた支援と、住民自らが担い手となっていくような地域の見守りや支えあいの仕組みづくりを構築するとともに、高齢者が病気になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、地域における医療・介護の連携のネットワークづくりに努めてまいります。

次に、震災からの復興について申し上げます。

東日本大震災の津波により被害を受け、市内に住宅を再建した世帯に支援を行う旭市津波被災住宅再建支援事業については、受付期間を平成30年度末まで延長し、引き続き支援を実施してまいります。

次に、消防力の強化について申し上げます。

消防体制の充実については、消防活動の充実強化を図るため、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車等を整備計画に基づき更新を進めてまいります。

また、安定した消防水利の確保と充実を図るため耐震性貯水槽の設置を進め、消防力の強化を図ってまいります。

消防団については、合併後、組織体制の再編を進め、現在16分団47部の体制となりましたが、さらに組織の強化と消防体制の充実を図るため、団員定数の改正と報酬の引き上げについて、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策事業については、消費生活センターの体制を維持、強化し、高齢者などの

社会的弱者を狙った悪質商法による被害者や多重債務者を救済するため、消費生活相談員のレベルアップのための研修充実や、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、消費者被害を未然に防ぐため、各種講座等の啓発活動の実施や、消費生活サポーターとの連携の強化に努め、幅広い年齢層へ消費者問題に関する情報提供を行ってまいります。

次に、行政経営の推進について申し上げます。

新庁舎建設については、新庁舎建設基本計画に基づき、各種意見を反映しながら、本年度中に基本設計を取りまとめたいと考えております。

また、平成30年度においては、建築確認申請等の手続きを含めた実施設計業務に取り組むこととし、引き続き、議会や市民の皆様方の理解を得ながら、早期完成を目指してまいります。

個人番号カードの利活用については、個人番号カードの普及促進とマイナンバーを活用した住民サービスの向上を図るため、平成31年2月までにコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得できるサービスを開始できるよう、準備を進めてまいります。

次に、自立のための財政の推進について申し上げます。

自主財源の確保については、市税を中心とする債権の回収に積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額縮減を目標として、全庁を挙げて徹底した収納業務に努めてまいります。

次に、資産マネジメント体制の確立について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、全ての公共施設の具体的な長寿命化や再編の方策、時期などを定めるため、本年4月から専門部署として行政改革推進課内に資産経営班を新たに設置するとともに、公共施設等管理統括会議及びワーキンググループにおいて調査検討を行い、平成31年9月の計画策定を目指してまいります。

旧海上中学校及び旧飯岡中学校の跡地については、幅広く意見をいただくために、旭市旧中学校跡地利用検討委員会を設置し、これまでに現地確認を含め3回の会議を開催し、協議、検討を行ってまいりました。

若者が集まり、にぎわいを取り戻すための観光、交流拠点となるよう、引き続き協議を進め、委員会からの報告を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

平成30年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入面においては、市税を始めとした自主財源の大幅な伸びは期待できず、また、歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替の段階的縮減が平

成30年度は50%となるなど、今後の歳入を取り巻く環境は一段と厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、安全・安心で暮らしやすいまちづくり、産業の振興や人口減少対策等を積極的に推進していくなか、高齢化等の進行による社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化などによる維持、更新に係る経費は増加傾向にあり、さらには新庁舎建設事業を始め、市政発展のために必要不可欠な大型事業が進捗していくなど、市の財政需要は今後も増加していくものと見込まれております。

このような状況のなか、平成30年度の予算編成にあたっては、合併による国の財政支援の終期を見据えた行財政改革を進めながら、旭市総合戦略や旭市公共施設等総合管理計画などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、本市の更なる発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を279億9,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の6事業で176億5,200万円、企業会計は、水道事業の1事業で17億6,286万8,000円となり、市全体の当初予算の規模を474億486万8,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ279億9,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に74億5,010万8,000円、9款地方交付税に87億円、13款国庫支出金に29億6,742万1,000円、14款県支出金に18億3,554万7,000円、20款市債に21億8,760万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に32億9,587万8,000円、3款民生費に90億1,100万9,000円、4款衛生費に44億2,650万4,000円、8款土木費に31億7,865万2,000円、10款教育費に23億4,180万円、12款公債費に28億9,619万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ33億8,000万円とするものであります。

議案第3号は、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を事業勘定で78億7,000万円、施設勘定で8,500万円とするものであります。

議案第4号は、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6億3,600万円とするものであります。

議案第5号は、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ50億3,500万円とするものであります。

議案第6号は、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5億6,400万円とするものであります。

議案第7号は、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ8,200万円とするものであります。

議案第8号は、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を2万257件、年間給水量を613万8,834立方メートルと見込み、事業収益を16億7,266万2,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,500万円を追加し、予算の総額を308億4,000万円とするものであります。

議案第10号は、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億1,900万円追加し、予算の総額を107億4,900万円とするものであります。

議案第11号は、平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加し、予算の総額を50億2,500万円とするものであります。

議案第12号は、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、農業集落排水建設事業において繰越明許費を設定するものであります。

議案第13号は、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定についてでありまして、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、市が設置する旭市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第14号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成30年4月1日に行政改革推進課内に資産経営班を設置するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方独立行政法人法の改正に伴い、評価委員会の役割が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでありまして、消防団員等の報酬額を引き上げるとともに、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の委員報酬額を定めるため、改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県が国民健康保険事業費納付金を決定することになることから、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市内5か所の児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども医療費の助成対象者を拡大することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長寿祝金の支給金額を見直しするにあたり、改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及び介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、中小企業信用保険法の改正及び小口零細企業保証制度要綱の改正に伴い、貸付限度額が拡充されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、都市公園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、現在工事を行っている築山施設につ

いて、都市公園として位置付けるにあたり、改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、団員定数の適正化を図るため、改正するものであります。

議案第28号は、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、初期の目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

議案第29号及び議案第30号は、指定管理者の指定についてでありまして、飯岡福祉センター並びに旭市立干潟保育所の指定管理者を指定するにあたり、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、道路整備により2路線を認定、1路線を変更するにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を279億9,000万円と定めるもので、対前年度比6億2,000万円、2.2%の減となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債については、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

表の1番目から6番目までは、例年設定している農業、漁業、中小企業に係る利子補給と損失補償について、また7番目以下は、道路排水路等清掃委託料、道路補修委託料、交通安全施設維持補修業務委託料、ちば電子調達システムサービス使用料、固定資産評価替基礎調査業務、消防共同指令センター機器更新等負担金について、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として21億8,760万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、13ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、13ページをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、対前年度比1.6%の増で、30億9,070万2,000円を見込みました。

2目法人市民税については、対前年度比4.0%の減で、4億5,852万6,000円を見込みまし

た。

2項1目固定資産税は、家屋は減収見込みであります但土地と償却資産の増収見込みにより、対前年度比1.3%の増で、29億2,449万円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は、対前年度比9.6%の増で、2億996万7,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、対前年度比7.7%の減で、5億438万2,000円を見込みました。

次に、15ページの一番下になります。

2款地方譲与税から18ページの9款地方交付税までは、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだもので、主なものを申し上げますと、まず15ページの一番下、2款1項1目地方揮発油譲与税は、対前年度比7.0%の減で、9,300万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2項1目自動車重量譲与税は、対前年度比6.8%の増で、2億3,500万円を見込みました。

下の17ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金は、対前年度比6.5%の増で、11億5,000万円を見込みました。

7款自動車取得税交付金は、対前年度比23.7%の増で、1億2,000万円を見込みました。

18ページをお願いいたします。

9款地方交付税です。

このうち普通交付税は合併算定替の縮減などを、また特別交付税は震災復興特別交付税事業分の増などを見込み、交付税全体では対前年度比0.1%の減で、87億円を見込みました。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

13款国庫支出金です。

1項1目民生費国庫負担金は、対前年度比1.2%の減となっておりますが、これは主に4節生活保護費国庫負担金の減などによるものです。

下の23ページになります。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比38.4%の増となっておりますが、これは主に、説明欄2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増によるものです。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比34.8%の減となっております。主な理由は、2節児童福祉費国庫補助金のうち、前年度に計上していた保育所等整備交付金の事業が終了したことによるものです。

3目衛生費国庫補助金は、対前年度比16.4%の増となっております。主な理由は、説明欄2

循環型社会形成推進交付金の増によるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比107.9%の大幅な増となっています。主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の増によるものです。

24ページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比246.5%の大幅な増となっています。主な理由は、2節小学校費国庫補助金と3節中学校費国庫補助金のうち、それぞれ説明欄1 学校施設環境改善交付金の増によるものです。

25ページをお願いします。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は0.1%の減で、主な理由は、1節社会福祉費県負担金、説明欄3 保険基盤安定負担金が、国民健康保険税の軽減世帯数の減などにより、減少したためです。

2目衛生費県負担金は9.9%の減で、これは、養育医療費負担金の減によるものです。

26ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金は7.4%の減で、主な理由は、2節老人福祉費県補助金において、前年度に計上していた介護施設等整備事業交付金の事業が終了したことなどによるものです。

27ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は3.0%の増で、主な理由は、説明欄2 及び3 の生活排水対策浄化槽推進事業費補助金の増によるものです。

4目農林水産業費県補助金は76.7%の減で、主な理由は、前年度に計上していた畜産競争力強化対策整備事業費補助金の事業が終了したことなどによるものです。

29ページをお願いいたします。

5目商工費県補助金は27.0%の減で、これは千葉県消費者行政推進事業費補助金の減によるものです。

6目土木費県補助金は61.0%の減で、主な理由は、前年度に計上していた被災者住宅再建支援事業費補助金の事業が終了したことなどによるものです。

7目消防費県補助金は51.6%の減で、これは主に、説明欄2 千葉県地域防災力向上総合支援補助金の減によるものです。

8目教育費県補助金は62.5%の減で、主な理由は、前年度に計上していた文化財保存整備事業費補助金の事業が終了したことなどによるものです。

3項1目総務費委託金は9.7%の増で、主な理由は、30ページをお願いいたします。5節

選挙費委託金で、千葉県議会議員選挙費委託金の新規計上によるものです。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款2項1目庁舎整備基金繰入金は、対前年度比4,100万円減の1,600万円を計上しました。

2目災害復興基金繰入金は、対前年度比4,700万円減の8,461万1,000円を計上しました。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度比5,296万7,000円減の3億2,216万3,000円を計上しました。

4目地域振興基金繰入金は、対前年度比5,763万7,000円増の1億5,895万9,000円を計上しました。

5目ふるさと応援基金繰入金は、対前年度比810万円増の2,020万円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

19款5項4目旭中央病院共済費は、対前年度比4,203万6,000円増の6億1,719万1,000円を計上しました。

37ページをお願いいたします。

20款市債は、全体では38ページになりますが、対前年度比1億3,330万円の増となっています。

37ページに戻っていただきまして、まず1目総務債は、新庁舎建設事業債を計上しております。

2目民生債は、保育所整備事業債を新規に計上しています。

3目衛生債は、水道事業一般会計出資債と広域ごみ処理施設整備事業債を計上しています。前年度と比べて減の主な理由は、海上配水場の増池工事完了による水道事業一般会計出資債の減によるものです。

4目農林水産業債は、農業基盤整備事業債、農業水利施設改修事業債、広域営農団地農道整備事業債を計上しています。

5目土木債は、説明欄1 蛇園南地区流末排水整備事業債から、説明欄8 交通安全施設維持補修事業債までの8本を計上しています。

6目消防債の説明欄1 から説明欄5 までは消防施設整備事業債で、防火水槽、消防庫、常備消防自動車、非常備消防自動車などを、また説明欄6 は防災基盤整備事業債で、防災無線の機器の更新を計上しています。なお、前年度と比べて減となった主な理由は、築山の事業完了によるものです。

7目教育債は、小学校及び中学校大規模改造事業債を新規に計上しています。

38ページをお願いいたします。

8 目臨時財政対策債は、5.3%の減となっています。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について、前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

それでは、40ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費は、対前年度比1,150万3,000円減の2億2,748万6,000円を計上しました。

次に、2 款総務費ですが、少し飛びまして53ページをお願いいたします。1 項 2 目人事管理費は4.4%の増で、主な理由は55ページの一番下になります。説明欄 3 一部事務組合等負担金のうち、千葉県市町村職員共済組合負担金、旭中央病院分の増などによるものです。

また少し飛びまして、59ページをお願いいたします。一番下になります。

6 目財産管理費は57.4%の増で、主な理由は61ページになりますが、説明欄 2 財政調整基金積立金の増によるものです。

少し飛びまして、70ページをお願いいたします。

10 目地域振興費は30.2%の増で、主な理由は下の71ページをお願いします。説明欄 5 定住促進奨励金交付事業や、説明欄 6 コミュニティバス等運行事業の増によるものです。

72ページをお願いいたします。

11 目庁舎建設費は、4,361万8,000円の増で、主な理由は下の73ページになりますが、13 節調査・設計委託料として、新庁舎建設のための実施設計策定業務委託料等を新規に計上したことによるものです。

同じ73ページになります。12 目諸費は3,122万9,000円の増で、主な理由は74ページになりますが、説明欄 2 市バス運営事業のうち、18 節車両購入費として、市バス 1 台の購入経費の新規計上によるものです。

77ページをお願いいたします。

2 項 2 目賦課徴収費は4.4%の減で、主な理由は説明欄 1 の調査賦課事務費のうち、前年度に計上していた固定資産業務支援システム用ハードウェア購入費の減によるものです。

79ページをお願いいたします。下になります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は23.4%の増で、主な理由は80ページをお願いいたします。一番下になります。説明欄 3 住民基本台帳事務費のうち、各種証明書のコンビニ交付システム導入経費の増によるものです。

83ページをお願いいたします。

4項3目千葉県議会議員選挙費については、平成30年度の執行経費を計上したものです。

次に、3款民生費ですが、少し飛びまして92ページをお願いいたします。1項1目社会福祉総務費は減で、主な理由は、また少し飛びまして96ページをお願いいたします。一番上になります。説明欄8 飯岡福祉センター運営事業で、前年度に計上していた飯岡福祉センター改修工事が完了したことによるものです。

2目障害者福祉費は増で、主な理由は、また少し飛びまして100ページになります。説明欄10の自立支援給付事業で、20節扶助費の増によるものです。

102ページをお願いいたします。

4目国民健康保険費は減で、主な理由は、説明欄2 国民健康保険事業特別会計繰出金の減によるものであります。

105ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費は増で、主な理由は、説明欄2 広域連合負担金の増によるものです。

106ページをお願いいたします。

3目生活支援費は大幅な減で、主な理由は、前年度に計上していた地域密着型サービス拠点等整備事業の終了などによるものです。

108ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費は7.5%の増で、主な理由は下の109ページになります。説明欄4 子ども医療費助成事業の増、それと、少し飛びまして114ページになりますが、説明欄16 民間教育・保育施設改築等事業の増などによるものです。

116ページをお願いいたします。一番下になります。

4目児童福祉施設費は大幅な増で、主な理由は117ページになりますが、説明欄2 海上保育所改築事業の新規計上によるものです。

同じ117ページの5目障害児福祉費は1.2%の減で、主な理由は、説明欄1 障害児通所支援事業の減によるものです。

118ページをお願いいたします。

6目保育所費は4.2%の増で、主な理由は、下の119ページになります。説明欄3 公立保育所運営費の増、それと121ページになりますが、一番下の説明欄7 保育士処遇改善事業の増によるものです。

123ページをお願いいたします。

4項2目扶助費は減で、これは生活保護扶助費が減となったことによるものです。

次に、4款衛生費です。

126ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費は増で、その主な理由は少し飛びまして131ページをお願いいたします。一番下になります。説明欄11旭中央病院負担金の増によるものです。

また少し飛びまして、138ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は増で、主な理由は、説明欄2環境衛生事務費のうち、下の139ページになりますが、19節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の増によるものです。

次に、5款労働費ですが、少し飛びまして152ページをお願いいたします。労働費については2.5%の増となっております。

次に、6款農林水産業費です。

154ページをお願いいたします。

1項1目農業委員会費は増で、主な理由は、説明欄1農業委員報酬について、平成29年7月からの新制度移行に伴い増額となった影響が通年ベースになったことなどによるものです。

157ページをお願いいたします。一番下になります。

3目農業振興費は増で、主な理由は159ページをお願いいたします。下のほうになります。説明欄5水田農業構造改革推進事業における、飼料用米の作付面積の増加等に伴う補助金の増、それと160ページになりますが、説明欄9園芸生産強化支援事業における「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の増によるものです。

163ページをお願いいたします。一番下になります。

4目畜産振興費は大幅な減で、主な理由は、前年度に計上していた畜産競争力強化対策整備事業の終了によるものです。

次に、7款商工費です。

少し飛びまして、176ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は減で、主な理由は178ページになりますが、説明欄7企業誘致促進事業の減によるものです。

下の179ページをお願いいたします。

3目観光費は減で、主な理由は180ページになります。説明欄2観光資源創出プロモーション事業のうち、下の181ページ一番上になりますが、13節観光プロモーション支援業務委

託料の減によるものです。

次に、８款土木費になります。

また少し飛びまして、187ページをお願いいたします。一番下のほうになります。

２項１目道路橋梁総務費は大幅な増で、主な理由は、説明欄１道路橋梁事務費のうち、188ページになりますが、13節調査・測量委託料の増によるものです。

同じ188ページの下になります。２目道路維持費は1,963万9,000円の増で、主な理由は、189ページの下になりますが、説明欄２道路維持補修事業費の15節工事請負費の増によるものです。

190ページをお願いいたします。下のほうになります。

３目道路新設改良費は5,289万7,000円、2.9%の増で、主な理由は、下の191ページになります。説明欄２道路新設改良事業の増や、説明欄４旭中央病院アクセス道整備事業の増などによるものです。

194ページをお願いいたします。

４目橋梁維持費は増で、主な理由は、橋梁長寿命化修繕事業のうち、15節橋梁改修工事の増によるものです。

197ページをお願いいたします。一番下になります。

３項４目公園費は減で、主な理由は200ページになります。説明欄３旭スポーツの森公園整備事業の減によるものです。

同じ200ページの下になります。

４項１目住宅管理費は増で、主な理由は、少し飛びまして204ページになります。説明欄９空き家等対策推進事業の新規計上によるものです。

同じ204ページの下になります。

２目住宅建設支援費は減で、主な理由は、説明欄１津波被災住宅再建支援事業の減によるものです。

次に、９款消防費です。

208ページをお願いいたします。

１項１日常備消防費は増で、主な理由は210ページになります。説明欄４消防車両整備事業の新規計上によるものです。

同じ210ページの下になります。

２目非常備消防費は増で、主な理由は213ページをお願いいたします。一番下になります。

説明欄6 消防団車両整備事業の増によるものです。

214ページをお願いいたします。

3 目災害対策費は減で、主な理由は、前年度に計上していた津波避難施設整備事業の終了などによるものです。

次に、10款教育費です。

少し飛びまして、225ページをお願いいたします。

2 項1 目学校管理費は増で、主な理由は228ページになります。説明欄4 小学校大規模改造事業の増によるものです。

同じ228ページですが、2 目教育振興費は増で、主な理由は、下の229ページになります。説明欄2 小学校教材備品等購入事業や、説明欄3 小学校要保護準要保護児童援助費の増によるものです。

231ページをお願いいたします。

3 項1 目学校管理費は増で、主な理由は234ページになります。説明欄4 中学校大規模改造事業の増によるものです。

少し飛びまして、238ページをお願いいたします。

4 項1 目社会教育総務費は増で、主な理由は、説明欄2 社会教育総務事務費のうち239ページになりますが、13節委託料に干潟支所への干潟公民館機能移転に係る調査・設計委託料を新規計上したことによるものです。

次に、大きく飛びまして264ページをお願いいたします。

5 項1 目保健体育総務費は減で、主な理由は266ページをお願いいたします。説明欄3 東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の減によるものです。

同じ266ページの一番下になります。

2 目体育施設費は増で、主な理由は268ページになります。説明欄3 総合体育館管理費の増、それと271ページになりますが、説明欄5 社会体育施設改修事業の増によるものです。

次に、12款公債費です。また少し飛びまして、282ページをお願いいたします。

1 目の元金は増、2 目の利子は減となっております。

次に、13款諸支出金です。

284ページをお願いいたします。下のほうになります。

2 項1 目水道事業公営企業費は減で、主な理由は、説明欄2 水道事業会計出資金が、海上配水場の増池工事の完了により減となったためです。

286ページをお願いいたします。

14款の予備費は、公共施設の老朽化に伴い突発的な補修工事等に対応するため、前年度から1,000万円増の5,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わりました。続いて、その下の287ページをお願いいたします。

ここから292ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の288ページをお願いいたします。

2一般職のうち（1）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度と比べて7人の減で、金額は合計で1,273万3,000円の増となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、少し飛びまして293ページをお願いいたします。

この表は、新庁舎建設事業の設計等委託料に係る平成29年度から平成32年度までの4年間の継続費に関する調書となっております。

次に、294ページをお願いいたします。

ここから296ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が平成30年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものです。

最後に、297ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。一番下の計のところをご覧ください。左から順に、平成28年度末の現在高が277億1,825万2,000円、その右が、29年度末現在高見込額で286億1,589万9,000円、さらにその右が30年度中の起債見込額で21億8,760万円、その右が30年度中の元金償還見込額で27億2,190万1,000円、一番右は、30年度末の現在高見込額で280億8,159万8,000円となる見込みとなっております。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議

決について、補足説明を申し上げます。

予算書の299ページをお願いいたします。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億8,000万円といたしました。

少し飛びまして、305ページをお願いいたします。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入20億8,000万円を計上いたしました。これは病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人からのものです。

また、2款市債として病院債13億円を計上いたしました。これは法人が行う看護師宿舎の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

306ページをお願いします。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として13億円を計上しました。これは歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金16億5,836万9,000円及び2目利子4億2,163万1,000円、合わせて20億8,000万円を計上いたしました。これは歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものであります。

307ページをお願いします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、平成30年度末の病院債現在高は、一番右側になります。215億7,271万9,000円と見込んでおります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の309ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定は78億7,000万円、施設勘定は8,500万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定を1,000万円と定めるものです。

第3条は歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものでございます。

次の310ページから315ページは、歳入歳出予算であります。詳細は317ページ以降の説明書においてご説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

317ページと318ページは、事項別明細書の総括ですので説明は省略し、319ページの歳入からご説明いたします。

それでは、320ページをお開き下さい。

1 款国民健康保険税の合計額は20億7,145万2,000円、前年度に対し10.4%の減を見込みました。

内訳ですが、319ページに戻っていただきまして、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税が20億5,623万7,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1,521万5,000円で、同じく退職被保険者等に係る分でございます。

321ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金は、国保の広域化に伴い全て廃止されたため、1 項 1 目療養給付費等負担金のみに、過年度精算分として1,000円を計上させていただきました。

5 款療養給付費等交付金も同様でございます。なお、4 款 5 款とも平成30年度のみの経過措置となります。

322ページをお願いいたします。

6 款県支出金は、広域化により大幅に制度改正されたため、1 項 1 目保険給付費等交付金を新設し、52億3,330万6,000円を計上いたしました。

内訳は、療養給付費に応じて交付される保険給付費等普通交付金が50億9,893万8,000円、従前の特別調整交付金を再編した保険給付費等特別交付金に1 億3,436万8,000円であります。なお、従前の項目は全て廃止となっております。

323ページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は4 億9,907万5,000円を計上し、32.8%の減を見込みました。

減少の主な要因は、平成29年度に計上していた一般会計その他繰入金を計上せず、予算編成を行ったためであります。なお、下段の基金繰入金も同様に予算計上を行わないため、廃款としました。

324ページをお願いいたします。

10款諸収入、1項延滞金及び過料は1,820万円を計上いたしました。

3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は2,365万1,000円を計上いたしました。

325ページをお願いいたします。

4項1目第三者納付金は654万6,000円を計上し、3目雑入は1,621万8,000円を計上いたしました。

なお、下段、前期高齢者交付金並びに、326ページの共同事業交付金につきましては、国保の広域化に伴い、廃止となりました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

327ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は2,861万2,000円を計上し、25.6%の減を見込みました。減少の主な要因は、平成29年度広域化に対応するため計上していた電算改修が終了したためでございます。

328ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は1,673万5,000円を計上いたしました。

329ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計ですが、330ページ下段になります。合計で44億7,746万5,000円、12%の減を見込みました。制度改正によりまして見込額を県が示すため、大幅な減の計上となりますけれども、仮に予算を大幅に上回る医療費が支出された場合でも、平成30年度からはその医療分に対しましては、同額を県から交付されることになります。

331ページをお願いいたします。

2項高額療養費は6億2,277万3,000円を計上し、24.1%の減を見込みました。こちらにつきましても、先ほど同様に県から同額交付されます。

332ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金は3,361万7,000円を計上いたしました。

333ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は、国保広域化に伴い新設された科目で、県が市町村に交付する保険給付費等普通交付金の原資となるものです。

1項1目医療給付費分は15億2,823万5,000円、2目後期高齢者支援金分は6億7,686万8,000円、3目介護分は2億9,391万7,000円を計上いたしました。金額は、県が各市町村の

被保険者数、所得、医療費に応じて算定したものを計上しております。

総額につきましては、334ページ上段をお願いいたします。合計で24億9,902万円の計上となります。

4款保健事業費は1億2,440万7,000円を計上いたしました。主な事業は、説明欄1の特定健康診査等事業が8,005万6,000円、説明欄2の特定保健指導事業が369万8,000円、説明欄3の短期人間ドック事業に3,811万8,000円となります。

337ページをお願いいたします。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は1,478万4,000円を計上しました。

338ページをお願いいたします。

3項1目直営診療施設補助金は1,462万円を計上しました。これは旭中央病院の補助金を国保会計を經由して繰り出すものであります。

4項1目施設勘定繰出金は30万円で、滝郷診療所への補助金を国保会計を經由して繰り出すものであります。

8款予備費は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしました。

339ページをお願いいたします。

国保広域化に伴い平成29年度に支出しておりました後期高齢者支援金から、340ページの共同事業拠出金までの項目は、全て廃止となります。

341ページは、給与費明細書でございます。

続いて、施設勘定についてご説明させていただきます。

343ページと344ページは、事項別明細書の総括ですので説明は省略し、345ページの歳入からご説明させていただきます。

345ページをお開き下さい。

1款1項外来収入は6,777万4,000円を計上し、前年度に対し2.7%の減を見込みました。主な要因は、平成30年度の薬価の引き下げ等による影響を考慮したものでございます。

2項1目諸検査等収入は479万7,000円を計上しました。

347ページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金は、前年度と同様740万円を計上いたしました。

内訳は、一般会計から710万円、国保事業勘定から30万円の繰り入れを計上しました。

2項基金繰入金は440万円を計上いたしました。これは収支不足を補填するための財政調整基金からの繰り入れでございます。

5 款繰越金は20万円を計上いたしました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

350ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は4,483万5,000円を計上いたしました。主に職員給与費と診療所に係る事務費と管理費でございます。

353ページをお願いいたします。

2 款医業費は3,798万6,000円を計上し、前年度に対し3.5%の減を見込んでおります。

356ページから359ページは、給与費明細書でございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の361ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億3,600万円と定めるものであります。

次の362ページと363ページは、歳入歳出予算であります。詳細は367ページ以降の説明書の中でご説明いたします。

365ページと366ページは、事項別明細書の総括ですので説明を省略させていただきます。

それでは、367ページの歳入からご説明いたします。

1 款保険料は4億3,927万円で、前年度に対し8.4%の増を見込みました。

内訳ですが、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に3億53万7,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に1億3,808万円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に65万3,000円であります。

徴収方法は、年金から天引きする特別徴収と、納付書等で納めていただく普通徴収となります。また、30年度の保険料率は改定となりまして、均等割が4万400円から4万1,000円となり600円の増、所得割率が7.93%から7.89%となり0.04ポイントの減、賦課限度額が57万円から62万円となり5万円の増となりました。

2 款繰入金は、一般会計から1億7,968万円、前年度に対し2.2%の増を見込みました。

内容としましては、徴収事務費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3 款繰越金は750万円を見込みました。

368ページをお願いいたします。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は251万7,000円を見込みました。これは過年度分

の納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合から全額補填されるものであります。

369ページをお願いいたします。

4 項雑入は、平成30年度保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修の補助金を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

370ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で1,776万3,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で263万7,000円を見込みました。

371ページをお願いいたします。

2 款広域連合納付金は 6 億808万円を見込みました。これは徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を、そのまま広域連合に支出するものであります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は252万円を見込みました。これは過年度分における資格の喪失に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

372ページをお願いいたします。

4 款予備費として、前年度と同額の500万円を見込みました。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（島田和雄） 保健年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後 1 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 5 号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の373ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を50億3,500万円と定めるものです。

第2条では、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の374ページから380ページまでは説明を省略させていただきまして、381ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

381ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は11億5,490万5,000円で、保険料基準額は年額6万1,200円、納付義務者数を1万9,447人と見込み、対前年度15.9%の増で計上いたしました。

内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を、現年度分の90.5%に当たる10億5,475万2,000円とし、2節現年度分の普通徴収保険料には9,411万2,000円、3節過年度分普通徴収保険料には604万1,000円を見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金には8億3,419万2,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の4.67%、2億1,995万5,000円を見込み、2目地域支援事業交付金には7,588万8,000円を見込みました。

382ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億6,955万9,000円を、2目地域支援事業支援交付金には4,236万1,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億9,398万1,000円、2項1目地域支援事業交付金には3,794万4,000円を見込みました。

383ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金には5億8,775万9,000円、2目地域支援事業繰入金には3,996万4,000円、3目介護保険事務費繰入金には6,207万円、4目低所得者保険料軽減繰入金には1,035万6,000円を見込みました。

385ページをお願いいたします。

8款諸収入、2項2目雑入の606万1,000円は、説明欄記載のとおり配食サービス事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、386ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、介護保険一般事務費経費として1,202万5,000円を計上いたしました。

2 項 1 目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として325万7,000円を計上いたしました。

387ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会の開催回数を年間120回と見込み、2,819万6,000円を計上いたしました。

388ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費として1,779万円を見込みました。

390ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は47億206万9,000円で、対前年度1.8%の増を見込みました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、利用者を1,582人と見込み、15億2,541万4,000円を計上いたしました。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、利用人数を地域密着型の通所介護に429人、グループホームに64人、小規模特別養護老人ホームに45人と見込み、6億4,362万7,000円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設440人、老人保健施設210人、療養型医療施設1人の合計651人の利用を見込み、18億6,761万8,000円を計上いたしました。

391ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2億5,441万1,000円を見込みました。

392ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、利用者を171人と見込み、2,656万3,000円を計上いたしました。

394ページをお願いいたします。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で、376万円を見込みました。

4 項 1 目高額介護サービス費は、9,448万6,000円を計上いたしました。

396ページをお願いいたします。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、2 億4,135万3,000円を計上いたしました。

397ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業による予防給付で、利用人数を訪問型サービスで126人、通所型サービスで403人と見込み、1 億2,766万7,000円を計上いたしました。

398ページをお願いいたします。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業費で、2,825万8,000円を見込みました。

400ページをお願いいたします。

3 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する総合相談等の経費と、包括的支援関係職員及び地域包括支援センターの増設の費用等で、7,580万4,000円を計上いたしました。

403ページをお願いいたします。

4 項 1 目任意事業費は2,750万9,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、そして、404ページに記載の配食サービス事業などを実施いたします。

407ページをお願いいたします。

7 款予備費には1,000万円を計上いたしました。

408ページから412ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第 6 号、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書413ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 5 億6,400万円と定めるもので、対前年度1,600万円、2.8%の減でございます。

第 2 条の地方債につきましては、後ほど第 2 表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円と定めるものでございます。

414ページから416ページの、第1表歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、後ほど419ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

417ページをお願いいたします。

第2表地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、2,490万円を計上するものでございます。

419ページ、420ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

421ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金412万円は、認可区域の面整備が完了し納付対象者が減少したことにより、対前年度34.8%減となっております。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、直近1年間の使用料収入の決算額等から算出しており、9,814万3,000円で9.8%増となっております。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金の689万円は、昨年からの継続事業で下水道ストックマネジメント策定に係る社会資本整備総合交付金で、事業費1,378万円の2分の1となっております。

422ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億8,319万9,000円で、対前年度2.7%減を見込みました。減となりました理由につきましては、事業費の減少及び使用料、繰越金の増加によるものです。

事業費の減少につきましては、後ほど歳出でご説明いたします。

6款繰越金は、前年度繰越金で4,000万円を見込みました。

423ページをお願いいたします。

7款諸収入、3項1目雑入は648万円で、公共下水道管移設等受託収入で、建設課施工の冠水対策排水路整備事業に伴うもので、建設課からの収入を計上いたしました。

8款市債、1項1目下水道債は2,490万円で、これは借入金の償還分として2,370万円と、平成32年度に移行する公営企業移行事業債120万円を加え、計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

425ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本事業に係ります職員給与費及び管理経費8,712万

円で、対前年度0.6%増となっております。

428ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費、説明欄1施設維持管理費は1億3,428万4,000円で、対前年度12.4%減となっております。これは、浄化センターの運転業務委託料を長期継続契約したことにより、設計金額ではなく実際の契約金額で予算計上したことが要因となり、この事業費の減額が、先ほど歳入の説明で申し上げました一般会計繰入金の減少につながっております。

429ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費、説明欄1下水道改修事業2,486万9,000円で、対前年度4.8%減を見込みました。

説明欄の13節委託料、計画策定支援業務委託料1,698万9,000円は、平成29年度から継続している下水道ストックマネジメント計画策定の支援業務委託料等です。

430ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目元金は2億4,670万6,000円で、対前年度3.9%増。

2目利子につきましては6,802万1,000円で、対前年度7.4%減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

432ページから436ページは、職員の給与費明細書でございます。

437ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

平成30年度末の現在高見込額は、33億4,245万2,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（島田和雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮負賢治 登壇）

○農水産課長（宮負賢治） 議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の439ページをご覧ください。

第1条は、平成30年度当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,200万円と定めるもので、前年度予算額1億5,200万円に対しまして46.1%の減であります。

予算が減少しました主な要因は、県道旭笹川線に埋設してあります管路の改修工事が完成

に近づき、工事費が小さくなったためです。

第2条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次の440ページ、441ページの、第1表歳入歳出予算の説明は省略させていただきまして、442ページをご覧ください。

第2表地方債は、起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、平成30年度の限度額を1,330万円とするものです。

次の443ページ、444ページの歳入歳出予算事項別明細書の1の総括は、説明を省略させていただきまして、445ページをご覧ください。

2の歳入です。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度と同額でございます。

2款使用料及び手数料は、1項1目施設使用料、これは1,710万4,000円で、対前年度9万7,000円、0.6%の減であります。この施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みを計上いたしました。

3款県支出金、1項1目農業集落排水事業県補助金は、1,344万円で計上しました。こちらは、平成28年度から行っている江ヶ崎地区の管路改修工事の補助金であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,346万6,000円で、対前年度68万8,000円、2%の減であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

446ページをご覧ください。

5款繰越金293万9,000円は、前年度繰越金であります。

次に、447ページをご覧ください。

6款諸収入、3項1目雑入90万9,000円は、平成29年度分の消費税の確定申告に伴う還付金を見込んだものです。

次の7款市債、1項1目下水道債1,330万円は、農業集落排水事業債でありまして、対前年度2,360万円、64%の減です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、448ページをご覧ください。

3の歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は、農業集落排水事業にかかわる職員の人件費及び管理経費1,077万9,000円で、対前年度107万2,000円、11%の増であります。

次の449ページの中段です。説明欄3の公営企業会計移行事業は、国からの要請に基づき、経理の明確化、透明性の向上を図ることを目的に、公営企業会計へ移行するための準備経費として192万8,000円を計上したものであります。

次に、450ページへまいりまして、2款事業費、1項1目維持管理費2,284万8,000円は、江ヶ崎と琴田にあります排水処理施設の管理費で、対前年度189万7,000円、9.1%の増であります。

説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,652万5,000円で、主なものは、11需用費の光熱水費450万円、維持補修費843万1,000円のほか、13委託料の施設維持管理委託料268万7,000円であります。

次に、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は632万3,000円で、主なものは、11需用費の光熱水費184万2,000円、維持補修費201万8,000円のほか、次の451ページになりますけれども、説明欄のほうの13委託料の施設維持管理委託料182万3,000円であります。

次に、2目資源循環事業費49万6,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の処理費用でございます。

452ページをご覧ください。

2款2項1目工事費2,720万8,000円は、江ヶ崎地区の管路施設の改修工事費です。冒頭でもご説明申し上げましたが、平成28年度から進めております改修工事の大部分が終了しまして、残りわずかとなったため大幅に減少したものです。

次に、3款公債費、1項1目元金1,570万9,000円、2目利子362万円は、農業集落排水施設整備に伴う借入金の償還金であります。

次の453ページをご覧ください。

4款繰出金84万円は、一般会計への繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、454ページをご覧ください。

給与費明細書ですが、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年度との比較表になります。

次の455ページから457ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、458ページをご覧ください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の一番右の欄ですが、平成30年度末現在高見込額が2億3,205万5,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、（1）給水件数を2万257件、年間給水量を613万8,834立方メートルとし、1日の平均給水量を1万6,819立方メートルと予定いたしました。

（2）主要な建設改良事業は、配水管布設工事に5,976万円、配水管布設替工事に2,970万円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億9,599万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

4ページをお開きください。

第5条は、債務負担行為となります。旭市水道事業長期計画策定業務委託を、平成30、31年度の継続事業とし、平成31年度の限度額を1,426万5,000円と設定いたしました。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を4,890万円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

7ページをお開きください。

平成30年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

収入の部は、1款水道事業収益を16億7,266万2,000円、前年度に比べ9,480万7,000円、

6%の増を見込んでおります。

1項の営業収益は16億2,091万2,000円で、このうち主なものは、1目給水収益の16億666万4,000円で、水道料金収入となります。年間総有収水量を592万9,737立方メートルと見込んでおります。

次に、8ページ目をお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億9,194万4,000円で、前年度に比べ6,358万4,000円、4.5%の増を予定いたしました。

1項の営業費用は14億3,046万3,000円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費の8億6,815万1,000円と、5目減価償却費の2億4,426万3,000円となります。

次の9ページ目は、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、1款資本的収入で7,492万5,000円、前年度に比べ、マイナス1億3,325万2,000円、64%の減を見込んでおります。

主な内訳といたしまして、1項1目出資金の1,560万円は、一般会計からの出資金を、2項1目負担金の2,901万4,000円は、消火栓設置負担金及び配水管布設工事などの負担金を見込んでおります。

支出の部は、1款資本的支出2億7,092万4,000円で、前年度に比べ、マイナス1億4,707万7,000円、35.2%の減を予定しております。

主な内訳といたしまして、1項建設改良費2億823万4,000円のうち、1目拡張工事費は、配水管布設工事や仕切り弁の設置工事などで8,561万4,000円、2目改良工事費は、配水管布設替工事や道路事業などに伴う切り回し工事で6,750万円、3目固定資産取得費は、各配水場の設備の更新などで5,512万円を予定しております。

次に、10ページをお開きください。

10ページから11ページまでは、平成30年度旭市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書となります。

次に、12ページをお開きください。

12ページから15ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

次に、16ページをお開きください。

16ページは、債務負担行為に関する調書となります。

次の17ページから19ページにつきましては、平成30年度の予定貸借対照表となっております。

また、20ページから24ページにつきましては、平成29年度の予定損益計算書及び平成29年度末の予定貸借対照表となります。

次の25ページから26ページは注記となります。会計処理の基準及び手続きを示したものでございます。

内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第8号の補足説明を終わりにします。

○議長（島田和雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,500万円を追加し、予算の総額を308億4,000万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と、第3条、地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略しまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、年度内に完了しない見込みである7事業について、繰越明許費を設定するものです。

事業ごとの内容を申し上げますと、2款3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務費は、個人番号カード交付事業費補助金が全て繰り越しとなるため、国の指導により交付決定額の全額を翌年度に繰り越すこととなったためです。

また、6款1項農業費、畜産競争力強化対策整備事業は、国のTPP関連対策による畜産農家への施設整備費に対する補助金で、事業で使用する建設資材の納入に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため、次の農業基盤整備事業は、県営基盤整備事業に対して国の補正予算の配分があり、県が繰り越す予定のため、市の負担金についても繰越明許費を設定するものです。

8款2項蛇園南地区流末排水整備事業は、飯岡西部工区との調整で施工できない期間があ

り、工期が確保できないため、次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、農業用水路に係る関係機関との協議の結果、設計の修正が必要となり、工期を確保できないため、次の震災復興・津波避難道路整備事業は、県農業事務所や土地改良区との協議及び物件移転に不測の日数を要し、工期を確保できないためであります。

一番下の9款1項消防費、津波避難施設整備事業は、築山の盛り土搬入元である千葉県の工事の遅れにより、工事全体に遅れが生じ、工期の確保ができないため、繰越明許費を設定するものです。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。

農業農村整備事業は、国の補正予算の配分による県営基盤整備事業の事業量の増加に伴い、旭市の負担金が増えるため、起債の限度額を増額するものです。

次に、7ページと8ページですが、これは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、9ページの歳入から順を追って説明いたします。9ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税3億129万2,000円の追加は、普通交付税の留保額の一部と病院事業に係る特別交付税の算定額の増加分を、今回の補正財源として計上するものです。

15款1項2目利子及び配当金627万1,000円の増は、財政調整基金に係る国債等による運用利息の増です。

16款1項1目総務費寄附金1,000万円の追加は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

3目教育費寄附金100万円の追加は、匿名による育英事業に対する指定寄附金を新規に計上するものです。

10ページをお願いいたします。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金2,369万1,000円の追加は、平成28年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

2項5目東日本大震災復興交付金基金繰入金3億348万円の減は、津波避難道路、横根三川線の事業費の減によるものです。

12目奨学基金繰入金6,751万6,000円の追加は、奨学基金の廃止に伴い、残額を育英基金へ積み替えるための財源として繰り入れるものです。

18款1項1目繰越金2億966万4,000円の追加は、留保しておりました繰越金を、全て今回

の補正財源として計上するものです。

19款5項5目雑入2,184万6,000円の追加は、消防救急無線整備工事損害賠償金相当額返還金であります。

20款市債については、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費5億円の追加は、公共施設等整備基金への積立金を新規に計上するものです。

6目財産管理費627万1,000円の増は、財政調整基金の運用利息の積立金です。

7目企画費1,196万4,000円の追加のうち、説明欄1ふるさと応援寄附推進事業196万4,000円は、寄附金が増加したことに伴い、代行業者への委託料等を増額するものです。説明欄2ふるさと応援基金積立金1,000万円は、ふるさと応援制度による寄附金の増加分を積み立てるものです。

12目諸費1億8,507万1,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

13ページをお願いいたします。

3款2項2目後期高齢者医療費401万2,000円の追加は、千葉県後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金の過年度分の精算によるものです。

4款1項1目保健衛生総務費2,236万6,000円の追加は、繰出基準としている普通交付税及び特別交付税の病院分算定額の増加に伴い、旭中央病院運営費負担金を増額するものです。

6款1項5目農地費6,279万2,000円の追加は、先ほど第2表の繰越明許費補正で説明したとおり、県営基盤整備事業に係る旭市の負担金を増額するもので、一部は翌年度へ繰り越す見込みとなっております。

14ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費4億8,622万2,000円の減は、説明欄1震災復興・津波避難道路整備事業について、横根三川線の年度内執行が困難であるため減額するものです。なお、この事業についても翌年度へ繰り越す見込みとなっております。

9款1項1目常備消防費1,023万円の追加は、平成22年度から平成24年度に実施された千葉県内の消防救急無線共同整備事業について入札談合があり、旭市を含む共同処理団体に対して損害賠償金相当額が返還されたことから、この事業に対して千葉県市町村振興協会から交付を受けていた助成金の一部を返還するものです。

15ページをお願いいたします。

10款 1 項 2 目事務局費6,851万6,000円の追加は、育英事業に対する指定寄附100万円と、奨学基金の廃止に伴う残余额6,751万6,000円を育英基金へ積み立てるものです。

最後に16ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

事業費の変更により、平成29年度の起債額を4,720万円増額するもので、これによりまして、平成29年度末現在高見込額は、一番右下でございますが、286億6,309万9,000円とするものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第10号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億4,900万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページのほうをお願いしたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

11款繰越金は、前年度繰越金の留保分1億1,900万円を計上するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

11款 1 項 3 目償還金は、平成28年度分の療養給付費等負担金の精算及び特定健康診査等負担金の修正に係る返還金などとして、1億1,900万円を増額するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齡者福祉課長（浪川恭房） 議案第11号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億2,500万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金における480万円は、平成28年度介護予防・日常生活支援総合事業の追加交付金となります。介護予防・日常生活支援総合事業として開始いたしました旭市独自の通所型介護サービス事業の利用者が、当初の見込みよりも増えたことから、支払基金からの交付金も増額となり、計上するものでございます。交付率は事業費の28%となります。

5款財産収入には、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

7款の繰越金ですが、平成28年度決算に基づき1億2,014万5,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には3,422万7,000円を追加し、3,422万8,000円といたしました。これは、基金運用利息と平成28年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は9,077万3,000円を追加し、9,077万7,000円とするもので、平成28年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齡者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮負賢治 登壇）

○農水産課長（宮負賢治） 議案第12号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、繰越明許費の設定であります。内容は次ページでご説明いたします。

2ページをご覧ください。

第1表、繰越明許費です。

対象事業は、2款2項の農業集落排水建設事業で、金額は3,955万6,000円です。これは現在、江ヶ崎地区で実施しております集水管の改修におきまして、今年の1月になってから県の補助金の追加があり、その追加分の工事を今年度内に完了することができないため繰り越すものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第28号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第13号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

国では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年にいじめ防止対策推進法を公布しました。

本議案は、このいじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市のいじめの防止等のための対策を推進するため、市が設置する旭市いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織に関し、必要な事項について定めるものであります。

それでは、条例の1ページをご覧ください。

本条例は、第1章から5章まででございます。

第1章は、総則でございます。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、いじめ防止対策推進法の規定により、市が設置する旭市いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織に関し、必要な事項を本条例に定める旨の条文となっております。

第2条は、定義の規定でありまして、条例の用語の意義を定めるものです。

次に、第2章でございます。

第2章は、旭市いじめ問題対策連絡協議会について定めるもので、第3条から第10条までとなっております。

第3条は、設置についての規定でありまして、法第14条第1項の規定により、旭市いじめ問題対策連絡協議会の設置を定めるものです。

第4条は、所掌事務についての規定でありまして、連絡協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項、並びにいじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について協議する旨を定めるものです。

第5条は、組織についての規定でありまして、第1項は委員の人数、第2項は委員の委嘱や任命について定めるものです。

2ページをお願いします。

第6条は、委員の任期の規定でありまして、委員の任期や再任、また欠員が生じた場合について定めるものです。

第7条は、会長等の規定でありまして、会長、副会長の設置や選出、職務について定めるものです。

第8条は、会議の規定でありまして、会議の招集や開催、議事について定めるものです。

第9条は、関係者の出席等の規定でありまして、連絡協議会において関係者の出席等について定めるものです。

第10条は、庶務の規定でありまして、連絡協議会の庶務について、教育委員会学校教育課において処理する旨を定めるものです。

続いて、第3章でございます。

第3章は、旭市いじめ問題対策調査委員会について定めるもので、第11条から第17条までとなっております。

11条は、設置についての規定でありまして、法第14条第3項の規定により、旭市いじめ問題対策調査委員会の設置を定めるものです。

続いて、3ページをお願いします。

第12条は、所掌事務についての規定でありまして、調査委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、または意見を具申する旨を定めるものです。

第13条は、組織についての規定でありまして、1項が委員の人数、2項が委員の委嘱や任命について定めるものです。

第14条は、委員長等の規定でありまして、委員長、副委員長の設置や選出、職務について定めるものです。

第15条は、臨時委員の規定でありまして、1項は、教育委員会は調査委員会に特別の事項を調査審議するために、必要があると認めたときには臨時委員を置くことができる旨を定めるもので、2項は委嘱や任命について、第3項は任期について定めるものです。

続いて、16条は、会議の規定でありまして、会議の招集や開催、議事について定めるものです。

第17条は、準用規定でありまして、6条、9条及び10条の規定は調査委員会について準用する。この場合において、第9条中の会長とあるのは委員長、同条及び第10条中の連絡協議会とあるのは調査委員会と読み替えるものとするものを定めるものです。

続いて、4ページをお願いします。

4章でございます。

4章は、旭市いじめ問題再調査委員会について定めるもので、18条から22条までとなっております。

18条は、設置の規定でありまして、法第30条第2項の規定により、旭市いじめ問題再調査委員会の設置を定めるものです。

19条は、所掌事務についての規定でありまして、再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、または意見を具申する旨を定めるものでございます。

20条は、組織についての規定、1項は委員の人数、2項は委員の委嘱や任命について定めるものです。

21条は、委員の任期の規定でありまして、委員の任期は、諮問された事項について市長に答申する日までとする旨を定めるものでございます。

22条は、準用規定でありまして、9条、10条及び第14条から16条までの規定は再調査委員会について準用する。この場合において、9条中の会長とあるのは委員長、同条及び第10条中、連絡協議会とあるのは再調査委員会と、第10条中の教育委員会事務局学校教育課とあるのは総務課と、それから第14条中第1項及び3項、第15条1項並びに第16条1項及び2項中、調査委員会とあるのは再調査委員会と、また15条第1項及び2項中、教育委員会とあるのは市長と読み替える旨を定めるものでございます。

最後に、第5章、雑則でございます。

第23条は、委任についての規定でありまして、この条例に定めるもののほか、連絡協議会または調査委員会、もしくは再調査委員会の運営に関し、必要な事項は会長または委員長が

それぞれ連絡協議会または調査委員会、もしくは再調査委員会に諮って定める旨の規定でございます。

附則は、この条例の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第28号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市奨学基金条例は、平成17年7月1日に施行され、合併前の海上町奨学基金条例または飯岡町奨学基金設置条例に基づく基金に属していた現金等を、本条例に基づく旭市奨学基金に属するものとし、これまで運用等を行っていたものでございます。

旭市奨学基金からの奨学金の貸し付けは、平成21年3月を最後に終了しており、以後、奨学金の返還を基金へ受け入れをしてきたところでございます。

奨学金の返還については、順調に推移し、平成29年12月をもって全て終了したことから、旭市奨学基金条例を廃止する条例を制定するものです。

附則は、この条例の施行期日を平成30年3月30日とするものでございます。

なお、本条例の廃止に伴う基金残高でございますが、6,751万5,306円を見込んでおり、全額を奨学基金繰入金として、旭市育英基金への積み立てを予定しているところでございます。これにより、旭市育英基金の残高は、1億5,564万2,726円を見込んでいるところでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終了いたします。

○議長（島田和雄） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の補足説明中、予算書の5ページになりますが、第9条、棚卸資産購入限度額は4,890万円と先ほどご説明しましたが、489万円と訂正させていただきます。

どうもすみませんでした。

○議長（島田和雄） 引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第14号、議案第16号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第14号及び議案第16号について、補足説明を申し上げます。

最初に、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、課の事務分掌の一部を改正するもので、現在、行政改革の一環として進めている公共施設の総合管理をはじめ、財産管理、庁舎管理、営繕事務を一元的に行うための組織として、行政改革推進課内に資産経営班を設置することに伴い、財政課で所掌している事務の一部を移管するため、条例の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表、ご用意いただきたいと思います。

新旧対照表の1ページでございます。

改正の内容につきましては、同条例の別表の各課の主な事務分掌について、市有財産に関することを行政改革推進課の事務分掌とし、財政課の事務分掌より削除するものでございます。

また、財政課で所管していた市営住宅に係る事務を都市整備課の事務分掌とするため、都市整備課の主な事務分掌として、新たに住宅施策に関するものを加えるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わりました。続いて、議案第16号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、大きく分けて2点でございます。

1点目は、消防団員等の報酬年額について、県内各市町村の団員定数及び報酬状況を勘案し、消防団活動の実態に即した報酬額とするため、団長は、現行11万円から12万円に、以下副団長から団員まで表記のとおりそれぞれ引き上げるとともに、新たに機能別団員の報酬額

を、年額1万円と定めるものでございます。

2点目は、議案第13号でご審議をお願いいたしますが、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例において設置する協議会等の委員報酬額を新たに定めるもので、いじめ問題対策連絡協議会委員は日額6,000円、いじめ問題対策調査委員会委員は日額1万3,000円、いじめ問題再調査委員会委員は日額1万3,000円と、それぞれ定めるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、評価委員会の役割について見直しがございましたが、その役割を継続できるよう所要の改正を行うものであります。

新旧対照表2ページをご覧ください。

左が現行、右が改正案になります。

第1条第1項中、平成15年法律第118号の次に「。次条において「法」という。」を加え、第11条第3項を第11条第4項に改めます。

第1条の次に、新たに、所掌事務、第2条として「委員会は、次の各号に掲げる事項について、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。」として、1号業務方法書の認可に関すること、ほか8号まで記載の事項を加えます。

第3条以降は、条ずれが生じたことから、記載のとおり変更するものです。

附則になりますが、変更後の条例は平成30年4月1日から施行となります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） 議案第17号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年5月に成立しました、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から国民健康保険について、都道府県が財政運営の責任者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すことに伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行され、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金が決定されることとなります。

これを受けまして、県内の状況を鑑み、国民健康保険税の税率及び課税限度額について改定するものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

4ページをご覧ください。

第2条、課税額については、保険給付費等に充てられていた国民健康保険税の各税目を、国保事業納付金の該当科目に充てるように文言の整理を行うものです。

第2条第1項第1号については、国民健康保険事業費納付金の医療費相当分に充てるための基礎額に規定を定めるものであります。

5ページをご覧ください。

第2条第1項第2号については、国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等課税額を定めるものです。

第2条第1項第3号については、国民健康保険事業費納付金の介護納付金部分に充てるための介護納付金税額の規定を定めるものであります。

第2条第2項については、資産割額を削除して、被保険者の均等割額及び世帯別平等割額の合算額及び基礎課税額51万円を54万円に改定するものであります。

6ページをご覧ください。

第2条第3項については、当該合算額及び後期高齢者支援金等課税額14万円を19万円に改定するものです。

同条第4項については、当該合算額及び介護納付金課税額12万円を16万円に改定するものです。

第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額については、削除するものであります。

第5条の2につきましては、国民健康保険法の文言の整理を行うものであります。

7ページをご覧ください。

23条、国民健康保険税の減額については、納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から減額して得た額を、51万円を54万円に、後期高齢者支援金等の課税額が

ら減額して得た金額を、14万円を19万円に、介護納付金課税額から減額して得た金額を12万円から16万円に改定するものであります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第27号について、消防長、登壇してください。

（消防長 加瀬寿勝 登壇）

○消防長（加瀬寿勝） 議案第18号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法関係の手数を改正するものでございます。

改正する手数料の項目は、500キロリットル以上の危険物を貯蔵する準特定屋外タンク貯蔵所及び1,000キロリットル以上の危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所の設置許可、検査等の手数料にかかわるものでございます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。

消防法関係の手数を徴収する事務の現行と改正案となります。

新旧対照表の9ページの下段をご覧ください。

準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料については、53万円から57万円へ引き上げとなります。

これ以降、29ページまで、同様に各手数料が改正されております。

なお、今回の改正で対象となる危険物施設等は、京葉臨海工業地帯や鹿島臨海工業地帯に設置されているような大規模な危険物施設であり、旭市管内には対象となる危険物施設はございません。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

次に、議案第27号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の42ページをご覧ください。

消防団には、地域の安全・安心を守る消防防災の任務に献身的についていただいております。

現在、消防団員の条例定数は1,052名ですが、行政改革の中で合併以降、消防団組織体制の再編や災害対応時の団員数を勘案するなど見直しを進めていく中で、組織の強化と

持続可能な地域防災体制の確立に向けて、実態に即した団員定数とするため、1,052名から769名へ改正を行うものでございます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第30号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 小橋静枝 登壇）

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、議案第19号から第21号及び第30号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第19号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

現在34か所に設置されている児童遊園の中から、新町1100番地の新町妙義児童遊園、旭市蛇園3748番地2の蛇園児童遊園、旭市高生1235番地の高生児童遊園、旭市高生319番地1の高生東児童遊園及び旭市琴田2638番地1の琴田児童遊園の5施設は、利用児童数の減少と遊具等の老朽化に加え、地元各区から要望もあることから、これを廃止するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表の30ページをご覧ください。

本条例第2条、この表中から、これらの5か所の児童遊園の項目を削除するものであります。

次に、議案第20号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、国が制定する、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この法律は、いわゆる認定こども園法と呼ばれております、この法律の一部改正によりまして、条項ずれが生じたため、本条例第15条第1項第2号の規定の一部改正を行うものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表の31ページをご覧ください。

改正箇所は、こちら第15条第1項第2号中の、同条第9項の規定を、同条第11項の規定に改める改正でございます。

なお、認定こども園法の改正内容としましては、平成30年4月1日から、今まで幼保連携認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務及び権限が、都道府県から指定都市に移譲

される改正内容となっております。

続きまして、議案第21号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年4月診療分から、子ども医療費の助成対象を、高校生等、こちらは18歳到達後の最初の3月末まで該当する高校生等です、こちらまで助成対象を拡大することに伴い、本条例第3条第2項第3号の規定の一部改正を行うものであります。

新旧対照表の32ページをお願いいたします。

改正箇所は、3条第2項第3号中、受給券が交付されている者を、受給資格の認定を受けた者と改める改正です。

今まで中学3年生までは、全員の受給資格者に受給券を交付しておりました。このたび高校生まで拡大することによりまして、高校生分につきましては現物給付が対象外となるために、窓口でのこの受給券の提示は必要がございません。一旦、保険診療割合で自己負担をした後に、領収書をつけて申請をしていただく償還払い方式になります。その関係で、受給資格の認定を受けた者と改める改正内容となっております。

最後に、議案第30号、指定管理者の指定について、説明を申し上げます。

旭市立干潟保育所の指定管理者の指定につきまして、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在指定管理者の学校法人旭鈴木学園を指定管理者の候補者として、市民を代表する者及び学識経験者を含め、2月5日に旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいたしました。

その結果、学校法人旭鈴木学園を指定管理者の候補者として適当と認められましたので、引き続き旭市立干潟保育所の指定管理者として指定するものです。

以上で、子育て支援課の補足説明を終了いたします。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第22号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

現行制度では、国民健康保険で住所地特例を受けた方が、後期高齢者医療保険に加入する

場合、施設所在地の広域連合が保険者となっておりますが、今回の改正によりまして、国民健康保険の住所地特例を受けていた方が、後期高齢者医療の被保険者となる場合には、前住所地の広域連合が保険者となります。

次に、条例の改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表の33ページをご覧ください。

第3条第2号から第4号までは、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2が追加されたことによる文言の整理でございます。

同条第5号については、新たに住所地特例の対象となった者を規定するものであります。

次に、34ページ、附則第2条については、特例の適用が終了したため削除するものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第23号、議案第29号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 角田和夫 登壇）

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第23号及び第29号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

長寿祝金については、高齢者の方に対し祝金を贈呈することにより、敬老の意を表し、併せて長寿を祝福するために実施しているところです。

平成22年に一度見直しをいたしましたが、8年が経過し、近年の高齢社会の進展と同時に、長寿化の進行という社会情勢の変化を勘案し、長寿を祝う事業として持続可能なものとしていくため、その金額を見直すものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

新旧対照表の35ページをお願いします。

給付金額ですけれども、現在、99歳の方に2万円としているところを1万円、100歳以上の方に3万円としているところを、100歳の方はこれまでと同様3万円、101歳以上は1万円とするものです。

なお、改正は平成30年度から行うものです。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

続いて、議案第29号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民を代表する者及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。

審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第24号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第24号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、3年ごとに見直すことになっている介護保険料について、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるため、また、介護保険法等の改正により、介護保険料の所得段階の判定に関する基準の見直し、低所得者に関する介護保険料の軽減期限を引き続き継続するもの、被保険者等に関する調査に従わなかった場合等における対象者の範囲を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の36ページをお願いいたします。

第3条は、対象年度を平成30年度から平成32年度までに改めまして、第1号から第11号で各所得段階の保険料を定めております。基準となるものは、第5号で年額6万1,200円、月額5,100円、所得の段階は第5段階になります。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものです。

第6号、アについては、現行の所得の判定に関する基準について、介護保険法施行令の改正により、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しがされたことによる引用条項を追加するものです。

37ページをお願いいたします。

第7号ア、第8号アの合計所得金額については、現行の基準所得金額が改正されたことにより、基準額を改めるものでございます。

第12号については、第1号被保険者に係る介護保険料のうち、現行の第1段階の保険料の

軽減期限を平成30年度から31年度に延長し、年額3万600円を2万7,540円に軽減するものがあります。

第1段階保険料は、消費税が8%に引き上げられたことを受けて軽減措置を行っているもので、引き続き、消費税が8%に留まることから継続するものであります。

38ページをお願いいたします。

第19条は、第1号被保険者の規定でございますが、介護保険法の改正に伴い、第2号被保険者も対象とされたことにより、改正するものでございます。

また、附則の第2条は介護保険条例第3条の規定について、附則の第3条は附則の第1条のただし書きについて、経過措置を定めたものとなっております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 向後嘉弘 登壇）

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国が中小企業の経営の改善発達を促進するため、中小企業信用保険法を一部改正することに伴い、小口零細企業保証制度要綱の改正があったため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案の条文に沿ってご説明いたします。

第2条第2号は、中小企業信用保険法の改正により、小規模企業者の定義が、法第2条第2項から同条第3項となったため、法律との整合性を図るものです。

第3条第2号の改正は、融資の申請時に納期が到来している市税に滞納がないことを貸し付けの要件とするものです。

第3条第5号の改正は、小口零細企業保証の貸付限度額が1,250万円から2,000万円に拡充されることから、市の小規模事業資金の融資に当たり、保証協会が行う保証が付された融資残高の合計が2,000万円以下と定めるものでございます。

第4条の改正は、資金の用途ごとに、一つの中小企業者における貸付限度額とすることを明確にするものです。

附則の1は、条例の施行期日を平成30年4月1日とするものです。附則の2は、この条例の施行日の前日までに借り入れ申請がなされました小規模事業資金の融資については、従前

の例による旨、定めるものであります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 鵜之沢 隆 登壇）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

都市緑地法等の一部を改正する法律による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に対する当該都市公園の運動施設の敷地面積の割合を条例で定めるため、旭市立公園条例の一部を改正するものであります。

具体的に申し上げますと、これまで国では政令の規定により、運動施設率は一律で100分の50を超えてはならないとされておりました。

一方では、国際基準に対応するための改修により運動施設の敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が一部の自治体で生じていました。

このため、国は地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、都市公園法の一部を改正し、政令第8条第1項で運動施設率を参酌基準化し、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設の割合について、当該地方公共団体が自ら条例で定めるとしたものです。

なお、条例を改正しなければならない期限は、政令の附則により施行日、これは平成29年6月15日ですが、その日から1年以内とされております。

旭市都市公園においては、国が定めていた従来の基準、100分の50で支障がないことから、旭市立公園条例第4条の2により、一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないとするものでございます。

もう1点の改正は、新旧対照表41ページをお願いします。

別表1、都市公園の表に新たに加えるものでございます。これは、現在工事を行っている築山施設について、名称を日の出山公園、位置を旭市椎名内3881番地として加えるものであります。

なお、別表1の改正は、公園の供用開始に併せて規則で定める日から施行いたします。

以上で、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第31号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬喜弘 登壇）

○建設課長（加瀬喜弘） 議案第31号、市道路線の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、旭市二字天神山地先の宅地造成に伴い、帰属された1路線及びこれに接続する1路線を新たに認定し、接続する1路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 6分

平成30年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年3月5日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会陳情付託
-

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 次 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 事 務 局 長	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第31号までの31議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第 1 号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○5 番（高橋秀典） 発言許可をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、1 号議案に関しまして 4 点ほど質問させていただきます。

まず13ページであります。歳入のうち 2 目法人市民税について、こちらの法人数の増減及び本年度の減少見込み、この理由について伺いたいします。

2 点目、71ページになります。

71ページ説明欄の 5、定住促進奨励金交付事業についてですが、こちらの増ということでありますけれども、こちらの算出の根拠について伺いたいします。

3 点目、80ページになります。

こちらは事業という形で載っておりませんが、説明欄の 3、住民基本台帳事務費について、こちらであります。コンビニ店舗での住民票取得等が可能になるということで、説明を受けておりますが、この具体的な説明をこの場でお願いしたいと思います。

続きまして、189ページです。

こちらの説明欄の2、道路維持補修事業、こちらと同時に194ページになりますが、こちらの説明欄の1、橋梁長寿命化修繕事業について、この二つ合わせてどの程度の工事量を見込んでいるのか、以上お伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは（1）13ページの歳入のうち、2目法人市民税について、法人数の増減と、本年度減少見込みの理由についてお答え申し上げます。

まず、法人数の増減でありますけれども、平成30年度の予算においては、1,519件ということで法人数を見込んでおります。昨年度と比べまして13件の増ということで、毎年微増ではありますが、そのような傾向にあります。

続きまして、本年度の減少見込みの理由でありますけれども、法人市民税の見込みにつきましては、法人の均等割において、全体の約77%を占めます1号法人では増加傾向にございます。昨年より13件増と見込んでおるんですけれども、一方で7号法人では昨年度より7件減ということで減少しているということで、115万3,000円の減ということで見込んでおります。

また、法人税割につきましては、企業のそれぞれの状況であまり把握はできていないんですけれども、企業で設備投資等を行えば、その分が法人税が下がるということで、それが変動する要因ではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは71ページ、定住促進奨励金についての算出根拠ということでお答えいたします。

この奨励金の交付額の積算根拠ですが、今年度までは一律50万円ということで交付をしておりました。来年度から要件を見直して交付することといたしましたので、その内容については、基準額をまず30万円として、転入者の世帯構成や取得住宅の形態、新築とか中古とかの区分に応じて上乗せをして交付する予定としております。

上乗せ分の内容ですが、夫婦のどちらかが39歳以下の場合、20万円を、中学生以下の子ども1人について10万円を限度額30万円でプラスし、新築の場合は20万円をプラスし、市内業者で新築の場合は、さらに10万円を加算することとしております。最大で110万円の交付と

いうことで予定しております。金額については、県内の他団体の状況を参考にいたしました。

平成30年度の予算額ですが、平成25年から28年度までの4年間に交付した176件の実績を基に算出いたしました。参考までに過去4年間の実績を申しますと、新築が134件、39歳以下の夫婦が98件、中学生以下が144人という実績でございました。予算はそれぞれの年間の平均件数を参考に、新年度の予算を編成しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、私のほうからは80ページ、住民基本台帳事務費に係るコンビニ店舗での住民票の写し等の交付についてご説明いたします。

コンビニ交付は、個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑証明等を交付するサービスです。利用可能な時間は年末年始を除き、土、日等の休日を含む午前6時半から午後11時までとなっております。

利用はセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等の主要なコンビニで可能であり、そのほかにはイオン各店でも平成30年2月より順次設置されております。

旭市内で利用できるコンビニ店舗は34店舗であり、イオン旭店でも2月末に利用可能となったため、市内では35店舗となります。旭市のコンビニ交付システムは、平成31年2月のサービス開始を予定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、P189の説明欄2、道路維持補修事業及びP194の説明欄1、橋梁長寿命化補修事業についてのどの程度の工事量を見込んでいるのかというご質問に對しまして、お答えいたします。

初めに、189の説明欄2の道路維持補修事業についてご説明いたします。

まず、第13節委託料の道路補修委託料であります。平成29年度と同額の1,700万円を計上してございます。これは、突発的に発生する舗装等の破損に対応するための補修業務を委託するものでございまして、安全の確保と事故防止の観点から迅速な対応を図るものでございます。平成29年度は、約70か所の補修を行っているところでございます。

次に、15節の工事請負費の道路舗装改修工事についてであります。平成29年度比で約22.5%増の2億円を計上してございます。これは老朽化により破損した道路等の補修工事に要する費用でございまして、平成30年度は補修工事10路線、約1億7,000万円と、随時対応

工事分としまして3,000万円でございます。平成29年度は、現在までに76か所の工事を行っております。

次に、19節の負担金補助及び交付金の私道整備助成でございますが、平成29年度と同額の150万円を計上してございます。これは旭市私道整備助成事業補助金交付要綱に基づきまして、私道の整備に要する費用のうち、工事費の2分の1を助成するものでございます。

平成29年度は、1件の申請がございました。それに対応してございます。道路維持補修事業については、以上でございます。

次に、194、説明欄1の橋梁長寿命化補修事業についてご説明いたします。

初めに、13節、委託料の調査・設計委託料、1,296万円でございますが、これは平成29年度に完了しました橋梁点検結果に基づきまして、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行うものでございます。これについては、社会資本整備総合整備交付金の対象でございます。

次に、15節の工事請負費です。橋梁改修工事3,240万円でございますが、平成30年度は5橋の補修工事を予定しております。こちらも社会資本整備総合交付金の対象事業でございます。これによりまして、改修工事が必要な橋梁44橋のうち29橋が完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） まず、法人市民税に関しましては、法人数そのものは増加傾向にあるということで理解いたしました。

次の定住促進奨励金ですけれども、こちらについて再質問で一つお伺いしたいのは、子育て世帯への重点を置くということでの拡充ということだと思っておりますけれども、事業の効果ということについて、どのようにお考えかということをお伺いします。

それから、コンビニ店舗に関しましては、こちらは利便性が図れるということで、承知いたしました。

最後の道路維持補修事業及び橋梁の長寿命化修繕事業に関してですけれども、こちらに関しては、それこそ市長の公約にもありましたとおり、今後、地域間道路だけではなくて、生活に密着した道路の老朽化、そういったものにもしっかりと重点を置いていくということでの理解でよろしいでしょうか。

以上、2点だけ再質問します。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 子育て世代への重点をとった効果についてということでござい

ました。この効果はあると思っておりますが、何よりもこのやった制度を、例えば市民の方であれば親戚の方がいるとかありますので、市内へも、また市外の方にもそういう情報が届くような、そういうことを頑張ってやっていくという必要があると思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○9番（高木 寛） 高木です。

それでは、議案第1号の13ページですね。市税、個人の滞納者数及び法人の滞納者数はどれほどですか。

次に、ページ19、使用料、あさひ健康福祉センター及び海上健康増進センターの利用者数、年間で何人ぐらいですか。また、それぞれの利用者は増えている状況ですか。

次に、ページ23、国庫補助金で個人番号カードの交付者とその普及率はどのようになっていますか。

次に、ページ27、県補助金、新規就農者総合支援を受けられている農業者数は何人ですか。

次に、ページ29と同じような内容なので、ページ204の空き家対策で、この対象件数は増えているのかということと併せて、空き家という定義、これはどうなっておりますかということ。

次にページ35、雑入で、リサイクル資源売払収入の詳細をお聞きしたいと思います。

次に、ページ59、財政管理費、災害復興基金及び東日本大震災復興基金の現在高はどれほどですか。

次に、ページ61、財産管理費、財政調整基金の現在高はどれほどですか。

次に、ページ66、企画費、ふるさと応援基金の寄附者と基金の現在高はどれほどですか。

次に、ページ72、地域振興費、地域振興基金の現在高はどれほどですか。

次に、ページ98、障害者福祉費、福祉タクシーの年間利用者数はどれほどですか。

次に、ページ100、障害者福祉費、配食サービスの年間利用者数と世帯数はどれほどですか。

次に、ページ123、扶助費、生活保護世帯数、これは人数でどれほどですか。

以上、お聞きいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、（１）、13ページ、市税の個人の滞納者数及び法人の滞納者数についてお答え申し上げます。

平成28年度決算で申し上げます。市税の滞納者数は4,408人となります。次に、法人でございますけれども、183事業所であります。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） P 19、使用料のあさひ健康福祉センターの利用者数は、年間どのくらいですかについてお答えします。

平成28年度の利用者数は延べ2万2,661人で、平成27年度は延べ2万364人です。平成27年度と比較しますと、2,297人の増加をしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） では、健康管理課のほうから19ページの海上健康増進センターの利用者数についてお答えいたします。

海上健康増進センターの年間利用者数は、平成27年度は2万1,509人、平成28年度は2万1,195人となっております。利用者数を比較しますと、314人減少しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、私のほうからはページ23、国庫補助金、個人番号カード交付事業費補助金について、現在の旭市の個人番号カードの交付者と普及率についてお答えします。

毎月、県を通じ地方公共団体情報システム機構より示される数字として、平成30年1月31日時点での個人番号カードの交付者数は5,381人で、旭市の人口で割り返した普及率は、8.0%となります。また、暫定値ですけれども、旭市の2月分の交付人数は107人のため、足し合わせると合計5,488人となり、2月末としますと普及率は8.2%となる見込みです。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、27ページの農林水産業費県補助金の新規就農総合支援を受ける人数について、お答えいたします。

この補助金は新規就農者に対しまして、最長5年間交付されるもので、1人で就農する場合は年間最大150万円、夫婦で新規就農する場合は、年間最大225万円となります。新年度予算では、150万円が6名、それから夫婦の方が、225万円は3組6名を見込んでおります。

以上です。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは、予算書29ページ、これは歳入になります。

空き家等対策推進事業費補助金、それと204ページ、空き家等対策推進事業費の関係で、空き家等の対象件数は増えておりますかと、それと空き家の定義はということでご質問がありました。

最初の増えていますかということですが、この事業につきまして全員協議会においてご説明をさせていただきましたけれども、空き家等に対する施策を実施するためには、まず市内の空き家等の件数や状態を調査するというための、これは調査です。

ご質問の件の件数については現時点では把握はしておりませんが、平成27年度に総務課において実施しました「空家情報抽出業務」では、786件という数字が報告をされております。平成30年度におきましては、この数値等を勘案しまして、1,000件の実態調査を予定をしているところでございます。

続きまして、空き家等の定義はどのようなものかということでご質問がありました。平成27年2月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法によりますと、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」というふうにされております。

以上です。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私からは（6）、35ページ、歳入の19款諸収入、5項5目雑入、説明欄10のリサイクル資源売却収入についてご説明いたします。

リサイクル資源売却収入は、資源ごみとして収集している缶、ペットボトル、紙・布類及び使用済み小型家電並びに不燃ごみから選別した金属類をリサイクル業者に売り払う収入となります。

リサイクル資源の種類としては、大きく分けると金属類・古紙類・ペットボトル・使用済

み小型家電の４種類となりますが、金属類はアルミ缶・スチール缶及びスクラップ類等で重量は約526トン、売払収入額全体の約50％です。

古紙類は新聞・段ボール・布類等で約796トン、収入全体の約35％です。

ペットボトルは約160トン、売払収入全体の15％です。使用済み小型家電は約21トン、売払収入は約10万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、59ページの災害復興基金と東日本大震災復興基金、それと61ページの財政調整基金につきまして、担当課が異なりますけれども、基金の現在高ということでございましたので、まとめて財政課からお答えいたします。

まず、59ページの災害復興基金は９億7,451万8,000円、これは平成29年度の３月補正分までを含めた額でございます。以下、同じでございます。

同じ59ページの東日本大震災復興交付金基金は３億5,630万6,000円、それと61ページでございます。財政調整基金は94億8,929万7,000円と見込んでおります。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからはふるさと応援寄附金について、年度ごとの寄附件数と金額をお答えいたします。

平成27年度が、これは３月の１か月分でございます。40件で71万8,634円、平成28年度は405件、1,848万5,367円、平成29年度、これは２月末現在だったかでございます。842件、3,100万5,600円となっております。

合計しまして、1,287件、5,020万9,601円と年々伸びてきております。

なお、申し上げました金額については、市内の個人、団体等の篤志寄附を含んでおる数字でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、また私から基金二つについての残高を申し上げます。

まず、66ページでございます。ふるさと応援基金の残高のほうをお答えいたします。2,910万5,000円。もう一つ、72ページの地域振興基金、これは29億8,328万9,000円と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは（11）福祉タクシーの件、（12）配食サービスの件、（13）生活保護の世帯数の件についてお答えします。

初めに、障害者福祉費の福祉タクシーの年間利用者数についてですが、これについては平成28年度は437人でした。それで、（12）の配食サービスの年間利用者数と世帯数についてですが、平成28年度の利用者数については12人です。利用世帯数についても同数となります。年間の配食は1,346食でした。

（13）の扶助費の生活保護の世帯数と人数ですが、平成30年1月末の月平均で、340世帯で397人でした。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 7番、有田です。

議案第1号、100ページでございます。

障害者福祉費、自立支援給付事業の中で、就労移行支援給付及び就労継続支援給付についてでございます。対象者が何名で、実際に就労した人の数をお示してください。

次に、議案、同じように第1号です。180……

（発言する人あり）

○7番（有田恵子） 聞こえにくい。はい。もとに戻って大きな声で話します。

ページ100、障害者福祉費自立支援給付事業における就労移行、継続支援、実際に就労、このプログラムを受けた対象者が何名で、実際に就労したのが何名か、お示してください。これは一つ目でございます。

次に、第1号議案、183ページ、観光費の中で、あさひ砂の彫刻美術展補助金についてでございます。商工観光課からと企画政策課から、合計320万円補助金が毎年のように出ております。入場者数が昨年度は6万人から2万人に減少しております。にもかかわらず補助金はほぼ一緒。ノーチェックで補助金を出しているのかどうか、その辺の補助金の算定根拠を

お示してください。

三つ目でございます。同じく議案第1号、190ページ、これはほかの方の質疑にもダブるかとは存じますが、道路新設改良事業についてでございます。実際にこういった道路の幅を広くする拡幅事業、舗装事業、市民からの要望が何件あって、実際にそれを実施された、そういう数値を教えてください。

最後になりますが、議案第8号。

○議長（島田和雄） 有田議員、第1号だけ。

○7番（有田恵子） 1号だけいいですか。

○議長（島田和雄） 8号は、また後でお願いします。

○7番（有田恵子） 1号は以上三つでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） P100の自立支援給付事業における就労移行支援についてお答えいたします。

質問の対象者数ですけれども、平成28年度は22人でした。あと、実際に就労につながった方は何人ですかということですが、これについてはうちのほうで統計ができていないので、何人ということはお答えできないんですけれども、毎年数名の方は就職に結びついているという話は担当から聞いております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうから183ページの観光費、あさひ砂の彫刻美術展につきましてお答えします。

私のほうから観光の振興を図る目的としまして150万円、それから企画政策課からは震災からの復興を図ることを目的に170万円、計320万円を支出してございます。先ほどの入場者数でございますが、平成28年度6万数千人、29年度は2万人ということでございますが、28年度につきましては、期間を通しましてのフリーパスでございました。平成29年度につきましては、1日だけのパスということでございます。

なお、補助金の要望につきましては、毎年10月ごろに団体のほうから要望がありまして、それに沿って予算編成をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、P190の道路新設改良費の道路新設改良事業についてお答えいたします。

最初に、新設改良事業の中身のほうを説明させていただきます。

まず、13節の委託料が、これは2路線ございまして、設計・測量等ございまして、2,484万円計上してございます。

次に、15節の工事請負費につきましては、道路改良工事が6路線、道路排水工事が15路線、道路舗装工事が1路線で、計22路線の工事といたしまして、1億7,872万円を計上してございます。

そのほかに、17節の公有財産購入費でございますが、これは7路線で1,558万円、次の22節の補償補填及び賠償の補償金でございますが、これも7路線で、物件ですね、これが2,800万円ほど計上してございます。

それと、市民の要望はどうかというご質問でございますが、この道路新設改良事業につきましては当然、道路改良が伴うものでございまして、地元の要望がほとんどだと理解しております。全体の要望の件数はちょっと把握しておりませんが、300件強ございますので、その中から順次、改良工事等を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） ありがとうございます。

この障害者福祉の自立支援就労に関しては数値が把握しにくい、数名だというような、結構予算が組まれておりまして、この辺は数値をきっちり結果を出していただかないといけないと思うんですけれども、これはどこかに委託されているのでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田議員、今、質問された三つの質問、全部再質問してください。

○7番（有田恵子） あまり関係ない話はしたら駄目でしょう。

○議長（島田和雄） 一問一答ではありませんから、続けて。

○7番（有田恵子） 数値はちゃんと出して、何人プログラムを受けて、数名だとあまり分からないとか、あまりそういうことを言わないで、きちんと数値を出していただきたいと思いますが。

○議長（島田和雄） 2項目め、3項目めの再質問はいいですか。

○7番（有田恵子） 二つ目いきます。

補助金320万円、分かったんですけれども、算定根拠のところはちょっと曖昧なんですけれども、6万人から2万人に減っているとかいう話のところは全然回答になっていないんですけれども、いかがですか。

三つ目の、これに関してはいいです、これで。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 先ほど、この事業は市でやっているかというお話もありましたけれども、この事業については市外の福祉事業所が障害者の方を受け入れて、その自立支援に向けての形でいろいろなそういうサービスというんですか、そういう支援をするもので、市が直接やるものではありません。福祉事業所がやるものであります。

それと、あと数値をしっかりと出してもらいたいということなんですけれども、今の制度では就職に結びついた方がいた場合に、きっちりと報告をするような制度になっておりませんので、これについては国の制度でありますけれども、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 入場者数が少なくなって同じ金額を出すんですかというご質問だと思いますけれども、先ほども言いましたように、商工観光課では観光の振興に寄与するという形で150万円、それともう1点は企画政策課のほうは復興の支援ということで170万円ということでございまして、先ほども言いましたように、予算編成前に事業担当者、要するに団体のほうから要望がございまして、それを精査して私のほうでは150万円ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今の観光費についてもう1点、質問させていただきます。

その要望は分かりました。チェックしないんですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） チェックしないんですかというお話でございましたが、チェッ

クしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○４番（林 晴道） それでは、議案第１号、平成30年度旭市一般会計予算の質疑を行います。

まず、議案書13ページ、歳入から１款１項１目個人市民税ですが、現年課税分30億3,968万円、徴収率97.4%となっております。現在、千葉県と県内市町村では特別徴収を徹底していますが、そのことによる影響についてお尋ねをいたします。

次に、同じく13ページ、２款１目固定資産税は現年課税分、28億7,571万2,000円、1.3%増となっております。補足説明では家屋は減収見込みで、土地及び償却資産は増収見込みとのことでした。

それでは、家屋の新築戸数をお伺いいたします。また、償却資産は個人、または法人であるのかをお尋ねいたします。

次に、15ページ、１款７項１目都市計画税ですが、現年課税分２億4,550万3,000円、0.2%の減となっております。固定資産税では土地分が増収、家屋分が減収でトータル増収の見込みでありますけれども、都市計画税は固定資産税に連動しないものなのかお尋ねをいたします。

次に、114ページ、説明欄の16、民間教育・保育施設改築等事業１億6,454万4,000円ですが、これは認定こども園の園舎増改築によるもので、現在延べ床面積414平米から、788平米にすると担当課より説明がありました。

本市においては、人口減少とともに、少子高齢化により子どもの数が著しく減っている現状です。そのような中、なぜ大規模な増改築により床面積を大幅に増やすのか、詳細な説明を求めます。

次に、189ページ、説明欄２ですね。道路維持補修事業２億1,850万円ですが、この事業は非常に議員からも質問が多岐にわたり、市民からの要望が大変多いと感じています。その要望を今ご回答の中で300件強という話でございましたが、全ての要望の中から路線数と総延長、どれだけの割合の予算計上をしてあるのか、お尋ねをいたします。

次に、242ページ、説明欄の19、負担金補助及び交付金の文化財保存事業補助金、293万3,000円の内訳と、その詳細をお伺いいたします。

次に、257ページ、９目、説明欄１、歴史民俗資料館管理費680万円ですが、昨年度の利用

状況をお尋ねいたします。

次に、265ページでございます。説明欄の2、スポーツ推進事業、19負担金及び交付金にございます飯岡しおさいマラソン大会補助金580万円ですが、具体的な内容と今年度の応募者数に対する参加者数を伺います。

同じく265ページ、説明欄の2であります。スポーツ推進事業、19の負担金及び交付金にございます市民体育祭補助金650万円ですが、具体的な内容と今年度の参加者実績を前回と比較して伺いたいと思います。

以上9点、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは市税の個人市民税の特別徴収ということについてお答えいたします。

市民税の特別徴収につきましては、年々増加傾向でございます。29年度で特別徴収と普通徴収の割合ですけれども、普通徴収が22.5%、特別徴収77.5%となっております。

続きまして、2番の固定資産税につきましては、新築戸数ということでございますけれども、新築が304棟ということで見込んでおります。

続きまして、3番目の都市計画税についてですけれども、固定資産税のほうと都市計画税のほうで、片方で増になっていて片方が減になっていると、連動しないのかというご質問ですけれども、都市計画税につきましては土地と家屋が対象でございます。償却資産については対象となっております。

そのような関係で、今年度、評価替えの関係で大きく家屋のほうが減となっておりますので、その影響が出たものと見ております。

以上です。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 114ページ、民間教育・保育施設改築等事業の内容につきましては、議員からご質問のとおりでございます。その中で、少子化が進んでいる中で、なぜ定員を増加し床面積を広くする施設が必要なのかというご質問に対してお答えします。

まず、平成19年度から平成28年度までのここ10年間の状況で申し上げます。就学前の児童数のゼロ歳児から5歳児までの状況で申し上げますと、平成19年度は3,600人、そして平成28年度は3,015人と確かに少子化は進んでいる状況です。しかし、就学前児童数に占める教

育・保育施設の利用児童数の状況で申し上げますと、まず平成19年度はこういった教育・保育施設の利用率は57.6%でした。平成28年度は65%と上がっておりまして、必ずしも児童数の少子化に比例した状況ではございません。

中でも、育児休業明けのゼロ歳児、1歳児の利用状況が大変増えている状況もございます。このようなことから、ニーズはあるものと判断しております。

また、今後こうしたゼロ歳児、1歳児、また2歳児等、3歳未満児の年少児童の受け入れに対応していくとなりますと、当然、床面積のほうも例えば乳児室、保育室、そしてまた、沐浴室、調乳室、こういったものを完備する必要性も出てまいりますので、当然、面積要件といたしましては、今までの形よりも必要な枠は増えている状況でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、道路維持補修事業の内容の中で、先ほど申し上げましたが、市民の要望ということじゃなくて、地元区の要望としまして300件強ありますということでございます。

あと、全体の路線数といいますと、なかなかうちのほうでも把握できないと。件数というところでご理解をお願いしたいと思います。

それと、あと全体の延長はどうかというご質問でございます。これも全体の延長となりますと、かなり路線もダブりますので、延長の把握はなかなか難しい関係で、出ていないということでございます。

しかしながら、平成29年度の道路維持補修の工事の延長が29年度は1,950メートル、30年度は2,850メートルというところで、工事のほうを行っているところです。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、まず242ページ、文化財保存事業補助金について説明いたします。

文化財の維持管理補助金といたしまして10団体。その10団体ですけれども、太田八坂神社氏子会に3万円、鎌数神楽保存会へ3万円、倉橋弥勒三番叟保存会へ2万円、還来寺へ2万円、内裏神社文化財保存会へ4万円、見広城址保存会へ4万円、大塚原古墳保存会へ2万円、水神社永代大御神楽へ2万円、龍福寺へ2万円、網戸区東漸寺へ2万円、合計合わせまして26万円を支出しておりまして、そのほかに県指定文化財の玉崎神社の本殿拝殿改修工事に係

る補助金で267万3,000円でございます。

続きまして、257ページ、飯岡歴史民俗資料館管理費でございますけれども、利用者ですが、28年度の実績で一般の入館者が167名、団体入館者数が176名、合計で343名でございました。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 負担金補助及び交付金、しおさいマラソン大会の補助金内容についてお答えいたします。

スポーツ振興事業のうちの飯岡しおさいマラソン大会補助金580万円の内容ですが、前年度補助金480万円と比較しますと、100万円の増となっております。この100万円増の理由ですけれども、次回大会が30回目の記念大会となりますので、ゲストランナー等の招待費用等として計上しております。

また、内容ですけれども、29年度の決算見込みで説明させていただきますと、総事業費としては1,522万円ほどになります。収入は参加料が970万円、補助金が480万円、協賛金等その他もろもろが72万円となっております。また、支出として主なものとしましては、記録集計業務並びに会場設営、営業業務委託、こちらが847万円、参加賞及びトロフィー等、こちらが227万円、その他の印刷製本費やシャトルバス、おもてなし等、こちらが449万円程度かかる見込みでございます。それと、今回の応募者数に対する参加者ということでございますが、応募申し込み者人数は3,525人です。うち参加者が3,135人となっております。

次に、体育祭の関係になります。予算書の265ページの下段になります。市民体育祭の補助金は650万円となっておりますが、こちらは全て市のほうからの補助金となっております。具体的内容としましては、これも会場設営業務等の委託料、こちらが116万円、送迎バスの委託料112万円、地区参加補助金225万円、入賞者商品及び参加賞等56万円、その他として、もろもろの経費に141万円となっております。

さらに、参加者の比較ですけれども、今年度の参加者は約3,000人でございます。昨年度は、おとしも含めまして雨天のため中止ですので、ゼロと換算しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、何点か再質問をしたいと思います。まず、13ページにございます2款1目固定資産税でございますけれども、各種の減免制度があろうかと思います。

その減免総額を伺いたいと思います。

それから、114ページの民間教育・保育施設改築事業であります、本市においては税収も減っていく中で、少子高齢化、子どもの数が減っていく。分母が減っているにもかかわらず、この定員数を今回45から75へと30人増やし、増改築をします。その具体的な根拠を伺いたいと思います。

それから、現在の入所者数32人から利用者を倍以上の75人にまで増やすことになりますけれども、そのことに対する影響をどのように考えているのか伺います。

また、担当課からいただきました2月1日現在の資料でございますが、近隣施設の入所者1人当たりの延べ床面積で見ますと、いいおか保育所は入所者114人に対し延床面積992平米で、1人当たり8.7平米、ひかり保育園は入所者83人に対し延床面積516平米で、1人当たり6.2平米。つるまき保育園は入所者95人に対し延べ床面積741平米で、1人当たり7.8平米、うなかみ幼稚園は入所者64人に対し、延べ床面積518平米で1人当たり8.1平米、それに対しまして当該施設入所者32人に対し延べ床面積、今回788平米の計画で、1人当たり22.6平米と異常な大きさになりますけれども、このことに対する見解を求めます。

この3点、伺いたいと思います。

次に、189ページ、道路維持補修事業でありますけれども、市民からというか、区からの要望がそんなに大きくあるのかなと。先ほど伺ったのは、全ての要望の中で来年度予算でどのぐらいの割合が片をつくのか、工事を着工がされるのか、それを聞いておるんで、その辺の割合をざっくりでも構いません、伺いたいと思います。

僕も先の選挙等で市民からさまざまな意見を聞くことができました。有力者の家の前だけいつも道路が整備されているだとか、いろんな話がありますので、新年度の工事予定ですか、緊急性が高いものというような答弁から一步踏み込みまして、優先順位をどのように決めていくものなのか、具体的な見解を求めたいなとそうに思います。

次に、242ページの文化財保存事業補助金でありますけれども、本市には多くの社寺等の伝統建造物がございます。それら多く現存する伝統建造物に対し、修繕した場合の補助金交付要件を伺いたいと思います。

それから、各種団体に対して出している補助金ですか、金額に差異があるようでありますが、その補助根拠を伺いたいと思います。

次に、257ページにあります飯岡歴史民俗資料館管理費です。この内訳を見ますと、毎年、同じ程度の予算を組む必要があるようでございます。まず、利用者の状況等を考えますと、

この施設も老朽化もあろうと思いますので、どこかで抜本的な取り組みが必要ではないのかなと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、265ページのまず飯岡しおさいマラソン大会補助金ですが、僕自身もこの大会に何度か出走いたしました。それで気づいた改善点を一般質問で示しました。しかしながら、変化はうかがえないようですので、直近5か年の応募人数に対する参加者数、それから現状の参加者状況を担当課としてはどのように感じているのか伺いたいと思います。

最後になります。同じページの市民体育祭補助金でございますが、この体育祭も、僕も盛り上げるために同僚議員だとか地元の方々と種目に参加をいたしております。しかしながら、依然として市民から開催に反対する意見は根強いです。市民懇談会の席では、地区の地区会として取りやめるべきとのご意見もありました。区長をはじめとする区の役員に負担をかけない運営が望まれています。平成30年度の取り組みについて、特に区の役員さん方の負担改善点を具体的に伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、固定資産税の減免の額ということについてお答え申し上げます。

減免につきましては、企業誘致条例に伴う減免、それと一般の生活保護世帯、それから公益、それと災害等の減免がございます。それを合計した金額が8,655万6,000円という額になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは林議員の、税収も減っていく中、30人の増加の具体

的な根拠は何でしょうかというご質問に対してお答えいたします。

まず、この30人の増加を見込んだ理由といたしましては、公立のいいおか保育所、こちらは平成26年度に二つの地区を統合してオープンいたしましたが、定員100人のところ、常に利用定員を超えている状況でございます。いいおか幼稚園でこの受け入れ枠を増やしていただくということは、こういったきちきちの状況の子どもたち、また保護者にとって選択肢が増えるということで、大変ありがたく思うところでもございます。

また、いいおか保育所に限らず、市内民間、公立合わせましても、定員を超えている保育所も幾つかございます。こういったところの保護者、児童の利用の選択肢という部分でも、この増加は妥当だと認識しております。

また、子育て支援は国を挙げての施策でもございます。昨年度、国が待機児童解消を目指すエンゼルプランというのを発表いたしました。その中でも平成34年度までに女性の就業率、これを80%を見越し、それまでに特に一、二歳児の保育利用率も60%に増やなさいというような発表もされているところでございます。

ちなみに、28年度ですと、まだ到底一、二歳児も60%には利用率は達していません。そういったニーズの高い部分の受け入れ枠という部分で、この増員は大変ありがたい事業だと考えております。

次に、ほかの施設、こういった一施設で利用が増えることで、他の施設との影響はということでございますが、やはり特に民間事業主の方々はそれぞれ特色ある保育、そういったものを提供していただいております。そういう観点からは、それぞれの施設がそれぞれの魅力ある教育、保育事業を展開していただくことを期待しておりますので、ここで30人増えたからといって、今後のニーズもある見込みもございますので、特に影響が出るというふうには今は考えておりません。

続いて、1人当たりの床面積が現在の利用児童数に対して大変多い面積、22.6平米もあるということでございますが、確かに現在の利用人数を、この建築予定の床面積を現在の児童数で割り返すと、議員がご指摘のこの22.6平米になります。そうですが、例えばですけれども、新しい利用定員で割り返しますと、1人当たりが約10.5平米で、いいおか幼稚園時代、まだ認定こども園化する前の児童数、定員で割り返したものと比較しても、今回の改築で1人当たりの面積を特に広げているということではなく、45で古い面積を割り返すと11.6平米と逆に新しい施設のほうが1人当たりの面積は縮小しているような状況もございますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、先ほどご質問を受けました、その割合はという質問に対して回答したいと思います。

割合、かなり難しい話でございますが、今までの地元区の要望が300件強ございます。そのほかに毎年、年間ですね、市民、区長、いろいろな方からその要望とか通報が数多くありますので、そうしたものを含めると、なかなかその割合は難しい状況でございます。算出は難しいというふうに考えております。

それと、優先順位はという質問でございますが、これも優先順位につきましては、過去に何度かお話ししていると思いますが、同じような回答になってしまいますので、よろしくお願いします。

現場状況を確認して、利用状況、緊急性の高いもの、そういったものと併せて、さまざまな状況がございますので、そうした中で整備のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、まず最初に、文化財の補助金に関しまして説明させていただきます。

今回、玉崎神社につきましては、県指定の建造物でございまして、県の文化財保存事業補助金交付要綱というものがございまして、その中で建造物につきましては対象経費。対象経費というのは、修理、工事費、経費、防災工事経費、耐震対策工事経費とか、県の定めた対象経費のうちの2分の1以内というふうに定まっております、そのほかに市からは、旭市文化財保存修復事業補助金交付要綱というものがございまして、その中で県の補助のまた2分の1というように、上限は300万円ですけれども、定まっております。

それと、あと個々の補助金ですね。今、10団体補助をしておりますけれども、これにつきましても、旭市文化財の保護に関する条例に基づいて交付しているところでございますが、その額につきましては、旧市町、合併前の時代の金額をそのまま踏襲しているような状況でございます。

続いて、飯岡歴史民俗資料館に関してでございますが、一応、議員がおっしゃるように54年に建築され、築後30年以上経過しているというところで、バリアフリーも対応しておりませんし、建物自体にも大きな課題を抱えているところでございまして、この施設につきまし

ては今、廃止の方向で見直ししているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、体育振興課のほうからは、しおさいマラソンの関係からお答えいたします。

過去5年の申し込み者と参加者の内訳ということで、資料のほうが種目の関係で親子レース、2人1組として勘定していますので、組数での報告とさせていただきます。申し訳ございません。

5回前の24回大会です。この時点では3,586組の申し込みがありました。それに対して3,200組が参加しております。25回大会は3,642組、うち参加者は3,153組、26回大会は3,511組、参加者組数は3,144組、27回大会、この大会が一番参加者が多かったんですが4,067組、参加組数は3,596組、28回大会は3,304組、うち参加組数が2,982組となっております。

この参加状況から見ますと、5年前の24から27までは増加しております。事務局としてもだんだん人気が出たという原因は分からなかったんですけれども、増加が非常にうれしいなということで、安全上の準備を進めておりました。

しかし、28、29と組数が減っている状況がございます。ただ、この現実の増減の内容は、はっきり言って把握できておりません。こじつけ等になれば、近隣の大会ですとか、いろんな参加者がある中で、この1本だけに絞らないでいろんなのに出るとか、全くはっきりした理由はございませんけれども、事務局としては参加者がより多く来るような知恵を絞りながら、実行委員会等に提案して、開催していきたいと考えております。

次に、体育祭になります。体育祭のほうで30年の取り組み、また区の役員の改善点等ということですが、今年、29年をやるに当たりまして、各区の負担を減らそうということでいろいろやってきましたが、現実的には大きな削減にはなっていなかったように思います。

その中で、いろんな各区の意見等を聞きながら、改良をいたしました。例えば、開会式終了時間を早めることによって拘束される時間を減らすですとか、開催要項で1人1種目の制限をなくそうですとか、選手選考における負担を若干でもなくすような形で行ってまいりました。

幸いに29年の体育祭は無事終わることができまして、その後、各地区の代表者の区長反省会を行った中でも、若干のプログラム内容の変更とか何か要望はございましたが、特に次回開催についての異議はありませんでしたので、30年の取り組みについても今年度並みにやっ

ていきたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、114ページですか。民間教育・保育施設改築事業でありますけれども、今その定員増に対してさほど影響がないような話だったし、妥当であるというお話もありますけれども、これはどう数字で見ても、それはありませんよね。近隣で申し上げますと、いいおか保育所ですか、定員100人のところ14人がオーバーしています。ひかり保育園、これが90人定員のところ、83人ですよ。近隣を見ますと7人だけなんですよね。どう見ても妥当な数字だとか影響がないというのは、数字的に追っかけますと、感じを受けます。よく検討してもらいたいなと、そのように思います。

この増改築によりまして、入所者1人当たりの延べ床面積は、市内21施設の中において飛び抜けて大きく、税の公平と平等に問題を感じます。この予算案には、海上保育所の改築事業も組まれており、近隣地域の民間で本当に努力をいただいている施設への影響、これが心配されます。ご理解をいただきたいというような安易な答弁ではなくて、この際、修正を検討しないのか、また、本市の同様施設を今後、全てこのように大規模化を図る施策をとるのか、見解を求めます。

次に、224ページにございます文化財保存事業補助金、これですけれども、補助金額の10団体に対するもの、なかなか根拠が曖昧であることが分かりました。合併当時のものということですね。これも今後、大きな課題にしてもらいたいと、そのように思います。県では文化財保存に対して交付要件がはっきりしているようです。本市においても多くの各種の有形文化財だとか無形文化財があるわけですから、それらを考慮しての補助金、これが望ましいと思いますけれども、そういう補助金となっているのか、質問なのでこれを伺いたいなと、そのように思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） ただいま飯岡地区の保育所等の比較で、あふれている人数は7人ではないかというようなご指摘でございました。確かに飯岡地区に限って見ますと、今年の状況ですと、そのような結果になっております。ただ、実際にやはり保育所の選択肢の中で希望の施設に入れず入所を断念される方、また、育児休業を延長されている方が今年の

状況の中でもございます。

受け入れ枠は余っているけれども、私はどうしてもここに行きたいんだと。そういう保護者の方は、現在は待機児童としてはカウントされておられません。実際に、こういった人たちが自由に施設を選び、その特色ある施設、好きな施設に入れるようなやはり受け皿というのは今後、必要であると考えているところです。

また、床面積の部分ですが、平成9年3月31日付で、これは食中毒予防の観点なんですけれども、国のほうから、社会福祉施設における衛生管理についての国からの通知がございました。この通知の内容は、例えば社会福祉施設の調理室、例えば古い、平成9年よりも前に建てたような保育所ですと、なかなか衛生部分というのがまだそんなに厳しくなかった時代でして、調理室のほかにも別に、今この通知以降が調理室のまづ前室を設けなさい、食品保管庫も設けなさい、下処理室も設けなさい、食品専用の出入り口を別に備えなさいというような、こういった通知もあるところで、どうしてもこれから建てる社会福祉施設には、昔の建てる施設よりも面積の部分ではやはり若干、増えた建築が必要になっております。

あと、床面積が飛び抜けているというご指摘でもございますが、こういったことも考慮し、市内全体の中で確かに民間の保育施設と比べると若干大きい、1人当たりの面積が広い部分もございますが、この計画変更というのは考えておりませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 議員おっしゃるとおり、文化財の補助金というのは今、だいぶばらばらな状態でございまして、またこういった補助金、一般的に補助金というものはありきなものでなくて、常に見直しをしなければならないものであるとは考えます。

ただ、今すぐどうこうという話はちょっとできませんので、今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第1号、30年度旭市一般会計予算の質疑を行います。

まず、18ページ、地方交付税87億円についてであります。交付税の算定基礎となる人口、道路、面積の単位費用と総額は幾らなのか、また、起債の交付税算入額、これにつきまして臨財債、合併特例債、それからその他ですか、別々に総額をお示しいただきたいと思います。そして、病院分の交付税算入はどの部分に含まれているのか、お尋ねします。

51ページ、庁舎改修工事455万6,000円ではありますが、新庁舎建設が始まる時なのに、なぜ今行うのか、その内容についてお尋ねします。

52ページ、計画策定調査業務委託料286万2,000円の具体的な内容についてお尋ねします。

55ページ、職員福利厚生費181万円の具体的な内容と、また、昨年と比較して減額する理由についてお尋ねします。

次に、62ページでございますが、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料885万6,000円の具体的な内容についてお尋ねします。

64ページ、「がんばろう！旭」復興支援事業870万円でございますが、なぜ各事業ごとに予算を計上しないのか。

次に、65ページ、キャラクターデザイン作成業務委託料227万3,000円の具体的な内容についてお尋ねします。

次に、66ページ、電柱使用料336万1,000円でございますが、この使用目的と本数、1本当たりの年間単価、契約年数、契約先と契約方法についてお尋ねします。

69ページ、交通指導員238人分の報酬606万9,000円についてでございますが、指導員1人当たりの年間報酬額と、何日出動するのか、その日数についてお尋ねします。

74ページ、市バス運営事業4,411万5,000円の具体的な内容でございますが、市バスの利用状況と日数、団体数、人数についてお尋ねします。

104ページ、シルバー人材センター運営費補助金690万円の具体的な内容についてお尋ねするわけでございますが、その会員数と補助金の使い道についてお尋ねします。

105ページ、高齢者筋力向上トレーニング事業委託料431万7,000円でございますが、どのようなことを目的にしたトレーニングなのか、その場所、対象者数と利用者数、また、いつから始まったのかお尋ねします。

131ページ、旭中央病院負担金25億3,762万4,000円の具体的な内容と、昨年と比較しての状況についてお尋ねします。

168ページ、有害鳥獣駆除195万7,000円でございますが、どのような鳥獣が対象か、その駆除地域と繁殖頭数、それから駆除見込み数についてお伺いします。

181ページ、観光プロモーション支援業務委託料500万円の具体的な内容について伺います。

183ページ、あさひ砂の彫刻美術展補助金150万円でございますが、当初から比較して大幅に増額になっておりますが、この補助金の推移と増額になった理由についてお尋ねします。

189ページ、道路維持補修事業2億1,850万円は何路線の補修を行うのか、各旧市町村ごと

の路線本数、これについてお尋ねします。

199ページ、キャラクターデザイン作成業務委託料32万9,000円の具体的な内容についてお尋ねします。

211ページ、消防団員の報酬2,254万4,000円の具体的な内容についてお尋ねするわけですが、その中で一般団員の年間報酬と、災害や火災出動の除いた年間出動日数について伺います。

214ページ、地域防災計画見直し業務委託料528万2,000円の具体的な内容について伺います。

220ページ、人口推計業務委託料114万8,000円は何を目的とした人口推計なのか、伺います。

224ページ、ホームページ作成委託料8万7,000円の具体的な内容について伺います。

229ページ、通学用ヘルメット補助金5万円の具体的な内容について伺います。

それから、235ページ、通学用ヘルメット補助金75万4,000円の具体的な内容について伺います。

263ページ、土地等借上料47万円でございしますが、借りている具体的な場所と、平米当たりの単価、また、借上料の面積は課税面積か実面積か、課税面積と比較して実面積はどのようなになっているのか伺います。

265ページ、千葉県高等学校駅伝大会補助金60万円でありますが、何を目的に、何を基準に補助金を出しているのか、また、これは県をはじめ県内全市町村が支出しているのか伺います。

以上で、1回目の議案質疑を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から18ページの地方交付税についてお答えいたします。

ただ、一部分、すみません、手元に資料が今ありませんので、分かる範囲の部分をお答えしたいと思っております。

いきなり分からない部分になってしまうんですけれども、30年度の予算の見込みを立てるに当たりまして、先ほどの人口ですとか、道路ですとか、面積という単位費用の総計というようなご質問もございましたけれども、国からまだ示されていない部分がございますので、全体の中で予算の総計の見込みを立てているものでございますので、30年度の予算を計上した

この87億円の中で、その中の普通交付税ということになってまいりますけれども、その部分についてきちんと人口、道路、面積、あるいはその単位費用分ということで、今お話しするのは難しいということでご容赦をいただければと思います。

それと、もう一つ、すみません、起債の交付税算入という件もございました。中身が臨時財政対策債、あるいは合併特例債、そのほかというようなお話でございました。臨時財政対策債につきまして、30年度、これもやはり単価というのは国から示されませんので、理論で計算されるんですけれども、きちんと示されるのは30年度の地方交付税が決まってからということになりますので、数字につきましてはご容赦をいただければと思います。

ただ、割合の率で申し上げますと、臨時財政対策債につきましては市で借りた分の償還額の全額100%が算入されるということになりますし、合併特例債につきましては70%が算入されることになります。そのほかの起債につきましては、種類によりまして算入率がいろいろというところになっているところでございます。

それと、病院分の交付税算入についてのお尋ねがございました。病院分につきましても、最終的には30年度の額が決まってからということになりますが、今現在、その病院分について予算ベースで見込んでいる数字について申し上げます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） すみません、29年度もまだ最終の部分のやつが……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） いえ、29年度、まだ決算終わっていませんし、ちょっと……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 28年度でしたら、一部分お答えできるかなと思っております。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 28年度につきましても、その一部分、きちんとお答えできないような、こちらで分からないような数字もあろうかと思います。分かる範囲でということになってまいりますかと思いますけれども。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 決算は終わっていますけれども、こちらでは中身が分からないという部分もございますので、市のほうで情報が無いという部分がございますので、そちらにつきましてはご容赦をいただきたいと思います。

情報がある分につきましては、きちんと積算してお答えしたいと思っております。

病院の分についてお答えをいたします。

中央病院の負担金25億1,838万4,000円でございますが、前年度と総額比較いたしますと、3,025万2,000円、1.2%の増となっております。その内訳でございますが、普通交付税分が15億4,621万2,000円、予算ベースでは比べますと776万4,000円の増、特別交付税分が7億5,860万6,000円、前年度と比較して3,801万6,000円の増、そのほか退職手当の縮減分としまして前年度と同額の2億1,356万6,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長、もう一つ答弁お願いします。

○財政課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。連続でございました。

51ページの庁舎改修工事につきまして、お答えいたします。

この工事につきましては、内容は海上支所の高架水槽の交換工事でございます。ここの本庁舎の工事ではございません。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは52ページ、計画策定調査業務委託料について、ご説明申し上げます。

実際、具体的にはこれは公共施設等に関する市民アンケート調査を行うものであります。公共施設の配置適正化の取り組みを進める上で今現在、策定中の個別施設計画策定の基礎資料とするため、今後の公共施設のあり方について市民の意識、また、意見等を把握することを目的として市民に対しアンケート調査を行うものでございます。

より具体的に申し上げますと、アンケート調査票の発送から、回収データの入力・集計のほか、地域別、男女別、年代別、その他、私どもが求めますクロス集計を行っていただき、集計結果を分析して、そのコメントとグラフなどの取りまとめを予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から（４）、P55の職員福利厚生費181万円の具体的な内容と昨年との比較、減額の理由ということで回答させていただきます。

まず、具体的な内容でございますが、項目として研修助成金、これは職員の資格取得にかかった受験料、上限1万円で、主なものとしては消防職員の救命救急士であるとか、危険物

取り扱いというようなことで15万円でございます。

2点目として、これは一番大きくなりますが、健康管理助成金、職員の人間ドックの助成ということで、1人上限3,000円ということで90万円の計上でございます。

それから、職員体育大会助成金、これは職員組合等が県の市連協と申し上げておりますが、千葉縣市役所職員組合連合会の大会等に出る場合の参加費であったり、交通費等の2分の1助成ということで60万円の計上でございます。

それから、職組の共催事業の助成金ということで、職員組合のバス等の旅行に対しまして、交通費の2分の1という上限といたしまして15万円の上限でございます。それから、細かくなりますが、文化教養助成金といたしまして、市が主催する、または共催する文化事業観覧者、文化会館で行うような事業ですね。それに1人1,000円を上限として、1万円でございます。

昨年と比較しての減の理由ということでございますが、昨年と比較して50万円減額をしております。昨年度までは七夕市民まつりに要する費用、これを50万円計上させていただいておりましたが、七夕市民まつりにつきましては、まさしく市民まつりでございまして、職員の福利厚生のために行っている事業でないということで、人事管理事務費のほう、そちらの予算のほうに組み替えをさせて計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから項目5番から8番まで、4点お答えいたします。

まず、最初に生涯活躍のまち事業化支援事業業務委託料ということで、具体的な内容はということでございました。具体的には事業推進組織の立ち上げ支援、構想の推進に向けた具

体的な取り組み事項の取りまとめ、事業内容や規模、都市住民の意向把握や情報発信等でございます。なお、地域再生計画が昨年11月7日に国より認定されておりますので、昨年に引き続き、2分の1が交付金の該当となります。

続きまして、「がんばろう！旭」です。これは2か所から出ているけれどもということで、「がんばろう！旭」復興支援補助金は、市で行っている各種イベント等のうち、震災からの復興・創生に資する事業を行う団体を支援しているもので、従来から支出している補助金に上乗せして支援しているものでございます。増額している「がんばろう！旭」復興支援補助金は、担当課が支援している補助金とは目的が異なると考えておりますので、平成32年度、基金の運用が終了するまでは従来どおりの支援でいきたいというふうに考えております。

続きまして、キャラクターデザインの作成業務委託料の内容ということでございました。

イメージアップキャラクター「あさピー」の啓発用グッズなどを製作するための委託料となります。主なものは、啓発物や旭市のPR資料などを入れるための袋であったり、クリアファイル、バッジ、ストラップなどとなっております。

続きまして、電柱使用料について具体的な内容はということでございました。

この電柱使用料につきましては、現在、本庁及び支所、公民館などをはじめとした市内の公共施設69か所を相互につなぎ、ネットワーク形成をしている光ケーブルを共架している電柱の使用料でございます。相手先は東京電力及びN T Tの電柱で、総計で2,593本を使用しております。

この光ケーブルは平成16年度、合併前でしたが、合併に当たり地域間での公平な住民サービスを提供するということを目的に、旧1市3町の事業として合同で整備したものでございました。

それと契約の内容ですが、N T Tにつきましては現在、29年4月1日から30年3月31日までの1年契約で自動更新という形になっております。東電分につきましては5年契約で、現在の契約は28年4月1日から33年3月31日という形になっております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、失礼しました。

1本当たりの単価は、N T T、東電ともに1,200円でございます。

以上です。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） 年間です、はい。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から、69ページの交通指導員238人分の報酬606万9,000円についてお答えします。

交通指導員の報酬ですが、1人年額2万5,500円となっております。そして、238人分を計上いたしました。

ご質問のもう1点、交通指導員の出勤回数ということですが、地区により、また、人により違いますので一概には申し上げられませんが、地域のまつりや市の行事、また、保育所や小学校での交通安全教室等に出動していただいておりますので、年間1人当たり五、六回程度と考えております。

続いて、74ページの市バス運営事業についてお答えします。

市バス運営事業につきましては、年間の利用回数や利用者数ということでしたので、28年度のデータでお答えいたします。

28年度につきましては稼働日数が392日で、利用団体と申しますか、1日に午前・午後という使い方もありますので、利用回数としては424回で、利用人数といたしましては1万4,201人と、あと全体として利用団体ということでしたので、市役所を除きまして、28年度につきましては市の関係団体57団体が利用しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから（11）シルバー人材センター運営費補助金、（12）高齢者筋力向上トレーニング事業についてお答えします。

初めに、シルバー人材センターの運営費補助金の具体的な内容ということで、初めに会員数のほうを聞かれました。会員数につきましては、平成30年1月末で255人です。

あと、シルバー人材センター運営費補助金の具体的な内容についてですけれども、運営費の不足額を助成し運営を支援するための費用です。人件費や管理費、事業費が対象となっております。

以上です。

それと（12）、P105の高齢者筋力向上トレーニング事業についてお答えします。

初めに目的ですけれども、目的については、在宅高齢者に対し筋力向上のためのトレーニング事業を実施することにより、健康増進及び介護予防に取り組む場を提供し、自発的な健

康づくりの取り組みを促進するために行うものです。それで、実施している場所ですけれども、あさひ健康福祉センターになります。

3番目の対象ですけれども、原則として65歳以上の在宅の高齢者となっております。

4番目のいつからかという質問についてですけれども、平成16年から実施しております。これは会館のオープンと合わせて実施しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 131ページの中央病院負担金でございます。

先ほど私はフライングしてしまいまして、運営費負担金についてお答えしてしまいました。

内容はそのとおりでございますが、追加してもう一つだけ。運営費負担金のほかに老人ホームの分で予算書にも出ておりますとおり90万円、前年度と同じでございます。もう一つはケアハウス分、これも前年度と同じでございます、1,834万円でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは168ページの有害鳥獣駆除事業の具体的な内容ということでお答えをいたします。

まず、対象となる動物ですけれども、カラス、スズメ、ドバト、こういった鳥類とイノシシが対象となっております。それから、この駆除を行う地域ですけれども、鳥類に関しましては市街地や鳥獣保護区を除く市内全域で行っております。それから、イノシシにつきましては目撃情報の多い地域ということで、箱わなによる駆除ということで、わなを設置しているのは、倉橋、岩井、見広、それから塙、横根で設置をしております。

それから、繁殖状況ですけれども、鳥類に関しましては数値的には把握しておりません。それからイノシシですけれども、イノシシも生息数というのは把握できておりません。銚子市との境のほうにあって、行動範囲も数キロあるという中で把握はできていません。

ただ、目撃情報としましては、平成29年度ですけれども、2月までに29件の目撃情報が寄せられております。

それから、捕獲の見込みです。カラスなどの鳥類の関係は約1,200羽程度、それからイノシシに関しましては、成獣と子ども両方合わせて20頭ほど見込んでおります。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは15番目ですね。181ページ、観光プロモーション支援業務委託料150万円の具体的な内容ということでございますので、これにつきましては、今から二十数年前に飯岡地区を中心に撮影が行われました映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」を活用しまして、当時撮影の監督を招いた上映会の開催などを計画しております。また、広く情報発信するため観光情報サイトの活用や、プレスリリースなども積極的に行っていくものでございます。

続きまして、16番目、P183でございます。砂の彫刻美術展補助金につきましては、推移と増額になった理由ということでございます。

補助金につきましては、平成18、19年度は30万円、20年度から22年度までは50万円となっております。平成22年度に、平成23年度からは砂像の大型化と増設、さらには海外より砂像製作者を招き、魅力ある砂像の製作と展示期間の延長などについて要望があり、当時の観光協会より市に対しまして150万円となっております。現在も150万円です。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、17番目のP189、道路維持補修事業についての中で、何路線で何地区をやっているのかというご質問に対しましてお答えいたします。

まず、路線数ですが、補修工事の路線数は10路線でございます。それと地区ごとということで、旧旭地区が6、干潟地区が3、海上地区が1、計10地区でございます。これは30年度当初予算での内容でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは（18）、予算書199ページ、キャラクターデザイン作成業務委託料32万9,000円の具体的な内容はというご質問に対してお答えさせていただきます。

これは、あさひパークゴルフ場が平成20年度の開設から10周年となることから、施設のイメージキャラクターであります「向太陽」をデザインした記念グッズを作成し、施設のPRと利用者サービスの向上を図るために記念グッズを作成する委託料でございます。

業務の内容としましては、一つが向太陽のピンバッジ500個、これを作成するものです。このピンバッジは、市が主催いたします市長杯争奪パークゴルフ大会の参加者、それと向太陽杯パークゴルフ大会の市外からの参加者に対し配布する予定で、プレーの際にマーカーと

して使えるものであります。この費用に27万1,000円です。また、日曜日、祝日に市外の利用者が多いことから、この利用者に向けて10周年記念缶バッジ500個、これを作成し配布したいと考えております。この作成費用に5万8,000円で、合計で32万9,000円となります。

以上です。

○議長（島田和雄） 消防次長。

○消防次長（川口和昭） 消防本部より、予算書211ページの団員報酬額の具体的な内容についてご説明いたします。

予算書212ページ、説明欄右上の一般団員715人、1,914万4,000円と本部役員54人、340万円の内容となります。このうち一般団員についてということですが、団員1人の報酬額は2万5,000円、574人おりますので総額1,435万円、班長は3万円、94人で282万円、部長は4万2,000円、47人おりますので197万4,000円です。

次に、消防団員は災害以外に年間何回ぐらい出る機会があるのかとのご質問でありましたが、災害などの出動のほかには、団員の全体行事など規律訓練、操法訓練、防災訓練、歳末警戒、出初め式などがあります。その他といたしまして、各部ごとにポンプ点検や水利確認、催し物警備の協力など、合わせますと年間20回くらいとなります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私からは（20）、214ページの地域防災計画見直し業務委託料528万2,000円の具体的な内容ということで回答させていただきます。

旭市防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、旭市の市域に係る防災に関し旭市防災会議が定める計画でございまして、旭市における防災の根幹をなすものでございます。

具体的な内容につきましては、計画全体の基本事項を定めるほか、地震・津波編、風水害編、大規模事故編の種別ごとに災害予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画など、約300ページに及ぶ計画となるものでございます。

計画の策定につきましては防災会議委員の意見のほか、化学的な専門知識による裏づけや、技術・技能が必要となりますので、業務を委託するものでございます。

なお、今回の見直しは計画の基になります千葉県地域防災計画におきまして、新たな想定地震、これは千葉県北西部直下型地震でございしますが、これが追加されたことや、平成28年の熊本地震の教訓を反映した計画、また、新たな土砂災害警戒区域等指定箇所の追加などに

よりまして地域防災計画を見直すものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から、（21）、P 220、人口推計業務委託料144万8,000円の具体的な内容はというところで、何を目的とした人口推計かとのご質問でございます。

昨年7月から行っております旭市学校のあり方検討委員会の中で、学校別の30年くらい先までの児童・生徒数が必要ではないかとの意見があったことや、今後の学校の再編を考える上では、将来的な児童・生徒数を把握する必要があるという目的で調査を実施するものです。以上です。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、一般会計予算書の224ページ、教育の情報化推進事業の13、委託料のホームページの作成委託料8万7,000円の具体的な内容についてということでお答えをいたします。

市内の20校の全ての小・中学校では、開かれた学校づくりを推進するため、学校からの情報発信の一つとして、各校がそれぞれホームページを開設しているところでございます。

ご質問の作成委託料の内容ですが、ホームページ作成研修として実施するための委託料でございます。各小・中学校のホームページ担当者を対象に、ホームページの作成、更新のスキルアップ等を目的に行うもので、二、三年に1回程度の割合で研修を行う予定のものでございます。

続きまして、予算書の229ページ、小学校教育振興費の19、負担金補助及び交付金の通学用ヘルメット補助金5万円の具体的な内容についてお答えをいたします。

小学校の新入学児童へは、黄色い帽子を市で購入し無償配布を行っておりますが、市内市小学校の富浦小学校、萬歳小学校、古城小学校の3校につきましては、新入学の際は通学用ヘルメットで対応しております。小学校の入学時、通学用ヘルメットの補助金でございますが、市が無償配布を行っている黄色い帽子の費用と同額の1個当たり590円を補助し、84人分とし、5万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、予算書の235ページ、中学校教育振興費の19、負担金補助及び交付金の通学用ヘルメット補助金の75万4,000円の具体的な内容についてお答えをいたします。

市内の中学校5校に進学する生徒の通学時に要する費用の負担軽減を図るため、通学時に着用するヘルメット購入費用の2分の1を補助するものでございます。中学校進学時、通学

用ヘルメットの補助金でございますが、1個当たりの購入費は2,600円で、580人分として75万4,000円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、私のほうから263ページ、土地借上料47万円の具体的な内容についてご説明申し上げます。

こちらの土地につきましては、まず最初に、課税面積か実測面積かというお話がございましたけれども、契約面積が全て少数点以下の端数がございますので、これは多分、実測面積だと思われます。全部で8筆ございまして、そのうちの7筆が最も大きな通り沿いの駐車場用地で、あとの1筆が史跡公園内の一面をなす土地となっておりまして、まずその史跡公園内の一面をなす土地につきましては面積が1,307.29平米で、借上料6万5,365円、平米単価50円でございます。

続いて、あとの土地につきましては2筆合わせたもので619.45、1筆で1,168.76、2筆合わせて2,148.55、1筆で325の16番地で1,193.14、もう1筆が1,097.31平米で、個々の単価でございますけれども、まず3万6,747円というのがございまして、これが単価59円、続いて、8万8,613円の借上料で単価75円、11万314円と16万4,028円、これが単価76円で、5万9,657円で単価50円、5万4,866円で単価50円ということでございまして、面積及び単価につきましては旧干潟町時代の契約金額をそのまま踏襲しておりますもので、この数字になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） では、体育振興課のほうからは265ページ、19、負担金補助及び交付金のうち上から三つ目になります千葉県高等学校駅伝大会補助金60万円についてお答えいたします。

この大会は、京都で実施されます全国高等学校駅伝競走の千葉県予選会として開催され、30年度は72回目となる大会でございます。

平成16年度から東総運動場において開催されております。毎年行われているこの大会運営費の一部を補助しているものになります。また、県内の全市町村が支出しているかということですが、県内の全市町村が支出しているものではなくて、旭市単独の補助金となっております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 答弁、県。

○体育振興課長（加瀬英志） これは千葉県も出しておりません。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、18ページにつきましては、再度詳細な説明をお願いします。

次に、52ページですね。よく業務委託料というのが各課にまたがっているんですが、そんな立派な計画を作らなくちゃならないのかどうか。当然、職員でできると思うんですよ。実態を一番知っているのは職員ですから、その辺どういうふうに考えているのか。

それから、55ページですか、先ほどの説明では福利厚生費50万円減ったということで、これは50万円減ったのは七夕まつりの関係で出していたから福利厚生の実態にそぐわないと、そういう中で、ほかの科目に持っていったからだという話なんですけど、この七夕まつりというのは市が主催じゃないでしょう。旭市七夕実行委員会とか、そういうところでしょう。なぜそこが出さないで市がそれを負担するのかお尋ねします。

それから、次は62ページですが、これは農振を含めていろんな問題があるわけですよ。それで、今はこういう立派な計画ですね。作って2年、3年したら、やっぱり時代が違う中では、この計画が全く実態にそぐわないものになっちゃうと思うんですよ。これはやはり現状の農振の見直し、その辺を含めてやるべきだと思うのですが、どういうふう考えるのかお尋ねします。

それから、64ページですか、イベントの関係ということなんですけど、じゃ、何を基準にこれを出しているのか、そして、それによってどういうメリットがあったのか、それと同時に、なぜ最初から企画政策課でなく、ほかの課へ当初からこの予算をやらないのか、それでないとあれでしょう、受ける側は市から二つの補助金が入るわけです。市というのは1本なんですよね。そんな中では、やはり1本で出すのが本当だと思うんですけど、お尋ねします。

それから、次の66ページですか、この電柱使用料、年間1,200円ということですね。そんな中で、東電それからNTTが一般の人にどのぐらいの使用料を払っているか、その辺を企画政策のほうで把握しているのか。ただ相手が払ってくれと言うから払う、これはあまりにも計画性がないと思うんですよ。

それから、次の69ページ、交通指導員1人当たり2万5,500円ということで、消防団員と

ほぼ同じなわけですが、この交通指導員、だんだん手がなくて高齢化している中で、どういうふうに今後検討をしていくのか。

それから、74ページ、市バスの運営事業ですか、先ほどの答弁では57団体ということなんですが、これは市でバスを持っても、年間今までで約1,300万円から1,600万円くらいかかるわけですよ。それで、今の状態で市がバスを持っていた場合ですと、かなりの不公平感が出ると思うんですよ。使える団体は無料、使えない団体はそのまま実費がかかる中で、むしろ補助金体制にしたほうが平等感はあると思うんですが、その辺はどういうふうに考えるのか。

それから、次に104ページ、シルバー人材センターの人件費を含めた運営費の不足ということで690万円ほど出しているんですが、今シルバー人材センターもだんだん会員が減っております。そんな中で、ずっと同じ金額を出しているわけなんですよ。やはり一つの基準を設けるべきだと思うんですが、それについてお尋ねします。

それから、105ページ、平成16年から始まったということですが、そんな中でこれを実施したことによってどういうメリットが出たのか。これは当然トレーニングセンターでやるとなればそれなりの指導員というんですか、必要だと思うんですが、その指導員はどういう人がやっているのかお尋ねします。

それから168ですか、イノシシが今年20頭くらいの予定ということでございますが、去年はどのくらい捕獲したのか。それと同時に、そういう中で当然昨年から見て増えていると思うんですが、そういう中でなぜ予算が減っているのか。

それから183ですか、砂の彫刻美術展が150万円と現在なっています。当初は30万円であった。そういう中で、また今年は320万円という中で、これは当然補助金ですから、課長というより市長サイドが決めることだと思うんですが、なぜこれだけ増えたのか、市長にお尋ねをします。

それから道路維持費ですか、これは先ほども答弁がありました中で、189ページの道路維持費ですが、本来ならもっと予算をつけるべきだと思います。というのは、住民要望はかなりあると思うんですよ。それで本当にこれは必要なということで見ていると思うんですが、これだけの予算をつけるという中で、財政課長、今、道路の要望はどのくらいあるのか捉えているのか、そういう中で予算組みをしたのか。

それから、214ページですか、防災計画を作る。300ページに及ぶ大変立派なものだということを先ほど伺いましたが、こんな立派な防災計画を作って、果たしてこの計画どおりの防

災に対する仕事ができるのか伺います。

それから、あと220ページですか、これからの学校のあり方の中で、将来の児童数などを把握していきたいということでございますが、これは当然、企画政策課のほうですか、計画を作る中で今後の人口推計なんか当然見てあると思うんですよ。なぜそういう重複した仕事をしなければならないのか。

それから、224ページですか、8万7,000円でホームページ開設できるということですが、市の場合はホームページ、毎年、二、三百万円かけているわけですね。学校教育課の教育関係の中でこれだけできるものを、なぜ市はできないのか。

それから、あと220ページ、通学ヘルメット補助金。これは3校はヘルメットを使っていると、そんな中で黄色い帽子との差額を出しているということですが、なぜ3校だけなのか、ほかの学校はヘルメットにしないのかお尋ねします。

それから、269ページの土地の借り上げですか、これは先ほどこちよつと答弁が聞こえなかったもので、じゃ、実面積と課税面積の差はどのぐらいあるのか、税法上の課税面積ですね。全体でいいですから、細々どのぐらいあるのか、そして実面積で借上料を払っているということですが、実面積と課税面積との面積差の中でどのぐらいの金額が出ているのかと。

そして、関連しますけれども、その中で今まで萬歳公園も明細にこの予算書の中にあつたわけですよ。しかし今、何がどうしたか、萬歳公園は全然予算書になくて、全体の中でやっていますから分からないわけですが、萬歳公園もやはり大原幽学記念館と同じに実面積で支払いをしていると思うんですよ。そんな中で、萬歳公園の課税上の面積と実面積はどのぐらいの差があるか、また、その支払金額にどのぐらいの差があるのか。

それからもう1点、これは税務課になると思いますが、干潟地区の土地の評価証明と法務局の登記簿謄本では面積が違うのか、それとも同じなのかお尋ねします。

それから、265ページです、千葉県高等学校駅伝大会、旭市だけが60万円出しているということですが、旭市が出すメリットはどのようなことがあるのか、その辺お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 先ほどは大変失礼をいたしました。

幾つかお答えしてまいります。

普通交付税についてのお答えということになります。

28年度の数値で申し上げます。ただ、これから申し上げる数字、交付税の額はご案内のと

おり基準財政需要額から収入額を引いたものでございますので、基準財政需要額のベースでお答えしたいと思います。

まず、人口分でございます。人口分は96億3,040万2,000円。

面積分です。2億6,102万5,000円。

道路分という特出しのご質問がございました。これが6億5,561万7,000円でございます。

もう一つ単位費用分の総額というご質問もあったのですが、これにつきましては、すみません、計算が複雑というか出すことはできませんので、ご容赦をいただければと思います。

それと、公債費のご質問がございました。

公債費の関係は、28年度の全体で申し上げますと19億7,760万円でございます。そのうち内訳としまして、まず臨時財政対策債でございます。それが9億2,529万1,000円。合併特例債分が7億5,455万4,000円。そのほかは差し引きという計算になりますが、2億9,775万5,000円でございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。病院分の交付税がどこで計算されているかというご質問でございます。普通交付税の中の保健衛生費の費目で計算をされております。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、行政改革推進課担当の52ページの計画策定調査業務委託料の再質問にお答えいたします。

議員ご発言の中で、個別の職員が一番よく分かっていることであろうと、なのでわざわざこのような大きな計画が必要なのかというお話でございます。先ほども申し上げましたが、今現在、各機能別の個別計画というものを策定中でございます。名称的には個別計画と呼んでおりますが、これは最終的な形としてはかなり機能が移転されたり、入り繰りがあったり、あるいは異なる機能が集約されたりということもあろうかと思っております。したがって、このアンケート調査では、個別に例えば体育施設をどう思いますかとか、そういったようなことではなく、市の全体的な施設の配置なり規模なりということを総合的に問うていけるようなアンケート調査にしたいと思っております。あくまでも横断的、総合的に行って、逆に個別だけの調査は行わないで、全体的な大枠を見た中でやっていって個別計画の策定に役立てていこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから（４）、P 55の職員の福利厚生の内容の中で、七夕市民まつりは市が主催ではない、なぜ実行委員会が負担しないのかといったようなご質問に対して回答させていただきます。

まず、七夕でございますが、高橋議員もご存じかと思いますが、平成29年度は第63回の市民まつりを迎えたところでございまして、13万人の入込み客数があったところでございます。

また、旧旭市のことになりますが、第30回から旭市民まつりとしての位置づけをして実施したところでございまして、市民まつりということで市職員、旭市も一つの事業体として、しっかりこのまつりを盛り上げようということで行ってきているところでございます。当然として各参加団体のほうも自ら団体のほうで費用負担をしている部分は多いのかなと思っております。今年組み替えたという、その50万円についての支出、主なものを申し上げますと踊り子連といいますか、その踊りの浴衣であったり、ニューバージョン、総勢市の職員200名ほど出ておりますが、そういった衣装のクリーニング代として、20万円弱ほどかかっているのかな、その他もろもろの消耗品とも13万円ほどかかっているのかな、また、あのニューバージョンにつきましては1年生、2年生、3年生、全く経験のない中で毎年新たな踊り等にもチャレンジする中で、講師の先生にも多少の謝礼金のほうは出しているところでございます。また、参加の保険代であるとか、あとニューバージョン等は音響設備、発電機等の借上料もあるところでございます。高橋議員も3年ほど前でありましようか、栈敷席のほうでは私も踊り子連、そういった団体のほうにもご声援をいただいたところだと思っておりますので、何とぞご理解のほど賜りたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから、最初に生涯活躍のまち推進事業ですが、この計画を今作っても、二、三年で時代が変わって役立たないのではというようなご質問でした。市長の施政方針にもございましたが、計画予定地については、県の実施している仁玉川ストックマネジメント事業の受益地からの除外手続きを進めているところでございます。

また、農振地域からの除外についても市全体計画の中での除外を予定しておるところでありまして、この事業全体でまだクリアしていかなければならない問題というものは多々あり

ますが、将来の旭市のために必要な構想でございます。引き続き旭中央病院とも連携しながら、実現に向けて全庁的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、2番目が「がんばろう！旭」復興支援事業、2か所から支出されているのが1本化にならないのかということでございました。それと、何を基準にということでございました。何を基準にということは、まず千葉県から交付されました「がんばろう！千葉」市町村復興基金を原資としたものを活用しております。この基金については32年度をもって終了ということがまず決まっております。それで「がんばろう！旭」復興支援補助金は、市で行っている各種イベント等のうち、震災からの復興・創生に資する事業を行う団体に支援しているというもので、従来から支出している補助金に上乗せして交付しているところでございます。

すみません、順番が逆になりましたけれども、基準ということでございました。補助対象事業は次の各号に掲げるとおりということで交付要綱に決まっております、東日本大震災からの復興・創生に資する事業であること、市内で実施される事業または市のPRを目的として市外で実施される事業であること、一会計年度で実施される事業であることということが、対象事業として決まっております。

続きまして、飛びまして8番目の電柱使用料、民間の単価はということで、共架料は電柱1本当たり年額で1,200円お支払いしているところですが、NTT、東電のほうから民間に支払っている、すみません、民間のほうはちょっと資料ございませんので、すみません失礼します。

以上です。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課からは、まず交通指導員について、だんだんなり手がいなくなってくるのではないかと、それに対する対応はというご質問でした。

現在の指導員につきましては、各町からの推薦によりまして、市長が委嘱しております。任期につきましては2年ということで、現在、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで委嘱しております。議員がおっしゃるとおり、なかなか厳しい部分だとは思いますが、早目に区長等をお願いしたり、また文書等を渡しながらご説明したりしながら、また現在の交通指導員の役員の方とも相談しながら、なるべく手としてなっただけのよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、市バスの関係ですけれども、補助金のほうがよいのではないかという議員さんのご意見です。現在の市バスの運用につきましては、まず最初に、市の行事や市の事業等でまず一旦予約をして埋めます。次に学校関係、こちらが多いんですけれども、七、八割占めますので学校関係の使用を扱います。最後に、各関係団体で予約、申請等していただいて、使っていただいています。今回、各市の関係団体が使いづらいのではないかということがありましたので、要綱を見直しまして、まず第一義的には市の行事、市の事業が最優先、こちらは変わりませんけれども、2段階目としまして、各学校と併せて市の関係団体も同時に予約をして年度の利用ができるように変更いたしましたので、来年度につきましては、当面こうした運用の仕方をして、なるべく市の関係団体が使いやすいように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） （11）シルバー人材センターについて基準はどうかということ、補助金の基準はどうかということなんですが、これについてお答えいたします。

市のほうでは、このシルバー人材センターの運営費の補助金の不足額の2分の1を支給するようにしております。併せて国も市と同額を支給補助のほうをしております。

それで、次の（12）の高齢者筋力トレーニングのメリットはということでございますけれども、メリットについては、取り組んでいる人は運動機能の低下を防ぎ、効果もあり、健康寿命も延びていると思いますけれども、この事業での数値的な効果を把握はしておりません。あと、2番目のどのような人が指導に当たっているかということですので、これにつきましてはスポーツジムのトレーナーで、専門指導員が指導に当たっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、168ページの有害鳥獣駆除事業についてお答えいたします。

まず、前年のイノシシの捕獲数というご質問でした。前年は3頭捕獲しております。

次に、前年度より予算が減った理由は何かというご質問でした。平成29年度は箱わなを購入するための予算が入っておりました。30年度は箱わなの購入はありませんので、その分が減っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 市長。

○市長（明智忠直） あさひ砂の彫刻美術展補助金についてお尋ねがありました。

私の考えでありますけれども、この砂の彫刻美術展、ふるさとイベント大賞特別賞をいただいてから、旭市をPRする最大の効果があるのではないかなと、そのような思いでいるところでありまして、若者、青年会議所OBの皆さん方が中心にやってくれるわけでありまして、その情熱、旭市を本当にPRしようという思い、そんなような思いの中で旭市もやはりこの若い人々の活動に対しまして、旭市自身もPRと一緒にやってやりたいと、そんなような思いでこの予算を上積みしているところでもありますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 189ページの道路維持補修費の件で、要望を捉えて予算編成しているのかというようなご趣旨のご質問をいただきましたので、私のほうからご回答いたします。

要望がたくさんあるということは、予算要求における担当課からのヒアリングにおいても聞いておりまして、承知をしております。ただ、具体的な部分ですとか、細かい数字までは聞いてはおりません。こういった要望が多いという中を踏まえまして、市長も生活道路については拡充していくという方針を出しておりまして、限られた財源の中ではございますけれども、道路維持の補修、もっと言えば道路新設改良事業のほうもでございますけれども、29年度、30年度と拡充をしてきているところでございます。ちょっと数字を申し上げますと、ここの道路維持補修事業につきましては、28年から29年にいく時に、1,200万円ほど拡充しております。また、30年度にいくに当たっては、2,000万円弱拡充しているところでございます。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から20番の地域防災計画の見直しの関係で300ページに及ぶと、計画どおりの仕事ができるのかといったことについての再質問について、答弁をさせていただきます。

まず、先ほども申し上げたところでございますが、まず災害対策基本法の42条に、市町村防災会議は地域防災計画を作成し、またはその検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないという法律がございまして、引き続いて、それからあと、都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならないといったような規定もある中でござ

います。先ほど申し上げましたように、県のほうが今回見直しを行ったということで、まずその見直しの必要性はあります。そして、計画どおり仕事ができるのかということにつきましては、昨日も海岸地域におきまして津波避難訓練を行いまして、市内25か所の避難場所に、およそ1,000名ほどの市民の方が参加をしてくれたところでございます。そういった訓練でありますとか、その備蓄の関係、現在旭市では5,000人3日分の食料であったり、飲料水等の確保のほうを努めているところでございまして、計画に基づいて行っているということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 議案の質疑が途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） （21）、220ページ、人口推計業務委託料の具体的な内容についての再質問について、お答えいたします。

企画政策課の人口推計が使えないかとのご質問でございました。推計を活用することについては、企画政策課と調整いたしまして検討いたしましたが、学校別の人口推計がされていないことや、推計している年齢が就学相当年齢と合わないことから、活用することが難しいため、最新のデータにより調査をすることといたしました。

以上です。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、224ページ、ホームページ作成委託料の件で再質問。まず初めに、私の説明と表記がちょっと誤解を招くようでしたので、おわびしたいと思いますが、ホームページ作成委託料となっておりますが、小・中学校の場合は、もう既に開設は済んでおります。合併時から開設は済んでおりまして、今回の作成委託料ということは更新の講習でございます。

学校のネットワークシステムは、市部局と異なりますので、今回の小・中のホームページの担当者を対象に研修した予定は、市と切り離して学校のほうで計上させていただいております。

続きまして、229ページ、小学校の通学用ヘルメットの件ですけれども、なぜ3校がヘルメットか、ほかの学校もヘルメットにしないのかというご質問だと思いますが、これにつきましては、ご承知のように市の12校、ほかの学校は黄色い帽子で対応しております。3校につきましては、過去に学区で大きな交通事故が発生をし、ヘルメットになったというような経緯があるようでございます。どちらを入学時にお渡しするかというのは、当課といたしましても柔軟に対応しているところでございます。というのは、ともに安全対策ということなんですけれども、例えば黄色い帽子ですと、夏場の熱中症対策ですとか、ほかにも利用できる場所がございます。いずれにしても、当課といたしましては、平成21年4月に施行しました入学時ヘルメット購入費補助金交付要綱にのっとり、学区それから地域の意見等をよくお聞きしながら、事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 先ほどはどうもすみませんでした。

じゃ、分かりやすく8筆で、この契約面積の場合6.5平米本来の、本来というか面積は大きいです。6.5平米、金額でいきますと370円多くなります。

以上です。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまの（25）、263ページ、土地等借上料の具体的な内容はということで、関連づけまして都市整備課のほうの、萬歳自然公園のほうは都市整備課のほうで管理しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

萬歳自然公園の土地賃借料につきましては、土地整備課の公園費のほうで土地借上料として予算計上しております。面積が萬歳自然公園、6万9,551平米、地権者37名でありまして、賃借料につきましては348万1,900円となっております。これは、面積のほうは国土調査に基づく面積実測値で借りているということになります。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、予算書265ページ、負担金補助及び交付金の中の千

葉県高等学校駅伝大会補助金の再質問にお答えいたします。

出すメリットは何かということですが、この大会は、旧干潟町において地域活性化を図るために誘致した大会を、引き続き旭市で開催しているものです。この大会によるメリットとしましては、県内各地から選手並びに応援者など多数の方が旭市を訪れることになります。経済的効果や市のPR、そういったものができるものであると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、55ページですか、先ほど総務課長はいろいろ答弁されておりましたが、しかし、なぜ、自分たちの領域だけは守るために、ただこれは科目を変えただけでしょう。事業主体というのは本来なら七夕実行委員会なんですよ。本来ならそこから出すべきだと思うんですよ。それを市が出すとなれば、今度は参加している組織、これにみんなやらなくちゃならないと思うんですよ、多かれ少なかれ。そして、また七夕の関係では、かなり補助金も増やしてあるんですよ。それと、またあれでしょう、「がんばろう！旭」復興支援事業でも出しているわけですよ。いずれにしても、なぜこの部分を市から出さなくちゃならないのか。

それから、あと62ページですか、これが農振の見直し、それから仁玉川の件がある中で、一、二年ではこの幾ら支援業務委託ですか、事業の委託をしても、一、二年ではできないと思うんですよ。その辺がある程度クリアできてから、この事業計画は作るべきだと思います。

それから、あと66ページですか、電柱の使用料。ある程度、やはり自分の金の感覚で世間相場を知った中で、契約でも何でもしていただきたいと思います。

それから、69ページですか、先ほどの答弁、課長はあまり交通指導員の実態を把握していないと思うんですよ。交通指導員のやり手がなくて、継続している人がだいぶいるわけなんですよ。その中でだいぶ高齢化しているんですよ、もう少し実態を把握していただきたいと思います。

それから、74ページですか、補助金の問題等も検討した結果だということですが、どういう検討をしたのか、それであればなぜバスの購入費をこの予算に組んだのか。

それから、あと68ページですか、昨年度はイノシシのわなを作ったから今年は予算を減らしたということですが、増えている見込みの中で、なぜ予算を減らすのか。むしろ予算を増やすべきだと思います。

それから、189ページですか、限られた財源の中でという答弁でありましたが、本当に財

政が厳しいならまだしも、実際問題、毎年かなりの剰余金を出しているわけでしょう。そんな中で、なぜ限られた予算なのか。本来ならそれをみんな使えばいいと思うんですよ。そういう中で、なぜ財政課でどのぐらいの補修の要望があるのかの金額を把握できないのか。この把握ができなければ、当然財政シミュレーションがみんな変わってきちゃうわけですよ。その辺をお尋ねします。

それから、あと220ページですか、学校別とか就学前の子どもたち、そこらを把握できないということでございますが、全体の中で学校の生徒数だって全部把握できるわけです。それから今度は就学前の子どもも全て把握できると思うんです、この組織の中ですからね。そんな中で、なぜこれだけの予算を使うのか、もう少し有効に予算を使っていたきたいと思っています。

それから、ホームページ、224ページですか、更新のためということでございますが、学校がこんなもので更新できるなら、なぜ市のほうで毎年二百五、六十万円ずつもホームページの予算を使うのか。

それから、229ページですか、3校は交通事故があったからとか、ヘルメットにしたということでございますが、まず安全対策の面で、事故の起きる前にその対策を練るのが本当だと思います。父兄に聞いたとか、そうじゃなくて、学校として安全のために小学生にヘルメットをかぶせるんだと、そして子どもの安全を守るんだと、そのほうが大事だと思うんですが、そんな中でどういうふうに考えているのか。

それから、263ページですか、ちょっと先ほど答弁が聞こえなかったんですが、恐らく実面積で支払いしていると思います。しかし、課税は台帳面積でやっていると思うんですよ。そんな中で実面積と、ですから国調の面積、これが実面積です。その前の旧干潟町の課税台帳との差がどのぐらい面積であるのか。そんな中で当然、実面積で支払いをすればその差が出ると思います。その数字を答弁いただきたい。これは都市整備課も、萬歳公園について課税面積と実面積、国調の終了後の面積ね。差だけでいいですよ。実面積と課税面積の面積の差、それから当然のこととして、実面積で払っていますから、幾ら多く払っているか、その中で税務課のほうでは、土地の評価証明、これは法務局の謄本と違うと思うんですよ。ここで干潟地区の評価証明、ここではどういうふうに評価証明を出しているのか。

それからあと、265ですか、経済的効果、それから市のPRということでございますが、市のPRはともかく、どれだけの経済効果があるのかお尋ねします。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から55ページにあります職員の福利厚生ということの中で、七夕についてでございますが、その費用について、なぜその実行委員会が出さないのか、市が出す理由はないのでないかといったようなことの質問に回答をさせていただきたいと思いますが、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、まずその63回に及ぶ市民まつりをとにかく市として盛り上げていきたいと思いますということでございます。他の参加団体におきましても、自らの例えばはっぴとか、そういった衣装等についてのクリーニング代、それをその実行委員会のほうから負担をしてもらっているという事実はないと思っております。そのような中で、では、旭市役所において職員にその負担をさせるのか。職員のほうもまさしく仕事が終わった後、何日も練習をする中で、まさしく市を盛り上げようという中でボランティアで参加をしているという事実がある中で、職員には負担をさせられない、そういったようなことの中で、事業所としての一つの責務なのかなと思っているところでございますので、何とぞご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから62ページの生涯活躍のまち事業化支援業務委託料の再々質問での農振及び仁玉川ストックマネジメント事業の進捗と、実現が時間がかかるのではということでございます。

これにつきましては、現在、市と県でストックマネジメント事業につきましては協議をしているところでございます。また、農振の除外についても、市の内部での農水産課、農業委員会等との協議には入っておるところでございます。

これらにつきまして、時間はかかるでしょうけれども、実現可能というふうに捉えておりますので……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 目標年度は、新年度の中では何とかしたいなという形で考えております。また、それに付随しまして、委託事業としまして推進事業主体とか、そういうものもやっていかなければなりませんので、これについては、そのまま実行していくということとでよろしく願いいたします。

それと、電柱使用料の件でございます。66ページでございます。

1,200円の共架料が、うちのほうで払っているわけですが、共架料といたしましては、民間がN T Tに借りる場合も1,200円ということで、先生のご質問はN T T、東電が支払っている地代ということでございました。これについては、私の記憶では年割にしますと1,500円程度で、3年間で4,500円とか、そういう数字で借り上げはしているというふうに理解をしております。電柱を借りまして共架する分につきましては、市が借りる場合も民間が借りる場合も同額ということでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

それと、先ほど学校教育課のほうのホームページの件ですね。63ページになりますので、お答えさせていただきます。

これは、63ページはインターネット活用事業ということで、ここに214万円ほどの委託料でホームページの作成委託ということで入っております。学校教育課のほうでやっている研修部分にかかわる分といたしましては、この214万円の中のうちの約50万円がホームページの更新等の作業にかかる職員の研修ということでやっている分でございますので、特別それが高いというふうなことではないと思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から69ページの交通指導員について、実態を把握できていないのではないかということで、交通指導員につきましては現在、2年間ということで委嘱しております。任期が変わる時に、再任はもちろんできる形になっていますので、多少なりとも高齢化してしまうというのは分かっております。また、交通指導員の方のほうからは、例えば全員替わってしまうと研修とか何とかでなかなか大変だというお話も聞いております。しかしながら、高橋議員おっしゃるとおり、なかなかこれから2年ごとをお願いする中で厳しいというのは存じておりますので、今後ともいろいろ実態把握等に努めながら研究していきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、74ページの市バスの運営事業につきまして、補助金についてどういった検討をしたのかというご質問です。

今回のバスの購入に関しましては、内部協議、関係機関との協議等を行っております。実際に、現在のバスの使用の中で使いづらい、とれないという部分を何とかしようということで、今回は要綱を改正して、そうした中でバスの使用について対応しようということで、バスの買い替えを決めた次第でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、168ページの有害鳥獣駆除事業の再々質問にお答えをいたします。

イノシシの捕獲見込みを増やしているんだから、予算を増やすべきだというお話をいただきました。

先ほど、前年度に比べて箱わなの購入がなくなったので減っておりますというようなお話を申し上げたところですけども、168ページの13の委託料を見ていただきますと、144万7,000円ということで計上してございます。これは昨年よりも60万円増額ということで、委託料のほうは増やしてございます。箱わなの数も増える、それからまた餌もたくさんかかるというようなことで、委託料のほうは増やしてございます。

それから、その下の19の負担金補助及び交付金というのを30万7,000円ございます。これも狩猟免許のした場合の補助、それから、イノシシを捕獲した場合に成獣であれば1頭当たり8,000円とかという、そういったものを今年は計上してイノシシ対策を強化していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮負賢治） はい。昨年の箱わなの部分が約100万円ほどありましたので、それがなくなっておりますので、去年との差額が40万円ほどあるんですけども、箱わなの分がなくなりましたが、その他の委託料の部分では増えているということで、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 189ページの道路維持補修事業に関してご質問がありました件、3点ほどあったかと承知しております。

まず一つ目ですが、限られた財源というふうに答弁をもらったけれども、剰余金が出ているんじゃないかというご質問がございました。剰余金、確かに27年度決算、結構多く出ましたし、28年度の決算におきましても、減りはしたもののある程度の額は出ているというのは承知しているところでございます。

ただ、これは結果として剰余金としてあらわれたものでございまして、予算を組む時点では収入と支出ぴったり見込むということは誠に困難でございまして、結果として出たということでご理解をいただければと思います。剰余金がどのくらいになるかというのは、新年度予算を組む時には、その時の前の年度の数字について、ある程度見込みを立てるんですが、

その時点で予算を組んだにしても、道路をやる時間が、期間がございませんので、その辺のところもご理解をいただければと思います。

二つ目として、財政課でどうしてその要望のほうを承知していないんだというお話がございました。

これにつきましては、担当課からは多くの要望をいただいているということは聞いておりますけれども、担当課のほうでも積算は難しいということを再三申し上げており、いろいろ要望の内容は多種多様でございますので、現場の状況によって金額等も違うということで担当課も答弁していたとおりでございまして、担当課も把握しておりませんので、私のほうも把握できていないというのが実態でございます。

三つ目の財政シミュレーションというのがございました。

その生活道路につきまして、したがって金額という形での精密な数値を把握しているものではございませんが、ただ、大きな事業、国庫補助を使うですとか起債を使う事業につきましては、年度ごとの計画数値を把握した中で……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） はい。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） はい。関連がありましたので、ちょっと余分でしたが申し上げます。全く財政シミュレーションいい加減に作っているというものではございません。細かくやるべきものは細かくやっておりますし、そうでないものは毎年の財源を見込む中で、枠のような形でシミュレーションをしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 220ページ、人口推計業務委託の再々質問についてお答えいたします。

児童・生徒数、就学前の人数は把握しております。平成28年度の旭市学校のあり方検討会の資料として、住民基本台帳を基にした平成34年度までの学校別の推計も作成はしております。

しかし、学校別に学年別で、また40年くらい先の児童・生徒数を推計することは難しく、また、学校の再編となりますと非常にデリケートな問題がありまして、推計に当たっては市民から見てその結果が納得のいく形でなければなりませんので、業務委託という形で客観的

に数字を出す必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、229ページ、小学校の通学用ヘルメット補助金の関係で、安全対策の面で事故の起きる前にそうするのが第一だと思うと、全部の学校にヘルメットを配布できないかというご質問についてお答えをいたします。

事故の起きる前に前もってヘルメットを配布するというのはもったもだと思いますし、未然防止は私どもも最も大切であるというふうに認識はしております。そういう中で、子どもの実態等を一番よく分かっているのは学校であり地域でありますので、それらの意見を聞いて、また、校長会等もありますので、そこでご提案申し上げて協議をしながら、再度検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 263ページ、土地等借上料47万円の具体的な内容でご質問のありました面積と金額の差でございますけれども、契約面積とそれから国調の面積、これを比較しますと、申し訳ありません、さっきの面積、要するに6.5平米、契約面積のほうが大きいです。それに伴って借上料も370円高くなります。

以上です。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 今の生涯学習課長の答弁に関連づけまして、萬歳自然公園のほうの課税面積との差と、あと金額ということで、借地面積と、これは実測値になります、それと課税面積との差は、借地面積のほうが7,071平米少ない形になります。そうしますと、その賃借料は、課税面積で借りた場合というふうにしますと、35万3,550円多く払っているという形になるかと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 評価証明と登記簿のということでございます。

税務課としましては、法務局から登記の情報を得まして、それに基づいて課税をしているということであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 予算書265ページの千葉県高等学校駅伝大会のどれだけの効果があるかということですが、効果について調査、集計しているものはございません。そういった状況ですので、明確なお答えはできない状況となっております。ご理解をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算について質疑をしたいと思います。

306ページ、1款1項1目、説明欄1にございます旭中央病院貸付金13億円でございますが、これは看護師宿舎の整備と医療機器を購入するためとの補足説明がありました。そこで、具体的な医療機器と長期貸付金の財源と聞きましたので、何年で償還なのかを伺いたと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 306ページ、旭中央病院医療機器等整備事業貸付金13億円のうち、10億円は機械器具の購入でございます。これは5年償還、1年据え置きで固定金利0.01%を予定しております。それと看護師宿舎につきましては、金額が3億円でございます。条件は30年償還、5年据え置き、固定金利で0.6%を予定してございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第3号の平成30年度旭市病院事業債の管理特別会計、306ページについてお尋ねします。

今、起債の方法、償還等については林議員の質問に対して答弁されましたが、ただ、病院会計はかなりもうかっている、つまり剰余金があると市長が言っていますが、なぜそれで借

金をしなければならないのか。

それと、もう1点、中央病院の減価償却引当金、かなりあると思うんですよ。だから、その二つを含めて、なぜ借金しなければならないのか、借金をすることによって何かメリットがあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） これは、起債を発行して機械器具を買ったり建物を建てたりした場合に、元利償還金の25%が交付税算入されます。

ですので、簡単に言いますと、10億円の機械を買って、2億5,000万円交付税で算入されるので、実質は7億5,000万円とちょっと利子が足されますけれども、それも利子も含めての話で25%算入されますので得になると。これを自己資金で買っちゃいますと、そのまま自分で10億円出して終わりという形で何も補填されませんので、起債を起こした方が得であるということは間違いありませんので、よろしくお願いします。これは減価償却等云々の問題ではなくて、交付税算入されるからということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、それならどういう財源を使うのか、それと同時に、参考のために今、病院の減価償却引当金はどのぐらいあるのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） しばらくお待ちください。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） では、しばらく休憩します。自席でお待ちください。

それでは、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時 5分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、旭中央病院の平成29年度予算における減価償却費ということで、医業分、一般分合わせて30億7,250万円ほどを計上しております。
以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 金融公庫から病院事業債ということで借入を予定しております。
以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、これはまとめて13億円をそれで借りるということですね。そんな中で機械と建物の部分ですか、本来なら分かれるわけですよね。ですから、建物はこれでいったら合併特例債は使えない。じゃ、機械と建物の部分、別々に借金するということなのか、そういう中で正式の借金名ですか、名称、それでこの10億円と3億円は分けるのか、それとも1本なのか、普通は分けなくちゃならないと思いますが、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先ほどもお答えしたんですが、機械器具で10億円で、これは5年償還で予定しております。

それと、看護師宿舎のほうは3億円を予定してまして、これは30年償還の5年据え置きを予定しております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 病院事業債です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） 議案第3号についてお尋ねします。

1のページ319、国保税について、滞納者数は何人ですか。

この1点だけです。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 平成28年度決算の数値で申し上げます。

国民健康保険税につきましては、世帯主課税ということで、世帯数でお答えします。

2,914世帯です。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質問を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、続いて同じ議案第3号、平成30年度旭市健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。

まず、319ページ、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税20億5,623万7,000円ですが、前年度比較で9.4%の減額となっております。これは収納率の低下であるのか、または保険者数の減少であるのかお尋ねをいたします。

次に、338ページ、7款3項1目直営診療施設補助金1,462万円ですが、これは旭中央病院への補助金を国保会計を経由して繰り出すものと伺いました。前年度比41.9%と大幅な増額の具体的な内容について伺います。

次に、345ページ、1款1項外来収入6,777万4,000円で、前年度に対し2.7%の減ですが、主な要因として平成30年度の薬価引き下げの影響と聞きましたけれども、その算出方法と直近3か年の患者数の状況をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 国民健康保険税のほうの減ということですが、収納率は増と見ております。ただ、この税額が減ということになったのは、主に平成30年度において資産割をなくしたということで、そこで約8,000万円の減となっております。それと、限度額のほうを国の基準まで上げたので5,000万円増になっておりますけれども、それを合わせて3,000万円減と。ただ、被保険者数が大幅に減になっていると。それが大きく税額が下がっ

た理由であります。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは私のほうからは、338ページ、直営診療施設補助金の内容、補助金が大幅に増になった要因と、345ページ、診療収入、薬価引き下げの計算方法と3年間の実績についてお答えさせていただきます。

まず、補助金のほうが増になったという主な理由としましては、先ほど議員が言われましたように、中央病院の補助金は国保会計を經由して、旭市の中央病院のほうへ支出するものです。内訳としまして、保険事業費として800万円、国保診療施設分として230万円で、施設整備費分として432万円、これを計上しました。昨年はこの施設整備費分が含まれてございませんでしたので、その分が大幅に増になったということでございます。

あと、次の345ページの診療収入の薬価引き下げの計算はということでございますけれども、薬価引き上げのほうマイナス改定でございまして、平成30年度からは1.6%減になるということでございまして、これを想定しまして一応見積もりといたしますか、算定のほうをさせていただきました。

なお、主な3年間の実績でございすけれども、診療収入の実績ですが、28年度は6,542万円、29年度はこれは予算ですけれども、6,962万円、30年度は6,777万4,000円というようになっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹） すみません、患者数でございすけれども、26年の患者数が6,141名、27年は6,458名、28年度におきましては6,611名となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、再質問でございすけれども、一般被保険者、国民健康保険税ですが、これを市税と比べますと徴収率というのは低い状況であろうかと思いますが、その具体的な要因といたしますか、何かそういうのがあれば知りたいなと思うのと、収納率の向上に対する担当課の考えをお伺いしたいと思います。

それから、三つ目に質問した外来収入ですね。6,777万円のものです。今回の予算では1日当たりで何人の患者数を見込んでいるものなのかを伺います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 市税と国保税の収納率の違いということでございます。

国保税につきましては、例えばですけれども、世帯主課税ということで所得のない世帯主が、世帯主にかかるわけですから、例えば子どもが所得があるという場合でも、世帯主のほうにかかります。そうした場合、そこに対して払えないとか、そういうような状況が同じ家族で一緒にそうやって考えてくれればありがたいんですけれども、それはそれという考えの方も中にはおります。そんな関係があるのかなということでもあります。

あと、例えば前の年に修正申告とかあった場合、次の年にどんと大きな金額がかかったと。それを随時課税ということで一気に納めてくださいという形になりますので、それが払えないというような形というのとも考えられます。

あと、収納率の向上でありますけれども、これも市税と国保税は同じなんですけれども、とにかく徹底した財産調査、預金から給与から、ありとあらゆる生命保険、それから、そういうものを全て調査して担税力のある人は差し押さえを行っております。それで収納率を今のところ年々向上しているというような状況であります。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 345ページの外来者数の見込みだということでございますけれども、28年度受診者数に対しまして約10名ぐらいの増ということで、微増を計上いたしました。6,620名から30名ぐらいを予定しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私は、議案第5号、ページ387、介護保険について質問いたします。

要介護認定の申請で、それぞれの該当する人数を教えてください。要支援、要介護等のランクがありますが、それぞれの該当する人数です。よろしくお願いします。

以上、1点です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、387ページ、介護保険の要介護認定の申請で、それぞれ該当する人数についてお答えいたします。

平成30年1月末の要介護認定者数は、2,934人となっております。内訳としまして、要支援1が213人、要支援2が290人、要介護1が581人、要介護2が579人、要介護3が482人、要介護4が457人、要介護5が332人という状況でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上です。ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） 続いて、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

議案書381ページ、1款1項1目第1号被保険者保険料の現年分普通徴収保険料の収納率85%と著しく低いのですが、その理由と何か取り組み等行っておられたら、その内容を具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、381ページ、保険料第1号被保険者料の内容についてご説明いたします。

2節の現年度分普通徴収保険料の収納率85%の状況について、ご説明いたします。

普通徴収保険料の対象者は、年金が年額18万円未満で年金からの天引きができない人、ほかに収入等がない低所得者の方が多いというような状況でありまして、どうしても医療保険料や生活費等が優先され、介護保険料が後回しにされてしまうというような、そういうよう

な傾向がございます。なかなか収納率の向上に結びつかないというような状況で、苦慮しているところでございます。

そういった中で、介護保険給付サービスを使う、使わないにかかわらず、保険料の負担というものは相応に負担していただかなくてはならないのですが、意識としまして、現在給付サービスを受けていない健康な高齢者の方は、納付の意識が希薄になっているような、そういうような傾向が見られます。

そういった中で、収納率向上の対策といたしましては、広報や防災行政無線による自主納付の呼びかけ、休日窓口の開設、夜間電話催告、また、口座振替やコンビニ収納の普及推進、そして滞納者への早期対応などを継続して、徴収努力を続けているところでございます。

いずれにしましても、滞納者の方々には介護保険制度についてしっかりご説明いたしまして、ご理解をいただきながら、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。

議案書428ページにございます説明欄1、13委託料の汚泥等運搬処理委託料1,522万8,000円ですが、この事業の具体的な内容と処理数量や1トン当たりの単価、また、その契約方法についてお伺いをしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 予算書428ページ、汚泥等運搬処理業務委託料につきまして、ご回答いたします。

本業務は、浄化センターで発生する汚泥を下水道法その他関連法令に基づきまして、適正に処分することを目的としております。この業務は、脱水汚泥を処分する処分業務と、処分場まで運搬する運搬業務に分かれております。平成30年度は、発生汚泥の量を600トンと見

込みまして、1,522万8,000円を計上をいたしました。内訳につきましては、処分業務に874万8,000円、処分場までの運搬業務に648万円となっております。

汚泥処分の契約につきましては、1トン当たりの単価契約を入札により執行する予定です。発生する汚泥量は微増しておりまして、平成28年度の実績は547トン、こちらは栃木県の住友大阪セメント株式会社という所に運び込みまして、セメントの原材料としてリサイクルされております。

処分場までの運搬費につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により運搬業の許可が必要となり、排出場所と処分場が他の県にまたがるときは両県の許可が必要となること等から、処分業務の契約者から運搬業者限定のお願いが提出されます。参考見積もり等を基に適正な価格で契約できるよう、運搬業者から見積もりを徴して、処分業務と同様に単価契約をする予定でございます。

年度ごとの単価でございますけれども、平成28年度、こちらが処分費、税込みで1万4,040円、1トン当たりです。運搬費につきましては、1トン当たり9,180円、平成29年度につきましては、処分費が1トン当たり1万4,580円、運搬費につきましては1トン当たり9,720円となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第6号の平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の427ページ、公営会計移行支援業務委託料129万6,000円でございますが、ここに公営企業移行ということが書いてありますから、現在の特別会計から公営企業へ移行するということだと思いますが、公営企業に移行することによってどのようなメリットがあるのか、またこの移行する際の恐らくこれは事務手続きじゃないかと思いますが、なぜ事務手続きにこのような委託料ということで業者に委託しなければならないのかお尋ねします。

それから、429ページです。計画策定支援業務委託料1,698万9,000円が計上されていますが、昨年度もこの委託料があったと思うんですが、昨年度とそれから30年度との総額、これは幾らになるのか。そんな中で、この業務委託することによって今後どのような計画に基づいての活用をしていくのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 初めに、1、公営企業会計移行支援業務委託料、こちらのメリットというようにところでございますけれども、企業会計に移行することにより補助金ですとか交付金、こういう財政面の優遇はございませんが、企業会計に移行することによりまして、自らの経営・資産等の状況を的確に把握することにより、経営基盤の計画的な強化と財政運営に取り組み、経営の質と効率性を向上させることができると考えております。

次に、内容でございますが、これは事務手続きということよりも、システムの構築するための導入ということでございます。平成29年度中には、平成4年度に策定いたしました旭市公共下水道基本計画以降の固定資産調査を自前で行いまして、平成30年度は企業会計法に適用すべき、新たに企業会計システムを導入する予定でございます。

お尋ねの委託料129万6,000円は、この企業会計システムを構築するまでの業務委託料でございます。なお、本企業会計移行業務につきましては、充当率100%の公営企業会計適用債が措置されております。2年間分の総額でございますが、平成29年度が1,655万円、平成30年度に1,698万9,000円を足しておりますので、合計で3,486万3,000円という金額になります。

次に、そのストックマネジメントをどのように活用するかというところでございますけれども、ストックマネジメントを策定することによりまして、下水道の施設全般の重大な故障が発生する前に対応できる体制を作ることによりまして、安定した施設の運転と修繕、更新にかかる費用の軽減、こちらにつながるができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 公営企業会計にするということは企業的な経営をするためということでございますが、ただ、この下水道事業ですか、利用コストが1,600か700しかないわけですよ。そんな中で独占的な事業をやっている中で、じゃ、具体的にどういうメリットを出していくのか。

それから、あとは429ページですか、施設全般をということでございますが、計画書と実際の機械の稼働、全く乖離したものがあると思うんですよ。マニュアルどおり幾らやっても、これはできないと思うんです。そんな中で、3,600万円も予算を使って立派なものを作って、それだけの効果があるかということなんですよ。皆さん、汗水垂らした金でないから、こういう何とか計画の委託料に何千万円も使いますけれども、それをどういうふうに思うかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 初めに、企業会計移行のどういうメリットがあるのかというよう
なところでございますけれども、先ほど企業会計移行に係るというところで、経営が明確に
把握できるというような回答をさせていただきましたけれども、損益計算書ですとか貸借対
照表、こちらの財務諸表を作成することによりまして、財務状態を明確に把握できる。ある
いは収益的収支、資本的収支を明確に区分して整理されることで、経営状況を明確に把握で
きる。このようなところから経営状況を明確に把握することができまして、その分析により
将来の経営計画が立てやすくなるのかなというように考えております。

この企業会計につきましては、平成27年1月に総務省からの通知によりまして、人口3万
人以上の下水道事業の地方公営企業法への適用を、平成32年4月までに行うこととされまし
た。本市におきましても、平成32年度からの移行に向けまして準備を進めているところでご
ざいます。29年度中に固定資産などの調査をしたというところは先ほど回答させていただい
たとおりでございます。

あと、ストックマネジメント策定でございますけれども、これは計画と実際の業務が乖離
してしまうのではないかとというようなところでございますけれども、こちらにつきましても、
土木建築、機械設備、いろいろ細かなところで数も大変多いというようなところで、あと全
く専門的な知識が必要になるというようなところで業務委託しております。これによりまし
て、施設の長寿命化計画にも結びつきますので、将来的には経費の削減などにもつながって
いくと思っております。

それと申し訳ございません。さっき、ストックマネジメント2か年分の合計を申し上げま
したが、この場で計算いたしまして、ちょっと計算ミスしてしまいました。29年度、30年度
の全体事業費は3,165万5,000円となります。訂正させてください。申し訳ございませんでし
た。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 議案第8号、1ページです。水道事業会計予算のところ、給水件数2万257件。まず、質問のところ、普及率は何％ですか。

次、この水道料金、千葉県でワースト1位、2位を争うということで、関東一円でも5本の指、3本の指とかというようなことを言われていますけれども、ワーストの中に入っておりますが、この水道料金、高い根本原因は何だと思えますか。そして、なぜ自前で水源を掘ることをしないのか。

それから、議会の承認を得てインフラ整備用の資金を流用するとか、議会の承認を得たらできるのではないかといろいろありますけれども、今までなぜほったらかしで、この水道料金、高い値段のままでいたのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、お答えいたします。

まず、初めに冒頭のほうの普及率、これが平成28年度の決算の数字になりますが、86.4％でございます。それと、水道料金、いろいろな方法で水道水を作ることになるんですが、旭市は用水として企業団のほうから買い受けてはおります。そういった中、旭市、それから東庄町、銚子市ということで買い受けているということで事業を展開しております。

こういう中、料金がなぜこんなに高くなっているのか、要するに地域格差という件だと思います。それについてなぜ、そんなに高くなる、その要因は何かというご質問にお答えいたします。

事業の開始が他の事業体と比べ後発であり、このため建設費が大きくなっているというのがまず一つございます。二つ目に、今、議員がおっしゃいました独自の水源がなく、用水供給事業者から受水していること、それと3番目に料金体系、これが口径別や利用状況による収納としていないため、一般家庭用の料金が高額になっている。これら三つのものが考えられます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それだけ要因が三つ分かっているのに、アクションは起こさない、やる

気はないんですか。

あなた自身も旭市民ですよ。同じ市民だったら、やっぱりこんな高い値段、うちなんかすごい料金を払っているんですけども、事業所なんかもやっている方もいっぱいいますから、すごいですよ、この料金は。一般家庭はもちろんですけれども、その辺、企業誘致したいのであれば、この水道料金って下げないと来ませんよ、企業が。その辺、これだけ理由が分かっているって何もしないって、こんなふざけたことないですよ。やってください。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） こういった今言った要因、これらによって格差が生じているというのは認識しております。これらの要因がまた、同じような状況の企業体のほうも近隣にございます。そういった所でも旭市よりも高額とはなっていないと。この辺の状況を考えますと、料金格差、これらを是正するためにそういうのは一般会計のほうから補助金をいただいている、県から補助金をいただいているというようなことで料金を下げているということもありますので、当市のほうも現在、これらの補助金を利用する方向で料金の引き下げについて手続きを行っているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第8号の平成30年度旭市水道事業会計予算の2ページ、30年度単年度の収益と今までの収益の累計は幾らになるのか。それから、9ページですか、配水管布設替工事費等6,750万円の予算が組まれています、今年度実施する布設替え延長についてお尋ねすると同時に、この値上げ後の布設替えの総延長、どのぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） お答えします。

初めに、（1）給水収益と剰余金についてお答えいたします。

平成30年度の予算では、給水収益を16億666万4,000円、純利益、剰余金です、これを1億6,878万4,000円と見込んでおります。また、平成19年度から料金を値上げた時ですね。平成

19年度から平成28年度までの10年間の合計としまして、決算ベースですが、給水収益は合計で約145億7,600万円ということです。純利益、剰余金の合計額が約18億9,300万円となっております。

続きまして、9ページの配水管布設替工事費等6,750万円の具体的な内容ということでございます。配水管布設替工事費等の6,750万円の内容ですが、これは道路管理者（県・建設課）等の行う事業に、配水管の切り回し工事、それと漏水箇所における布設替工事などを計上しているものとなります。今年度は、漏水箇所における配水管の布設替工事としまして、2か所、延長が合計で180メートル、それと道路排水路整備事業に伴う水道管の切り回し工事で53メートル、それと県の行う事業の切り回し工事として165メートルとなっております。以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） はい。工事としては、どちらも今ある管を、古くなった管の部分を取り除いて新しくするという方向になりますので。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） 今年度事業の延長という。

申し訳ございません。19年度から現在までの総延長については、ちょっと資料を持っていませんので、回答ちょっとできません。

申し訳ございません。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 2ページ、9ページ、一緒に質問しますけれども、これから見たら、ほとんど布設替工事というのはやらないということになっちゃうんですね。18億9,000万円も残っていたのでは。じゃ、それなら、何でその時、管が老朽化しているから布設替えしなくちゃならないということで値上げしたのか。こんなに工事をやらなかったら、何も値上げする必要なかったと思うんですよ。その辺、ちょっとお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 平成19年度料金改定の際の理由ですね。なぜ料金を上げたかということなんですが、平成19年度の料金改定は地域ごとに、合併前の地域、4地区ですね。違った料金であったものを統一することを機に、今まであった累積の欠損金の解消、それから企業債の償還に伴う内部留保の減少など、これらを考慮して、将来の財政計画のもと改定され

たものと理解しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、課長は二、三年でみんな変わっちゃうわけですよ。そうすると、全然責任体制がない。しかし、行政というのは継続しているわけなんですよ。そんな中で、今後はやはり継続ということを前提にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今後も継続して続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、質疑を行います。

10ページにございます17款2項12目奨学基金繰入金6,751万6,000円ですが、これは奨学基金の廃止に伴い、繰り入れを行うものと思います。そこで、今までにどれぐらいの人が利用したのか、延べ人数と利用実績を伺います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第9号（1）、10ページ、繰入金、1奨学基金繰入金の内容についてということで、今までに何人の方が利用したのかということと、貸し付けの金額でしょうか、ご質問がありましたので、お答えをいたします。

奨学基金から貸し付けた人数の総人数は、実人数は89人ですが、貸し付け人数が91人です。総額につきましては、貸し付け額の総額が6,890万4,000円です。内訳は、旧海上町分が4,539万2,000円、旧飯岡町分が2,351万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算、14ページの震災復興・津避難道路整備事業4億8,622万2,000円でございますが、これは減額されておるわけですが、これは事業計画が甘かった中で予算編成したから、このようになったのではないかと思うんですが、そんな中で、減額して今後、どのように整備を考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第9号の補正予算P14、震災復興・津波避難道路整備事業の4億8,622万2,000円の減額の具体的な内容はというご質問に対しまして、ご説明申し上げます。

最初に、震災復興・津波避難道路の補正予算につきましては、主に復興交付金である横根三川線に係るもので、復興庁から復興交付金の全額を既にいただいている関係上、残りの事業費全額の補正予算を義務づけられております。

したがって、本年度執行見込みがない工事費や用地費等を減額補正するものでございます。減額する事業費につきましては、平成30年度予算に計上してございますので、事業執行上の支障はございません。

よろしく申し上げます。

それでは、補正予算の具体的な内容についてお話しします。

まず、13節の委託料が1,538万5,000円です。これは入札の執行残でございます。次に、15節の工事請負費のマイナス3億2,840万円につきましては、未着工区間約1,100メートルの工事費でございます。

次に、17節の公有財産購入費のマイナス6,088万9,000円につきましては、未買収地、約7,200平米の用地の購入費でございます。

次に、22節の補償補填賠償金につきましては、マイナスの8,154万8,000円です。これにつきましては、物件移転の補償費で11件分でございます。

それで、もちろん津波避難道路を早期に完成して整備を進めたいというふうには考えておりますが、なかなか関係地権者等の契約が進まない現状でございます。今現在50%ほどの契

約が済んでおります。来年も、30年度予算も当然、工事は進める予定でありますが、時間がない関係上、私のほうもできる限り早く地権者の理解をいただきながら工事のほうは進めたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この道路の用地確保については、だいぶ厳しいという話を聞いています。そんな中で、新年度予算にもってあるなら、これは完全にその予算を使うよう、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） しっかり取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。こちらは新旧対照表の1ページということですか、こちらでお願いいたします。

組織改編ということで、これまで財政課の所管でありました市有財産に関すること、こちらを行政改革推進課のほうに移管し、またそのうち市営住宅等、住宅施策に関することを都市整備課のほうにということであろうかと思いますが、これについて庁舎の統合を数年後に控えた、今このタイミングで本改正が必要となる、その背景について説明を伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えさせていただきます。

現在、行政改革の一環として進めている公共施設総合管理につきましては、平成28年に公共施設等総合管理計画を策定したところでございまして、公共施設等を適正に維持保全し有効活用するための検討を各施設所管課において重ねています。

そのような中、これら施設の総合管理、財産管理、営繕事務といった市の資産マネジメントを一元的に所管することで、市が保有する施設や土地について将来負担の軽減や管理の適正化を推進する目的で、行政改革推進課に専門部署として資産経営班を設置するものでございます。

なお、これによりまして、公共施設等の効率的で効果的な維持管理・修繕・更新等を行うため、施設管理の履歴を蓄積するデータ管理の仕組みを構築するとともに、資産経営班と施設所管課の連携を強化することで、修繕・更新等の計画の立案から実施までを一連のサイクルで実施するマネジメント体制の確立が図れるものと考えているところでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ファシリティマネジメントの推進ということで、一元化ということで理解をいたしました。

そうしましたら、改正後の班の構成、また職員数について、これだけお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、再質問に対して回答させていただきます。

まず、現在の市の組織につきましては、28課65班体制でございまして、先ほど説明いたしましたように財政課の管財営繕班を廃止する。そして行政改革推進課内に資産経営班を新規に設置するということで、班につきましては、今回の条例の関係では増減はございません。

なお、職員数につきましては、現在、財政課の管財営繕班につきましては4人配置してあるところでございますが、これを何とか削減する方向で現在、検討を進めているところでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 0分

再開 午後 4時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

新旧対照表の2ページということですが、こちらは法の改正を受けて評価委員会の所掌事務について明示するものであるというふうに説明を受けております。この独法化後、病院、市長、議会、また評価委員会の関係について分かりにくいというような声も聞く背景がありまして、2点ほどお伺いいたします。

まず、1点、こちらの改正案の第2条の2項にあります中期計画の認可に関することについて、評価委員会、市長、議会の議決による認可といった一連の流れについて確認させていただきたいと思います。

2点目です。7項目、短期借入に係る認可に関することでありますけれども、短期借入れの認可の条件について、これも確認させてください。

よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第15号、第2条（2）中期計画の認可に関するものの流れについてお答えいたします。

中期計画は法人が作成し、市長に認可申請を行います。市長は、中期計画の認可について評価委員会に対し、意見の聴取を行います。市長が認可する際には、法の定めにより、あらかじめ議会の議決を得なければならないとなっております。その他の議決事項としましては、定款の変更、中期目標の作成・変更、重要な財産の譲渡、または担保に供するとき、地方独立行政法人の解散等が想定されているところでございます。

また、第2条の（7）短期借入に係る認可に関するもの、この条件についてということでございました。地方独立行政法人法第41条の規定により、地方独立行政法人は中期計画に記載した短期借入金の限度額の範囲内で、当該事業年度内に返還する短期借入れをすることができます。

現在の中期計画では、限度額を30億円と規定しております。中期計画には想定される短期借入金の発生理由についても記載があり、一つ目として賞与支給等による一時的な資金不足への対応、2番目として、予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等に偶発的な出費への対応ということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、簡単に言うと、30億円の範囲内であれば、その年度内の返還であれば自由に借りて返還ということは繰り返すことができるということでよろしいのかと思いますけれども、これについてはそもそも独法化の一つのメリットとして経営のスピードアップと柔軟性を持たせるということであったので、そういうことだと思いますけれども、議会の関与が限定的になったということで、病院の借り入れについてということで心配

する声もありますので、どうでしょう。この30億円の借り入れについて、当面、借り入れの予定というのは病院サイドからあるのかどうか、それを聞くような流れになっているのか、それも併せてお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この30億円の借り入れにつきましては、市長の承認もいらなくて、その年度内の返済ができるものであれば、回転して回数も限らず自由に起こすことができると。ただ、現状の中でいきますと、当然これを起こす場合には、中央病院事務局のほうから、こういうことでやろうと思っているよということで相談はあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 30億円という結構大きな幅でありますので、その辺は病院サイドとの連絡、連携等、しっかりお願いしたいと思っておりますけれども、この機に長期の借り入れ等について、借り入れ全般についてをちょっとお聞きをしたいので、長期の借り入れについてどういう仕組みになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、短期借り入れのほうは30億円という限度ですが、現在、予定はないというふうに聞いております。それと、長期の借り入れについての仕組みとか、どういうふうにやっているのかということでございますが、予定する医療器具だとかの購入に際しまして、これがこういう形で幾らぐらいというような相談がまずあります。それについて、じゃ、これでちょっと端数を丸めて、このぐらいの数字を起債で借りて充当しましょうということで、事務サイドでは相談をして決定しているところであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 議案第23号についてご質疑申し上げます。

旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります、この3条3号と2条5号を追加した理由を伺います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、改定した理由についてお答えいたします。

これについて、多年にわたり社会に貢献されてきた方々を敬い、その長寿をお祝いすることは大変喜ばしいことです。この制度を続けるためにもその見直しを行い、続けられる制度に変えていくということが必要ということで、今回改正の提案のほうをさせていただきました。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当初は、たしか80歳以上、この一言ぐらいしかなかったと思うんですが、改定するたびに支給金が、当時は80歳のお年寄り全員に5,000円だったでしょう。それが今度は節目節目になって、しみじみ見ていたら99歳に達する者、それから100歳に達する者、この1年刻みぐらい刻んで、これで結局あれでしょう。お金を支給額を下げるというような意向なんでしょう、これで。

実際に対象者が何人で、幾らぐらい下がるんですか、これをやって。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 平成29年度の事業のほうが終了しましたので、29年度ベースで説明のほうちょっとさせていただきます。

満80歳の方については、5,000円で703人でした。それで351万5,000円、満88歳の方については、1万円でその方が384人おりました。それで384万円になります。それで、満99歳の方は支給金額2万円で、その方は19人おりました。38万円です。満100歳の方は、3万円で18人おまして、54万円でした。満101歳以上の方が3万円で36人おりました。それで108万円で合計935万5,000円、今年度の事業のほうを支出しております。

それで今回、満99歳の方、2万円を1万円に変えるということで、その影響額がマイナス19万円、101歳以上の方の3万円を1万円に変えるということで、その影響額72万円で、平成29年度ベースですと、マイナス91万円というような影響額がありました。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） その91万円を下げるのに、わざわざ条例を改定するわけでしょう。今言ったように、そんなにお年寄りに、これをそんなにお金を詰めなきゃいけないんですか、本市は。市によって違いますけれども、70歳以上のお年寄りに全部2万円やっている自治体もあるんですよ。旭市は決して財政、そんなに悪くないんで、これは何でここで91万円、これはどなたかの指示とか誰かの提案、どういうことでこういうことになりましたか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） これについては、事務事業のいろいろな関係で、行革のほうの関係でテーブルに上がっていたものです。これについて、社会福祉課のほうでもいろいろ検討のほうさせていただいたんですけれども、扶助費も年々増加しております。桁数も何億という単位でなっております。

あと、高齢者の施策、元気なお年寄りの対策のほうにも力を入れなくちゃならないということで、本当に申し訳ないんですけれども、こういうふうな形での条例のほう、提案のほうをちょっとさせていただきました。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 終わりです。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 再質疑は一応、終わりました。

いいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） やってください。

○18番（木内欽市） すみません。それで、これは口座に振り込みじゃなくて、民生委員が手配りなんでしょう、現金でね。そうすると、今までもそうだったんですけれども、お年寄りはだいたい年金とか口座振り込みなんですけれども、現金でもらったお年寄りは自分で使わないから、孫とか、これで何かおいしいものでも食べてきなよと、全部、市内で活性されるんですよ。

ですから、あまりこういうの、出ているからあれなんです、そんなにこれを削らなくて

もいいと私は思う。これは一般質問と同じみたいになっちゃいますけれども、出たんだからいいですけどもね。理解しました、ありがとうございます。

いいですよ。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。条例改正に伴い、前年度と比較して予算額はどのように変わったのか。それと、また、この年代は今の旭市をつくった功労者なんですね。そんな中で、これは幾ら先ほど年寄りを敬うなんていい言葉を言ったって、高齢者を切り捨てる条例ではないのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、予算額について前年度と今年度ということで、説明のほうをします。

平成29年度の予算額は1,259人、これは平成29年10月現在の人数なんですけれども、1,259人を把握しまして、予算のほうは1,041万2,000円を平成29年度は立てました。平成30年度はその見込額1,111人、すみません、これは先ほどの28年のでした。28年の10月。そして、今回の平成30年度は29年の10月のお年寄りの数、対象者の数、1,111人に対して813万2,000円で、その差額は228万円の減という形になります。

それで、この年代をどうしても下げなくちゃならないかというようなことなんですけれども、これについて先ほども、ちょっと同じになってしまうんですけれども、本当にお年寄りに対する敬意ということは、本当にこれからも必要なものというふうに考えております。という面では、対象者の方はこれまでと同様に、金額は変わりますけれども、対象者の方は同様に、同じような形で支給のほうができたらなというような形で、このような形にさせていただきました。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾ら美辞麗句を並べても、高齢者を切り捨てる条例になっちゃうわけですよ。そんな中で、何年か前に敬老大会ありましたね。これはたしか課長が担当だと思うんですが、その際に行革ということを出した中で敬老大会、お茶も何も出さなかった。そう

したら、敬老大会、次の年はがたと人が減りましたね。それは、課長は覚えていると思うんですよ。この敬老大会に出られる人は、その市の対応、体制に対して反発できますけれども、この人らは反発できない人なんですよ。そのもっと上の年齢ですから。

そんな中で、子育てや福祉の充実をうたっている市長は、今回の改正で高齢者に対してどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 長寿祝金の条例の制定ということで、かなり厳しい条例を制定させていただきたいと思いますが、99歳白寿と100歳が1年で2万円、3万円ということ、そしてまた101歳の方がずっと3万円ということの中で、やはり高齢化人口、かなり多くなってきている中で、将来を見通してこの辺でいろいろ精査したほうがいいんじゃないかと、そういった近隣の状況も踏まえて、近隣では長寿祝金をやっていない所もあります。先ほど木内議員から、70歳以上に2万円もやる所もあるそうですけれども、近隣では長寿祝金をあまりやっている所は少ないというような状況もありますし、そういったことで今回、高齢者の皆さん方には大変つらい政策ということでもありますけれども、将来を見通してやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 言うことと実態がまるきり違っちゃうんですよね。その中で、財政は厳しいと言ったって、昨年一昨年もかなりの剰余金出しているわけですよ。そういう財政が厳しいというのはそんな中で理由になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 市全体の予算については、私のほうからは難しいことなので、ちょっとお答えできないんですけれども、この事業について平成22年に見直しさせていただきました。その時の高齢者、99歳以上の方の人数なんですけれども、だいたい30人前後で始まったものなんですけれども、それが今回、喜ばしいことなんですけれども六十何人の方ということで、こういう形を見据えたら、やっぱり長く続けるためには、申し訳ないんですけれども、金額を少し変えさせてもらったほうがいいのかなというような形で、先を見て本当に今回、ちょっと大変なんですけれども、提案のほうをさせていただきました。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第3条第2号中「完納者であること」を「滞納がないこと」に改めるとありますが、その具体的なことについてお尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、完納であること、滞納のないことについてお答えします。

完納とは、賦課された税金が納期の到来していない分も含め、全て納められていることとございます。また、滞納がないことは、賦課された税金が期日までに納められているということとございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは同一語に解釈できるんですが、そんな中で滞納がないことをもっと具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 詳しく説明しますと、滞納という言葉は期日までに納入されていないことをいいます。例えば期日が今月の末でありまして、それを1日でも過ぎると滞納という扱いになります。完納といいますのは、例えば平成30年度の税金が6月に賦課されました。期別でいいますと4期の期別がございまして、その期別を全部納めていただくのは完納でございます。

くどういようでございますが、滞納がないということになりますのは、例えば1期目、2期目というのは、例えば2期目が9月という場合があります、9月30日でこの1期目、2期目が納まっていないと滞納になりますね。9月分が1日でも過ぎちゃう、10月1日になってしまうと滞納ということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第26号の旭市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、築山の日の出山公園を都市公園とするものでありますが、利用者の対象区域と人数をどのように見ているのか、また、運動施設の概要と面積についてお尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、公園の面積、それから運動施設の概要と面積、利用者の対象区域と人数をどのように見ているのかというご質問について、お答えさせていただきます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 失礼しました。

公園の面積、運動施設概要と面積、利用者の対象区域と人数をどのように見ているのかというご質問について、お答えさせていただきます。

まず、市内に現在、都市公園は11か所ございます。そのうち、今お話ししました運動施設というものがある公園は3か所でございます。その内訳としましては、一つ目が旭スポーツの森公園、これの公園の現在、敷地面積は9万5,001平米でございます。その中で、運動施設、これの敷地の面積、これを述べさせていただきます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） そうですか、失礼いたしました。

日の出山公園は、運動施設というものはございませんので。

(発言する人あり)

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 現在、計画とかは聞いておりません。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、これは都市公園にするわけなんですけど、そんな中で施設も何もない、そこで果たして利用者がいるのか。まして文化の杜公園、あれだけ立派なものを作っても、市長は前に100人しか利用していないという中で、果たして利用者がいるのか。そんな無駄な公園造って何になるのかということです。かかるのは管理費だけでしょう。そんな必要のないものをなぜ造るのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 造る意味があまりないんじゃないかというご質問かと思えますけれども、ちょっと今、説明しかけましたが、市内に都市公園は11公園ございます。そのうち実際に運動施設と今言っております施設は、体育館とか野球場とかテニスコートとかそういうもので、ほとんどの都市公園、残りの8か所には、そういう運動施設というものは実際現在もございませんが、それを都市公園として設置をして供用しているということです。設置をして無駄になるというふうには考えてはおりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私もびっくりしましたよ。ただ金を使えばいい。そうでしょう。造るのも金がかかる。そして利用しなくても維持費だけはかかる。それで今度は金がありません。そのためにお年寄りの敬老費を削ります。もう少し、ぴしっとした計画でやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 申し訳ありません。今日の日の出山公園には、そういう施設は造らないと申しましたが、これは一応……

(発言する人あり)

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 分かりました。十分、その辺を念頭に置きまして整備、維持管理したいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第27号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

時間延長にならないように、しっかりと質疑をしたいと思いますので、答弁者におかれましては簡潔明瞭にお答えいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、それから僕自身も前例に倣って4回目の質問しないように、しっかりと取り組んでまいりたい、そのように思います。

まず、消防団員の定数を1,052人から769人とする条例の一部改正でございますが、平成29年度の消防団員の実員数と、平成30年4月の予定人数についてお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防次長。

○消防次長（川口和昭） それでは、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての中で、（1）定数削減に伴う消防団の状況についてでございますが、まず、消防団の状況といたしまして、人員数をお答えいたします。

平成29年度の実員数は857人であります。平成30年度の人数につきましては、条例定数といたしまして、769人を予定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 各自治体、団員の確保に大変な苦労がある状況で、今現在よりも少ない人数で活動をすることで、団員一人ひとりの業務量が増えるのではないかと心配をいたします。その点、具体的に伺いたいと思います。また、別議案で消防団員の報酬の改正条例が提出されていますが、今年度の支払い予定額と30年度の予算額がどのように変わったのかを伺います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防次長。

○消防次長（川口和昭） それでは、再質問につきましてお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、人員が少なくなることは不安要素があるかと思われます。ただ、地域の状況や現場出動し、活動していただいた団員の数を勘案しますと実態に即した数でありまして、業務の負担増につきましては最小限に抑えられるものと思われます。なお、報酬の総額でございますが、平成29年度の支払い予定額は約1,800万円、平成30年度の予算額は2,254万4,000円を計上し、報酬額の引き上げを予定しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 明瞭簡潔な答弁でありありがとうございました。

消防団員に対する予算の削減ではなく、団員の報酬引き上げはもう必要であると考えておりました。長年、消防行政に携わってきた明智市長、やはり先ほど来、高齢者に対しての議案等もありますけれども、我々責任世代には厚くやっていただいておりますと感謝を申し上げるところでございます。

本市の団員数は、今現在、この団員数を減らした中で、どのぐらいの位置にいるのか、突然ですけれども、近隣他市と比べてどのような状況であるのかを最後にお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

消防次長。

○消防次長（川口和昭） 質問にお答えしたいと思います。

近隣といたしまして、お隣、銚子市の消防団員定数は579人でございます。本市におきましては、4月からの定数を769人と予定しておりますので、ここでその差は190人であります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（島田和雄） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第31号までの31議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長（島田和雄） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、平成29年受理の陳情第1号、陳情第2号、平成30年受理の陳情第1号、陳情第2号の4件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

4件の陳情について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時51分

平成30年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 嶋 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治

税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 長 事 務 局	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 長 事 務 局	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（島田和雄） 初めに、私よりお願いがあります。

この後、一般質問を行いますが、一般質問については旭市議会会議規則第62条に、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができると明記されています。

また、地方自治法第132条では、議事に関係のない個人の問題を論ずべきではないとされています。

なお、憲法第51条では、国会議員の議会での発言等については、その責任を問われないと規定されていますが、地方議会の議員においては、このような免責はありませんので、議員各位におかれましては、質問等の発言内容には注意していただき、一般質問を行うようお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（島田和雄） 通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） おはようございます。議席番号8番、宮内保です。

平成30年第1回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
通告の順序に従いまして、質問をいたします。

今年の冬は、日本海側では大雪、太平洋側では最低気温を更新するなど、特に東京ではマイナス気温が四十数年ぶりに更新するなど、非常に寒い異常低温ともいえる冬の寒さでありました。そのような中ではありますが、私の質問は大きく3項目、6点の質問を行います。

それでは、1項目めの観光客の誘致について質問いたします。

まず1点目として、観光客の誘致の状況について、平成29年市議会第4回定例会の政務報告の中で、観光客誘致促進については、昨年10月27日に都内で開催された千葉県観光商談会において、観光資源の旅行商品化に向け、大手旅行会社など40社に対し、プロモーション活動を行い、また、千葉県アンテナショップが都内丸の内の商業施設内に開設され、旭市の魅力を広く発信するために、期間中、専用ブースを設け、特産品の販売や観光のPR活動を行い、旭市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めることができたとのことですが、本市の観光イベント事業とは別に、観光目的の観光客はどのぐらいいるものか、また、ホテルや民宿などの宿泊者数はどのぐらいいるものなのか、また、お隣の銚子市と比べてどうなのかお伺いいたします。

次に、2点目として、飯岡灯台、飯岡刑部岬展望館光と風について質問いたします。

この展望館は、県立九十九里自然公園の北部地域の拠点施設として、平成13年3月に整備され、360度の眺望が開け、太平洋の海原や九十九里浜、そして東洋のドーバーと呼ばれる屏風ヶ浦などの雄大な景色を楽しむことができるすばらしい施設であります。

本市にある県の施設ではありますが、多くの観光客が入館しているようでありますが、管理状況と1年間の入館者数をお伺いいたします。

続きまして、3点目として、観光遊歩道について質問いたします。

飯岡漁港そばの海津見神社から刑部岬へと通る遊歩道で、旧飯岡町時代に整備され、かつて銚子に至る陸側の街道に対し、海側を結ぶ銚子街道と呼ばれ、江戸中期から飯岡のにぎわう非常に重要な路線でありました。そのようなことからしても、観光資源としても大変価値のあるものではないかと考えます。

平成26年第1回定例会において、同僚議員が一般質問を行っておりますが、4年が経過して、現在の観光遊歩道の管理状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

4点目としまして、飯岡刑部岬に設置した希望の鐘について質問いたします。

東日本大震災の発生から間もなく7年を迎えようとしておりますが、震災で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、復旧、復興のために多くの人々のご支援と友情に対し感謝し、旭市の未来に希望と飛躍を願って、飯岡ライオンズクラブが結成50周年記念事業として、希望の鐘のモニュメントを設置し、復興のシンボルとして、また多くの観光客が来訪することによって観光振興の一助になることを願い、飯岡ライオンズクラブのメンバー全員の総意で設立となりました。

そこで、今後、多くの市民や観光客に楽しんでいただくためには、維持管理が必要ではないかと考えますが、市として協力いただけるものなのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めの文化財について質問いたします。

現在の文化財の展示、保管状況についてであります。旭地域が青年の家、市民会館、旧公益質屋、海上地域が海上公民館と民間の倉庫、飯岡地域が飯岡歴史民俗資料館と文書館飯岡分室、干潟地域が大原幽学記念館と干潟公民館脇の車庫の9カ所でそれぞれ保管しているとの状況であります。各展示会場または保管場所の見学者の人数はどれぐらいいるものなのかお伺いいたします。

続きまして、3項目めの震災復興・津波避難道路整備事業について質問いたします。

現在の津波避難道路、横根三川線の進捗状況と整備事業の概要はどのように進んでいるのか、飯岡地区は東日本大震災で甚大な津波被害を受け、飯岡中学校など公共施設や工場、一般住宅など、多くの建物が甚大な被害を受けました。そして、大津波によって14名が死亡し、2名が行方不明と、とうとい命が奪われました。

そして、あの大震災から7年が経過しようとしております。そのような中ではありますが、飯岡中学校は内陸部に移転し、すばらしい校舎が完成し、海岸線には連なる防潮堤、また、津波避難タワーは4基が完成し、川には津波遡上が心配されるためのフラップゲートの取り付け工事が着手され、海岸通りの工場や住宅も震災前と同じ場所に建て直されて、着実に復旧、復興は進んでおります。

しかし、旭市復興計画や復興まちづくり計画に予定されています津波避難道路、横根三川線は、一部買収が行われているようではありますが、進捗状況が見えません。この津波避難道路は、海岸沿いの地域住民や海に来た観光客、そして一般市民が、いざという時の住民の命を守るための緊急を要する道路であると考えます。今の状況を見ますと、あまりにも遅れているように感じます。改めて、津波避難道路、横根三川線の整備事業の概要についてお伺いいたします。

以上、3項目6点の質問をいたします。

なお、再質問につきましては、自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは大きな項目1番の観光客の誘致について、4つの質問にお答えします。

初めに、1番目の観光客の誘致の状況について、入込客数と宿泊者数ということでお答えします。

県の平成28年観光入込調査報告書によりますと、イベント等も含めまして216万人の観光入込客数となっております。また、宿泊者数につきましては、調査対象施設14施設で、宿泊者数は11万2,000人となっております。

近隣の状況でございますが、同報告書によりますと、銚子市では観光入込客数が220万人、宿泊者につきましては、調査対象施設39施設で19万9,000人となっております。

続きまして、2番目の飯岡灯台、飯岡刑部岬展望館光と風についてお答えします。

管理の状況と1年間の入館者数についてお答えします。

刑部岬展望館光と風につきましては、平成24年3月まで県より旭市が指定管理を受け、管理を行ってまいりました。現在は民間会社が指定管理を受け、管理を行っております。

現在の管理状況でございますが、毎日1人を施設に常駐させまして維持管理を行っております。

なお、月曜日が施設の休館日となっております。

来場者数につきましては、平成29年は31万8,300人となっております。

続きまして、3番目の観光遊歩道について、現在の遊歩道の管理状況と現在の状況でございます。

飯岡刑部岬の遊歩道につきましてはありますが、旧飯岡町が観光遊歩道ということで、舗装などの整備を行ってまいりました。現在の管理は、商工観光課で行っております。維持管理としましては、年2回程度、除草作業を実施しております。また、年数回、職員が現地を実際に歩いて調査を行っております。台風シーズンや梅雨の時期、大雨が降った後などには、岩場や地面から水の流れがあり、歩道や階段部分は危険な状況と把握しております。

続きまして、4番目の希望の鐘についてでございます。

維持管理が必要であり、市として協力いただけるかということでございますが、希望の鐘

につきましては、先日の東京からのバスツアーのお客様に対しても大変好評でございました。市としまして、年間30万人における入込客数がある刑部岬に設置されたことから、観光客誘致には有効なモニュメントと考えております。

施設の維持管理につきましては、設置者が行うこととなっておりますが、市で協力できる部分につきましては協力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、文化財の展示・保存についてお答えいたします。

文化財を市民に公開している施設は、旭市文書館、飯岡歴史民俗資料館、大原幽学記念館の3施設でございます。

旭市文書館につきましては、歴史に関する調査依頼や文書閲覧を行っております。平成28年度の利用実績でございますが、調査依頼件数24件、文書閲覧件数は1件でございました。

飯岡歴史民俗資料館の利用実績につきましては、一般入館者数が167名、団体入館者数が176名、合計で343名でございました。

大原幽学記念館の利用実績につきましては、一般入館者数が4,365名、団体入館者数が901名、合計が5,266名でございました。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、ご質問の津波避難道路、横根三川線整備事業の概要と進捗状況についてお答えいたします。

初めに、本事業につきましては、旭市復興計画や復興まちづくり計画の重点プロジェクトの一つとして計画されておりました。復興庁の復興交付金事業として認定を受け、平成25年度から事業を行っております。さらに、平成28年に策定いたしました旭市総合戦略においても位置づけられておりました。市としても早期整備に向けて事業推進しているところでございます。

次に、事業の概要についてご説明いたします。

全体事業費については6億5,700万円で、そのうち5億917万5,000円を復興交付金として受けております。

整備延長は、起点が県道飯岡一宮線横根地先で、飯岡中学校の東側を通りまして、終点が国道126号飯岡バイパスの三川地先までの1,300メートルでございます。幅員は両側歩道付き

で12メートル50でございます。

事業期間は、平成25年度から平成31年9月までで、買収予定面積は全体で約1万2,000平米、地権者は40名でございます。

次に、現在までの進捗状況というご質問にお答えします。

現在までの進捗状況につきましては、平成30年2月末時点でお答えしたいと思います。共用延長が飯岡中学校東側の約240メートルでございまして、全体の約18.5%を整備しております。用地の取得率については、地権者40名中20名の50%、物件補償につきましては18件中7件の約39%であります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、観光客の誘致についての再質問を行います。

県の平成28年の観光入込調査報告書によると、イベント等も含めた観光入込客数は、お隣の銚子市と比べてそれほど差がないということであります。宿泊者数については、約8万7,000人ぐらいの差があるということですが、今年も1月30日に飯岡宿泊組合の皆さんが新聞社など報道関係者や各種団体などを招待して、あんこう鍋祭りの試食会が開催されました。また、観光物産協会の第2回あさひ冬の鍋祭りは、参加すれば特産品のプレゼントや東総有料道路の通行券がもらえるなど、いろいろな観光客の誘致促進のためのPR活動が積極的に行われているようでありますが、そのほかにも具体的なPR活動があればお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、具体的なPR活動についてお答えします。

最近のPR活動でございますが、市の観光マップ「旭市ぐるっと巡りマップ」を関東圏内の道の駅や東京ドーム、東京スカイツリーなどへ配布を行いまして、また、併せまして観光情報サイト「週刊じゃらん」へ市の観光情報のページを掲載し、観光客誘致に努めております。

また、旧飯岡町で撮影が行われました映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」のロケ地を巡るARアプリを作成しまして、メディア等を活用してPRを行い、観光客の誘致に努めております。さらに、旭市へのバスツアーを企画していただくため、はとバスやクラブツーリズムなどの旅行業者へ積極的なセールス活動を行っております。

1月下旬には、横浜市で行われましたジャパン・フィッシングショーにブースを設けまして、長熊釣堀センターのPRと併せ、旭市の魅力をPRしてまいりました。

現在、テレビ番組の撮影や映画撮影などが本市で頻繁に行われております。それらを活用しまして、ロケ地「旭」としての知名度アップを図っております。

なお、マスメディアへの露出は想像以上に反応があるため、今後も積極的に県や県のフィルムコミッションに旭市の撮影地としての魅力を発信してまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。いろいろな形でPR活動が行われていることがよく分かりました。特にテレビ、映画の撮影などが頻繁に行われているようでありますが、ロケ地としての知名度アップを図ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、旭市は食の宝庫であり、季節によって安心・安全な特産品がたくさんあると思いますが、この特産品を利用した観光客の誘致にはどのようなことが考えられるか、伺います。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 特産品を利用した誘致活動でございます。

旭市には、豊富な食材、農畜産物があり、それらを活用して観光客の誘致に努めております。

先日も東京や横浜のほうからのツアーがございました。飼養頭数全国1位の豚肉を使用したしゃぶしゃぶや、生産量千葉県1位のいちごなどをツアー参加者に味わっていただきました。かなりボリュームのある昼食でございましたが、全て食べ切っていただき好評を得ました。また、いちご狩りでは栃木県からのお客様もいましたが、旭市のいちごのほうがおいしいとおっしゃっていただきました。

当市には、このほかメロンや丸干しイワシ、梨など豊富な食材がございますので、それらを活用しまして観光客の誘致に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） これからも本市の特産品をどんどん使って、観光客の誘致に努めていただきたいと思います。

それでは、展望館光と風について再質問させていただきます。

来場者が、平成29年は31万8,300人であるとの答弁でありました。この展望館ですが、1階は45名収容可能な多目的室、2階はパノラマ展示室があり、年間を通して展示やイベントなどが開催されているようではありますが、具体的にどのようなものが開催されているのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、施設を利用する具体的なイベントということでございますのでお答えします。

先ほども回答しましたが、展望館そのものは県の施設であります。市の施設である上永井公園を含めたイベントなどをお答えいたします。

市の中でも眺望がよいことなどから、テレビ撮影やCM、映画のロケ地として多く利用されております。今年の1月だけでも4本のテレビ局の撮影がございまして、2月中に全て放映されております。

イベントとしましては、フラダンス愛好者による交流イベント等が開催されております。

また、展望館1階の多目的ホールは、市の関係ではJ A F（日本自動車連盟）や、はとバス主催のメロン狩り体験で、メロンの試食会場として利用しております。2階のパノラマ展示室では周辺の自然や歴史を紹介する資料、イベント等の写真が展示されております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） イベントなどは、あまり何か利用されていないようではありますが、今年の1月だけで4本のテレビの撮影があったとのことでもあります。特に年間31万人もの来場者のある所ですので、市としてもなるべく利用してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この展望館は県の施設であります。市として観光客誘致のために利用する計画はないのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、市で利用する計画についてお答えします。

市としましては、展望館を含む上永井公園全体を観光客誘致に向け、希望の鐘やARアプ

り、モニュメントを利用しながら、引き続き今後もメディアや旅行会社などに幅広くPR活動を行いまして、観光客誘致に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。刑部岬展望館を含む飯岡上永井公園をこれからも、メディアや観光業者に幅広く観光客誘致のPR活動をお願いいたします。

それでは、続いて観光遊歩道について再質問いたします。

遊歩道の維持管理は、年に2回の除草作業を実施しているとのことですが、飯岡宿泊組合の皆様をはじめとして、ボランティア団体7団体の皆様が市長に対して、観光遊歩道についての要望書が出るようではありますが、遊歩道に案内看板の設置や急激な階段箇所への手すりの設置、排水路の改修などが必要かと思われそうですが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 遊歩道に案内看板の設置、また手すり、改修などについてお答えします。

現在、観光客などで遊歩道を利用する方は少ない状況でございますが、一部の方は、それらを利用しまして催しをしていると聞いております。

案内看板につきましては、遊歩道の登り口と下り口に設置しております。

今後も利用者の安全を考えまして、定期的に現地調査や草刈りなどを行っていききたいと考えております。

また、利用状況を再度確認した上で、今後の利用方法や改修などについて研究していききたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 今後も利用者の安全を考えて、利用状況を再度確認した上で、利用方法や改修などについて研究していくとのことですので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、この観光遊歩道は、地域住民や観光に携わる業者にとって、観光や歴史的に見ても大事な観光資源であることはもちろん、いざという時の避難道路としても利用できないものか、また避難道路として整備できないものかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 災害時の避難道路としての利用は可能かということでございます。

遊歩道は急勾配のため、高齢者などの方々の避難路としては厳しいものと考えております。険しい道を下から登るよりは、バイパス方面に避難したほうがより早く、かつ安全に避難できると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 遊歩道は急勾配なため、高齢者の人たちには避難路としては厳しいとのことですので、またどうか、何とかできるようによろしく願いいたします。

それでは続きまして、希望の鐘について再質問を行います。

希望の鐘の設立によって、多くの若いカップルや観光客が来ることが願いであり、旭市の観光振興の一助になることが目的でもあり、この希望の鐘を大きな観光資源にするためにも、新聞、テレビ、ラジオなどのマスコミを利用してPRできないものなのか、お尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミを利用しましてのPRということでございます。

先日の除幕式の際に、新聞各社から取材もありまして、紙面に掲載していただきました。飯岡刑部岬につきましては、テレビや映画の撮影場所として知名度がありますので、それらの撮影の際には、事業者に対しまして有効に活用できるようPRに努めていきたいと考えております。また、旅行業者に対しましては、シティセールス時に希望の鐘の趣旨などを説明しまして、観光客誘致に努めていきたいと考えております。さらに、市のパンフレットや情報誌などにも掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 先日、2月17日はありがとうございました。

それでは、テレビ、映画の撮影場所として知名度もあり、また市のパンフレットや情報誌等にも掲載してPRをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この希望の鐘を設置した刑部岬は旭市の観光の名所でもあり、太平洋を一望でき、眺めもよく、日本の朝日百選、日本の夕陽百選、そして日本の夜景百選などにも選ばれております。そのようなことから、多くの市民や観光客が来訪するものと考えられます。観光客の安全と事故防止のためには、防犯カメラや防犯灯などの設置が必要ではないかと考えられますが、できるものなのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、防犯カメラ、防犯灯の設置についてということでございます。

この施設につきましては、集客数が非常に多い市内有数の観光地に立つモニュメントでございます。これから先、春夏シーズンには夜間の来訪者も予想されますことから、施設の照明につきましては、設置位置や照明の種類などを検討したいと思っております。また、防犯カメラにつきましては、警察などと協議しながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 施設の照明は検討してもらえるとということですので、よろしくお願いいたします。また、防犯カメラのほうも、ぜひ設置のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、続いて質問させていただきます。

刑部岬全体は、本市にとって一番の観光資源ではないかと考えます。そのような観点から、飯岡刑部岬展望館光と風、また、観光遊歩道、そして希望の鐘について一般質問させていただきました。今後、市として刑部岬全体の観光開発と観光客誘致をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、刑部岬全体の観光開発と観光客の誘致をどのように考えているかという点にお答えします。

刑部岬周辺につきましては、県の自然公園区域に指定されておまして、特別な開発はできないものとなっております。現在の自然景観を保持しまして、自然とふれあう活動の場として活用を図っていききたいと考えております。

刑部岬は、海拔79メートルの屋上展望台から見渡す360度の絶景が満喫できまして、映画

やテレビの撮影などのロケ地にも活用され、年間30万人を超える人気のスポットでございます。そのようなことから、今後も積極的に観光客誘致のためのPR活動を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） よろしく願いいたします。

観光客が年間30万人を超える旭市では、人気の観光スポットであります。積極的に観光客誘致のPR活動をお願いいたします。

それでは、文化財の展示・保管状況について再質問させていただきます。

利用実績や入館者数についてはよく分かりました。ありがとうございます。

平成27年9月の定例会にて、同僚議員の一般質問の答弁で、公共施設白書によると、公共施設活用方針では、資料の大原幽学記念館への集約を進めながら、廃止に向けた検討を行っていくというようになっており、今後の方針、予定についての質問に対し、公共施設の活用方針では、大原幽学記念館への集約を進めながら廃止に向けた検討を行っていくとしています。

しかし、具体的な案は決まっていない。検討に当たっては、平成27年2月に設置された史跡大原幽学遺跡保存管理計画策定委員会や文化財審議会などで集約について意見をいただき、現有する公共施設の利用活用についても、併せて検討するとの答弁でありました。その後の検討してきた結果は、どのような展示や保管をしていくのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、飯岡歴史民俗資料館のその後の検討結果についてお答えいたします。

飯岡歴史民俗資料館の検討につきましては、史跡大原幽学遺跡保存管理計画策定委員会や文化財審議会でも意見を求めましたが、具体的な意見はいただけませんでした。現在、飯岡歴史民俗資料館を含めた生涯学習施設については、個別施設計画を策定するため、昨年8月に設置いたしました生涯学習施設整備計画検討委員会において、ご意見を伺いながら検討しているところでございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 生涯学習関連の施設の見直しについては、引き続き現在検討していると

いうことで、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、NPOの団体の皆さんや市民の意見や要望の中で、飯岡歴史民俗資料館について、雨漏り等の修理、資料の収集、展示の見直し、イベント等の企画、ボランティアの協力推進などの意見や要望があるが、市としてはどのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 飯岡歴史民俗資料館につきましては、本市の公共施設の管理・運営費を含めた現状や課題を整理、分析した旭市公共施設白書では、本施設は昭和54年に建築され、築後30年以上経過し、老朽化が著しく、バリアフリーへの対応も不足しており、建物自体に大きな課題を抱えているとされております。

また、資料の保全状態が悪化していることから、公共施設活用方針では、資料の大原幽学記念館への集約を進めながら、廃止に向けた検討を行っていくとされていることから、廃止の方向で検討しているところでございます。

展示資料につきましては、他の公共施設へ機能移転をして展示できないか、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 飯岡歴史民俗資料館は廃止の方向で検討ということ、展示資料はほかの公共施設へ機能移転を検討しているとのことですが、この資料館の資料は飯岡地域の歴史でもあり、地域の文化でもあります。そのようなことからして、飯岡ユートピアセンターのロビーなどを利用して、飯岡海岸の浸食との戦いの歴史や飯岡助五郎に対する資料の展示などを定期的にイベントとして開催してはどうか、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） ユートピアセンターのロビーなどを利用しての資料の展示につきましては、市民の歴史・文化意識の啓発や公開展示場所として、定期的な展示物の入れ替え等を含め、関係者の皆様と協力しながら前向きに検討してまいりたいと考えます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ぜひ前向きに検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、津波避難道路の再質問をさせていただきます。

整備事業の概要について、詳しく答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

この道路の事業期間は平成25年度から平成31年9月で、買収予定面積は全体で約1万2,000平米、関係地権者は40名との答弁でありました。

それでは、この事業の現在までの進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 現在までの進捗状況ということで、先ほども説明しましたが、もう一度説明したいと思います。

平成30年2月末時点で、工事の延長が240メートル部分、飯岡中学校東側の部分が供用開始されておりまして、全体の18.5%が完了しております。

それとあと、用地の取得率については、40名中20名で50%完了しているところです。

それと、物件補償につきましては、18件中7件で約39%の物件補償のほうの契約等全て完了しているところです。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは続きまして、進捗状況につきましては、平成30年2月末時点で用地の取得率は地権者40名中20名、50%との答弁でありました。

道路用地の取得には建設課の職員の皆さん、大変苦勞しているように思われますが、市民の命を守る、そして緊急を要する道路でありますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今後の予定はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、今後の予定についてお答えいたします。

平成30年度につきましては、残りの用地の取得と併せまして工事のほうを予定しております。約200メートルの道路改良工事を予定しているところです。

また、残りの事業期間が短いことから、用地がまとまって取得できた箇所につきましては、積極的に工事を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、今後の予定では、平成30年度は残りの用地の取得と併せて、残りの事業期間が短いことから、用地がまとまって取得できた場所から積極的に工事を実施するとのことでもあります。積極的に工事を進めることによって、地権者の理解も得られ、用地の取得も順調に進むことを期待いたします。

最後に、事業を進める上での問題点や課題についてお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、事業を進める上での問題点や課題はあるのかというご質問に対しましてお答えいたします。

やはり、用地の取得が最大の問題点でありまして、課題であると考えております。地権者の皆様には、事業の趣旨をご理解いただきまして、粘り強く交渉しております。併せて地権者からのお話としましては、相続、残置、あとは代替地等々の問題があります。その辺のところも、市としてできることはしっかり対応していきたいと考えております。

しかしながら、現在の用地の取得率が50%、半分でありますので、残りの事業の期間内には用地を全て取得して、かつ工事を完成させるとなると極めて困難な状況であります。したがって、関係課と連携を図りまして、事業期間の延長等を国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて5点の質問を行います。

先日、市民・住民を守る立場の警察官による_____事件が発生、余罪も十数件あるということがテレビ、新聞などのマスコミで報道されました。逮捕された警察官は、市長の孫だと市民の間では言われています。

しかし、私は、市長をやる方は、都市部ではともかく、旭市のような農家周りでは、地域でも名門の家柄で、道徳的にも倫理的にも高潔な家だと認識しています。そのようなうわさ

の中で、事実でないことを公の場で質問しますと名誉棄損になることも考えられますので、まず、そのことは事実なのか、事実でないのか、全くのうわさなのか、そのようなことがない場合は、1番の質問をやめて2番から行います。

それでは、質問を行います。

まず、大きな1点目は、市長の政治姿勢について。（1）として市民への説明責任についてであります。この事件は、市長の孫によるものなのか。そうだとしたら、どのような事件であったのか。その件に対して市民に説明責任があると思いますが、市長はどのように考えているのか。

2点目は、市民感情と市長の所感についてであります。同じ刑事事件でも、暴力事件や飲酒運転なら慰めの言葉も聞けるでしょうが、この事件は破廉恥な事件であるだけに、誰も口には出せません。しかし、市民の間では、誰も明智忠直の孫とは言いません。市の顔である市長の孫で、とても恥ずかしい事件との声を多くの市民の間で言われています。市長は、市民の声をどのように感じているのか、また、成人した大人の起こした事件だから、孫が罪を償えばそれでよいと感じているのか。

次に、市政運営への影響についてであります。市政に携わる市長は公人であります。そして、家族である子ども、孫も、全て市長の子ども、市長の孫と、市長の誰々と冠がつきます。家族も含め、市長と一心同体だと市民は思っています。

○議長（島田和雄） 高橋議員、しばらくお待ちください。

ただいまの発言ですが……

○20番（高橋利彦） では、全部聞いてください。

今回の事件で、市民感情による市政運営への影響をどのように考えているのか。

4番目に、市政運営の責任について。

市政運営には信頼・信用が大事であり、市民からの求心力がなくなったら終わりです。市政運営をつかさどる市長として、今回の不祥事でどのような責任をとるのか。

大きな2点目は、職員の綱紀粛正についてであります。

職員の綱紀粛正に対して、どのようなことを行っているのか伺います。市役所の職員は、市民の福祉の増進に寄与し、市民の見本とならなければならないと考えます。そのような中で、市民からの声で、役所では数々の事件、事故があったとの話を聞いています。

昨年中の職員による公用車での事故、私用車での事故件数。また、職員同士の不倫による市民を巻き込んだ暴力事件などもあったように聞いています。どのようなことがあったのか、

また、どのように対応したのかお伺いします。

大きな3点目は、三川蛇園線道路整備についてであります。

まず、費用対効果について伺います。

この道路整備は、合併時の新市建設計画に計画され、当時台の上を通るルートであったと記憶しています。今回のルートは、JR部分を通るルートで、トンネル工事に15億円と多額の経費をかける計画です。いつルート変更がされたのか、また、議会での説明はいつ行われたのか、そして、この道路のように大幅にルート変更するということは、理由があると思います。その理由と現在進めているルートで建設した場合と、当初計画を比較した場合の具体的な費用対効果をお尋ねします。

大きな4番目は、道路排水路整備でございます。

(1)として、住民要望の道路・排水路についてであります。住民要望の高い生活道路、排水路の整備が多数あると聞いています。現在、要望のあった道路・排水路は何路線あるのか、またその概算額と平成30年度予算ベース2億円で改修すると何年かかるのかお尋ねをします。

(2)は、要望のあった道路・排水路の対応についてであります。市民から要望のある道路・排水路、今のままでは17年もかかるということです。直近の平成27年度では約25億円、平成28年度では約15億円の剰余金が出ています。また、財政調整基金、つまり貯金が多額にあると言いながら、1として、なぜ市民の要望に応えようとしないのか、その理由をお伺いします。2として、要望に対して実施していない地区ごとの件数と大まかな改修費について伺います。

大きな5点目は、庁舎建設について。

(1)として、庁舎の位置を変更する議決についてであります。

平成28年第4回定例会で庁舎の位置を変更する議決が行われましたが、当時、都市公園の変更について、県などと協議が行われていましたが、結果的に変更が認められたのは平成29年3月31日だと記憶しています。議会の議決には、条件付きの議決はありません。許可がおりるともおりないとも言われている中で、このような議決は違法ではないのか、お尋ねします。

これで、1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

答弁は簡潔に漏れないようお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員に申し上げます。

ただいまの発言は、地方自治法第132条に規定する他人の私生活にわたる言論に当たるおそれがありますので、発言には十分注意してください。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、市長の政治姿勢についてということでお答えをしたいと思います。

身内の不始末にかかわっての私の政治姿勢だということでありますので、4項目にわたっての質問がありました。順次お答えをさせていただきたいと思います。

（1）の市民への説明責任ということでありますが、このことにつきましては、去る2月15、16日と新聞、テレビ等で報道されました。それで市民には十分周知されていることと私は理解しております。

2番目の市民感情と市長の所感についてであります。先日の全員協議会で申し上げましたとおりであります。市民の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしていることを申し訳なく思っております。

3番目の市政運営への影響についてであります。市政運営に影響が出ないよう、誠実に、誠心誠意、懸命に市政に取り組んでいきたいと考えております。

4番目の市政運営の責任についてであります。これからの旭市のまちづくりを総合戦略に沿った事業をしっかりと着実に推し進めていくことが私の責任であると、そのように思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、2点目の職員の綱紀粛正の関係と、5点目の庁舎建設について回答させていただきます。

まず、職員の綱紀粛正について、どのようなことを行っているかについてお答えいたします。

一つといたしましては、年度初めや年末年始のように長期の休暇が続く際には、公務員として自覚を持って行動するよう、課長会議等の場におきまして、改めて職員としての態度を正しております。

また、国家公務員倫理委員会からの協力要請もございまして、国や県はもとより、対市民も含め、利害関係の有無を問わず、金銭、物品等の贈与を受けることや供応接待を受けること等のないよう注意を促しているところでございます。

その他といたしましては、国政または地方選挙の執行に際しましては、職員は公務員として政治的中立を確保し、市民の信頼を損なうことのないよう服務規律の確保を徹底しております。

職員に対しましては、さまざまな場面におきまして、規律や風紀を正しておりますが、職員は地方公務員法第30条に規定する服務の基本基準を原則として、全体の奉仕者として勤務しているものでございます。

具体的な質問として、交通事故等が多くあるようだが、その件数と内容、市の対応ということでお答えをさせていただきます。

平成29年度の状況で申し上げますと、現在まで29件報告がされたところでございます。29件のうち、公用車によるものが6件でございます。6件のうち5件は軽微な接触によるもの、1件は追突等による交通事故。自家用車、私的なことでございますが、これは23件の報告を受けております。軽微な接触による物損等が13件、追突等による交通事故といえますか、それが10件でございます。

そして、それについての対応ということでございますが、交通法規違反を伴うものであれば、旭市職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する規程に定める懲戒処分等の判断基準に照らして処分を行うことになります。

直近3年間において、この基準により懲戒処分とした事例はございませんが、文書により嚴重注意を行った事例は2件ございます。

続いて、不倫行為、暴力行為といったようなお話もございましたが、そのような事実があったということは、市としては認識をしております。

続いて、大きな5点目でございます。

庁舎建設についてという中で、28年12月19日に特別議決をいただいておりますが、都市公

園等と国の協議、それが時系列として逆ではないかと、条件付きは違法ではないかといったような質問について、回答をさせていただきます。

地方自治法の逐条解説、第96条関係、議決事件の逐条でございますが、その中で、国との協議、国の合意等が留保されている事項についても、少なくとも議決によって団体意思は完成したと見るべきであり、この完成した団体意志と合意等と双方があって法的効果を生ずるということであって、合意等の有無は団体意思とは別であると、そのように記述されているところでございますので、都市計画公園の変更が条件となるものではございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、三川蛇園線整備事業についての費用対効果の中で、路線をいつ変更したのかと、その理由は何だという質問に対しまして回答したいと思います。

路線の変更につきましては、平成22年の第1回定例会において、市道認定の議決を得ております。それで、平成26年10月22日の全員協議会にて、本事業の現状と今後の方向性について説明しております。そういったことで、いつしたのかという始まりは平成22年というふう理解しております。

そして、理由はという質問ですが、現在の計画ルートにつきましては、幾つかのルートを検討した中で、将来を見据えまして、この路線がいいということで、事業路線として行いました。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 具体的な理由は、検討した中で将来を見据えて事業路線としたということです。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 具体的な理由といたしましては、国道126号飯岡バイパスと県道の銚子旭線を接続することによりまして、東総広域農道方面へのアクセスが良好となり、さらには清滝バイパスの開通も予定されていることから、成田鹿島方面への道路網が形成されまして、地域間の交流が推進されると、そういったことが期待されていますと。

それと併せて、現在のルートは、今ある蛇園の集落を通過しないために、集落内への交通の流入が減少して、危険回避にもつながりますと。併せて、地区の住民や鶴巻小学校、それと海上中学校へ通学する児童・生徒の安全が確保されるということで、そういった面でいろいろな効果がありまして、今のルートということで決定したということで理解しております。

それと、費用対効果については、新しい現在のルートで、平成19年に費用対効果の分析結果は出ております。旧ルートではしておりません。

それと次、4番目の……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 旧ルートの試算のほうは、私のほうは承知しておりません。今の新ルートでということ。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 当時は、事業の実施計画というか、そういう細かい金額までは出していなかったと理解しております。新しいルートで事業費のほうの算出はしているかと思っております。

次に、4番目の道路排水路整備についてということで回答したいと思います。

最初に、要望件数ということでよろしいでしょうか。

要望件数については、前々の議会等でもご説明しておりますが、平成28年度末で要望件数は389件、要望を受けております。その中で、今までに完了しているもの、それと一部着手しているものを合わせますと、129件の事業を実施しております。そうすると、389件で129件の完了、または着手ということですので、残りが264件の事業のほうはまだ進んでいないというところでございます。

地区別の話もありました。地区別が、旧旭市が全体で177件ございまして、48件が完了または一部着手ということで、残りの129件、これはまだ未着手でございます。

旧海上地区につきましては、全体で98件の要望がございます。そのうち31件が完了または一部着手しておりまして、残りの67件がいまだ着手していません。

旧飯岡地区につきましては、全体で42件、そのうち23件が完了または一部着手しておりまして、未着手につきましては19件でございます。

干潟地区につきましては、全体で72件の要望がございまして、完了と一部着手が23件ありまして、未着手の件数につきましては49件と、これはあくまで平成28年3月末現在のデータでございます。

それと、2億円で何年かかるのかといったようなご質問があったと思います。2億円で何年でできるかということ、非常に算出が難しいもので、金額では、年数が何年で終わるというのはなかなか、現場の状況も違いますし、そういった関係で算出のほうは難しいというところでご理解をお願いします。

それと、なぜ市民の要望に応えないのかというご質問ですが、なかなか本来でしたら、今現在でも市民の要望には応えているんですけども、要望を全てできるわけではございません。現場の状況で、前にもご説明いたしましたが、利用状況とか、緊急性とか、そういういろんなものを考慮した中で、整備のほうをやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で回答のほうを終わります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

新聞報道では、十数件の余罪があると報道されていまして、警察の捜査が進んで、余罪が判明した場合、ますます市政に与える影響が大きくなると思います。

それで、先ほど市長は、新聞で報道されたからということでございますが、千葉県警では、県民に謝罪をしているわけなんですよ。それで、市長としては新聞で報道されたから、あと市民に説明し、謝罪するつもりはないのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の問題、身内といいましても、一代離れている孫ということでありまして、一人の独立した、一人の成人した社会人のプライベートにかかわる問題であります。そういった部分では、先ほど申し上げたとおりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう話でございますが、そういう一人の成人したということであれば、県警だって、一人の成人した大人のやったことなんですよ、何も謝罪する必要はないと思うんです。そんな中で、結局この問題について、市長に直接話をする機会が市民にはないわけなんです。そんな中で、市民の間では今、大きな話題となっているわけなんですよ。

それで、近隣の市町村の間でも話題となっておりまして、市民もとても肩身の狭い思いをしたということを聞いているわけですが、議会や、それから課長会議でおわびするなら、一刻も早く市民に対し説明し、謝罪し、市政への影響をなくす必要があると思うんですが、どのように思いますか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今も申し上げましたように、一代離れた孫のやったことであります。私からの謝罪といいましょうか、そういった部分はやるということは控えさせてもらいたいと思います。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　これから年度末、年度初めを迎え、小・中学校の卒業式や入学式、また、各種団体の会議がありますが、市長が幾ら立派ないい挨拶をしても言行不一致、また、課長などが代理出席すれば、あのような事件があったから市長は出席しないのかと思われます。どのように対応するのかお尋ねします。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直）　そういったことの影響がないように誠心誠意努めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　では、（2）の市民感情と市長の所感についてお伺いしますが、今回の件で市民から直接手紙や苦情の電話は少ないと思います。先ほども言いましたが、破廉恥な事件だけに、なかなか市民は言葉や態度で直接表現することはできないわけです。

しかし、市役所職員、我々議員に対しては別です。いろんな場所で、市長はいつやめたのか、また、いつやめるのかと言われます。市長の思っている状況と市民が思っている状況には大きな差があると思うんです。そういう中で、市政への不信感が増すとともに、市長への信頼感もなくなると思います。市長はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直）　このことについて、私も非常に遺憾に思っているところでありますし、このことを自分への戒めとしてみずからを律し、誠心誠意市政に取り組んでいくことで今後対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　市長は、大人の孫が起こした事件だから、本人が罪を償えばそれでいいと思っているかもしれませんが、しかし、市民は市長の孫、市政のトップの孫だと思っているわけです。そんな中で、公人は高潔でなければなりません。市長は、今回の事件でどのように感じているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 何回も申し上げますけれども、独立した社会人のやったことということ
であります。私も本当に皆さん方に迷惑をかけているということは感じているところであり
まして、そういった部分を謙虚に受け止めながら、今与えられた10年後、20年後への市政発
展のために頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市民の心の底に残る市政への不信感はますます高まると思うんですが、
一般市民であれば、どこかへ逃げてしまいたい状況だと、ある方が言っていましたが、余罪
もたくさんあるとの報道ですが、余罪が判明した場合、市民感情はますます悪くなると思い
ます。市長は今後、どのように事件の解決を望むのか、お聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来答弁していますように、あくまで独立した一人の社会人として
の事件でありますので、その独立した社会人自身が責任を持って償ってもらいたいと、その
ように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、（3）の再質問をしますが、年度末を迎え、さまざまな事業の
中で、かなりの影響があるものと考えられます。計画を実施するための市民の同意がなけれ
ばならないこともたくさんあります。そんな中で、いろいろな問題が生じると思いますが、
市長はどのように捉えているのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、影響が出ないように、これまで以上に
しっかりと市政に取り組んで、誠実に事業を進捗させていきたいと。市長一人が市政をやれ
るわけではありません。市民とともに、そして議員・職員とともに、協働の力で市政発展の
ために頑張っていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長は、何といいましても市の顔なんですよ。ちょっとその辺は無責
任じゃないかと思いますが、いずれにしても、市長は執行の責任者なんですよ。しかし、直

接業務を行っているのは職員です。職員も、市民から市長の孫の関係でいろいろ小言を言われたということをだいぶ言っているわけです。そんな中で、今回の件は協力できないと反対された、計画が思うように進まないと言われたという話をだいぶ聞いているんですが、そんな中で、市政運営に与える影響は、かなりあると思います。その辺を踏まえた中で、市長はどのように感じているのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういうことがないように、コミュニケーションをとりながら、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと無責任な話ですが、いずれにしても、市長は行政のトップとして計画的に事業を進め、市民の安心・安全に努めなければならないわけであります。

しかし、市長の孫が安心・安全を壊すような_____わけですが、そんな中で市の11月の広報でも、女性に対する暴力をなくす運動を市民生活課で進めていました。市民の間でも、これは言行不一致、やっていることと言っていることが正反対ではないかという話が出ております。このような状況で、市民に与える影響はかなり大きいのではないかと思うんですね。その辺どういうふうに思うのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 事務事業のことについては、やはり担当の所管の課と一緒にあって、そういった事業があれば進捗させると、そのことがやはりトップの責任だと思います。そのことに職員は理解をしていただきたいと、そしてまた、私と孫の責任がどれだけあるのかという部分がありますので、そういった部分もしっかりと、今後とも皆さん方にご理解をいただきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 答弁聞いていますと、全く無責任な答弁になってしまうわけですが、そんな中で（4）についてお尋ねしますが、今までの市長の答弁だと、かなり市民感情とは乖離したものがあるわけですが、いずれにしましても、市民の思いと市長の思いは、だいぶ差があるわけなんですよ。

市長も3期目で、長期の市政運営に携わってきました。そんな中で、市長も市長の家族も

高潔な人だから市政運営を任されたと私は思うんです。そんな中で、県警では、たまたまその立場にいた上司が責任をとられ、出世にも大きな影響が出ます。大人の起こした事件だからといって、責任を逃れることはできないわけです。市長は、このまま何も責任を感じずに市政の運営に携わっていくのか、お聞きします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） これまでも市政の発展のために頑張ってきたつもりであります。これからも総合戦略にのっとりた各種事業をしっかりと進めていくことが市長としての責任だと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 組織というのは、やっぱりトップの信頼感がなくなってきたら、何もできなくなっちゃうんですよ。そんな中で、市政運営への不信感、市長への不信感、このような中で、市民の負託に応えられないと思います。我々議員も市民から何をしているのか、何も行動を起こさないのかとよく言われます。県警では、直接の加害者でなくても、直接責任をとられました。市長はどのように責任をとるのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の事案が旭市役所、そして私の直接関与する自分自身の責任問題、そういった部分であれば、しっかりと対応していかなければならないと思いますけれども、あくまで一代離れた孫であります。世帯も別でありますし、そういった中で親の教育、そういった部分が、まず第一にやらなければならないことではないかなと思いますし、そういった部分で私の責任がどこまであるのかということは、今後とも十分謙虚に皆さん方の意見を聞きながら、頑張って市政の発展のために尽くしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 孫であっても、市長の身内なんですよ。しかし、県警の場合は、まるっきりの他人なんですよ。そんな中で、結局上司が責任をとっているわけなんです、いづれにしても、市長は市長として連綿として市長職にしがみつかないで、清くおやめになって、今後の市政に当たっては、市民の審判を仰いだほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（島田和雄） 傍聴人の方に申し上げますけれども、静粛をお願いします。会議中であ

りますので、静粛にお聞きください。

高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私の責任、潔くやめるということ、本当に孫の起こした行動で、あるのかどうかよく研究してみますけれども、今私がやるべきことは、10年先、20年先の旭市の発展のために、全力をもって、今までの経験を生かしながら頑張っていくということが責任だと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の職員の綱紀肅正についてであります。平成29年、だいぶ交通事故が多く発生しているわけなんですよ。そんな中で、市民の見本となるべき、また手本となるべき職員がこのような失態を犯していることに、市民に対してどういうふうに感じているのか。また、職員同士の不倫による暴力事件、知らないということですが、それでも職員を指導する立場の総務課長、どのように職員を指導しているのか。

先日も市民からの話を聞き、これは私も愕然としたわけです。そのようなことが許されるなら、市民からの信頼をなくしてしまうわけなんですよ。徹底的に調査し、報告する必要があると思いますが、いかがなのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、事故が非常に多いという中で、どういうふうに感じているかといったようなことでございますが、先ほど言ったように、とにかく報告事故は軽微なものが多いわけですが、多いということは本当に好ましいことではございません。

それからあと、2番のほうの不倫といったような発言もありましたが、とにかく冒頭申し上げましたように、いろいろな場面を捉えて、ましてやそういった事件があった際には、本当に直近の課長会議等でもしっかりと指導をしているところでございます。

そして、最後にあった不倫等のことで、調査といったようなこともございましたが、とにかく私ども、例えば公安委員会とか、そういったことじゃありませんので、まず事実、そういった報告は一切ない中でありますから、そのような調査ということはできませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市民の間でも、また、職員の間でも、この不倫問題が話されているわけですよ。話をされているわけです。

それで、ただいま総務課長は絶対ないということを明言されました。もしあった場合はどうするのか。また、そんな中で、結局これは市長の耳にはこういうことは入っていないのか。いずれにしても、こういうことが起こるということは、トップの気の緩みがこのような結果になると思うんですが、今後これらのことにどのように対応していくのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま高橋議員、私のほうがそのような事実はないと言っているということでしたが、そのような事実は認識していないと言ったことでございますので、よろしく願いをいたします。

そして、そのような事実があったとすれば、それはもう公務員という前に、人としての倫理、道徳を問われる問題だというふうに考えているところでございます。仮にそのような事実があったとした場合には、それは地方公務員法第33条で規定いたします信用失墜行為に当たるものであるかをまず検討するものでございまして、プライベートにおける行為につきましては、そこに非行があったことの事実の証明、いわゆる証拠が確実でなければ処分の対象とはできません。うわさだけで職員を呼んでとか、そのような調査もできないところでございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、そういういろんなうわさが出る、また交通事故が多発するということは、結局トップの気の緩みなんですよ。ですから、今後はそういうことが起きないように、十分指導していただきたいと思います。

次に、三川蛇園線の問題でございますが、トンネルを掘るのにも15億円かかるわけです。なぜ多額の費用をかけてまでルート変更したのか、その目的をお伺いします。

それで、担当課では、この道路の利用メリットと利用者をどのように考えているのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

○20番（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、お答えしたいと思います。

まず、目的についてですが、これも先ほどもご答弁した内容と重なりますが、よろしくお

願います。

この道路ができることによりまして、東総広域農道へのアクセスがまずよくなりますよというのが1点。それと清滝バイパスも開通されますので、成田鹿島方面への道路網が形成されると、地域間の交流がよくなりますというのがあります。

それと、既存集落を通過しないということで、地区内の住民の安全も確保できます。それに加えて、事業の中で排水整備を行いますので、その排水整備を行うことによりまして、蛇園地区の排水問題の解消ができるのかなというふうに考えております。

それと、利用者はというご質問です。将来の利用見込数ということで、蛇園線は一般県道レベルになります。1日当たりの台数は4,000台を見込んでおります。併せて歩道の整備によりまして、歩行者の増加も見込んでいます。この4,000台というのは計画交通量でございます。平成42年を基準にしておりますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これから人口、だんだん減るでしょう。そんな中で42年度に日に4,000台通りますかね。それから、先ほど東総広域農道へ120、飯岡バイパスからと言いますが、中央病院のアクセス道もあるでしょう。まるっきりおかしい答弁しているんですよ。

それから、蛇園の排水路と何が、三川蛇園線に関係あるんですか。排水路は排水路でしょう。道路は道路でしょう。全くいいかげんな答弁しているんですよ。

そんな中で、いずれにしても15億円もかけながら、片や財政的にも今後厳しくなるといひながら、高齢者対策のため、たった100万円ばかりの事業費を削減しているわけですよ。私には、この効果のない事業を行うことは考えられませんよ。自分のお金なら、そのような効果のない事業を行いますか。市長は、こんな無駄遣いを無駄と思わないのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この事業については、長年の飯岡と海上の間でのいろいろな事業計画、まちづくり構想、そういった部分の中で取捨選択されていた事業であります。そしてまた、地域の蛇園の皆さん方も部落内を走るということの交通の危険度からいっても、この道路がぜひ必要だというような要望もあります。

そういった中で、費用対効果、そういった部分、きちっとしたものがありませんけれども、今、広域農道から鹿島のほうへ抜ける道路のためには、一番利用率の高い道路ではないかなと、そのように思っているところであります。

また、銚子へのいろいろな連絡道にしても、かもめ大橋、そしてまたこっちの126号、両方からの利用が増えるということは、やはり旭市を経由するという部分もありますし、来旭者がかなり多くなるのではないかなと、そんなような思いで、この工事はぜひ早期に完成させたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 広域農道には、中央病院のアクセス道もあるわけですよ。ちょこっとこっちに来れば。そうすれば、それと同時に、蛇園ですか、真っすぐトンネルを掘らないで、ちょっと曲がれば、今の県道の道路を使えるわけですよ。そうすれば、ただで行けるわけですよ。直線にしたからって何のメリットがあるのか。むしろかもめ大橋、それから東庄の潮止の橋ですか、ここへ行くには、上へ上がったほうが近いと思うんですよ。真っすぐ行って、トンネルを掘ったって、東庄町は、あれは夏目の堰があって、行きどまりなんです。むしろトンネルを掘ることによって、デメリットのほうが多いと私は思うんですが、そんな中で、いずれにしても15億円というとてもない金額なんですね。それなら住民から要望のある道路排水路整備なら、例えば1,000万円かかっても150路線できちゃうわけなんですね。そうすれば、既存のトンネルを利用すれば15億円浮いて、市民満足度も上がると思うんですが、どういうふうに考えるのか。

これは課長では答弁できないでしょう。市長、答弁してください。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 技術的な問題については、担当課のほうからお答えをさせますけれども、私自身としては、やはりこれまで相当計画をいろいろ議論してまいりました。今の既存のトンネルへ向けて道路を延長することと、真っすぐにやるということ、そういった部分で、いろいろ議論してきたわけでありまして、まず一番問題なのが、警察のほうの交通の問題であります。交差点の問題であります。そういったこともあるし、今の既存のトンネルの所へはやれないというような方向で、真っすぐな道を着工しようと選んだ所でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴されている方にお伝えいたします。

旭市議会傍聴規則第14条の規定により申し上げます。写真撮影は禁止されていますのでご注意願います。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、4の（1）の再質問をします。

財政課もたくさんの要望を把握していながら、なぜそれらの要望に対して予算計上をしないのか。そして財政課では、予算査定を行っていると思うが、建設課で予算請求してもこれは削られてしまうのか伺いたいと思いますが、また今年度の予算で、建設課では幾ら要求したのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 3点質問がございましたけれども、そのうち私からご回答できる部分について申し上げます。

なぜ予算計上しないのかというのが、まず1点目としてございました。

当然、歳入と見合う形で歳出を作るものでございます。歳入というのは財源でございます。市民からお預かりしております市税、あるいはそのほかの財源を見据えた中で、できる限り市民の要望に応えられるように歳出のほう計上しているところではございますが、市道につきましては全て一般財源で市民生活に関連した道路を造っていく中で、限られた財源をどのくらい配分するかということで行っているものでございますので、ご理解を賜ればと思います。

査定でどれだけ削られるかということにつきましては、内部のことでございますので、すみません、予算編成の過程のことですので、私のほうからはちょっと差し控えさせていただきます。と思っています。

平成30年度の予算の要求につきましても、したがいまして、すみません、予算を作る段階での途中の行為でございますので、そちらも、すみません、ご回答のほうはちょっと差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 予算要求は幾らだったのかというご質問だと思います。

今、財政課長がお答えしたんですけれども、その辺の回答は、お話はちょっと難しいかなと思いますので、すみません。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、何でそういうのが答弁できないのか。その中で、いずれにしたらって、前年度だって決算上15億円も残しているんですよ。それで全く住民要求を満たすことができない。じゃ、お尋ねしますけれども、バランスシートでの道路の試算は現在幾らあるのか。また、税法上での道路の償却年数は何年か。そして、1年当たりの減価償却は幾らになるのか。

また、先日の議案質疑でも修繕委託料に対して答弁がありましたが、10路線と緊急対応用と答えていましたが、そうすると、1年で10路線、そんな中で300以上の路線があるわけですよ。これでは30年もかかっちゃうと思うんですよ。これはどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つかご質問ございましたが、私から答えられる部分についてお答えいたします。

15億円残しているのではないかという、まずご質問がございました。

先日の議案質疑の時にも申し上げましたけれども、15億円剰余金が出ましたのは、結果としてのことでございまして、予算を編成する時点におきましては歳入と歳出ぴったり合うような形での予算編成は技術的にも不可能でございますので、そこはご理解をいただければと思います。

それと、バランスシートのご質問がございました。

28年度の決算の中で、道路の部分の財産でございますが、それについて計算をしております。今ちょっとお待ちくださいませ。

お待たせしました。

28年度決算における道路のバランスシートの中での資産額につきましては238億1,000万円程度でございます。

私からは以上です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 減価償却について、私からということですが、バランスシートの中での減価償却につきましては47年という形での計算をしております。

以上です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 30年もかかるのではないかという、私に対しての質問ということになりますでしょうか。

議案質疑の時のお答えと重なってしまうかもしれませんが、路線数が300路線なりたくさんあるというのは、担当課からもヒアリングの際に伺っているところでございます。ただ、その金額の積算については、多種多様の中で難しいという、そういうことも聞いておりますので、年数につきまして一概に単純に計算するというのは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 238億円という、それで耐用年数が47年といいますと、ざっくり言いますと年間5億円ずつやらずやなくて間に合わないわけですね。それが何で、2億円くらい。そうしたら、だんだんみんな先送りになっちゃうんですよ。この計算ですれば、300路線といたら30年もかかるわけですよ。30年かかったら、今40、50の働き盛りの人だって死んじゃうわけですよ。

そんな中で、いずれにしても、大雨や台風シーズンになると市内至る所で冠水しているわけなんです。このような場所を建設課で把握しているのか。住民要望の高い生活に直結した道路・排水路の整備、今後どのように整備するのか伺います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 台風等で冠水した箇所、当然市内は把握しております。冠水する箇所は把握しているんですけども、一時的に冠水するのか、それとも長期的という形になる

ものなのかということもあると思いますが、市内全域、当然台風時には市内をパトロールしますので、把握はしております。

整備の考え方なんですけれども、いずれにしましても、地区からの要望は当然あります。早期対応のほうは当然考えていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしましても、道路施設が市内全体で老朽化している中で、更新時期を迎えているということで、道路維持補修についても道路改良工事についても積極的に今後とも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 区長などから要望を受けた場合は、当然、現地調査を行っていると思うんですよ。それは本当に現地調査をやっているのか。それで、本当に調査したのであれば、概略の金額は出ると思うんですが、それをつかませないというのは何なのか。そして、この要望に対しては、区長さん方にどのように回答しているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋議員、今の質問は（2）の再質問でよろしいでしょうか。

○20番（高橋利彦） （2）。

○議長（島田和雄） では、高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 地区から要望があれば、当然現場のほうは確認します。確認して、いろいろな状況を見ます。排水については流末があるかどうか、道路勾配がどうなのか、いろんな関係で、角度から検討はします。そういった形で一概に幾らだというのはなかなか金額のほうは出せない状況なのかなというふうには考えております。

あと、地区の要望に対しての回答はということだと思います。当然回答はします。口頭なりそういった形で回答はします。中には文書でということもございますので、それは当然文書で回答したりしますので、いろいろなケース、ケースで、要望があった地区については誠心誠意回答しているつもりでおりますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） やっぱり要望があったものに対しては、全て文書なら文書で回答したほうが良いと思うんですよ。区長さんも代々かわりますのでね。

そんな中で、概略でも分からないということですが、現地調査をしていけばざっくりの事業費は分かると思うんですよ。そんな中で、内容も事業費も全く分からない中で、何年かかるかも分かりません。これでは職務怠慢ではないのか。市では市民からの要望に対して本当

に整備する気があるのか。地区懇談会などの要望に対しては調査などを行っているようですが、市民の要望と地区懇談会の要望を差別しているのではないのか伺います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに現場を見ますと、簡単に金額が出るところはあります。また出ないところもありますので、そういった意味で、なかなか算出は難しいというふうに考えております。

それとあと、地区懇の要望と市に対する要望を区別しているのかという質問だと思いますが、私のほうは一切区別しておりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なぜその金額が出ないのか。建設課では今までの事業実績の中で概略は出ると思うんですよ。出ないというのは、何で出ないのか、その意味が分からないんですけど。そんな中で、今度は予算請求だってできないと思うんですよ。

いずれにしても、そんな中で、区長さんは行政連絡員として、市の業務にいろいろ協力してくれているわけなんです。その方々からの要望に対して、ないがしろにしている状態では、市に対しての市民感情がますます悪くなると思うんですよ。

それで今、市長がよく財政状況が旭市はいいと言っているわけですが、財政状況がいい中で、じゃ、今要望のあるこの改修ですか、何年で整備するのか、再度お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 何年で整備できるかという質問だと思います。

可能な限り早くやりたいというふうには考えておりますが、なかなかそういう状況にはならないのかなと。いろいろ予算等もございますので、緊急性とか、利用度とか、そういう状況を考えながら、整備のほうはしっかり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、緊急性とかなんとか、むしろそれは市で考えることじゃなくて、住民サイドのことだと思うんです。

そんな中で、毎年これだけ予算を余らせているわけですから、そんな中でやったらいいと

思うんです。それで一日も早く住民要望を満たす。むしろほかの新規事業をやるなら、住民要望のほうが大事だと思うんですよ。

そういう中で、あと大きな5番の庁舎建設についての（1）について再質問しますが、議決前の説明では協議中だとの話であったわけですが、条件付きの議決がない中で、この議決が有効だとしたら、自治法のどこに明記してあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 答弁させていただきます。

高橋議員、先ほども申し上げましたが、自治法の96条、これ議決事件でございますが、その解釈でございます。

先ほども申し上げましたが、国との協議、国の合意等が保留されている事項についても議決によってその団体の意思は決定したと見るべきですと、そのような逐条がされているところでございます。ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは自治法に庁舎の位置、変更については、変更先の定めのない位置の条例の提案は、瑕疵ある提案ということが明記されているわけなんです。そんな中で、これもし裁判になって、仮差しでもなったら、この工事はできなくなると思うんですよ。そのようになったら市に与える損害は多額になると思いますが、いかがですか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自治法に第4条の関係で、市役所の位置の変更については変更先がない議決は無効である、そのように書いてありますが、私ども平成28年12月議会におきまして議決いただいた条例につきましては、従来の地番が旭市ニ1920番地を旭市ニ2132番地というふうに改めるということでございますので、明記してありますので、法律違反ではございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まだこれは許可がおりないでしょう。おりない場合は、変更先のないということになるんじゃないんですか。私はそう思いますよ。たしかその番地はあります。あっても、まだ許可がおりないわけですよ。おりたのは3月31日、この議決はたしか12月末

なんですよ。場所はあっても、変更先がないわけですよ。

そんな中で、今度は地方自治法の改正によりまして、今までは議会の議決がなければ、先ほども損害賠償要求が出るということを話しましたが、今までは議会の議決がなければ損害賠償の責任を負うことがなかったわけですが、今度は裁判の判決が優先になりまして、今度は市長が多額の賠償を負わなければならないわけですが、その辺市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） その損害賠償の前に、高橋議員、何度も申し上げておりますように、例えば国県との合意等が留保されておっても、それは問題ないということでございます。

そして、仮に今回の旭市の関係で申し上げますと、都市計画公園の変更を先に行って、公園区域からの除外または代替公園を定めた場合、この手続きといたしましては、県との事前協議を実施して、市の都市計画審議会で決定することになります。そのようなことで、議会の関与がない中で事務が進められることになってしまいますので、その後に議会でその位置について議決をいただかなければ、都市計画変更の一連の手続きが宙に浮いてしまうといったようなことで、議会の議決のほうを先行したものでございます。

議会に庁舎の位置の変更を提案するに当たっては、その都市計画公園の変更の確実性がとれないままでは提案する意味もなくなってしまうことから、県との事前協議を並行して行ってきたところでございまして、当然県のほうで通知のほうは、事後になりましたが、問題ないですと、そういった内諾を得たということで、当時、ただいま副市長でございますが、何度も答弁をさせていただいたところでございますので、ただいま高橋議員から質問がありましたような、賠償とかそのような問題に至るものではないと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 皆さん方は何をやったって、本当に自分勝手なことしかないわけなんですよ。職員の福利厚生だって自分の都合のいいように考える。今回だって、なぜ住所変更ですか、きちっと県から来た時にやればいいでしょうよ。やっぱり順序を追ってやってくださいよ。それを要望して終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

なお、高橋利彦議員の発言の中で、一部不穏当と思われる発言がありましたので、後刻、

録音データを調査の上、必要な措置を講ずることにいたします。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

昨年12月の市議会議員選挙で、私は地方自治体の役割は、住民の生活と健康を守り、市民に冷たい旭市政から市民に寄り添った市政への変換を進めますと訴えました。その結果、市民の皆さんからご支援をいただき、この壇上にて市当局の方々に市民の声を届ける役割をすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の一般質問ですが、3つの質問事項について取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。新庁舎建設についてです。

2020年のオリンピック開催に合わせて建設資材などが高騰してきているこの時期の建設着工ではなく、先延ばしをして建設の費用削減に資するべきと思いますが、どのような取り組みでいますか。

また、建設工法ですが、熱海市の新庁舎建設はシステム建築という工法を採用して、経費の削減をしました。ほかにもいろいろ工法はありますが、旭市でもこのシステム建設や経費削減を考えての建築方法を採用すべきではないですか。将来の人口減少等の推移を考えてコンパクト化すべきと提起するものです。

併せて、総合庁舎、分庁方式、総合支所方式とはどういう方式かを確認したいと思います。回答をお願いいたします。

そして、現在使用している各地域の支所の役割ですが、今後どのような位置づけをもって活用するのかお尋ねをいたします。

また、建設予定地の文化の杜公園ではなく、もう一度考え直してはどうかと提起します。そもそも文化の杜公園は、どのような理由で造られたのですか、お尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 高木議員、途中で失礼ですけれども、質問を通告順に沿ってお願いします。今ちょっと3番目が後になりましたので、（3）ですか、質問が。4番目が先で3番目が後になりましたので、通告順に沿って質問をお願いします。

○9番（高木 寛） 次に、パブリックコメントが実施されましたが、その結果についてはど

のようなものでしたか、お尋ねをいたします。

この問題については、議会ごとに少なくない議員の皆さんが質問事項として取り上げられています、簡潔な答弁をお願いいたします。

次に、第2の点です。ごみ処理に関する質問です。

現在旭市、銚子市、匝瑳市、3市共同での大型焼却施設建設計画が進められていますが、旭市でのごみ量に見合った焼却炉で旭市単独での建設にすべきだと提起します。この中では、溶融炉方式と聞いていますが、そのような炉が必要ですか。

次に、東総地区広域市町村圏事務組合での会議の様子がなかなか報告されていないという状況ですが、なぜもっと早くならないのですか。

また、現在旭市では、3R推進宣言のまち、この運動を展開していますが、具体的にこの運動はどのようなものなのか。

次に、第3点目です。国民健康保険についてです。

4月から国民健康保険の財政運営を県に移行する制度改変が行われます。そこで住民が負担する国保税の大幅アップの試算などが明らかになり、不安と警戒が広がっています。国保広域化に伴い、国保加入者と旭市にとってどのようになるのですか、お尋ねをいたします。

高過ぎる国保税が払い切れない世帯が増えて、正規の保険証が取り上げられ、ペナルティーが科せられ、預金や財産が問答無用で差し押さえられます。国保税の滞納と差し押さえの現状はどのようなものですか。そして、滞納されている主な原因はどのようなものですか。

現在の国保税会計の積立金は残高幾らですか。そして、積立金の一部を取り崩して国保税の引き下げに活用することを提起いたします。

以上の3点を質問しましたが、それぞれについて市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで、第1回目の質問を終わります。あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、大きな通告項目1番の新庁舎建設について、通告項目では4項目でございましたが、これがさらに何点か分かれておったようでございます。ちょっと答弁のほう長くなりますことをご容赦いただきたいと思います。

まず1点目、建設資材等が高騰しているこの時期でなく、先延ばしをすべきについてお答

えをいたします。

建設資材等につきましては、オリンピックということもありますが、社会状況によって大きく左右されるものでありますので、今後の推移を想定することは難しいものと考えます。

新庁舎建設については、現本庁舎の老朽化や耐震不足などから緊急性を要するものでありますので、基本設計でお示ししたスケジュール、平成33年の開庁を目指して進めると考えているところでございます。

それから次に、システム建築という工法を採用してはということについてお答えをさせていただきます。

システム建築につきましては、報道等によりますと、外壁や床等の材料の選択が限られていることや、用途的には工場や倉庫、店舗等に適した建築工法であることから、庁舎としての事例も少ない状況でございます。現在基本設計を取りまとめているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、（２）でございます。将来の人口減少等の推移を考え、コンパクト化にすべきだと思うがについてお答えをさせていただきます。

新庁舎の規模につきましては、平成29年４月に策定した基本計画の中で、現庁舎の使用状況等の調査結果とともに、市の定員適正化計画を踏まえて、必要面積を１万1,709平米と算定したところでございました。現在、基本設計業務を進めている中で、さらなるスリム化を図るべく、執務室の配置等を検討し、無駄な部分を極力省き、１万800平米まで絞り込んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて、（３）の関係でございます。建設予定地の再考をすべきではないかの中で、文化の杜公園はどのような理由で造られたかについてお答えをさせていただきます。

文化の杜公園につきましては、文化行政の一層の充実を図ることを目的に整備を進めてきた中で、平成７年の阪神・淡路大震災をきっかけに、頻発する災害に対応できるような施設整備のニーズも高くなってきたことから、文化拠点としての公園整備とともに、防災機能も備えた公園として、平成24年４月に供用開始したところでございます。

次に、パブリックコメントの結果というふうなことでのご質問でございました。質問の趣旨は、新庁舎の位置に関するパブリックコメントの結果だと思いますので、そのことについて回答をさせていただきます。

新庁舎の位置につきましては、２回実施しておりまして、１回目は平成26年２月に新庁舎建設基本構想（素案）に対して意見募集を行い、新庁舎の位置に関する意見は97件ありまし

て、その中で、文化の杜公園をふさわしいとした意見は60件あったところでございます。

2回目につきましては、平成26年8月に新庁舎建設位置の検討に対する意見募集を行い、提案者は35人で69件の意見をいただいたところでございました。そのうち新庁舎の位置に関する意見が35件ありまして、その中で文化の杜公園をふさわしいとした意見は18件あったところでございます。いずれにしても、新庁舎の位置としてふさわしいという意見が最も多かったのは文化の杜公園でございました。

続いて、（４）でございます。各支所の今後のあり方といったようなことの中で、総合庁舎、分庁方式、総合支所方式とはどういう方式かといったご質問でございました。

まず、総合庁舎とは、市役所の機能が1つの場所に集約されている庁舎であり、今回建設する新庁舎につきましては、このような機能の庁舎となります。

続いて、分庁方式とは、役所機能を課単位での分割をして配置させる方法で、旧町庁舎を有効活用している現在の本市の状況がこの方式となります。

総合支所方式とは、管理部門や議会機能を本庁に統合し、それ以外の窓口部門や事業部門を各支所で有する方式であり、合併当初の本市の支所機能がそれに当たったかと思います。

現在使用している各地域の支所の役割についてと、どのような位置づけをもって活用するのかというご質問がございました。

今後、新庁舎の建設によりまして、農水産課、建設課、教育委員会等の組織が新庁舎へ集約され、分庁方式が解消されるほか、公共施設の再編により支所建物の利用形態も変わってきますが、窓口機能につきましては、現状のまま維持をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは2番、ごみ処理についてお答えいたします。

（１）旭市単独での建設にすべきだということでございます。

現在進めています東総地域でのごみ処理広域化事業は、国のダイオキシン類発生防止等ガイドラインの方針を受け、平成10年に当時の3市6町の首長会で広域化を進めることが決定されたものですが、その後の市町村合併を経まして、平成18年に東総地区広域市町村圏事務組合の規約を改正し、現在は東総3市の枠組みで推進しているところでございます。

旭市単独での建設で、また市のごみ量に合った焼却炉にすべきとのことですが、ごみ処理施設の建設費は非常に高額なため、単独市での建設は財政的に非常に厳しくなりますが、広

域で建設、運営することによりスケールメリットが働き、建設費、管理運営費を抑えることが可能であると認識しております。

また、広域で行うことで、より大きな施設規模で24時間運転が可能となり、発電効率も上がり、売電収入も多く見込めております。加えて、震災復興事業の期限である平成32年度までに完成できれば、非常に有利な財源措置が受けられることから、全力を挙げて事業に取り組んでいるところでございます。

もう1点、溶融炉方式ということで、そのような炉が必要ですかというご質問でございます。

広域でのごみ処理方式は、シャフト炉式ガス化溶融方式といいまして、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会において審議、検討の結果、地域特性に応じた多種多様なごみに柔軟に対応できる処理方式であり、さらに埋め立てる最終処分量を可能な限り低減し、最終処分場の負荷を軽減することができることなどの理由から、他の方式と比較してこのシャフト方式が妥当であるとの答申が平成25年3月になされ、組合の事務局ではこの委員会からの答申を尊重し、シャフト方式に決定したものでございます。ですので、広域ごみ処理事業を東総地域で行うに最も適した方式であると理解をしております。

もう1点ございました。東広事務組合の会議の様子のご報告がなかなかされないというご質問がございました。

東総地区広域市町村圏事務組合の会議録は、組合のホームページに公開されておりますけれども、議会が終了後すぐに更新するという事はなかなか難しいようでございます。組合議会の様子についての報告ということでございますと、環境課からは何ともお答えできないのですけれども、これまで旭市の議会においては、全員協議会等で組合議員から報告がされているようでございます。

続きまして、(2)市の3R推進運動の具体的な内容ということでお答えをしたいと思います。

市の3R推進の具体的な内容ということで、3Rを推進してごみを減らしていくためにはごみ排出者であります住民や事業者の取り組みに負うことが大きいことから、市として住民や事業者とともにごみ減量化や3Rの推進に取り組んでいくため、昨年10月1日にごみ減量化と3R推進のまち宣言をいたしました。

この宣言は、全ての市民と事業者により3Rの重要性を認識していただき、ごみを限りなく減らしていくことで、環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指すことを明らかにしたものの

です。

この宣言に関係しまして、市民と事業者に3Rに取り組んでいただくことを目的に、市民宣言事業、事業者宣言事業という新しい事業を実施しております。事業の内容は、市民宣言では日常生活において、また事業者宣言では毎日の事業活動において、それぞれごみ減量化や3Rを実践する行動に一定の期間取り組んでいただくというもので、詳細の内容の説明は省略いたしますけれども、いずれにしましても、市民、事業者がごみ減量化と3R推進に取り組めるように、市として支援をしていくものでございます。

また、1事業者である市役所におきましても、全ての事務事業で3Rを推進していき、例えば紙ごみのリサイクルを徹底するなど、ごみの減量化に努めていきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 私のほうからは、項目3の（1）広域化で国保加入者と旭市にとってどのようになるのかと、（3）積立金の残高と取り崩して国保税を引き下げられないかについてお答えいたします。

まず、広域化でどうなるかでございますが、広域化により大幅に変更となる部分は、運営主体が県となりまして、財政運営を県が担い、医療分の保険給付費の全額を県が支払い、市はその原資として保険給付費事業費納付金を納めることになります。

国保の被保険者につきましては、保険証の交付などの各種手続きや保険給付費については従前と一切変わることはございません。

次に、（3）の基金残高と取り崩して税を引き下げられないかのご質問でございますが、まず国保事業勘定の財政調整基金の保有残高でございますが、平成27年度末で4億2,955万3,000円、平成28年度末では4億3,569万円でございます。しかしながら、平成29年度末の残高については約3億円となる見込みでございます。

また、基金を取り崩しての国保税の引き下げについてでございますけれども、財政調整基金の処分につきましては、国保特別会計事業勘定財政調整基金条例により処分の範囲が決められてございます。

内容としましては、疾病等の著しい増加及び経済事情の変動等により多額の経費を必要とする時は処分することができるとされております。例えば災害等により歳入予算が減少した時に補填的に使用することを目的とした基金でございまして、これを取り崩して税の引き下げをすることは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうから3番、国民健康保険についてのうち（2）

国保税の滞納と差し押さえの現状について、それと滞納の原因についてお答えいたします。

滞納世帯数でございますけれども、平成28年度末で2,914世帯となっております。

また、差し押さえの状況でございますけれども、差し押さえ等の滞納処分件数ということで、やはり平成28年度末で490世帯、滞納処分を行っております。

次に、滞納の原因でありますけれども、これは本市に限ったことではなく全国的な傾向なんですけれども、その要因として、他の被用者保険に比べ加入者の平均年齢が高いこと、特に65歳から74歳の方の加入割合が高くなっている。また、1人当たりの平均所得の低い方が加入しているということでもあります。また、世帯主課税でありますので、所得の高い他の世帯員がいた場合でも、所得の少ない高齢の世帯主に課税されるということなどが原因として考えられます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、自席での再質問を行います。

まず、新庁舎建設の件ですが、先延ばしをしてはということなんですけれども、合併特例債を使って37年まで延長ができるということが決まっていますので、財政的にも先延ばしは可能だというふうに思います。まして今、オリンピックという事業を前にして、その関連するかなりの資材が高騰しているというのは報道でされていますが、先延ばしをするということであれば、建設費の経費削減につながるのではないかというふうに考えますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

今やるというふうなことであっても、やっぱり市民の税金、国民の税金を使うということなんですよね。ですから、あくまでも経費削減を目指していただいて、安く仕上がるようにやっていただきたい。

それから、熱海市の市庁舎、ここではシステム工法を採用して、かなり経費が削減されたと報道されています。ぜひ、システム工法だけが最良だとは言いませんが、考えてみてはいかがでしょうか。

取りあえずそこまで聞きます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先延ばしすべきではないかということでございまして、新庁舎の建設につきましては平成17年の新市建設計画におきまして、財政状況を勘案しつつ、早期に新庁舎を建設することとなっておりました。このことから、平成19年に新庁舎建設に向けて検討委員会の設置をいたしました。小・中学校の耐震化対策や3・11東日本大震災による復旧復興を最優先にして取り組みまして、まずは市民の安全・安心を確保してまいったところでございます。

また、庁舎の位置の変更に当たりましては、先ほども高木議員のところでもございましたが、地方自治法第4条の規定によりまして、住民の利用に最も便利であるように考慮しなければならないというふうなことで、大変重要なものでありますので、時間をかけて議会や市民会議、または市民の声としてのパブリックコメント等を実施いたしまして、十分な検討をしてきたところでございます。

新庁舎建設につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、現本庁舎の老朽化、それから耐震性もありますので、現在のスケジュール、平成33年度開庁を目指して進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、システム工法、熱海市で行っているといったようなお話もございましたが、これにつきましても先ほど回答したところでございます。現在、基本設計を取りまとめているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

とにかく高木議員のご意見は、経費削減をしっかりすべきだということでございます。それについてはしっかりと取り組ませていただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、2個目、将来の人口は減っていくというふうなことをいろいろ資料では紹介されています。ですから、今の基本計画にある大きさのところじゃなく、もう少しコンパクトにするというのもぜひ再考をお願いしたい、基本計画についてね、そういうことを要求しておきます。

○議長（島田和雄） 高木議員、今（2）の質問に移ったということでよろしいでしょうか。

○9番（高木 寛） はい。

○議長（島田和雄） では、高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

将来人口の減少等を見据えて、コンパクトなスペースということでのご質問でございました。

新庁舎の規模につきましては、先ほど申し上げましたとおり、無駄な部分を極力省いてスリム化を図ってきたところでございます。仮に将来の職員数の減を見込んだ場合には、例えば特定の課を支所等に残して、新庁舎に空きスペースができた段階で、その課が入るといったようなことは、市民サービスの向上と事務の効率化の観点から現実的なことではないと思っていますところでございます。

そのようなことから、現在予定している各事務室のスペースも十分ゆったりしたものではなくて、なるべく詰めてといいますか、ゆったりしたものではないといったようなことで考えておりますし、将来職員数が減って、もし大きなスペースが空くようなことがあった場合には、将来柔軟な利用ができるような講堂のほうも計画しておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、（3）に移ります。

建設予定地の再考をということなんですけれども、先ほどのお答えでは、文化の杜公園が決められたという回答でしたが、いま一度、文化の杜公園の果たしている役割、これをもう一度お願いしたいと思います。

先ほどは防災拠点だとかというお話もありましたが、そういう役割を担った文化の杜公園をなくして新庁舎にするというのは、もともとの文化の杜公園の役割を減らすという方向になると思うんですね。ですから、場所をもう一度考え直してほしいというのが私の発言です。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまの高木議員の質問につきまして、どのような役割を持って造られ、活用されておりますかということで、その部分につきまして、現在の状況を含めまして都市整備課よりお答えさせていただきます。

先ほど総務課長のほうからも答弁ありましたがけれども、公園の役割としましては、旭文化の杜公園は、文化の拠点、そして防災機能、これの役割を持った総合公園ということで整備を行いました。

現在の活用ということで、どのような活用をしているかということですが、文化の杜公園は、県の施設であります東総文化会館、それと図書館との一体利用、こういうことで利用されております。また、市民の休息、家族連れでの遊び、健康づくり、イベントなど、多くの目的で利用されているところです。

例えば団体利用の例でいきますと、県主催のさんさんフェスタとか、あとは、あさひ砂の彫刻美術展、中高校生によるサッカーの試合、消防団操法大会に利用などで、広く利用されている所です。

さらに、平成23年3月の東日本大震災の際には、公園の一部を仮設住宅用地として活用した実績がございます。

都市整備課からは以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうからも回答をさせていただきます。

文化の杜公園の機能、役割をほごにする理由といったようなご質問もございました。庁舎につきましては、建設後50年から70年といった長い期間で使用する施設でありますので、市民サービス、文化の中心拠点として地理的条件、周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路等の条件とともに防災規模の整った旭文化の杜公園と庁舎が隣接することで、庁舎の防災機能がより一層向上し、公園の利便性とともに、防災面での相乗効果も期待できると、そのような考えでいるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 都市整備課長のほうのお話で、いろいろこういう実績、やってきましたということがありました。庁舎になった部分は削られるわけですよね。面積が減った中で今までやってきた機能、いろんな催し物もそのまま引き続いてできる面積なのかということですよ。そのことをお伺いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） 都市整備課よりお答えします。

実際に先ほど言いました中高校生のサッカーの練習とかは、西側の多目的広場という芝生の広い場所で通常やっていたりします。今回の庁舎の建設予定地になっています東側の約1ヘクタールぐらいの部分、芝生を含めた部分ですが、実際には確かに夕方とか行きますと、

一部、中高生たちが自分たちで運動したりはしていますけれども、それはほかの部分でも十分できることだと思います。確かにちょっと面積は減ってしまいますけれども、全くそこが減ることによって今まで使っていた方が使えなくなるということはないと思います。

また、庁舎の建設計画の中で、実際周りをぐるぐる、園路を今歩いている方もいらっしゃると思いますので、その辺は庁舎が建設された後も、同じように庁舎との一体性を持ちました中で運動はできるように、その辺は担当課の総務課とよく調整をしているところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ続いて、（４）の各支所の今後のあり方、利用計画。基本計画では、第２分館は引き続き使用、第２庁舎は解体、海上支所、干潟支所は出張所として引き続き使用、飯岡支所は解体、このように計画されています。

海上支所、干潟支所の出張所とはどういう機能を有しているのですか。具体的な答弁をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

出張所というふうなことで、具体的にはどのような機能を有しているかということでございます。

まず、地方自治法の関係で、支所につきましては、その区域内の住民の便宜のため、長の権限に属する事務を全般的に分掌させるために設置するものが支所。出張所といいますのは、窓口の延長としての機能を有する組織というような位置づけがされております。

具体的な事務ということで、ちょっと今、手元の資料が飛びましたが、各支所は現在、各地区に地区区長会がございますので、そういった地区区長会の事務局であったり、当然支所、庁舎がございますので、その管理に関すること、あと選挙等におきましては期日前の投票所であったり、それから日々の業務としては現金の収納等を行っているところでございます。その他、本課等との連絡調整、そのようなことも日々行っているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございました。

それでは、ごみ処理についてお伺いいたします。

先ほどの回答では、シャフト炉式ガス化溶融炉という回答がありました。大型の溶融炉建設というのは経費がすごく高くなりますよね。なおかつ維持管理費も高額になると言われています。

ダイオキシン類の発生を抑えるために、24時間燃やし続けると。それでもごみが足りない場合はコークスを投入して燃やし続けると。それはダイオキシンの発生を抑制するためだと言われていますが、ごみでないコークスまで燃やさなければならないこの溶融炉方式、すごく心配ですよね。経費がかなり高額になる。まさにそのとおりだと思うんですよ。

いろいろ組合議会で話されていますが、経費を削減するために大型化するんだ。そういうことじゃないと思うんですよ。旭市民のお金、税金は少なくなるかもしれませんが、国や上からの補助金などは、結局は私たちの税金なんですよ。旭市民は少なくなるかもしれませんが、国民全体の税金はそこにつぎ込まれるわけなんですよ。だから、大型焼却炉じゃなくて、旭市のごみの量に見合ったということを私は言いたい。

なおかつ、（２）のほうにも影響する質問になってしまいますが、旭市では３Ｒ運動を展開してごみを減らす方向を訴えています。市長も施政方針の項目で、環境にやさしい資源循環型の社会を目指すために、ごみ減量化と３Ｒ推進のまち宣言をいたしました。今後も引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。こう方針では言われていますが、片方でごみをどんどん燃やさなければならない大型の溶融炉を造りながら、片方では市民に対して資源ごみをちゃんと分別する、３Ｒ運動を展開してごみの量を減らそう、そういう運動を展開しながら、片方ではごみをどんどん燃やせ。これでは無駄なごみの焼却になるのではないかと。

今全国でも、ダイオキシンも関係しますが、ゼロ・ウェイスト運動というのが各地で広がっています。このような運動を展開しながらごみを減らして、片方ではどんどん燃やせ、矛盾している方向ではないかというふうに思うんですよ。

市長の先ほどの施政方針演説でも触れられていますけれども、市長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（島田和雄） 一般質問の途中ですが、２時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 ５分

再開 午後 ２時 20 分

○副議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 3 Rの推進と熔融炉の問題ということで、相反するのではないかというようなご質問だと思います。

広域化ということをまず申し上げたいと思いますけれども、平成10年に3首長間で合意をしまして、広域化でゴミ焼却場をやろうということになったわけでありまして、そのことによって、税は国でも地方でも同じだとは言われますけれども、各地域によっては予算要求がいっぱいあるわけでありまして、そのことについて、うちのほうでやらなければどこかへいくというようなこともありますし、有利な財源がある時に、焼却炉、各3市とも目いっぱいいいましようか、ほぼ終了といいましようか、焼却ができないような状況に炉がなっているわけでありまして、そういった意味からしても、早急に広域で焼却炉をやろうということになったわけでありまして。

それと同時に、先ほど来話がありましたように、1市でやる場合には環境補助金がもらえない、5万人以下の人口の所ではもらえないというようなこともありまして、広域でやらなければということに当時なったように聞いているところであります。

そういった中で、シャフト熔融炉ということでもありますけれども、最終処分場と焼却場を同一市でやるというようなことが条件になりまして、最終処分場の量がシャフト熔融炉の場合には減るというふうなこともありまして、そういった方向に向かったところであります。

また、3 Rを推進しているのという質問ですけれども、今3市で計画しているゴミの焼却炉は、1日198トンであります。今3市でゴミの量が出ているのが220トンくらいあるわけでありまして。ゴミをどうしても減量していかなければ、今回新しく造る焼却炉でも燃やせないという部分もありますし、ゴミの減量化、どうしても3市ともやっていかなければと、そのような思いで、3 R運動宣言のまちということに踏み切ったところであります。

そういった3 Rを推進していても、資源ゴミにならない部分があるわけでありまして、そういった部分は焼却によって発生する熱を利用し、効率的な発電が行えるよう、間接的でありますけれども、CO₂の排出を抑制し、地球温暖化の防止に貢献するために、より環境に配慮した施設となる予定であります。

そういったこともありまして、何よりも市民みんながごみを少なくしようという共有の思いを作ることが大切だと、そんなような思いでいるところでありまして、それが豊かな環境を守り、将来の循環型社会の形成を目指しているところでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 市長の答弁、ぜひ実践していただきたいというふうに思います。

話の中でありましたが、（１）の大型のほうの、東総広域組合のほうで決められるということなんですけれども、この間の２月22日に本契約が結ばれたという話は聞き及んでいます。が、実際にどうなのかというか、要するに内容ですね、反対する議員はおられなかったのかなという。そういうことまで、せめて私ども議員だけにでもお知らせいただければありがたい。

ましてこの問題では、テレビでも放映されましたので、議会が終わってから後で皆さんに報告しますじゃなくて、22日にもう会議が開かれて本契約が結ばれた、その時の炉の方針はこうだとか、議員は賛成なのか、反対する議員は誰もおられなかったのか、その辺の話をきちんと旭市議会に対して、東総広域組合のほうから報告していただきたいという要求をしておきます。

それから、市長のお話の中でも、大型だったらという話なんですけれども、小さな焼却炉でもダイオキシンをきちんと防げる、そういう対策をしていれば補助対象にするという、当時の国会での質問に対して担当大臣は答えているんですよね。ですから、大型化にするんじゃなくて、小さな炉でも補助対象にするという答弁が報道されていますので、何も銚子市、匝瑳市、旭市の大型じゃなくてもということを再度発言をしておきます。ぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうから、炉の大型化ということで少しご回答したいと思います。

特に焼却炉の大型化をしているということではございませんで、東総広域組合のほうで計画しております焼却炉の規模につきましては、当時策定しました一般廃棄物処理基本計画を基にしまして、直近のごみの排出量の実績から資源化や減量化による削減量などを見込んでおりまして、稼働予定初年度の平成33年度における適正な施設規模、先ほど市長が申しまし

たが、198トンということで決定をしておるものでございます。

3市のごみの量は、平成24年から平成28年、5か年の平均が約6万4,000トンでございます。そのうちの可燃ごみの比率は約80%を超えている状況でございます。3市がそれぞれごみの減量化に取り組んではいるものの、それぞれの市においてはこれらのごみを適正に処理しなければならないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、国民健康保険についてお伺いします。（2）のほうです。

国保税の滞納と差し押さえの現状ということで、先ほども1回目で質問しましたが、広報の昨年12月1日号では、差し押さえ件数、平成29年11月現在というところでは608件になっているんですね。これって先ほどの課長がお答えされた数字とは若干違うというふうに考えます。公表されているのが608件なので、こちらが一番新しい数字だと思うんです。

それで、どういう理由で一番滞納が多いのかということをお先ほどちょっとお答えしていただきましたが、具体的にもうちょっとお聞きしたいなというふうに思うんです。年寄りが多いとか、所得が低いとかというお話をされましたけれども、もっと具体的にね。

というのは、私も昨年秋に市民アンケートを実施させていただきました。その回答の中で、暮らし向きの質問に対して回答が寄せられたのは、苦しくなった、やや苦しくなったと寄せられているんですよ。それは、年金が毎年減って、介護保険は天引きされる、給料は上がらないのに公共料金や税金は上がると。税金を払いたくても払い切れない、こういう市民の皆さんのアンケートが多く寄せられていたんです。ですから、旭市での滞納、これが数字的にどうなのかというのをまず確認したいと思います。

併せて、これは平成28年度だと思いますが、旭市では463件の滞納者への差し押さえがありました。その時、鉾子市では18件、匝瑳市では36件。そういう中で、旭市は463件と、あまりにも多い数字じゃないかというふうに思うんですよ。

旭市民はこういうふうに税金を滞納している世帯が多くて、差し押さえまでされなければならない、そういう世帯なのかどうか、その辺をきちんと原因として行政側の皆さんはつかんでおられるのかどうか。この辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） アンケートの内容について、ちょっと私は分からないんですけど

も、給料が上がらない、それと一方で税金が云々ということで、苦しいというのは税金だけではないということではないかなと思うんですけども。ちょっとそこは答弁について答えるのは難しいと私は考えております。

それと、他市に比べて厳しいという話ですけども、何度もお答えしていますけれども、担税力のある方に対しては徹底的な財産調査、そういうのを行って、払える方は差し押さえ等の滞納処分をやって、税の公平性を確保すると。これは我々税務課職員の職責だと私は考えております。

他市に比べてと言いますけれども、国税徴収法にのっとってやっているわけですので、他市がどのようにやっているかというのは、私は分かりませんが、これだけの差し押さえをやるというのは、正直な話、担当課長として言うのもおかしいかもしれませんが、職員が一生懸命になって税の確保を行っているんだということで、逆に称賛していただきたいと私は思うんですけども。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 税務職員、徴収係の人は大変だというふうに理解はしております。

でも、これは昨年8月1日号の広報あさひです。ここでは「税金の滞納は許しません」という大きなタイトルで編さんされています。

私の所に相談された人がおまして、これはあまりにも市の側として冷たい市政、そういうふうを感じる人が何人かいたんですよ。課長は褒めてほしいような内容の答弁をされましたけれども、これはあまりにも冷たい市政の一端ではないかというふうに私は指摘して、ぜひ市長の回答を求めたいというふうに思います。

併せて、昨年10月30日の東京新聞の報道によりますと、地方税の滞納がありまして、過酷取り立てが行われたと。この人は、30代で離婚して、1人で4人の子どもを育ててきた。家計は大変だと。そういう家庭も容赦なく生活費も全部差し押さえるなんて、死ねと言うようなもの。こんなやり方はむちゃじゃないかというふうにこの女性は新聞報道に答えているんですよ。

旭市ではそういう過酷な取り立て、むちゃな取り立て、そのような案件はないでしょう。ぜひ市長から、市民は税金の滞納を許しません。確かに納税は国民の義務です。しかし、払いたくても払えないような状況があるということをご理解してほしい。ましてこういうふうに広報で知らせる。確かに取るほうからしてみたらそうかもしれませんが、こういう姿勢が、

旭市は冷たいというふうにとられかねないんですよ。

私、滞納することがいいということは全然言っていませんけれども、滞納される原因としていろいろある。それは確かに年寄りとかというのもありますけれども、そういう状況でありながら、滞納されると国民健康保険証が資格証になるとか短期保険証になるんですよ。それだけでもちょっと肩身の狭い思いでお医者さんに行くというような状況が生まれていると思うんですよ。

でも、そういう状況をなくすために、後でも触れますが、ぜひ国保税を引き下げてほしいと。積立金を取り崩して、市民が納めやすいような税額にしてほしい、そういう要望がたくさん寄せられています。市長、この辺どうお考えですか。答弁をお願いいたします。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 「税金の滞納は許しません」という広報、私もうっかりして見ませんでしたけれども、聞きようによっては、少し厳しい部分があるのかなということもありますけれども、先ほど来、税務課長から話がありましたように、税の公正、公平、そういった部分できちっと職員は一生懸命、担税能力を調べながらやっているわけでありまして、その辺はしっかりと理解していただきたい、市民にもそういったようなことを理解をしていただくような説得をしていただきたいと、そのように思っているところであります。

言葉づかいにつきましては、非常に微妙な問題でありますので、少し考慮させてもらいたいと、今後の反省材料としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ということでありますので、ぜひ市長に気使いをお願いしたいというふうに思います。

それから、最初の質問でもしましたが、積立金の取り崩しですね。私どもは、いろいろ計算しまして、1億3,000万円を取り崩せば、国保加入者1世帯1万円の引き下げが可能だというふうに計算しました。ぜひ担当課におかれまして、そういう状況があるので、ぜひ検討していただきたい、このことをお願いして、一般質問を終わります。

○副議長（伊藤 保） 回答はよろしいですか。

○9番（高木 寛） 回答してください。

○副議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 先ほど高木議員が冷たいということでお話ですけれども、差し押さ

えする何するにしても、滞納処分する際は、最低の生活、これだけの経費が必要だと、それを引いてこちらは計算しています。それも難しいとなれば、滞納処分の執行停止を行うということで、全く生活状況を無視しているわけではありません。そのところをご理解いただきたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、先ほどまた基金のほうを利用して税を下げられないかということですが、先ほども申し上げましたとおり、基金を利用した引き下げというのは、条例のほうで処分の方法が決まっておりますので、難しいと思います。

ただし、国保税の引き下げについてでございますけれども、今回の広域化を受けまして、本議会において、資産割の廃止による税率の改定を提案させていただきました。その結果、資産割を廃止することによりまして、国保税全体が押し下げられまして、減税となっておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の一般質問を終わります。

休憩中に執行部より発言を訂正したいとの申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から、すみません、発言内容について1点、訂正させていただきます。

先ほどの高橋利彦議員からの質問に対する回答の中で、道路の償却年数を47年と申し上げましたが、正しくは48年でございます。

訂正しておわび申し上げます。

以上です。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（伊藤 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。

平成30年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

1点目、道路の安全対策について、2点目、海上保育所改築事業について、3点目、学校のトイレについて、4点目、中小企業への補助事業について、5点目、骨髄移植におけるドナー支援制度について質問いたします。

まず1点目、道路の安全対策について、（1）信号機の設置について質問いたします。

昨年12月、地域の皆さんから要望がありました。国道126号線沿いのドン・キホーテの前に横断歩道があります。車の交通量が多く、なかなか横断できません。渡ろうとすると、車の運転手に「危ない」と怒鳴られたとのこと。ドン・キホーテの前はY字路になっていて、大変危険箇所です。旭市としても、信号機の設置は考えているのでしょうか、質問いたします。

（2）踏切の拡幅について質問いたします。

昨年12月、地域住民の方から、倉橋第2踏切が道路より狭く、踏切で車のすれ違いができない、大変危険との要望をいただきました。旭市として、倉橋第2踏切の拡幅工事ができないか、JRに働きかけはできないか質問いたします。

2点目、海上保育所改築事業について、（1）病児保育事業について質問いたします。

海上保育所は、耐用年数を経過し、耐震基準を満たさない上、耐震補強も困難なことから改築整備を行う。改築後は、滝郷診療所と連携し、公設公営保育所で初めてとなる病児保育事業を実施する特色ある施設として整備し、子育て世代の負担軽減を図るとあります。病児保育事業について、具体的にどのようなシステムで受け入れるのか。また、保育所に通っていない子どもさんも受け入れられるのか、質問いたします。

3点目、学校のトイレについて、（1）小学校のトイレの洋式化について質問いたします。

昨年、豊畑小学校に通う1年生の児童の保護者から、トイレが和式なので洋式にならないかとの要望をいただきました。児童は家でも保育所でも洋式トイレでしたが、小学校に入学して和式トイレで戸惑っています、なれないので困っていますとのこと。

私も先日、豊畑小学校のトイレを視察しました。1階の子ども用トイレ、1、2年生が利用するトイレですが、女子トイレは和式が9、洋式が1で、合計10、男子トイレは和式が2、洋式が1、小便器が10となっています。また、体育館のトイレですが、女子は和式が3、洋式はありません。男子は洋式が1となっております。

トイレを洋式にできないか、質問いたします。

また、小学校の洋式トイレの設置状況をお伺いいたします。

4点目、中小企業への補助事業について、（１）ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）について質問いたします。

国の平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案では、ものづくり補助金に1,000億円の予算がついています。生産性向上特別措置法案において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現のため市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・特例の措置として、地方税法において、償却資産に係る固定資産税の特例を講じますとあります。

優先採択においては、①事業所の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること、②申請書類の中で事業者が計画策定的意思を示していること（その計画が市町村計画に適合すること）が加味されるとあります。

まずは、旭市として固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明できないか、旭市として条例を改正することはできないか、質問いたします。

（２）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）について質問いたします。

国の平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案では、IT補助金に500億円の予算がついています。中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上げ向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援とあります。

優先採択においては、事業者の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること等が加味されるとあります。まずは旭市として、固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明できないか、旭市として条例を改正することはできないか、質問いたします。

5点目、骨髄移植におけるドナー支援制度について、（１）ドナー助成制度の導入について質問いたします。

日本においては、毎年約1万名の方が白血病、再生不良性貧血という重い血液の病気を発病しています。そのうち薬で治療がかなわない約2,000名の方が骨髄移植を希望されています。しかしながら、家族以外から提供を受ける場合には、マッチングする方を探し出すのが著しく困難なことから、骨髄移植を希望した患者の約60%しか移植を受けられていないのが現状です。

骨髄移植を希望する全ての患者が移植を受けるためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。ドナー登録者数は、献血併行登録会を開催するなど、関係各所の懸命なご努力により、年々徐々に増加傾向にあり、全国の登録累積数は約47万人を超えるに至りました。

千葉県においても、16年度には献血併行登録会を193回と、14年度の3倍も開催し、年間1,000人を超える方が登録するなど、一昨年7月末において約1万4,000人の方が登録されています。しかし、対象人口当たりのドナー登録割合を見ると、千葉県は5.45%と全国平均の8.29%を大きく下回り、全国42位と低迷しております。

高齢化率の比較的低い大都市を抱える都道府県では、現役世代の割合が高く、その方がドナー登録をするために一定期間仕事を休まざるを得ないことが低迷している大きな要因の一つと考えられます。ドナー提供のための休暇制度がない会社の社員では、自腹で休暇をとらなければなりません。また、福利厚生が行き届かない非正規雇用の場合には、ドナー登録をちゅうちょしてしまうのも無理はありません。

ドナー登録を支援するため、習志野市など県内の一部市町村では、提供者本人及び事業者に対して独自に助成する動きが始まり、実施市としては習志野市、我孫子市、船橋市、千葉市、松戸市、いすみ市、山武市、千葉県も今年度より制度を導入した市町村への助成を開始するに至りました。

人口当たりのドナー登録割合に関して、現役世代、若年層が多く居住する大都市の都道府県がおおむね下位に低迷しているものの、県内全市町で助成制度が実施されている埼玉県においては、人口当たりのドナー登録割合は8.53%で、全国20位となり、千葉県を大きく引き離していることから、ドナー助成制度の効果は顕著なものと思われます。

千葉県における若年層20代登録比率に関しても、埼玉県が19%、全国11位となっているのに対して、千葉県は11.9%、全国27位となっております。ちなみに県、市町村ともに助成制度のない神奈川県は9.6%、全国37位と低迷しております。

そこで、千葉県の助成制度も活用しつつ、旭市においてもドナー助成制度の導入を検討すべきと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、4項目めの中小企業への補助事業について、（1）ものづくり・商業・サービス・経営力向上支援事業補助金及び（2）サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金について回答いたします。

ご質問の固定資産税の特例率をゼロとする意向表明と条例の改正についてであります、中小企業における設備投資の促進については、企業の生産性向上に必要なものであり、旭市の地域経済の活性化に大きな影響があると思われます。今回、国が予算措置した補助金の優先採択の要件には、固定資産税の特例率をゼロとする意向の表明と条例改正が必要となることとあります。

このようなことから、中小企業の設備投資を支援するため、固定資産税の特例率をゼロとする意向表明と条例改正に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうから、国道126号線沿いのドン・キホーテ前の信号機の設置についてお答えいたします。

ご質問の場所につきましては、国道126号線を挟んで南側に大型店舗、ドン・キホーテですね、北側には住宅地が広がっている地区でございます。議員ご指摘のとおり、日常の買い物等で国道を横断している市民が多数いらっしゃるものと思われます。

現在この場所は、既に横断歩道が設置されておりますが、道路交通法第38条では、横断歩道で横断しようとしている歩行者等がいる場合には、通過している車両は一時停止し、横断を妨げてはならないと決められているものであります。したがって、本来では信号機がなくとも道路横断は問題ないところではあります、現実的には一時停止する車両は数少なく、また信号機のある交差点を利用するにも、約500メートル以上離れていることや、歩行者の安全と利便性の向上を図るためにも信号機の設置が効果的であると考えられます。

しかしながら、信号機については設置基準等もございますし、場合によっては道路工事の必要性もあることから、道路管理者であります千葉県に現状を説明し、設置の要望をしていきたいと考えております。

次に、（２）の踏切の拡幅についてです。

倉橋第２踏切の拡幅はできないかというご質問に対してお答えいたします。

この倉橋第２踏切の現状といたしましては、踏切部分の幅が、最少部が約3.7メートル、軽自動車でも踏切内でのすれ違いが大変困難な状況であります。踏切前後に車両等が滞留してしまうことから、大型車両の通行を抑制している状況でございます。

ご要望の踏切の拡幅につきましては、ＪＲ東日本にお願いしていくこととなりますが、当踏切は北側部分に県道銚子旭線と接近していることから、道路管理者であります千葉県にも

状況を説明しまして、協議を行う必要があるため、かなり難しいものではあります。

したがって、来年度から踏切付近の車両通行の円滑な通行を図るため、南側市道の部分的な拡幅工事を予定しているところでございます。これによりまして、車両の滞留場所が確保でき、安全かつ円滑な道路交通が確保されるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目２、（１）病児保育事業についてのご質問に
対してお答えいたします。

海上保育所の改築後に実施する病児保育事業につきましては、病児・病後児対応型と体調不良児対応型、この２種類について実施してまいります。

まず、病児・病後児対応型は、病気または病気回復期であることから集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な場合にご利用いただけます。

ご利用までの流れは、保護者があらかじめ市長宛ての旭市病児保育事業利用登録申請書を保育所に提出していただき、その承認をまず受けていただきます。その後、児童が本事業を利用する場合、滝郷診療所、またはかかりつけの医療機関を受診し、症状、留意事項等を記した医師の署名入りの連絡票を作成していただきます。そして、利用申し込み書にこの連絡票を添付して保育所長へ提出していただき、利用していただくという流れになっております。

この事業の受け入れ対象児童は、市内に住所を有する小学校３年生までの児童となります。また、保護者負担として、児童１人当たり、食事代を含み日額１,０００円の利用料がかかります。

次に、体調不良児対応型、こちらは保育所を利用している児童が保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的対応として看護ケア、保育を行うものですので、海上保育所の入所児童に限りご利用いただけます。

こちらは保育中の対応のため、利用料の負担はございません。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） トイレを洋式化できないかというところで回答いたします。

トイレを洋式化できないか、また学校の洋式トイレの設置状況について回答いたします。

初めに、トイレを洋式化できないかのご質問につきましては、これまでも大規模改修時や学校の要望などを随時取り入れ、計画的に改修を実施しており、平成３０年度においても改修

工事を予定しているところでございます。全ての学校のトイレの洋式化を一度に実施することは難しいですが、今後も大規模改修及び学校からの要望などを踏まえ、計画的に進めてまいります。ご質問の当該小学校の要望は実際に学校のほうからも受けておりまして、現状の把握をしております。

次に、洋式トイレの設置状況でございます。トイレの数については、多少の差はございますが、どの学校もトイレの洋式化を進めております。

小学校全体の設置状況は、管理教室棟、特別教室棟、体育館、外トイレ等を含めた数字になります。小学校15校において、和式298、洋式330、計628、洋式化の率としましては52.5%でございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは5点目、骨髄移植におけるドナー補助制度について、

（1）ドナー助成制度の導入について、ご質問にお答えいたします。

骨髄移植におけるドナー助成制度は、骨髄末梢血幹細胞の提供者であるドナーの負担を軽減し、骨髄移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄等を提供したドナーや、そのドナーの従事する事業所に対する助成制度です。

千葉県は、骨髄移植におけるドナー支援事業補助金交付要綱を定め、平成29年度から助成事業を行っている市町村に対し、助成額の2分の1の補助を行っており、県内では現在7市、先ほど伊藤議員からもお話がありました7市が骨髄ドナー助成事業を実施しております。

ドナー登録や骨髄の提供は、善意の自由意思によるため、個々の理解が必要です。市といえども、骨髄移植を必要とする多くの患者が移植を受けられるよう、助成制度を実施している自治体の制度内容や実績、近隣自治体の取り組みの動向を注視しながら、前向きに取り入れる方向で考えております。

また、県や関係機関等との連携に努め、市民の理解を深めるため、ホームページなどを活用し、骨髄バンク事業の啓発を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目の道路の安全対策について、（1）信号機の設置についてですが、千葉県に現状を

話をし、設置の要望をしていただけたということで、ぜひ建設課のほうで積極的に県のほうにお願いしていただければと思います。

要望で、次に移ります。（２）の踏切の拡幅についてですが、こちらのほうもＪＲ東日本へお願いするとともに、千葉県にも状況を説明していく。また、来年度、南側市道の拡幅ということで、それも含めて踏切の拡幅のほうも道路に合わせて、ぜひ強くまた市のほうから要望をお願いできればと思います。

次に、２点目の海上保育所改築事業について、（１）の病児保育事業について再質問させていただきます。

市内小学校３年生までの児童、何人ぐらい、この病児・病後児保育ですけれども、受け入れができるのかお伺いいたします。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 本事業を実施するに当たりまして、看護師並びに保育士の要件がございます。

まず、病児・病後児対応型につきましては、看護師１人につき児童はおおむね１０人までご利用いただけます。また、保育士は児童３人につき保育士１名という基準がございます。

また、体調不良児対応型につきましては、看護師等１名に対し児童２名程度とされている状況です。

ですので、この枠内であればお受けすることは可能という状況です。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

学校のトイレについてで再質問させていただきます。

豊畑小学校のトイレ、１階の子ども用のトイレですが、１、２年生が利用するトイレですが、女子ですけれども、和式が９、洋式が１、計１０ということで、男子につきましても和式が２、洋式が１、計３ということで、特にちょっと数が少ないのではないかというふうに思いますので、低学年の場合、ちょっと無理をすると子どもの具合が悪くなったりしますので、ぜひその辺を早急に対応できればと思います。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 今の豊畑小学校の1階の子ども用トイレの件についてお答えいたします。

今の設置個数につきましては、要望がございまして、現地の状況も把握しております。要望のほうがございましたので、現在検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

また、早急に全小学校のトイレの洋式化をお願いできればと思います。

次に、4点目の中小企業の補助事業について再質問させていただきます。

先ほど市長からよい回答をいただいて、ありがとうございました。

あと、中小企業の（１）（２）のものづくり、それからITのほかに小規模事業者持続化補助金100億円の予算、これは小規模事業者が商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取り組みを支援というのと、もう一つ、戦略的基盤技術高度化支援事業、これはサポイン補助金130億円の予算がついていますが、中小企業が大学、高専等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援するとありますが、その辺の部分も一緒に検討しているのでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、再質問に答えます。

先ほども市長が回答しましたように、固定資産税の特例の率をゼロとする表明と、条例の改正に向けては準備を進めている状況でございます。

これにつきましては、先ほどの2つの補助金も含めまして、今言われましたように小規模事業者持続化補助金とサポイン補助金につきまして、これらも優先採択になることでございますので、先ほど言いましたように、特例率ゼロの表明と条例改正に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） まずは、3月上旬までに早く国へ意思を示していただければと思います。

次に移ります。

5点目の骨髄移植におけるドナー補助制度についてであります。前向きに検討していきたいということで、すばらしい回答ありがとうございます。

ちなみに、来年度、平成30年度より実施の市町村は、木更津市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、大網白里市が実施するとのことであります。ぜひ旭市のほうも早目に検討をお願いできればと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤 保） 答弁はよろしいでしょうか。

○15番（伊藤房代） 結構です。

○副議長（伊藤 保） 以上で、伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（伊藤 保） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあした定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

平成30年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成30年3月8日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 嶋 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治

税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 長 事 務 局	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 長 事 務 局	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（島田和雄） 通告順により、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（5番 高橋秀典 登壇）

○5番（高橋秀典） おはようございます。平成30年第1回定例会にて、一般質問の許可をいただきました。議席番号5番、高橋秀典であります。

新庁舎の建設、生涯活躍のまち構想を中心に、今後20年、30年後を見据えたまちづくりの基盤をつくる、非常に責任のある時期が今であります。目の前にある課題一つ一つに対し、今さえ何とかしなければならず、子や孫の世代に何を残していくのかという観点から取り組んでいかなければならないと強く思う次第であります。この場におきましても、そうした視点で質問させていただきますので、執行部の皆様におかれましても、次の世代を思う気持ちをどうぞ共有していただき、明快な答弁をいただけますようお願いいたします。

まず、1項目めでありますが、地域共生社会の実現についてであります。

改正となりました社会福祉法が本年4月より施行されます。本改正において地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するとし、住民の福祉活動への参加促進と関係各機関の連携、協働による課題解決をうたっております。この改正の目指すものが

何であるか。特にこの地域共生社会とはどのようなものであり、今後地域福祉のあり方がどのように変わっていくのか、説明をお願いするものであります。

また、（２）であります。事業の一体的な実施についてということですが、平成29年3月の厚労省の通知によれば、地域共生社会実現のために公的支援のあり方を地域づくりという観点から見直すとともに、縦割りからの脱却を図り、分野を横断した事業の一体的実施を進めるとのことです。具体的には、異なる制度に根拠を持つ事業を地域づくりに資する事業として一体的に実施した場合、その事業の費用は案分して計上できるものとしています。これによってどのようなことが今後可能になるのかをお伺いします。

次に、2項目め、在宅医療への取り組みについてであります。

まず、在宅医療の現状について伺います。

福祉と医療、介護と看護の継ぎ目をなくすことで、切れ目ないサービスを受けながら安心して暮らせる地域社会を構築することが地域包括ケアの理念ですが、その中でも介護と在宅医療との連携は重要なポイントであると考えられます。医療政策そのものは県政にかかわることですので、ここでは詳しく問いませんが、地域医療と福祉行政との連携という点におきまして、本市における在宅医療がどのような現状であるのかお伺いします。

次に、（２）として、今後の取り組みについてですが、例を挙げますと、柏市では地域包括ケアシステムの具現化に向けた取り組みの一つとして、在宅医療の推進体制の整備を進めております。こちらでは行政が事務局となって、医師会をはじめとした関係者と話し合う体制を構築し、関係づくりとルールづくりを行っています。本市においても行政が中央病院と連携しつつ、積極的にリーダーシップをとっていくべきではないかと思いますが、在宅医療の推進に向けて、市としてどのような役割を果たしていくべきか、お考えを伺います。

次に、3項目めですが、地域経済の現状についてということで、地域経済の状況について幾つかの側面から数字をお伺いしたいと思います。

まず、（１）企業誘致等の状況について、こちらでは創業支援セミナーと起業の数、誘致企業数について前年と比して伺います。

次に、（２）雇用の状況についてですが、直近の雇用状況について、本市の有効求人倍率をお伺いします。

次に、（３）現役世代の流入状況について、こちらでは20代から50代まで、これを仮に現役世代とさせていただきます。20代から50代までの流入人口について近年の状況を伺います。

次に、4 項目め、農業の発展と臭気に関する問題についてですが、全国 6 位の農業を今後とも基幹産業として継続的に発展させることは、本市の経済戦略の基本であることは間違いありません。しかし、その一方で、住民にとって快適な住環境を整えることも行政の責務であり、生涯活躍のまち構想においても、また少子化対策として、都市部などからの移住・定住の促進を図ることも考えますと、農業に伴う臭気の問題に関しては、避けて通れない課題であると考えます。農業のまちである以上、仕方がないというのではなくて、現にそこにある課題として正面から取り組む必要性を感じております。

まず、（１）臭気問題の現状について、原因としてどのようなことがあるのかお伺いします。

そして、（２）改善に向けた具体策についてですが、こういった市民の皆さんからの声は関係各担当課にも届いていることとは思います。その中で改善に向けて何らかの具体策をとっているようでしたらお伺いいたします。

質問は以上です。再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、社会福祉課から 1 項目め、地域共生社会の実現について回答のほういたします。

（１）改正社会福祉法の要点についてですけれども、この改正が目指すものについてですけれども、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりで、人ごとになりがちな地域住民が、我が事として主体的に取り組めるようになることです。

また、地域共生社会とは制度や分野を超えて人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をみんなで作っていく社会とされています。

そして、地域福祉のあり方はどのように変わっていくかということですが、支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるようになること。また、縦割りの公的福祉サービスを丸ごとへと転換していくよう、国の方針が示されております。

（２）事業の一体的な実施について回答いたします。

現在、高齢者の介護相談を受け入れている地域包括支援センターが新たに障害者や子どもまでを対象とした総合相談業務を行ったり、高齢者を対象に実施している通いの場に子ども

や、その保護者、障害者などが加わった利用などが考えられます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きい2番の在宅医療への取り組みについての2点のご質問にお答えいたします。

まず、（1）の在宅医療の現状についてでございますが、在宅医療、在宅介護の連携についてお答えいたします。

医療処置の必要な高齢者が、病院から退院する場合の現在行われている介護保険制度における在宅医療への対応についてご説明いたします。

まず、病気の治療が一段落し、自宅への退院の方向が決まりましたら、病院の看護師や社会福祉士等への相談を経て、家族等が市役所高齢者福祉課で介護認定の申請の手続きをしていただきます。申請手続き後、ケアマネジャーを依頼し、担当ケアマネジャーが本人、家族の自宅での生活についての希望を伺い、退院後の自宅での生活について支援が必要な内容を確認いたします。

さらに、病院の担当医と看護師、リハビリ職等からの病院の治療状況と療養上の注意事項について家族とともに説明を受け、退院後の自宅での生活を支援するための援助内容を病院スタッフと検討しまして、よりよい状態で自宅での療養生活が続けられるよう、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護用ベッドなどの必要なサービスの調整をいたします。

続きまして、（2）の今後の取り組みについてお答えいたします。

平成27年度の介護保険制度の改正に基づきまして、地域支援事業に在宅医療と介護の連携推進事業が位置づけられており、平成30年4月までに地域の医療・介護サービス支援の把握や情報共有支援、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、在宅医療・介護関係者の研修の実施、その他連携体制の構築のための事業に取り組むこととなっており、平成27年度からそれぞれ取り組んでいるところでございます。

高齢者福祉課では地域包括支援センターが中心となりまして、在宅医療と介護の担い手となるケアマネジャーが、主治医や訪問看護師等の医療スタッフとの連携が円滑に行えるよう、医師会との合同研修会や医療と介護の専門職を対象といたしました多職種連携会議を開催し、日ごろから必要な情報の共有と顔の見える関係づくりを行うとともに、市内医療機関の名簿づくりや医師との連絡方法の一覧をケアマネジャーと共同で作成しております。

平成30年4月からは地域包括支援センターに医療と介護の連携相談窓口を設置いたしまして、市直営の滝郷診療所の医師の協力を受けまして、往診体制の整備を図るとともに、医療と介護の関係者が連携を図り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、3項目めの地域経済の状況について、（1）と（2）につきましてお答えいたします。

初めに、企業誘致等の状況につきまして、ご質問のありました創業支援セミナーの起業数と企業誘致についてお答えいたします。

起業を目指す方や創業間もない方を対象にしまして、商工会が開催します創業セミナーに対しまして支援を行っております。平成28年度から年2回開催しておりまして、平成28年度は延べ38人が受講し、平成29年度は45人の受講でございました。2年間で計83人となっております。このセミナーを受講し、市の証明の発行を受けますと、登録免許税の軽減や創業関連融資の優遇措置が受けられます。この2年間で創業者は10人と把握しております。

また、誘致の状況でございますが、鎌数工業団地、干潟工業団地の分譲が終了しておりますので、市内全域では平成28年に東京のIT関連の企業1社が企業立地しております。

続きまして、雇用の状況についてお答えします。

平成29年12月末時点の銚子ハローワーク管内の有効求人倍率は1.09で、本市につきましては1.28、銚子市が1.19、匝瑳市が1.10でございます。企業が募集する有効求人数は平成28年12月末と比較しますと、本市では11.4%増加しており、銚子市は11.1%の増加となっております。市内の企業の求人は顕著に推移しているものと考えています。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から、3項目めの（3）現役世代の流入状況についてお答えします。

旭市の平成24年度から平成28年度までの5か年、20代から50代までの日本人の現役世代の転入者数について申し上げます。

平成24年度は1,056人、平成25年度は1,161人、平成26年度は1,091人、平成27年度は1,142人、平成28年度は1,053人となりました。5か年で5,503人となります。その内訳としまして

は、20代が2,816人、51.2%、30代が1,648人、29.9%、40代が655人、11.9%、50代が384人、7.0%となりました。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、4番の農業の発展と臭気に関する問題についてお答えいたします。

まず、（１）の臭気問題の現状についてです。

臭気の原因についてですが、主な原因は二つありまして、一つは畜産関連施設からのもので、畜舎本体のほか、ふん尿の堆肥化施設や污水处理施設から発生しております。もう一つは、堆肥を畑で利用する時に、散布したままですぐにすき込みをしないことによりまして、臭気が発生する場合があります。

次に、（２）の改善に向けた具体策についてですが、臭気のもとが畜舎からの場合は、畜舎を清掃するよう指導し、堆肥化施設からの臭気の場合は、堆肥の切り返し作業の工程でどうしても臭気が発生してしまいますので、風向き等を考慮して作業するよう指導しております。

また、臭気の原因が堆肥化施設や污水处理施設の老朽化による場合には、施設の機能向上を図るために、県の補助事業等の活用を勧めております。

畑に堆肥を散布する時の苦情に関しましては、耕作者に対し、速やかに土の中にすき込むよう指導しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、大項目1の地域共生社会の実現についてということですが、この地域共生社会という言葉が非常にまだ観念的といいますか、具体的にこういうものを指すんだということは、それこそ地域によって異なってくるものでありますので、難しいのかなと思います。

本市では、生涯活躍のまち構想として、いわゆるC C R C構想が進められているところであります。こうした拠点事業も本市の発展にとってももちろん必要なことと思いますが、同時に目指すべきなのは、市内それぞれの地域単位で各地の特性を生かした形で、今暮らしている場所そのものが地域共生社会になっていく、これが目指すところであろかなと思います。

次期地域福祉計画には、そうした地域共生社会実現に向けた具体的な取り組みが盛り込まれることになるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、ご質問の次期地域福祉計画には地域共生社会に向けた具体的な取り組みが盛り込まれるのかについて、回答のほういたします。

今回の改正社会福祉法では、この地域福祉計画が努力義務とされました。次期地域福祉計画には、高齢者、障害者、子ども・子育て等を含めた福祉に共通する事項を定めることになっています。その計画には「我が事・丸ごと」の理念が盛り込まれ、地域の持つ力と公的な支援体制が協働して、安心して暮らせる地域づくりが検討されていると思います。

具体的な取り組みについては、国の動向や他地域の参考事例を踏まえ、旭市の地域の特性に合ったものにしていくと考えられます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ぜひ、努力義務ということでありますけれども、次期計画の中に盛り込んでいただけたらなと思いますけれども、この地域共生社会というのが出てきたのは、現在の地域社会のあり方が変化して、住民同士のつながりが、いわば希薄化した中で、向こう三軒両隣じゃないですけれども、地域の結びつきをもう一度取り戻していかないと、福祉でも防災のほうでもよく言います、自助・共助、これが成立していかないと。そうしないと福祉が成り立たないと、そういうことだと思います。

つまりは、行政が全て主導するということではなくて、住民自らが主体となって地域の課題を掘り起こすこと、またそれを共有し、地域づくりに取り組むということが意図することだと思います。

そうしますと、鍵となるのはやはり住民の主体的な参画というのがないと、なかなか具体的なものというのは作れないかと思います。この点についてどうお考えかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、住民の参加についてどのように考えているかということですが、これはやっぱり行政主導ではなく、地域住民に主体的に活動していただくことが地域共生社会では最も重要と考えていますので、ボランティアの育成に支援してい

きたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、次期計画策定に当たって、本当にこういったことを行政がやっていきたいんだということだけではなくて、地域の中で本当に地域課題を明確にさせていただくというプロセスを経ないと、計画がそのまま成り立たないのかと思いますので、どこからアプローチするのか、非常に難しいところだと思うんですけども、現行の事業を見ればよくパッケージして計画を作るということではなくて、ぜひ前向きにチャレンジさせていただくことに意味があると思いますので、協議を進めていただきたいと思います。

それでは、その次の事業の一体的実施ということでもありますけれども、厚労省の言う、先ほども出てきました「我が事・丸ごと」ということですが、今まではこれは高齢者のことだ、これは子育て支援のことだ、これは障害者だ、あるいは生活支援だという縦割りの中で、ばらばらに取り組んできた、そういった課題を、今度、地域づくりという観点から、地域のコミュニティの抱えている課題なんだということで、地域丸ごとで考えていく、捉えていく、そういったことだと思います。

そうしますと、事業化に当たっては、現在の担当各課にまたがっていくような話になりますので、行政サイドの縦割りをある意味超えていくということが実施に当たっては必要になってくると思うんですけども、次期計画の策定に当たって、このあたりをどのように今後取り組んでいくのか、各課の連携ということをお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 各課の連携ということでございますけれども、先ほど言ったように、この地域共生社会の関係では、高齢者から子どもまでということですので、現在、障害者は社会福祉課、介護の関係は高齢者福祉課、健康は健康管理課というような形になっておりますけれども、これについては横断的な形で体制を考えて進めなければならないと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 横断的な体制をとということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の再質問ですけれども、子ども支援、高齢者支援、障害者支援、これを市単位というよりは、生活に密着した地域の課題である、そう考えた時に、地域の特性によって、その課題のあらわれ方、何が課題なのかというのもさまざまになってくるのかなと思います。そうしますと、地域共生社会を目指す上で、先ほども言いましたが、コミュニティの中で住民自らが地域の課題を明らかにしていくと、このあたりがスタートになってくるのかなと思います。

そうした意味におきまして、社会福祉協議会の事業であります地域福祉フォーラム、こちらがそれに近い機能を各地域に作ろうとすることを意図しているものと思いますが、この地域福祉フォーラムの設立状況が現在どうなっているかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 地域福祉フォーラムについて回答のほういたします。

地域福祉フォーラムはさまざまな団体や個人が参加して、地域づくりのあり方、取り組み方を考えていく場です。旭市では、地区の社会福祉協議会がこれを設立しておりまして、これまで7団体が作られております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 難しいのは間違いないと思うんですけれども、国・県のシステムが縦割りのままで、現場では横ぐしを通してやってくださいという話ですので、住民主体でやってくださいということですので、ただ、それぞれの地域でどんな福祉課題があるのかを抽出していくこと、そしてそれをお互いに、他人事でなく我が事として、ばらばらにではなく地続きでやっていこうということですので、その言ってみればやっていく過程というか、プロセスそのものが、その中で地域のきずなを深めていくことにもなると思いますので、ぜひ地域福祉フォーラムの設立の推進も含めて、今後の方向性を研究していただければと思います。

そのまま次の在宅医療のほうに入らせていただきます。

在宅医療の取り組みについてでありますけれども、こちらも福祉・医療がこれまでの施設中心から在宅・地域中心へとシフトしていく、そういった大きな流れの中の話かなと思います。現在、旭市と匝瑳市の医師会は合併して旭匝瑳医師会となっていますけれども、以前から匝瑳市の医師会では24時間体制での在宅医療を実施しているようであります。これについてどのような内容であるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、匝瑳医師会での24時間体制の取り組みの内容についてお答えいたします。

旭匝瑳医師会は平成28年に合併しておりますが、匝瑳市の医師会では、平成11年より医療機関が当番制で、在宅患者24時間体制支援システムを行っています。

在宅で医療を受けている患者さんが、状態が悪くなり、医師に往診を依頼した場合、基本的にはかかりつけ医が対応しますが、不在で連絡がつかなかった場合、当番医が対応するシステムとなっております。かかりつけ医は、システム登録に同意された患者さんの情報を医師会のコンピュータに登録いたしまして、不在でも当番医の医師と情報を共有いたしまして、在宅で診察を受けることができるものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 非常に画期的なものだと思うんですけども、これは匝瑳市独自にやってきたことでありますが、今後旭市も含めてこの体制が広がっていく、広げていくという可能性について、どうなのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 本市での可能性についてお答えいたします。

まず、本市の24時間体制につきましては、旭市の医療機関は旭中央病院と密接な関係がありまして、夜間や休日につきましては、旭中央病院の救急対応としております。

また、旭中央病院は地域支援病院として、2人主治医制を推進しておりまして、それに伴い、市内の協力医療機関への旭中央病院の電子カルテの端末を設置いたしまして、旭中央病院での検査予約と結果報告がオンラインでできるようになっております。

本市におきましては、在宅医療と在宅介護の連携につきましては、今後も引き続き旭中央病院と医師会と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、旭市の場合には中央病院をコアとして、また独自の連携体制をとることになるのかと思いますけれども、関連しての質問ですが、在宅医療の一環

として、訪問看護ステーションについてお伺いしたいと思います。

住みなれた自宅で療養生活が送れるように、医師、ほかのリハビリ等の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携して、居宅での看護サービスを提供する、これが訪問看護ステーションですが、ニーズの増加に伴って、全国ではこのステーションの数が平成24年から平成28年までの5年で1.6倍に増加しているということでもあります。本市における状況と、ステーションにおいては医師とどのように連携をとっているのか、お伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 本市の訪問看護ステーションの状況と医師との連携についてお答えいたします。

本市におきましては、5年前の訪問看護ステーションの数は7事業所、現在は8事業所でございます。利用者で申し上げますと、5年前は月に100人程度でございましたが、現在は月に150人ということで、1.5倍に増えております。

そういった状況の中でございますが、各事業所の現状といたしましては、増えている中でも看護師を増員した事業所もあり、新規の受け入れの対応も十分できるというような状況であると聞いております。

また、医師との連携につきましては、ケアマネジャーまたは看護師が主治医から訪問看護の指示を直接受けまして、在宅での医療処置や病状の確認や家族への療養上の助言等を行っております。病状の変化や本人の状況につきまして、看護師は主治医へ報告いたしまして、状況に応じた指示を受けます。このような訪問看護ステーションと医師との連携によりまして、看護師が病状を適切に医師へ報告することで、病状の変化があっても早期の治療に結びつき、在宅での療養生活を安心して続けられることができます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、（2）の今後の取り組みはということで再質問させていただきますが、こうした訪問看護ステーションの増加等にも見られますように、在宅の医療、訪問看護に対するニーズは今後も大きく増えてくるのかなと思います。このまま増えてきますニーズに対して、医師、看護師の総数が足りなくなるのではと思いますけれども、その点について見解を伺います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 在宅医療・訪問看護に関するニーズへの対応についてお答えいたします。

住みなれた地域で人生の最期を安心して迎えるための地域包括ケアシステムの推進のかなめとなるのが、在宅医療でございます。本市におきましては、医師の高齢化や開業医の減少が深刻な状況にあります。平成30年4月から地域包括支援センターに医療と介護の連携相談窓口を設置いたしまして、滝郷診療所の医師の協力を受けて、旭中央病院、旭匠瑳医師会との連携を図りながら、往診体制の整備を図ってまいります。

また、在宅医療のかなめとなる訪問介護サービスについては、新規に開設した事業所もあり受け入れ可能な状況にあります。今後も医療と介護の課題を関係職種とともに考えていける多職種連携会議を開催するなど、現状に合った連携が図れるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 今後もニーズの動向をつかんでいただきたいと思うのと、やはり鍵になってくるのは連携であるなということを思います。やはりその鍵を担うのは地域包括支援センターだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

いずれにしましても、福祉政策において、人生の最後までなれ親しんだ地域で安心して暮らせる社会を目指すというのが流れだと思っています。今後増加するであろう在宅医療のニーズに応えるために、将来にわたってニーズの調査分析を行った上で、行政、中央病院、医師会、その他関係各機関が連携して、計画的に進めていく必要があると思います。

これは県の地域医療構想との兼ね合いもあると思うんですけれども、今後の地域福祉計画の中に、こういった在宅医療・訪問看護ということ、その連携について具体的に盛り込まれることになるのか伺います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） まず、高齢者福祉課から状況をご説明いたします。

今年度策定中の高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画策定に当たりまして、市民を対象に行ったアンケート調査では、今後の暮らしや将来の介護についての設問の中で、在宅医療、人生の最期の終活、自宅でのみとりについてと、それと人生の最期を過ごしたい場所についての調査をしています。その結果、「自宅で最期を迎えたい」と回答した方が63.6%、病

院・施設が23.1%という状況でございました。

在宅医療に対するニーズに対応するため、再質問でもお答えしましたがけれども、平成30年4月から地域包括支援センターに医療と介護の連携相談窓口を設置して、滝郷診療所の医師の協力を受けて、旭中央病院、医師会との連携を図りながら、在宅医療の体制の整備を図ってまいります。

この在宅医療と介護の連携の推進につきましては、今年度策定中の高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画の中で、地域包括ケアシステムの構築という章に明記する予定でございます。高齢者が病気になっても住みなれた自宅で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、事業の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 地域福祉計画については、社会福祉課のほうで作成することにより多分なと思います。ということで、この地域福祉計画は、先ほどもお話ししましたように、高齢者、障害者から子どもまでを対象としております。今回の終末医療、みとりについても高齢者福祉課、健康管理課などの関係各課の考えを聞き、計画の策定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 本市の場合、中央病院という存在がありますので、状況としては特殊であります。他市の例とはまた異なると思いますけれども、6割強の方々が自宅で最期をということで希望しているということでもあります。自宅での療養が選択肢として選べるように、今後も関係各機関の連携で実現していただきたいと、これは要望いたします。

続きまして、そのまま3の地域経済の現状についてということで入らせていただきます。

福祉医療政策のお話が続きましたがけれども、この充実のためには、やはりそれを支える財政基盤が必要でありまして、今後、財政格差によります自治体間のサービス格差というものも広がってくるのではないかなと懸念しますけれども、もっと言えば、地域経済の維持発展なくしてサービスの維持向上というのも望めないと、そのように思います。そういった意味も含めて再質問させていただきます。

企業誘致等についてお伺いしましたがけれども、現在行っています起業支援、誘致支援策について、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、起業支援、誘致支援策、現在行っている施策についてお答えいたします。

起業支援、創業支援につきましては、商工観光課内にワンストップ窓口がございまして、創業者のニーズに合った各種支援策の情報提供などを積極的に行っております。また、創業セミナーを通じまして、関係する機関と連携・協力しまして、内容の充実に努めております。

企業誘致につきましては、企業誘致条例に基づきまして、製造業を中心として、工場や事業所の新設または設備の拡充に対しまして、固定資産税の課税免除を5年間実施しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 現状についてお伺いしました。

今後の取り組みについて何か考えていることがあれば、昨年の一般質問でも取り上げましたけれども、現在の誘致条例、製造業を中心に想定されているものでありますので、この見直しも必要かなということでお話ししたことがあります。その点についてお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

まず初めに、創業支援事業でございますが、平成28年に国の認定を受けました旭市創業支援計画につきまして、平成31年3月末まで期間を延長したところでございます。再度認定を受けました。今後も引き続きまして、商工観光課内にワンストップ相談窓口を設置しまして、創業を目指す方や創業間もない方に対しまして、きめ細かな支援策を続けてまいりたいと思います。

また、創業支援セミナーにつきましても、商工会、また関係機関と連携しまして、多くの新規創業につながるよう、さらなる内容の充実に努めていきたいと考えています。

続きまして、誘致条例の関係でございますが、これまで工業団地につきましては、製造業を中心とした奨励措置を実施してきました。今後は情報サービス、観光といった製造業以外の産業の進出も期待されることから、既存の企業の設備投資に対する優遇措置と併せまして、他団体よりも効果的な制度につきまして、先進地域を調査研究してまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 創業支援セミナーのほう、83人中10人ということで、これは創業の率としては相当高い結果を出していると思いますので、また今後も継続ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

その次の雇用の状況についてということで再質問させていただきますが、これ議案質疑のほうでお伺ひしましたけれども、法人数は現在市内で増えているということでお伺ひしております。そうしますと、1.28というのは純粋に求人件数の増加と考えていいのかと思いますけれども、就業者、中でも高校を卒業した方が他市に流れるのではなくて、せっかく雇用があるわけですので、市内での就職を促進したいところではあります。そして市内に二つの県立高校を擁するわけでありますので、高校卒業者の確保対策、これをどのように進めていくかお伺ひします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 高卒者の確保ということでお答えいたします。

現在、市内の企業では、就業者の確保が非常に難しい状況となっております。平成28年度からは旭市雇用対策協議会が合同説明会を開催し、市内企業と地元高校生を中心としまして、就職希望者とのマッチング事業を行っております。説明会後には、参加者が興味を持った企業を実際に訪問する見学会を実施しております。仕事の内容を知っていただくことで、就業者の確保につながると考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ポイントはマッチングなのかなというふうに思います。引き続き企業説明会ということですが、平成28年度、平成29年度の実績と今年度の取り組みについてお伺ひします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 平成28年度と平成29年度の実績につきましてお答えいたします。

平成28年度は、参加企業が12社、また銚子ハローワーク管内の高校生266人が参加しまし

た。平成29年度は対象の高校生を山武地域まで広げまして、参加企業が15社、高校生296人が参加しました。

今後の予定でございますが、平成30年4月開催の予定の説明会につきましては、現在市内企業16社の申し込みがありました。高校生の対象をさらに香取地域へ広げ、地元高校生だけでなく、県内大学などにも参加募集をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 企業サイドに雇用の意欲があるわけですので、ぜひ促進していただいて、経済を回すというか、していただきたいと思います。

次の流入状況についてですけれども、現状において、市外から旭市に通勤している方、これも結構いらっしゃるわけです。ちょっとデータはありませんが、9,000人近くいるのかなと、8,000人から9,000人の間ぐらいだと思うんですけれども、こういった方々を今後、定住促進のターゲットにしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 市外から旭市に通勤している方をターゲットということでございますが、私どもで把握しているのは、先ほども言いましたように、雇用対策協議会というのがございまして、その従業者の関係で把握しておりますが、市内の工業団地に勤務する方の約半数が市外在住でございます。旭市雇用対策協議会を通しまして、市内に住んでいただけるよう、本市の定住施策をお知らせしまして、市の魅力をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ぜひ市外から旭市に通勤に来ての方に旭市に住んでいただくという形でもっていければ、非常にありがたいのかなと思います。

企業の進出が必ずしも全て雇用増につながっているわけではないという例もあるのかなと思うんですね。例えば鎌数の工業団地でも、ソーラーパネルでいっぱいになったりだとか。ですので、現役世代に定住していただくということをセットにして企業の誘致、あるいはサテライトオフィス等の誘致、そういったことがPRできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 企業誘致と定住ということでございますが、私のほうでやっている事業の一つでございますが、これは県が実施しております。具体的な例を申し上げますと、昨年10月に県の主催する企業誘致イベントがございました。私のほうもそれに参加しまして、首都圏に本社機能のある企業や千葉県に進出意欲のある企業に対しまして、本市の豊かな自然と食材、医療、福祉、住環境の充実を中心として積極的に情報提供を行ってまいりました。また今後も同様に県事業に参加しまして、本市の魅力と定住策をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） これに関しては、本当に外に打って出てPRするしか方法がないと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、企業誘致の際、先ほど誘致条例の話が出ましたけれども、雇用増に対する何らかのインセンティブを企業誘致にセットするということは、可能性としてはいかがなんでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 現在実施している企業誘致条例に基づく優遇措置につきまして、先ほどのように固定資産税の減免でございますが、これは製造業を中心とした奨励として固定資産税の軽減を行ってきました。今後は、誘致した企業が雇用者を増加した場合の奨励制度につきましても、先進地域がありますので、そういうものを調査して研究していきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうした取り組みも先進で見られると思ひますので、ぜひ雇用を増やしてくれた企業に関しては、誘致の際にといいことも考えていいのかなと思ひます。

このまま4番のほうに入らせていただきます。

臭気の問題に関してですが、市民からどのような苦情が実際にあるのか。また、どのように対応しているのかお伺ひします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 市民からの苦情の内容や対応についてですが、まず苦情の内容につきましては、風向きなど天候によって、居住地の近くにある畜産関連施設からのものに対するもの、それから居住地の近くの畑に散布された堆肥のものに対するものがありまして、平成29年度は1月末現在ですけれども、畜産関連施設に関する苦情が6件、堆肥散布時の苦情が3件ありました。

次に、苦情への対応につきましてです。においの苦情や相談があった場合には、すぐに職員が現地に行きまして発生源を調べて、その都度有効な対策をとるよう関係者に直接指導したり、要請したりしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、臭気に関して、法律及び条例においてはどのような規制が現在あるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 法令及び条例の関係でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

臭気に係る規制としまして、国は悪臭防止法を定めております。規制区域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制をしております。この法に基づく規制地域は、市では都市計画法の用途地域と指定しておりまして、規制基準が定められております。なお現在、市の用途地域内においては悪臭を発生させる農業活動を伴う事業場はございません。

また、市の環境保全条例、同施行規則では、市内全域を規制地域として、悪臭に係る規制基準を定めております。その基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、または飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度としております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 用途地域に関してはこの規制がかかるということですがけれども、それ以外に関しては条例のほうで、においのことですから非常に主観的で、そう感じるかどうか、

不快かどうかというのは人によって異なるところで、難しいと思うんですけれども、それでは、施設の改修等によって周囲の生活環境の影響は改善するという場合に、県の事業のさわやか畜産総合展開事業、こちらを利用ということでしたけれども、この制度以外に臭気対策に活用可能な制度があるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず、さわやか畜産総合展開事業の概要ですけれども、事業内容につきましては、認定農業者が堆肥化施設、浄化施設の機能向上や堆肥利用の促進に関する機械等整備、または既存設備に脱臭装置をつける場合などに支援するものでございます。

補助対象につきましては上限が5,000万円で、補助率は県が事業費の10分の2以内、市は事業費の10分の1でございます。この事業以外に活用できる制度があるかということですが、臭気対策に活用できるのはこの事業だけとなっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、改善に向けてということでお伺いします。

事例を見ますと、化学物質や菌類の活用などで、においの低減を図ろうとする、そういったこともあるようでございます。何か情報がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 化学物質や菌類の活用の関係です。

こういったものを活用しましての解決策の情報ですけれども、まず、菌類を活用した解決策ですが、これまでに乳酸菌や土壌菌など、微生物を活用した脱臭方法が数多く紹介されておりますが、効果といたしましてはかなり限定的で、画期的なものの情報はございません。

次に、化学物質を活用した解決策についてですけれども、悪臭をよいにおいに変えるという資材が最近開発されております。これは、悪臭が漂うエリアにこの液体を噴霧すると、甘い香りに変わるということでございます。この方法につきましては、昨年県内で導入した畜産農家がございますので、実際の効果等、調査研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） これは生産者の皆さんにのみ負担を強いるものであつてはならないと私

は考えますけれども、市独自の補助を拡大、あるいは先進的な取り組みに対して補助の拡大等というのは考えられないでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 臭気対策としての市独自の補助金についてですけれども、現時点では特にありませんが、今後さまざまな臭気対策を調査研究した上で、効果のあるものがあれば、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） この問題に関しては、何となくタブー視されてきた感もあります。実は私の妻の実家も養豚を営んでおりましたので、その大変さ、ご苦労については若干は理解しているつもりです。ですので、生産者の皆さんには心から敬意を払うものでありますが、農業、畜産の発展と移住定住、観光、それから住環境の改善、これらを三方よしで進めていくということはないかもしれませんが、前向きにチャレンジしていくべきものであると思いますので、今後の調査研究を進めていただきたいと、これは要望いたしまして、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（島田和雄） 林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。旭市議会、4番

議席、責任世代の林晴道でございます。今定例会におきまして、一般質問の許可がおりましたので、皆さんの貴重なお時間をいただき、事前通告に従いまして、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

初めに、天皇陛下の退位に向けた特例法の定めに基づき、陛下が2019年4月30日に退位され、皇太子様が翌5月1日に即位されることが固まりました。これを受けて、政府は昨年12月8日の閣議で、退位の日当たる特例法の政令を決定し、日程が正式に決まりました。これにより、江戸時代後期の光格天皇以来、およそ200年ぶりで、天皇陛下の退位が実現します。天皇弥栄申し上げます。

さて、いまだ地方の景気も低迷する中、市民の暮らしはいかがでありますでしょうか。本市の財政は今後一層厳しくなることが予想されますので、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめて、守るもの、攻めるもの、それから我慢いただくものなど、めり張りのある取り組みが必要です。僕はこの旭市で生まれ育ったことに大きな誇りと喜びをもって、ここで一生懸命活動をしています。執行部の皆さんと一緒に旭市をよくしたいと思っておりますので、一致協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、1項目、地方交付税についての普通交付税に関して質問をいたします。

本市においては、合併算定替の段階的な縮減で、平成28年度が1割減の1億861万円、平成29年度が3割減の2億8,407万円となっており、平成30年度には5割減となります。そこで、今後の見込みについて伺います。また、合併前の平成16年度の各市町村の普通交付税と、その普通交付税に算入された起債額の基準財政需要額の合計を、平成29年度と比較してお尋ねいたします。

次に、2項目、基金についての今後の推移に関して質問いたします。

今年度の予算では、税収が予算額の3割にも満たない状況で、3割自治体の本市であります。平成29年度末の基金総額と財政調整基金、その他主な目的基金の残高についてお尋ねをいたします。

次に、3項目、予算編成についての一般会計予算に関して質問をいたします。

本市の予算規模を近隣市及び類似団体並びに人口規模が同じくらいである市と比較して伺います。また、平成30年度の予算編成方針では、具体的にどのようなことを留意して編成をしたのか、重点をお尋ねいたします。

最後に、4項目、いじめについての実態と対策について質問をいたします。

いじめとは、児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理

的な影響を与える行為で、インターネットを通じて行うものも含んでおり、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されておりますが、ここでは、長年教育の現場に携わり、これに精通すると思われまます諸持教育長の見識をお示し願います。

以上、4項目の質問を市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、常に猛烈な素人として行いました。執行部においては、これからの担い手である若者から長年社会に貢献いただいたご高齢者にも理解できるよう、答弁に努められますようお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きく3点のご質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の地方交付税の中の普通交付税でございます。

さらにその中で小さく2点ご質問がございました。その小さい1点目でございますが、合併算定替の段階的縮減についての今後の見込みということでございました。

既にご案内ではございますけれども、段階的縮減につきましては、議員ご質問の中にもありましたとおり、平成28年度から始まっているものでございまして、今後さらに縮減が進んでいくものでございます。平成30年度は、議員おっしゃいましたとおり5割、平成31年度は7割、平成32年度は9割、平成33年度には合併算定替の縮減で、全て合併算定替による現状維持分がなくなるというような見込みになっております。

金額でございますけれども、平成29年度の交付税の決定状況を見ますと、最終的なその縮減の額としては10億円弱となるというふうに見込んでいるところでございます。

小さな2点目、もう一つ、平成16年度の時の普通交付税の額と現在の交付税の額を比較して、その中での公債費も含めてというご質問がございました。平成16年度はご案内のとおり、合併前というような段階での数字でございます。団体ごとというようなご質問もございましたけれども、すみません、団体ごとはなかなか比較が難しゅうございますので、合計だけでお許しをいただければと思います。

平成16年度、旧1市3町の普通交付税の合計額につきましては、63億4,100万円ほどでございます。それが、平成28年度決算で申し上げます、平成29年度はまだ細かい部分ちょっと出ていない部分がございますので、平成28年度決算で申し上げますと、現在の合併算定替のほうの数字です。これは1市3町が合併しなかった場合の仮定した数字でございますが、合併算定替の数字が83億2,900万円ほどでございまして、差し引き20億円弱ぐらい増えているという状況でございます。

このうち公債費、いわゆる起債の償還に対して交付税に算入される分でございますが、平成16年度につきましては3億9,000万円ほど、平成28年度につきましては19億7,700万円ほどということで、55億8,000万円ほど公債費の算入が増えているという状況でございます。

続いて、大きい2番のほうにまいります。基金でございます。

基金の中でもご質問、小さく三つございました。まず、基金の総額ということでございます。一般会計で申し上げます。こちらは平成29年度末の3月補正後の見込みで申し上げます。177億1,880万円程度でございます。そのうち財政調整基金でございます。財政調整基金は94億8,900万円ほど。

特定目的基金の中の主なものというご質問でございましたので、幾つか申し上げますと、四つほど申し上げますと、減債基金は5億7,500万円ほど、公共施設等整備基金、これは10億円、庁舎整備基金、これが20億4,600万円ほど、最後に地域振興基金、これが29億8,300万円ほどでございます。

続いて、大きな3番目、予算編成における一般会計で近隣、あるいは類似団体、人口が同じくらいの団体と比較してどうなっているかというご質問がございました。

まず、近隣のほうを申し上げます。近隣につきましては4市を申し上げます。まず銚子市でございます。銚子市につきましては、平成30年度の予算規模が231億3,700万円、匝瑳市は142億1,900万円、香取市は356億8,000万円、山武市は212億1,800万円でございます。

次に、類似団体といいますか、人口が同じ規模といいますか、この類似団体という概念でございますけれども、総務省が人口規模ですとか就業構造の割合ですとか、そんなものを比較しまして幾つかに分類をしております。旭市につきましては、ご案内かもしれませんが、都市の中の2の1という分類に入っております。それは人口が5万人から10万人の範囲、就業構造としまして2次、3次産業が90%未満で3次産業は50%以上という、こういった分類を2の1としております。したがって、ここに分類されている団体につきましては、人口はほぼ同じくらいなのかなということが見込めますので、その2の1に分類されているところから、さらに旭市にちょっと近いものということで幾つかピックアップをしてみました。それは面積が少し近いというところを考えてみました。それと海に面しているというところを考えて3団体ほど。先ほどの山武市も入るんですけども、山武市も入れますと4団体ほどピックアップしてみました。山武市は先ほど申し上げましたとおりでございます。そのほかのところで近いところということで3団体ピックアップしたものを申し上げます。

まず一つ目、和歌山県の海南市でございます。こちらは人口が5万2,000人で、平成30年

度の予算規模が246億円余りでございます。二つ目で、徳島県の鳴門市、ここは人口が5万9,000人ほどで、平成30年度予算規模が241億7,000万円。最後、三つ目の熊本県の玉名市、人口が6万7,000人で、予算規模は321億6,600万円。

私からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 教育長。

（教育長 諸持耕太郎 登壇）

○教育長（諸持耕太郎） 林晴道議員のいじめについての見識をとのご質問にお答えいたします。

学校は、児童・生徒にとって安心・安全な場所であることが重要であり、いじめ問題は重要な教育課題の一つであると認識しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。

1回目の質問の中で、大きな項目の三つ目の中で、平成30年度の予算編成についての件、回答するのを忘れてしまいました。申し訳ありませんでした。申し上げます。

予算編成方針として皆様にもお配りした中に書いてあるとおりなんですけれども、もう一度申し上げますと、歳出面、今後安全・安心な暮らし、あるいは産業の振興、人口減少対策、こういったものを積極的に推進していかなければならない。また、高齢化の進行、それによって社会保障関係経費、増えていくだろうと。さらには公共施設が老朽化する中で、維持更新にかかる経費というのも増えていくだろうと。さらに直近でございますけれども、庁舎の建設が控えているですとか、大きな事業がめじろ押しといいますか、控えております。

こういった市政発展のために必要不可欠な大型事業を進める中で、需要トータルとしては増えていく。そうはいっても、財源は限られているものでございますので、合併による支援の終期というのも先ほど申し上げましたとおり、合併算定替の縮減が進んでいくところでございます。

以上のことを踏まえまして、まずは行財政改革をきちんと進めていくこと。現在の計画の大もとであります総合戦略、あるいは今作ろうとしております公共施設等総合管理計画に基づく個別計画、そういった大きな計画に基づいて、施策をきちんと進めていくことというふうに考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 答弁は、されたとおりです。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再質問に入らせていただきますけれども、まず1項目、地方交付税についての普通交付税に関してから再質問させていただきますが、国の平成30年度普通交付税総額を出口ベースで見えますと、伸びが見込めないようではあるんですが、担当課として、基準財政需要額と交付税額をどのように捉えているのか、見識を伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

基準財政需要額と交付税額をどのように捉えているかというご質問でございますけれども、交付税は、ご案内のとおり、地方自治体が全国どこの団体でも一定規模の行政サービスが運営できるように、その財源として保障する制度でございます。その中の一つに基準財政需要額という項目があります。旭市の6万6,000人の人口であれば、これぐらいのお金が必要だろうと。一方で、収入はそんなにない。先ほど3割自治なんていうお話もございましたが、税収はそんなにございません。その差額を埋めるものが地方交付税でございます。

どんなふうを考えるかということでございますけれども、国はこの交付税に限らず、そのほかの財源も含めまして、地方がきちんと行政サービスが運営できるように、一般財源の総額について、平成30年度までは以前と同じぐらいの規模を確保するというふうに申し上げております。交付税に限らず、そのほか譲与税ですとか消費税の関係もございまして、そういった一般財源、あるいは税収の見込み、それをトータルで考えて、地方の運営が成り

立っていくように考えて、地方財政計画というのを立てておまして、そのうちの一部分として地方交付税があるものでございますので、平成30年度は、確かに地方交付税の出口ベースにつきましては平成29年度より若干減っておりますけれども、トータルとしては財源保障がされていると、このように考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 現在、合併算定替の特例により交付税が増額されている状況ですけれども、平成29年度ベースで増額されている金額について、もう一度伺いたします。

また、合併特例期間が終了して、平成33年度からは一本算定となり、国の出口ベースも大きな伸びは見込めませんが、平成33年度から5年間程度の交付税の推移について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

まず、合併算定替の減少の分でございますけれども、平成29年度の額で申し上げますと、先ほど最終的に10割減ると言った10億円弱、それが合併算定替として保障されている額でございます。増えているというふうに議員さんおっしゃいましたけれども、増えているというわけではなくて、合併前の状態が保障されているというふうに理解をしております。その額が約10億円弱というふうな状況でございます。それが先ほど申し上げましたように、段階的に減っていくというふうなことでございます。

もう一点、じゃ、その合併算定替が全部終わって、それ以降どうなるのかというご質問がございました。これにつきましては、今何とも申し上げられるところはないのかなと思っております。

先ほどもお答えした中と重複するかもしれませんが、国は地方の財源をきちんと保障する制度として、一つの交付税というものを持っております。全体としては地方財政計画の中で地方が成り立つように、全体を見据えた計画を作りまして、そのうちの一つとして地方交付税という制度を設けておりますので、その全体の中で市町村が成り立つように、平成33年度以降も図られるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 5年先の交付税のことを聞いたわけなんですけれども、昨年あたりからずっと市長は、10年、20年先を見据えた旭市という発言をいたしております。5年程度先の交付税もある程度の感覚を持っていないと、その辺も厳しいんじゃないのかなと思うので、ぜひ研究をしていただいて、今後10年、20年先まで、ある程度の見通しをつけてもらったほうがいいのかと、そのように思います。

今後、交付税の基準財政需要額に算入される起債の額が多くなり、人口だとか面積といった、いわゆる測定単位分が減っていくのではないのかなと思いますけれども、いかがなものなのか、お伺いをいたします。

また、1点確認をしたいのですが、交付税の基準財政需要額に算入されていると思われる小・中学校の備品費や図書費の関係は歳出予算で計上されているのか、伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税の中での起債の分が増えているかというご質問がまず1点ございました。

答えから申し上げますと、起債の分は増えております。当然といえば当然でございまして、合併特例債を今活用しながら多くの事業を進めているところでございまして、合併特例債につきましては、ご案内のとおり、70%分が後々、地方交付税の中で算入されます。それは確実に上乘せされるという方式でございます。したがって、その分は増えております。

それと、小さな2番目としまして、人口や面積分は減るのではないかというご質問がございました。

出口ベースが同じだから、片方が増えたら片方が減るんじゃないかというような意味かと思えます。確かに人口や面積という基本的な部分については、減っているという部分は否めないところはあるかと思います。その原因でございますけれども、人口、面積分と言いましたけれども、正確にはその単位費用分といいますか、人口、面積に一定の金額を掛けた単位費用分でございますが、そちらは若干減っているという部分はございます。それはでも、旭市に限ったことではなくて、全国一律のものでございますので、減っているという部分は否めません。

その理由でございますけれども、国は、トップランナー方式という名前なんですけれども、言っております、それは今、行財政改革を進めていく中で、委託できるものはどんどん委託をしていこうと。そういったことによって経費を節減していこうということを進めており

ます。委託が進んだことによって、地方の歳出が節約できるということがある程度見えておりますので、その分、単価を減らしているという面がございまして、単位費用分については減っているということがございます。

小さな3番目の小・中学校の備品費、あるいは図書費について、きちんと交付税算入分が予算化されているかというご質問がございました。

答えから申し上げますと、何とも言えないというところになります。と申しますのは、地方交付税は全て理論計算として行っておりまして、現金計算でやっているものではございません。それぞれの自治体において、あるべき姿としてどのくらいの部分が必要かと。名前はその備品費とか図書費という名前になっていたとしても、そのほかの分も包含した形で経費をやっておりまして、一個一個の名前を全て網羅してやっているものではございませんので、地方交付税の中で備品費ですとか図書費というふうに表れていたとしても、中身としてはもっと別の経費も入っているという部分もございます。あるいは逆の部分もございます。したがって、予算で計上している額と地方交付税の額を一概に同じ土俵で比べるというのは難しいものかなとは思っております。

ただ、本市の予算の状況を見ますと、備品費、あるいは図書費につきましては、決して遜色はないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、2項目の基金についての今後の推移に関しての再質問に移りますけれども、予算編成、この後の3のほうにもつながりますが、一般財源、自主財源が減少した場合、財政調整基金の取り崩しが行われると思います。また、今後は三、四年の中で大規模工事が行われ、起債の償還が始まると財政は厳しくなるものと考えておりますけれども、今後10年程度の基金の推移をお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後10年の基金の推移ということでございました。

ちょっと10年はなかなか難しゅうございます。目まぐるしく状況が変わっておりますので、なかなか今後の部分というのを申し上げるのは難しいところなんですけれども、一つ言えますのは、今、財政調整基金、かなりの金額を残してきております。議員の質問にもございましたように、今後大規模な事業を進めていく中では、それを活用してくる部分が出てこよう

かと思っております。

それと今後、大規模事業を進める中で起債を起せば、その分の償還が始まるだろうというのでもございました。これにつきましては現在、減債のための基金を前年度も組みましたし、今後も少しそこを充実させていきたいと思っております。将来的な大規模プロジェクトの起債の償還に備えたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今現在、近隣他市と比べると、基金の総額、特に財政調整基金、財政調整基金が多額にありますけれども、予算規模に見合う自主財源や一般財源は少なく感じています。

そんな中、国または旭市民より、財政調整基金の増大に対し、問題視する声が上がってきております。それらの事柄に関して、本市の見解を求めます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政調整基金が多くなっていることについて、問題視する声があるというご質問でございました。

確かに財政調整基金、今数字はちょっと手元にありませんけれども、他市の数字はありませんけれども、旭市の数字、結構な額ということになっているのは当然承知しております。

この要因について、まず少し触れたいと思っておりますけれども、合併した団体につきましては、財政調整基金が増えているのは当然のことだというふうに理解しております。それは先ほど交付税のところでもございましたけれども、交付税が、最初の10年間は合併しないと仮定した場合での計算として保障をされております。現在10億円ぐらいの金額ということで申し上げましたが、一時はそれが18億円とも20億円ともという数字でございました。

一方で、行財政改革は着実に進めてきております。その最たるものが人件費の縮小でございます。ですから、一般財源の最たるものである地方交付税は合併前と同じ数字が保障されてきた。歳出のほうの大きな部分を占める人件費については確実に減少しております。その差額というものが、この財政調整基金が残るという部分に影響を与えているというふうに考えております。もちろんその間、必要な施策はきちんと行ってきたというふうにも思っております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 続けてください。

○財政課長（伊藤憲治） 財政調整基金が膨らんでいることについて、国から指導があったかということでございますけれども、正式に指導されているというものはございません。ただ、国の審議会の中では、地方の財政調整基金が大きくなっているねという提言、問題提起というものは出ておりますが、じゃ、どうしていくんだということについては、まだ国から示されているわけではございません。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） いずれ将来的には、この基金が枯渇して、財政状況が悪化するようなことがありますと、市民に不安を与えることになります。人口減少は近隣他市なんかと比較して、本市はまだ少ない状況ではございますけれども、人口推計値では減少になっておりますし、長期的な視野に立って基金の管理運営をしなければならないと考えます。

そこで、今後の基金管理をどのように考えているのか、担当課のお考えを伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後の基金管理についての考えということでございました。

まず、先ほど来から出ております財政調整基金でございますけれども、かなり積み増しができましたので、今後につきましては、さらなる積み増しというのはやらなくてもいいのかなと思っております。

一方、地方財政法の中では、決算が終わった後の2分の1は基金へ積みというものが規定されておりますが、その2分の1積むということにつきましては、財政調整基金ではなくて、減債基金のほうに積むような形をとっていただくと、このように思っております。

そのほかの目的基金につきましても、例えば庁舎の基金につきましては、庁舎の建設が終わった時点で、今20億円ぐらいありますけれども、そんなに使わなくて残る部分があるかと思います。それにつきましては、公共施設の整備基金のほうへ振り替えるですとか、そんなことをやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございます。

それでは、3項目の予算編成についての一般会計予算に関する再質問に移りますけれども、先ほど他の団体、7団体の予算額を出していただきまして、他市と比較して、これを見ても、本市は非常に大きい予算規模になっているように感じますが、この状況を担当課としてはどのように考えているのか、見解を伺います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 予算規模がほかの団体に比べて旭市は大きくなっているのではないかとのことでございます。

数字で申し上げましたとおり、確かに旭市の総予算規模につきましては、現在ほかよりも大きくなっております。その要因でございますが、合併以来、大きなプロジェクトを進めてきていること。あるいは震災復興、それも進めてきていること。それが今の旭市の予算規模を少し大きくしていることの要因の一番大きな理由かなというふうに考えております。

ほかの団体につきましては、どんな形での施策を行っているかというのは見えない中でございますので、なかなかその原因をつかむのが難しく、比較はなかなかできないという状況でございます。旭市は、ですから今大きなプロジェクトをやっているという中で、予算規模が少し膨らんでいるというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今の答弁からしますと、今後の予算編成に当たっては、身の丈に合った予算規模に向けて取り組みを行う必要があるのかなということだと捉え受けられますけれども、それに対して、具体的にどのような取り組みができるものなのか伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後、身の丈に合った予算編成が必要ではないのかというご質問でございます。

必然的と申しますか、大きなプロジェクトが完了していけば、予算の規模については連動して減っていくものだと思っております。それは合併の事業であったり、あるいは震災復興の事業であったり、そういったものが完了することによって、特に手を加えなくても自動的に減っていくものだと思っております。

と申しますのは、先ほど議員の質問の中にもありましたとおり、一般財源の額がどうかということが非常に大切なことでございます。事業の規模は大きくても一般財源を大きくそんなに使っていないというのが今、合併の事業やら震災復興の事業でございます。ですから、そちらがなくなったとしても、一般財源の額が特に大きく減るわけではございませんので、同じくらいの一般財源の中で必要な額を必要なところに予算として編成していくということになってまいる、そのように考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 交付税の合併算定替による激変緩和措置が終了してからの適正な予算規模をどのように考えているのかを伺いたい。

また、財政シミュレーションはどのようになっているのか、これを併せてお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 2点ございました。

まず、1点目の適正な予算規模ということでございました。適正な予算規模、これはその自治体によりまして政策が異なる部分もございますので、なかなか一概にどれが適正かというのは難しい部分があるかと思います。

そういった中で、この旭市がどのくらいかというのを考えてみますと、先ほどと重複するかもしれませんが、今行っております一般財源がそんなにかかっていない大規模事業、これが完了した時に、それが予算の中から消えていく、そういったものが一つの目安になるのかなと思っております。

ただ、その時には交付税のほうも合併算定替がもっと減りますので、一般財源が減ってまいります。その一般財源が減るというものに対して、現在ある財政調整基金を活用して一気に市政が回らなくなるようなことがないようにしていかなければならないのかなと思っております。

それと、シミュレーションでございます。シミュレーションにつきましては、現在新しいシミュレーションは、すみません、作っておりません。昨年2月の時に財政シミュレーションとして作ったものが最新でございますが、その時点から既に状況がだいぶ変わってきている部分もございます。したがって、次は行革アクションプラン、あるいは総合計画の次

の部分について、あるいは中間年というふうになるのかもしれませんが、そういった節目の時に、新たに財政シミュレーションを考えていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございます。

それでは、最後の4項目のいじめに対しての実態と対策に関しての再質問に移りますけれども、残念ですね、先ほどいじめに関して、長年教育現場に携わって精通していると思っていました教育長に見識を質問しましたけれども、重要な課題の一つ程度で、これはちょっと基本的に議会軽視であるのかなと思いますので、議長におかれては、しっかりとした指摘のほうをしていただきたいと、そのように感じております。よろしくお願いいたします。

それで、先ほど聞けませんでした、いじめに対する考え、見識ですね。担当課長のほうから伺えたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

この問題は非常に繊細で複雑であり、僕自身、この質問に正直に向き合って自問いたしますと、自責の念にかられることもありますけれども、真剣に次世代を担う若者たちのために取り組みたいと思います。

そこで、教育長に再質問をいたします。

まず、いじめを認知することが必要であり、ご承知のことと思いますが、児童・生徒の1,000人当たりのいじめ認知件数は、都道府県ごとの最多と最小で30倍以上の開きがございます。先生方それぞれでいじめの捉え方に差があるようですが、認知を正確に行うことが極めて重要と考えておりますけれども、教育長の見解と、担当課よりは、本市の実態を児童・生徒1,000人当たりの認知件数、これを全国、千葉県と比較して伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えします。

まず、先ほど言葉が不足だということで、大変申し訳ありませんでした。

ただいまの認知が非常に大事だということで、私も今までのことを振り返りまして、やはり今はどの子どもにもいじめの加害者にもなり得る、被害者になり得るという、そういう状況下にまずあると思います。その中で、教職員はいろんな場面で素早く子どもの言動、変化

を捉えて、もしや何か分からないところでされているのではないかというような、そういう思い図る気持ちで、素早く認知をすることは非常に大事だというふうに、まず考えます。

それから、教職員だけじゃなくて、家庭、保護者、親御さんも子どもの家庭での生活の中から、そういう変化を素早くキャッチして、ちょっと気になったら学校にすぐ連絡していただく、そういうのも認知にかかわるとても大事なことというふうに捉えております。

そういう中で、さらに一番学校で過ごす子ども、その周辺の友達、いずれ立場が逆転する場合があるわけですから、本人、加害者、被害者だけじゃなくて、周囲、周りの子どもたちもそういうところに気がついたら、やはり大人、先生、両親に素早くそのことを伝える勇気、相談する勇気、こういうことが認知する上で非常に大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） では、私のほうからは、先ほどいじめの定義がございましたけれども、それを受けて学校教育課としての見識という点と、それから児童・生徒数の1,000人当たりの本市のというところで、続けてお答えをしたいと思います。

まず、先ほど教育長のほうから認知の件がありましたけれども、ご承知のように、大津市の自殺事案を受けまして、国のほうも方針がだいぶ変わっております。発見の件数だったものが認知の件数に変わっております。認知の件数はといいますと、最終的にいじめではなかったものについても、疑いを持って取り組むということが重要になってきております。

そういうことを受けまして、国では、まず認知はいじめ対策のスタートラインというふうに言っております。ですので、本市の認知件数も、後から出てきますが、国や県と比べては低いですが、総体としてはだんだん認知件数が上がってきております。

この認知件数については、当課といたしましては、件数は上がってきていますけれども、決してこれは悪い方向ではなく、教職員が意識改革をして、疑いのあるものもいじめというふうに最初捉えて対策に向かっていただいているということで評価をしております。

また、国のほうも数字に左右されることなく、その後解消をどうしたのか、組織できちんと対応したのかというようなところを教育委員会としても評価するようにということで通知が出ておりますので、そこに気をつけております。

いずれにいたしましても、いじめに関しましては未然防止、それから早期発見、それから措置対策、3本の柱が重要だというふうに考えておりますので、教育委員会といたしましても、これまでの対策を見直しながら、また条例でもお願いしておりますけれども、組織をき

ちんと作成して対応に当たってまいりたいと考えております。

次、2問目ですけれども、千葉県と全国と旭市、認知件数1,000人当たりの人数というご質問でございました。平成28年度のデータでございますが、特別支援学校を除いた児童・生徒数それぞれ1,000人当たりで申し上げますと、小学校は全国が36.6件、千葉県が78.1件、旭市は16.9件となっております。中学校は全国が20.8件、千葉県が39.0件、旭市が15.1件でございます。以上のことから、1,000人当たりで比べてみますと、本市は全国、千葉県と比較して認知件数は少なくなっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ただいま教育長からお話いただきました。昨日も一昨日も担当課の方とはレクチャー受けて打ち合わせやっているわけですよ。それで僕も徹夜のように勉強して、きょう朝一番で海上支所へ行っているわけですよ。ずっと同じ話しているんですよ。部下の方がこれだけ一生懸命やっている中で、それではちょっと部下の方に示しがつかない、かわいそうかなと思いますので、しっかりと考えていただきたいのと、そのように失礼ながら思う次第であります。

いじめの認知に関して、文科省の考え方は今、課長が言われたのとほぼ同じです。認知件数が多いことは教職員の目が行き届いているということのあかしで、認知件数が少ないということは、いじめを見逃していないか心配をしていると。いじめの認知件数が増えても、保護者や地域の方々が不安に思わないよう、ふだんから積極的に認知し、早期対応を行っていることを丁寧に伝えるべきと考えていますけれども、教育長においては、本市の実態をどのように捉え対応していかれるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えします。

実態については今までも毎月の月例調査をよく把握し、その間にも少し心配な事案が来た時には素早く連絡を受け、担当指導主事が学校を訪問し、速やかにそういう案件について対応、指導、サポートするというシステムになってございますので、それらについてはこれからもさらにしっかりと取り組みたいと思います。

また、いじめ対策防止の基本方針の中に、今まで以上に学校は研修をしっかりとやりなさいということと、それから学校の運営の中にいじめに対する評価項目もしっかり加えなさいと

ということが来ております。したがって、学校組織を挙げて、そういう目でもってしっかりと、今までもアンケート調査をするとか、その中で心配なことはすぐ報告を上げるとか、それ以上に、学校全体として取り組んでいただくと、そういうことを教育委員会としてもしっかりと指導、そして学校をサポートしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） るるお話伺いました。ただ、やっぱり子どもたち、何を考えているのか、それから時代が進むのは早いですよ。そういう中で、僕はいじめ対策として、SNSを活用したいじめ通報アプリの導入を提唱したいと思っています。

近年、子どもたちの間で電話や電子メールはあまり使われず、LINEに代表されるアプリを使ったメッセージ交換が広く行われています。それを踏まえて、文科省は、今年から全国の地方自治体に経費を支給するとともに、適正に導入、運用ができるよう、有識者会議を設け、議論をしています。

文科省による予算措置は、平成29年度の補正と平成30年度の当初予算にも組み込まれており、他の自治体の新年度予算を見ますと、国の予算を使って、こうした相談システムを設ける予定を組み込んでいます。実際に利用するアプリ事業者は自治体を選ぶようですが、柏市や取手市で既に導入しているアプリは、いじめが起こった際、傍観者とならないようにするための指導と組み合わせているなど、この利用価値は高いと感じています。

今まさに苦しみ悩んでいる子どもたちのために、いち早くいじめ相談アプリの導入に取り組んでもらいたいのですが、教育長のソーシャルネットワーキングサービスに対する見識と今後の見解をお示しいただきまして、今回の全質問を終わります。

今後とも教育長におかれましては、偏らずに意見交換等、僕ともしただけたらありがたい、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えいたします。

まず、最新の横文字、ソーシャルネットワーキングワークサービス、これについての見識ということでございますけれども、私も、つい最近ですけれども、ガラケーからスマホも取り込んで少し練習中ですが、インターネット上で複数の人々が非常に手短に便利に通信がやりとりできるという、非常に機能が優れたツールの一つであるということは認識し

ております。

その中に、常に新しい情報機器の中では、教育現場では以前から言われておりましたが、常に光と影の課題がありまして、保護者、親御さんの立場に言わせれば、携帯の時もスマホの時もどんどん経費がかかる。件数が多ければ、その支払いもかかるという問題があります。ただ、今、議員がおっしゃるように、新しいそういうSNSも活用を教育問題、いじめ対策の部分で活用する点は、非常に有益であるというふうに考えております。

そして、国のほうからの新しい事業の案内は私も承知しております。そこで、県内では柏市が既にアプリ「STOP i t」を導入していると。それから、全国においては、25校が国の事業に対して手を挙げて、既に利用を始めているということも把握しております。

そこで、SNSを活用した相談窓口の開設は、いじめを素早く発見し、対応するメリットがあると考えられます。そういう中で、導入するには人的、そして物的にもさまざまな整備が必要であるかなというふうに考えておりますので、今後、先行事例を参考にし、研究、検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 7分

再開 午後 1時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（島田和雄） 木内欽市議員、登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。平成30年旭市議会第1回定例会において一般質問を行います。

あと3日余りで、あの東日本大震災から7年になります。被災者の皆様方には改めて心か

らお見舞い申し上げます。当時マスコミ等で繰り返し報道された津波の映像は、旭市は大津波が襲う怖いまちだという思いを抱かせてしまったのも事実であります。当時、旭中央病院の事業管理者が、震災後、医師の確保が大変だとおっしゃっておられたことを思い出します。今私たちにできることは、震災を教訓に、旭市がより安全・安心なまちに生まれ変わったんだと、日本一の安心なまちを目指すんだということを強くアピールすることです。

そこで今回、私は、安心・安全なまちづくりから市長の政治姿勢についてまでの7項目12点について質問いたします。

まず、1項目め、安心・安全なまちづくりについてであります。

現在の取り組み、今後の取り組みについて、併せて防災カメラの設置状況についてお伺いをいたします。

2番目として、生活道路の整備についてであります。

昨日も同僚議員から質問が出たところであります。幅員4メートル未満の未整備区間はどれぐらいか。今後の予定をお伺いいたします。

3項目めとして、三川蛇園連絡道JRトンネル工事についてであります。

工事費について、今後の予定、併せて伺います。

4項目めとして、人口減対策について伺います。

本市の将来の人口予測、また人口減に対する対策を伺います。

5項目めの農業問題であります。

後継者対策について。

2点目として、兼業農家の育成も大切と思うが、見解を求めます。

6問目として、新庁舎建設についてであります。

この庁舎建設について、いつも思い出すのは東京都のシンボルと言われる東京都庁であります。当時1,598億円という巨費が投じられて造られた東京都のシンボルであります。しかし、今は各空調施設、あるいは水道管等がみんな傷んじゃって、直すのに1,000億円かかるそうなんです。年間の維持経費は40億円を上回ります。当時の維持経費を考えなかったツケが、今の都民にいつているわけであります。東京都は土地を売却して、その資金に充てるそうであります。

先日、本庁舎52億円という説明がございましたが、やはり昨日も共産党の議員から質問がありましたが、やはりコンパクトに造るべきだと、このように私は思うのであります。見解を求めます。

併せて各支所の取り扱いについて、これもお伺いをいたします。

最後に、市長の政治姿勢について、所信の表明、それと重要課題であります生涯活躍のまち構想についてお伺いをいたします。

再質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、市長の政治姿勢ということで、所信表明、これからの４年間についてということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。

現在、私の３期目の市政運営がスタートし、総合戦略に掲げる各種事業を進めているところであります。これまでに築き上げた信頼ときずなを生かしながら、これからの４年間は、これまでの集大成として、全力で取り組んでまいりたいと思っております。このような中、人口減少対策や若者の定住促進等、地域の活性化を図り、まちの発展へとつなげるために、年頭所感で申し上げました、市にとって最優先で取り組まなければならない大きな目標を６つ挙げさせていただきたいと思います。

第１に、子育て支援と雇用の場の創出であります。

第２に、旭中央病院周辺における生涯活躍のまちづくりであります。

第３に、若者のＵターン・Ｉターンの促進であります。

第４に、産業力をアップするための労働力の確保であります。

第５に、安全・安心なまちづくりであります。

第６に、教育環境の充実と学力の向上であります。

中でも、旭中央病院を核とした生涯活躍のまち構想は、旭市の将来の発展に確実につながっていくものと考えております。高齢者が安心して暮らせるだけでなく、若者にとっても将来にわたって定住できる魅力あるまちとするために、構想の実現に努力してまいりたいと思っております。

そのほか、現在進めている新庁舎の建設については、皆様に親しみや安らぎを感じてもらえるような建物とし、また旧飯岡中、旧海上中跡地の利用については観光交流の拠点として検討し、整備してまいりたいと考えております。

将来に向けて旭市がさらなる飛躍をし、東総地区の中核都市として発展できるよう、盤石

の基盤をつくってまいりたいと決意するところであります。

これからの10年、20年先の旭市を見据えながら、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷のさらなる充実・発展に努めていきたいと、そのように思っているところであります。

議員の皆様にもご協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、続く項目、大きな1番の（1）と（2）、それから大きな6番の新庁舎建設についての（1）維持管理費を考えた庁舎といいますか、コンパクトといったようなお話がありましたが、それについて回答をさせていただきます。

まず、1点目の安心・安全なまちづくりについての現在の取り組み、今後の取り組みといったようなことで、まず具体的なこととして、防犯パトロールについてお答えをさせていただきます。

旭市では、防犯指導員によるパトロールとシルバー人材センターへの委託ということで、二つの形態でパトロールを実施しているところでございます。

まず、防犯指導員によるパトロールにつきましては、市内を旭、飯岡、海上、干潟の四つの地区に分けまして、2人から4人が一組となりまして、青色回転灯を装備したパトロール車において、学校周辺を中心に巡回をしているところでございます。パトロールの時間帯は児童・生徒の下校時間帯に合わせまして、1時間半程度実施をしております。平成28年度は合計で110回実施したところでございます。

シルバー人材センターへのパトロールの委託につきましては、防犯指導員がパトロールを実施していない日をお願いをしているもので、2人一組で市内全域を、3ルートを基本的として3時間巡回しています。平成28年度は200回パトロールを実施しております。

続いて、防犯カメラの設置状況ということで回答させていただきます。

旭市が設置する防犯カメラ、これは平成29年6月の定例議会でも答弁をさせていただいておりますが、同じ回答になりますが、市が管理する施設や犯罪が多く発生する駅前・商店街等を中心に平成28年度まで111台を設置しております。今年度におきましては、保育所と小・中学校に49台を設置し、これをもって、市の全ての保育所、小・中学校に防犯カメラが設置されたことになります。

市が設置する防犯カメラは合計160台となりますが、保育所や学校、庁舎等の施設を除く道路や駅前広場、駐輪場など、多くの市民の方が利用するオープンエリアには15台が設置さ

れているところでございます。これにより犯罪の起きにくいまちづくりの一翼を担っているものと考えております。

なお、旭市が設置する防犯カメラは、近隣市町と比較しても、数多く設置されているところでございます。

また、動く防犯カメラと言われておりますドライブレコーダーについてでございますが、現在15台の公用車に搭載されておりますが、来年度、平成30年度におきましては、新たに100台、古い公用車は別として、新たに100台に追加搭載することを予定しているところでございます。

今後も犯罪の発生状況等を勘案しながら、警察と連絡を密にして、犯罪防止効果が十分に期待できる場所を選定し、県下、または近隣市の状況を踏まえながら、設置を検討してまいりたいと考えております。

続いて、大きな6番、新庁舎建設についてということで、通告では（１）維持管理費を考えた建設をということでございました。

先ほどの質問では、昨日の高木議員の質問であったように、コンパクトといったようなお話もございましたが、それについては昨日お答えしたとおり、現在でも当初考えた面積から縮小をかけて現在考えているところでございます。

その維持管理を考えたということで申し上げますと、まさしくこれはイニシャルコスト、建設工事費だけでなく、ライフサイクルコスト、設計から建設、維持管理費まで建物の生涯に通じてかかる費用についても十分検討しながら、必要な機能整備を精査してまいりたいと思っております。

例えば電気や空調、換気の設備や、太陽光や自然通風などの自然の力を効率よく取り入れます。電灯設備は長寿命で消費電力の少ないLED照明を採用いたします。日常的な窓や外壁の清掃は、各階にメンテナンスバルコニーを設けて、清掃をしやすくいたします。トイレの洗浄水は雨水を利用します等の方向で進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうから、2番目の生活道路の整備についてという質問と、3の三川蛇園連絡道JRトンネル工事についての2点を説明したいと思います。

初めに、大きな2番目の生活道路の整備についての（１）幅員4メートル未満の未整備区

間はどれくらいかという質問に対しまして、お答えいたします。

建設課で管理する１・２級、その他市道を合わせた市道の実延長は約1,100キロメートルでございます。舗装率につきましては71.2%でございます。なお、幅員４メートル未満で未整備区間の延長は約160キロで、未舗装率は18.4%の状況でございます。

次に、（２）の今後の予定という質問ですが、お答えいたします。

生活道の整備については、各地区からの要望をもとに、地域のバランスや利用状況等を考慮して計画的に実施していきたいと考えております。なお、幅員４メートル未満の生活道路については、地域の実情や狭隘道路取扱要綱などを考慮しながら、整備を進めていきたいと考えております。

次に、３番目の三川蛇園連絡道ＪＲのトンネル工事についてです。

（１）の工事費についてお答えいたします。

軌道横断工事の事業費につきましては、昨年12月に千葉県警、これは公安委員会です、と道路協議が整いました。道路協議というのは交差点の協議の関係でございます。本年１月にＪＲと軌道横断工事の実施につきまして、協議を始めたところでございます。今後は施工範囲、用地等、具体的な協議、調整を図りながら、来年度中には概算の事業費が算出されることになっており、現時点ではまだ確定しておりません。

次に、今後の予定です。お答えいたします。

軌道横断工事の事業費につきましては、先ほどもご説明しましたが、昨年12月に千葉県警と協議して、その後１月にＪＲと協議をしているところでございまして、平成30年度中にＪＲと施工範囲や用地等、具体的な協議、調整を図りまして、軌道横断工事の事業スケジュールと事業費を決定する予定で今進んでいるところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、４番目の人口減対策について、また７番目の（２）生涯活躍のまち構想についてお答えいたします。

最初に、人口減対策の中で、将来の人口予測ということでございました。

旭市総合戦略を策定した際、人口ビジョンの中において、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研でございますが、が公表した推計値に準拠した形で人口推計を行っております。その際、2060年、これは平成でいいますと72年になりますが、まで５年ごとに推計を行っておりますので、その数値で申し上げます。策定した2015年から20年後、今から17年後の

2035年では5万4,896人、今から22年後の2040年では5万1,532人、推計の最終年となります。今から42年後の2060年は3万8,270人まで減少すると推計されております。

続きまして、その対策についてということでございました。

本市では、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るということで、持続可能な社会を実現するために、旭市総合戦略を策定しております。その中で、多様に絡み合う横断的な課題を解決するため、重点的・横断的に取り組む施策を重点戦略として位置づけをしております。

一つ目として、産業振興や雇用の場の創出等を目的とした「地産振興プロジェクト」、二つ目として、結婚・出産から子どもの自立まで総合的な支援、誰もが生きがいを持てるまちづくりを目的とした「子宝育成プロジェクト」、三つ目として、地域の総合力を高め、住みやすい環境づくりを目的とした「故郷創出プロジェクト」、四つ目として、市民が生きがいを持って安心して暮らし続けることを目的とした「安心形成プロジェクト」、以上四つのプロジェクトを掲げてございます。

それと、旭市生涯活躍のまち構想につきましましては、旭中央病院を核とした医療と介護、さらには農業との連携によるまちづくりで、メイン機能といたしましては、安心・交流・暮らしの三つの機能を計画しております。

具体的に申し上げますと、安心機能には、医療・介護という面から、旭中央病院の機能を相互に補完する施設、設備、地域包括ケアシステムの構築、また予防、健康増進、交流を兼ね、スポーツジムやフィットネス等を考えております。交流機能には、生活支援や仕事づくりという面から、高齢者、子育て支援、商業施設、企業等の共同オフィス等。暮らし機能に、居住としてサービスつき高齢者向け住宅や、一般移住者・子育て世代向け住宅等を考えておるところでございます。今申し上げました内容については必ず入るということではなく、これから選ばれていくということになります。さらには連携機能として、農業活性化機能や人材育成機能、道の駅との連携等を考えていきたいところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、5番の農業問題についてお答えいたします。

初めに、（1）の後継者対策についてです。

農業後継者対策をどのように行っているかということで、これには国と市の対策がありまして、初めに、国の支援といたしましては、農業次世代人材投資資金があり、新規就農され

る方は、独立・自営就農時に45歳未満など、一定の条件を満たすと、農業経営を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円の交付が受けられます。そのほか、市の旭市独自の支援といたしましては、市外から転入して新規に農業を始めた方に農業用機械・施設の取得に係る経費及び農地の賃借に係る経費について、一定の支援をしております。

次に、（２）の兼業農家の育成も大切と思うがについてです。

兼業農家はこういったものを兼業しているかということを考えてみますと、稲作農家、機械作業でできることで、稲作を兼業されている方が多いと思われます。稲作につきましては、生産調整を進めまして、価格を安定させることで農業の所得の向上につなげたいと、そういうふうを考えておりまして、そのためには飼料米の作付、これに対しまして市独自でも補助を用意しまして推進していきまして、兼業農家の方の育成につながればと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、6項目めの（２）各支所の取り扱いについて申し上げます。

新庁舎の建設によりまして、現在各支所に分散されております農水産課、建設課、教育委員会等の組織が新庁舎に集約されることとなります。当該集約に伴いまして、市内にある三つの支所の建物に余剰スペースが生じるため、この三つについて具体的に申し上げますと、現在の状況ですが、海上支所の建物につきましては、ほかの機能の移転集約について検討を続けているところでございます。干潟支所の建物につきましては、干潟公民館の機能移転を来年度から行っていく予定でおります。飯岡支所の建物におきましては、旧耐震基準建物であり老朽化も著しく進行していることから、廃止・解体を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この防犯パトロールなんですが、報酬等はなく、これはボランティアでやっただいているのでしょうか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

防犯パトロールにつきましては、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定目的に則しまして、市民等の責務、これは第5条関係でございますが、市民等の責務という視点から、自主

性をもって犯罪の発生防止に取り組んでいただいております。そのため、パトロールにおきましては、無償で実施していただいております。

なお、パトロールの業務、防犯指導員151名おりますが、年間1人当たり2回ほどのパトロール業務となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひそのパトロールのコース、いろいろあろうかと思いますが、やはりどうしても中心部、中心部ということになろうかと思いますが、過疎地のほうが不安なんです、車の通りも少ないし。ぜひそういう方面でのご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたように、防犯指導員のパトロールにつきましては、旧市町といますか、旭、飯岡、海上、干潟の四つの地区に分けておりまして、そして児童・生徒の下校時間帯に学校周辺をというようなことで行ってきたところでございますが、木内議員は、その周辺の地域であっても危険といたしますか、そういったことだということでございますので、防犯指導者のほうにも、私ども事務局でございますので、お話をさせていただきたい。また、シルバー人材センターにつきましては、私どもからの委託でございますので、コース等も、私も先ほど言いましたように、シルバー人材のコースは旭市役所に置いてあるパトロール車を使っておりますから、旭から干潟、旭から海上、旭から飯岡というようなことで、3コースでありますけれども、なるべくその周辺のほうも見回るように、委託の中でお願いをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当然なんですよ。今言ったように、支所から出るわけですよ。ですから、支所の隣だとか支所の近辺は、行く時も見られるし、帰る時も見られるんですよ。一番隅っこはもうそこで終わりなんですから、そういった面での配慮をいただかないと、全然その密度が違うんです。言っている意味分かりますよね。うちのほうの一番はずれのほうなんかは、行って帰ってきたら、もうそこで終わりだから、途中は行く時も見られるし、帰る時も見られるということで、倍違うので、そういった面でお願いをしたいと思います。恐らく防犯カメラもそうだと思いますが、今の質問はこれで終わります。

防犯カメラのほうね、防犯カメラが111か所、あと四十何か所つくと言いましたが、その

学区ごとに、大ざっぱで結構です、小学校区15区ありますね。分かりますかね。だいたい旭の中央地区に何個だとか、これやると過疎地のほうがいかに少ないかと分かると思うんですが、ちょっと分かりますかね。通告してあると思うんですが。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、現在、今年度分の設置は済みしましたから、市内に防犯カメラは160台ございます。

ただ、やはり先ほど回答いたしました、道路だったり、駅前広場、駐輪場など、オープンエリアには15台でございます。恐らく木内議員、例えばこの市役所にも数台ありますよとか、二中にありますよとか、そういう施設内のことではないと思いますので、オープンエリアの15台について申し上げます。

オープンエリア15台で申し上げますと、まず中央小学区ですね。ここには旭駅だったり、金融機関だったり、商店等ありますので、中央小学区が11台でございます。それから旭の干潟小、干潟駅のほう、干潟小学校1台。あと嚶鳴小、海上ですね、1台。飯岡小1台。中和小1台。そういった意味で言いますと、旧町にはオープンスペースには各1台ずつしかないといったようなことでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、この防犯カメラ、今は近隣に比べて多いとおっしゃっていただきましたが、当初これご提案申し上げた時には、皆さんも聞いているでしょうが、防犯カメラの設置は駄目だったんですよ。皆さん方の答弁は。断る理由はプライバシーの侵害ということでおっしゃっていました。「隠し撮りはプライバシーの侵害けれども、防犯カメラ設置という抑止力があるんじゃないの」と言ったら、明智市長が予算つけてくれて、防犯カメラを設置していただいたんですよ。そうしたら、何と犯罪がね、刑法犯が54%減っているんですよ。12月にお答えになっているでしょう。刑法犯の認知件数が54%減っているんですよ、この旭市内。安心なまちに近づいているんですよ。

それで、中心部はもちろんですけれども、うちのほうの過疎地になると防犯カメラ1台もないんですが、犯罪は多いんですよ。窃盗犯だとか。うちの地区は、この間も3軒続けてやられちゃうし、あと作業場だとか合わせたりすると、10件以上ありますよ、ここ1年で。

それで、先日もパトカーを呼んでくれということで、パトカーを私、呼んだんです。110番はすぐ出ます。当然、県警の本部にいくんでしょうから、私の立っている位置もすぐ分かる、向こうで把握するんですね。大きい画面か何かあるんでしょうね。「そこの10メートル先ですねと」、そこまでぴったり分かるんです。ああ、さすがすごいなと思って、「すぐパトカーを向かわせます」と言うから、現場で待っていました。来るまでに50分かかっているんです。これは無理ないんですよ。警察の方に伺いましたら、「木内さん、パトカー何台動いていると思いますか、旭警察署で」「何台かな、五、六台」と言ったら、「いや、1台」と言うんですよ。警察官が足りなくて、パトカーの乗務員がいないので、警察官も事故が多くて足りなくて、1台しか動いていないそうなんです、旭警察署の管内、パトカーが。

だから凶悪犯罪とかだったらよそからいっぱい来るんでしょうけれども、実際パトカーを呼んでも、来るまでに50分くらいかかっちゃうんです。犯人はとうに逃げちゃいますね。ですから、そういうところに防犯カメラを設置していただけないかなということなんです。

先ほど四十何台で、これで終わりなんて言っていますから、今年度は終わりという意味、この防犯カメラの事業自体が終わっちゃうということですか。そうじゃないんでしょう。でしたらぜひ、うちのほうの東庄町と銚子市の境に1個ずつとか、そういうところにぜひ設置をしていただいて、刑法犯を未然に防いでいただきたいと、そういったお願いなんです。ご配慮願えませんか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

木内議員おっしゃっていただきましたように、昔はプライバシーの問題があって、なかなか路上等に設置することが厳しい状況がございました。ただ、旭市におきましては、もう市民にも認知といたしますか、そういったことなのかなと思ってきております。

先ほどの補足になりますが、先ほど例えば嚶鳴小学校区で1と言いましたけれども、その場所はJR飯岡駅前であると。あと飯岡小学校区で1台と言いましたが、それは飯岡津波避難タワー、あそこにいろいろ商店等ありますから、そこに今はあると。あと干潟も中央小と言いましたが、JAちばみどり干潟支店というんですかね、そこにあるよと。現実今はそのような状況でございます。

ただいま木内議員、市境といたしますか、そのような必要性は十分理解できます。警察と協議をしていきたいと思っております。ただ、やはりご理解をいただきたいと思いますのは、

従来オープンスペース、道路等の防犯灯につきましては、県の補助金といったものがありまして、それを活用しておりました。それにつきましては、警察署のそういった協議が整ったものということで、そもそも警察のほうはそういった密集地であるとか、そういった部分だというようなご指導であったかと思えますけれども、1台当たりそう大きな事業費じゃありませんけれども、同じ設置をするならば、やはりそういった補助金を活用してという中でありますので、警察とも十分、旭市の必要性といいますか、そこら辺を説明した中で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 本当にうちのほう、深刻なんですよ。うちが100軒もないところに車を割られたりとか、そんなのが5件。あといろんなのがもう10件以上あるんですね、この1年ぐらいのうちに。もう住民は不安でしょうがない。犬が鳴くとみんな表に出てきます、夜でもね。何かあったのかなと。隣でもやられているということだね。

それで、じゃ、防犯カメラを自分たちで設置しようかと、逆に。そういった場合に当然、今言ったように、県から補助金もらうぐらいだから、市からはそれ補助金を出せませんよね。ちょっと無理かな。駄目だと思います。

ですので、ぜひその防犯カメラのほうをうちのほうに設置していただきたいと。どのぐらい大変か、皆さん分からないでしょう、具体的に。過疎というのは。救急車を呼ぶと、救急の場合は、香取市から来るんですよ、うちのほうは。香取市のほうが近いんですよ、救急が。旭市から来るよりも。心臓がとまりそうだとか、そういう場合にはね、消防車はこちらから行きますが、救急車はもう香取市から来るんですよ。本当のまち境でね、困るところなんですよ。

ですから、いつかも言いました防犯カメラをつけるというと、見て分かるでしょう、うちのほうから東庄町、銚子カントリーまで家ないわけですから、あの区間は防犯灯設置しても区持ちなんです。たかだか90軒ぐらいしかない区がね、その防犯灯の維持費も全部持つわけです。この辺だとみんな各区が持つからいいんですけども、全然人の通らないところもうちのほうを持っているんです。そういった意味で、ちょっと中心の人は分からないと思います、過疎に住んでいる我々でないと分からないと思いますが、ぜひ頭に入れておいていただきたいと、このように思います。

2番目として、生活道路の点に移ります。

項目が多いもので、短目に言います。そうすると道路の幅員が4メートル未満の未舗装部分が160キロということ、これね、メーターに直すと16万メートルということになるのかな。そうでしょう。いや、何でこれ言うかという、1メートル舗装するのに4メートルの生活道路であると1万円だとおっしゃったので、16万メートル舗装するのに16億円でできるんですよ。

何が言いたいかというと、この次の質問にいりますが、まだJRのトンネル部分の工事おっしゃいませんけれども、何で言わないか分かりませんが、15億円でしょう、見ているのはJRのトンネル部分だけ15億円見ているんでしょう。これ予算で分かります。当初の予算はこのJR蛇園連絡道、15億円だったのが25億円にぼんと上がったんですよ。このトンネル部分、皆さん方が5億円で見っておったのが15億円ということになったから、これ10億円上がっているんですよ。だからトンネルをやめれば、この未舗装部分、旭市内の農道も含んでいるでしょうけれども、全部の道路が舗装できるんですよ。そういった意味で聞いているんです。

これはまだ先の部門だから、今の質問ではありませんがね。ですから、そういう舗装もしていただきたいと。一般の人が、「何で私たちが毎日毎日使う道路が一向に舗装できなくて、トンネルに15億円もかけるんだよ」と、こう言われちゃうんですよ。答えようがないです、我々は。

ですから、この16万メートルの道路もね、舗装やってくれば、こんな文句出ないんですよ。きのうの高橋議員の質問によると、20年も30年もかかっちゃうようなことなんですね。そうじゃなくて、こういった舗装、建設課の課長さんには、上から言われたのを粛々ただやるだけで、お答えできにくい点もあると思いますが、もしもあれだったら、市長か副市長にご答弁を願いますが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに4メートル未満の未整備地区は160キロ、16万メートルというお話です。4メートル未満、舗装しないということではございません。生活道路ですので、地域の実情を考慮した中で整備を進めていきたいと。幅員が4メートル以上あれば、先ほども議員が言いましたが、安全なまちということで、災害時にも緊急車両がすれ違いできるというような形がとれますので、そういったところも考慮しながら、整備のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これ4メートル未満なんていうのは、合併する前の旧町には全く関係のないことだったんですよ。旭市は都市計画を引いているから、中心から2メートルセットバックしなさい、家を建てる場合ね。自然に4メートル以上の道路できますよね。いいんですけれども、町はそんなのないんだから、2メートルでも3メートルでも家が建つんですよ。ですから、そんな道路幾らでもあるでしょう。飯岡、干潟、海上。合併してこの4メートル未満云々と言われちゃったから、非常に困っているんですよ。合併しなきゃ、今ごろ全部舗装になっていると。合併しないほうがよかったなという意見が出てくるのは当たり前なんです。

徐々にと言いますが、利便性とか等々言いますが、1件2件のところはそれが外れちゃうわけですから、いつまでたってもならないんですよ。深刻な問題なんです。毎回言うんです。その嫁さんが、お嫁さんに来て、子どもが小学校行くようになって、長靴で通学、車は雨降りの時に畑へ落っこちちゃう。もうこんなところにいたくないと、出ようよと言うんですよ。これ人口減ですよ。こういったような状況のところで仮に子どもが大きくなっても、そこへ住むと思いますか。もう子どもはいなくなっちゃうと思うんですよ。

ですから生活環境、今やらないと、これから20年後なんていったって、20年後は財政逼迫して、とてもやってももらえませんよ。今この時点でやってもらわないと。だから、困っているんだから、そんなものすぐにと前にもおっしゃったことあるんですよ。具体的に言いますよ。車椅子の人が表へ出られない、砂利道は。おばあちゃんは老人車を押せない。200メートルぐらいのところ道路舗装してくれないか。これ駄目なんですよ、いまだに。ここはやっぱり早急に解決をしていただきたいと、このように思います。

市長、副市長、課長にはこれ以上無理でしょうから、ぜひ安全・安心なまちづくり、これもう財政だって悪くない、東総の中核都市と言っていて、前回も申し上げました、岩井の東部なんかは、うちへ行くのに一旦銚子市へ行くんですよ。銚子市の農道は自分の前まで舗装になっているんです。ですから、海上を通り過ぎて銚子市まで行って、帰ってくるんですよ。自分の門のところまで。こんな状態笑えちゃいますよ、お願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 生活道路の舗装については、以前からいろんな要望がありました。平成30年度予算から、そういった部分で要望に応えるよう、予算を少し拡充したところであります。

この生活道路の舗装要綱とかいろいろな部分があると思いますので、そのところをもう少し精査しながら、旭市のバランスを考えながら、生活道路、以前の伊藤市長も言っていたと思いますけれども、門から出たところを長靴で隣の家へ行くような状況は解消したいと、そんなような思いでいるところでもありますので、今先ほど来話がありましたように、財政調整基金も結構あるというようなことの中で、生活道路の舗装については要綱を見直しながら検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうもありがとうございます。よろしく願いをいたします。

それでは、3の工事費ですが、工事費幾ら、ずばり言ってくださいよ、金額。工事費、トンネル部門幾らかかる予定ですよというのをおっしゃってくれば結構です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 前々の答弁の中で、約15億円という話はしております。それしか私のほうでは分かりません。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今15億円ね、それを聞いたかったんですよ。だからさっき言ったように、15億円あったら市内の16万メートルの舗装を全部できちゃうんだから、そちらへお金を使ったほうがいいんじゃないですかという意味なんです。

ですから、単に反対じゃないんですよ。できればいいに決まっていますよ。決まっていますけれども、そのお金をそこに使うのであれば、その生活道路に使っていただきたいということです。むげに反対しているわけじゃないんです。よろしくご理解をお願いいたします。

それで、今後の予定ですが、これはこの後、有田議員さんが、本当にやるのと具体的に質問出ますが、本当にやるんですか、これ。15億円かかるの。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） あくまでも金額については概算ということで、ご理解をお願いします。工事については粛々とやっていきますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これ一時はやめると思ったんですよ。だって現場見たら誰だって分かりますでしょう。今あるトンネルとその間にね、またもう一本、あれ80メートルぐらいしか距離ないですよ。80メートルぐらいのところにまた十何メートルのトンネル掘るんでしょう。これだから、何でそこにトンネルを掘らなきゃいけないんですか。それはちょっと道路を迂回すれば今までのトンネル使えるんだけど、そこがちょっとね、私、皆さんに説明できないので、説明してください。どういう意味でそれをやるのか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） これも前々の同じ回答になるかと思いますが、ご理解をお願いします。

確かにトンネル西側に1本あります。そのトンネルを利用すればという話は私も承知しております。しかしながら、そのトンネルを利用することは道路の構造上、好ましくないと。

その問題点の一つとしては、既存道路部への接続は、要は丁字路交差点となりまして、信号機が連続することから、アクセス、要は道路交通の軌道が劣ると。それとあと、うちのほうの道路そのものは、道路構造令という道路をつくる基準がございます。その道路構造令に基づいて工事をする関係で、既存のトンネルと、県道の拡幅や改修が不可欠という、要は県道のほうの工事も増えてきますよと。

そういういろいろな面で、単純にあるからつけろという形で道路はできるわけではございませんので、その辺のところはご理解をお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この件に関しては議長、質問じゃありませんからね。ちょっと聞いてくださいね。

ですから、昨日の高橋議員の質問で、広域農道へつながっていくとか、いろいろありましたが、本来これは、0207号線、前に議員が質問した時に0207の話はどこの路線と言ったら、下の道路と平気で答えましたが、0207線は上の見広のことなんですよ。

鹿嶋市へ行くのにはみんな鶴巻地区、蛇園の部落を通るので、迷惑だ、子どもに危ないということで、上の道路を計画したんですよ。鹿嶋市へ行くのにあくまでも上の道路へ行かなきゃできませんから。これがこのままだと、今でも夏目の堰のところは全部あそこへ行っちゃうんです、車が。東庄町の人から言われているんですよ。これ本当に困る、何とかしてほしいと。

鹿嶋市へ行く車は全部夏目の堰のところへ行くんです、あそこへ。1日何千台も。ですから、もとどおり0207線は上を通してやったほうが、皆さん方のきのうの答弁で、鹿嶋市に行くのに云々とか言いましたが、鹿嶋市へ行くのには本来の岩井の道を0207線が一番近くて早いし、迷惑もかけないです、お隣にもね。ここのところをご配慮していただければなど、このように思いますが、4回ですので、これ以上質問できませんので。

あとだから人口減対策ですが、人口を予測が今おっしゃっていただきましたが、実際はこれ以上にぐっと、結局長寿化だから、お年寄りが長生きをするから、これだけの減少率になっている。実際は、若い人の人口はちょっと分からないでしょう。分からなくても結構ですけども、分かりますか。分からなくてもいいです。

70歳、80歳、90歳というお年寄りがどんどん長生きしているから、人口減がこれで済んでいるんですよ。ですから、2025年問題というか、団塊の世代が一斉になった、それからは物すごい勢いで人口が減ります。これから小学校の卒業式、入学式ありますけれども、分かるでしょう。児童・生徒の数。私たちの時には100人新入生がいたのが、今10人とか、10分の1です。人口は10分の1に減るんですよ、間違いなく。子どもの数を見れば分かります。

ただ、ごまかされちゃうというか、分からないのが、お年寄りが長生きしているから人口減が少ないなど思っているだけであって、確実に子どもの数は減っているわけで、田舎ほど人口減の影響が大きいんです。

ですから、そういったことを考えて、ちょっとじゃ分かれば、労働人口とか、何か分かりますか。分からなければ結構ですけどもね。分かればちょっと教えてくださいよ。相当の差があると思います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 木内欽市議員、質問を続けてください。

○18番（木内欽市） 対策について、雇用の促進とか等々あると思いますが、雇用の促進といっても、工場が進出したくても来られないじゃないですか。工業団地ないんだから。どういった面の雇用の促進をお考えか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 雇用の場の確保という形でよろしいでしょうか。

先ほども質問ございまして、工業団地につきましては干潟、鎌数、両方とも分譲が終了し

ております。このようなことから、今私どものほうでは、製造業だけでなく観光施設、またサービス業の関係につきまして、県主催の要するに企業誘致セミナーというんですかね、東京都のほうに行きまして、千葉県の方へ進出する企業、また東京都にある本社の一部を移転するような企業がございますので、それらを誘致して確保に努めたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 前にもお尋ねした時に、工業団地はお金がかかるから市では無理だというね。たまたま新聞を見たら、横芝光町の町長が県知事のところへ直接行って、工業団地を持ってくるという約束を結んだと新聞に載っていました。

ですから、ぜひ、市長はもう3期目ですから、知事と直接もう行って、全然関係なくお話しできる立場だと思うんですよ。課長でもいいですがね。課長、副市長が行くより、やはり市のトップが、市長が行くほうが全然違うと思うんですよ。

そういった面で、市長、県とかお願いして、旭市にも工業団地を造ってくださいよとお願いをしていただきたいと、このように思うんです。旭市はもう工業団地は造れないんでしょう、今のままだと。ぜひ造ってほしいと思いますよね。今海外からどんどん引き上げてきて、日本で工場やるというのが幾らでも今あるでしょう。横芝光町あたりかな、外国のBMWか何かを持ってきて全部やる工場がまたできますけれども、工場が来たいと思っても、旭市に工業団地がないのではどうしようもないでしょう。そういった面でのトップセールスをやっていただけませんか、市長。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 毎年開発公社、あるいはまた知事のところにも新年度の挨拶とか、市町村との意見交換会とか、いろいろ知事とも話し合っているわけでありまして、県の土地開発公社へ行って、理事長にはその向き、旭市に工業団地がないからというような部分、要望はしているところでありまして、県内でもまだ工業団地は全部埋め尽くされていないというような部分もありまして、なかなか県も予算的な部分があるというようなことの中で、旭市に工業団地を増設するという確約はとれないわけでありまして、できるだけ今後とも工業団地、旭市にも企業を呼んでいただきたいということは要望していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 広大な土地もあるわけで、これから道路の面も悪くない。成田空港からも近い、そういったメリットもありますので、ぜひまた工業団地を県に造っていただけるように、そうすると工場が来れば固定資産だって入るわけですからね、雇用の確保のほかに。そういった面でも、大変これは大事な問題ですので、お願いしたいと思います。

同じく人口減ということで、5番目の農業問題ですが、これもそうなんです。我々が高校の時は、農家の長男はみんな地元の学校へ行って、跡を継ぎました。ですから、雇用の確保ができたんですよ。今は後継者が十何人でしょう。十何人しか就農しない。我々のころは100人以上やりましたからね。そういった面もあるんです。ですから、後継者対策。

それで2番目の兼業農家も大事だと思うんですよ。専業農家だけでは食べていけないし、ここに大きくやっている方もいらっしゃるんですが、昔は耕作面積が2ヘクタールあったら大きい農家でした。今は50ヘクタールと60ヘクタールですから、その何分の1か何十分の1で足りちゃうわけですよ、農家が。極端な話、この干潟耕地ね、1人100町歩ずつやったら、農家10人ぐらいで足りちゃうわけですよ。昔だったら何千人が食べられたのが。

そういった面で、大規模化は悪いわけじゃありません。いいんですが、兼業農家も育成をしていただかないと、例えば60歳になって、都会行っていて、定年になって帰ってきたと。こちらで幾らか農家をやりながらということであれば、これ帰ってこられるんですよ。そういった面でもあるので、兼業農家の育成もこれからは考えるべきだと、このように思います。大規模だけでなく、そちらのお考えをちょっと伺います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 兼業農家の育成というご質問でございます。

先ほど兼業農家の方、稲作をされている方が多いのかなということでお答えしたわけなんですけれども、ほかにどういったものがあるのか、今後考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 分かりました。あと2項目か。

それとあとは、庁舎の問題です。

この庁舎、先ほどからありましたが、先日も全員協議会で市原市役所の話が出ました。これはその時のパンフレットなんですがね。

市原市は人口が27万人、千葉県で6位かな。それで工業生産額は、あそこは出光だとかシ

エルだとか、ほかに東京電力の火力発電所等々あって、トヨタの企業城下町、愛知県豊田市に次いで第2位なんですよ、この市はね。全国2位。その市が建てる庁舎は旭市の庁舎より小さいんですよ。ですから、コンパクトに建てるべきだと、そういうことを言いたいんです。全国2位なんですよ、生産額、豊田市に次いで。その市原市、面積は千葉県一です。ゴルフ場の数は日本一です。その市原市でさえ旭市の庁舎より小さい庁舎なんです。ですから、きのう高木議員がおっしゃったように、コンパクトにやってもできるんじゃないですかね。そのところどうでしょうか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

ただいま市原市のお話ありがとうございました。人口27万人ということで、私手元の資料ですと、市原市の庁舎、今年度、平成29年度に8,592平米の庁舎を建てておりますが、ちょっとその新聞報道、私ありませんが、あくまで防災庁舎ということで、ちょっと私しっかり調べておりませんが、場合によっては第2庁舎とか、そういった意図なのかなという、ちょっとすみません。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） さすが総務課長、そうなんですよ。第2庁舎ですから。だから本庁舎は残してあるんですよ。本庁舎だってね、築四十何年で耐震補強して残して、それで第2庁舎ということで建てているんですよ、お金をかけないように。

ですから、うちのほうだってそういうやり方で、例えばここを残さなくたっていいですよ。それはいいんですけれども、今言ったように、海上支所とか全部あれ空き部屋になっちゃうでしょう、ほとんど。そういうところを有効に利用して、干潟支所だって使えますし。そういうところを使えば、こんな52億円もかけて建てなくてもいいんじゃないですか。

先ほどの、やれ維持管理費、LEDだとか、太陽光を使うとか、雨水がどうのとか言いましたが、LEDだって部屋数が多ければ替える時はそれでお金もかかるわけで、小さく建てちゃえば、そんなに大金かからないと思うんですが、そういったお考えは浮かびませんか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

今お話ありましたように、例えば海上支所、大変すばらしい施設でございます。干潟支所

も耐震は満たしておりますが、まさしく今までの議論の中で、本庁方式といいますか、全ての課を1か所に集めることが市民サービス、事務効率、そういったことに寄与するだろうと、そういった中で議論が進められてきたところでございます。

当然、干潟支所は平成30年度予算でも、もう公民館が駄目となると。ですから、公民館の機能を干潟支所のほうに移しますといったようなことで設計管理費、そういったものも予算組みしたところでございます。海上支所につきましても、今後いろんな部分で有効活用のおう図っていくというようなことを具体的に今後検討していくところでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 私は、ご存じのように、庁舎の位置は反対しました。理由があるんですね。将来このままいくとは限りませんよ。これ銚子市、東庄町と第2次合併だっていつあるか分からないんですよ。銚子市とか全部周りを見捨ててというわけにもいかないでしょう。国の方策できょう強引に合併を勧められた場合に、その時の新庁舎の位置等々ということが出ると思うんですよ、またその時に。ですから、前も言っていたでしょう、私、庁舎は市民が使いやすいように平屋にしたらどうだと。極端かも知りませんよ。批判があるかも知りませんが、カインズホームだとかね、そこあるように、みんな平屋でしょう。お金はかからないし、エレベーター必要ないし、ぱあっと行ったら全部誰がどこにいるか分かるんですよ。さすがに議場とか市長室は上でなきゃしょうがないでしょうけれども、一般の市民は平屋で十分だと、仲間とそういう議論をしていたんです。それがどんどん進んで豪華な庁舎になってきていますけれども、この52億円、後の維持管理が大変だと思いますけれどもね。このお考えは変わらないですかね。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 豪華というようなことで、これは先般もお答えしておりますが、先ほどの例えば市原市さんの例で言えば、平米単価は48万円かかっております。現在、旭市の52億円でいきますと、平米当たり41万円というようなことで、平米単価からはそういうことでございますので、決して豪華なものだということではございません。先ほど言いましたように住民サービス、または事務効率といったようなところで1か所に集めると。その必要面積が1万2,000平米ほどだということで、それについては従来も何度も検討、例えば平成29年度も4回の全員協議会を開いて、議員にもご説明してまいりました。市民会議でも意見を

もらい、パブコメ等でもいろいろとご意見をもらった中で、今の形が見えてきております。現実にもう基本設計に入っている段階でございます。なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 市原市の市役所の件出ました。市原市の市役所はね、この間も説明あったように、旭市は工事費を安いように耐震構造にしようと言ったでしょう。市原市は免振構造ですからね。そういった面でも単純に単価のあれというのは言えないと思いますよ。

最後の市長の政治姿勢についてですが、市長からいろいろ所信の表明いただきました。さっきとダブるかもしれませんが、やはり旭市のトップ、市長ですから、もう3期目なんですから、顔だって全部知れているし、どこだって直接話し合いできるんですよ。よく前言いました、1期目の町長とか市長だと、県に行っても部長は会ってくれないんだよと。課長程度で終わっちゃうなんて話は、冗談か本当か分かりませんが、聞いたことありました。それだけすごいんでしょうが。

市長はもう国の役人とでも、誰とでも直接会える立場なんですから、ぜひ市役所にばかりいる必要はないと思うんですよ。トップセールスをやっていただいて、新春の何かであれ来ましたよね。千葉県、双日でしたっけ、日商岩井の。双日でしたっけ、総合商社ね。双日は当然、総合商社だから、農業から宇宙部門まで幅広くやっている会社で、その人がたしか旭市のために役に立ちたいと言っていたんですよ。その時、私、市長にも申し上げたことがありますよね。市長行って、子会社の一つでも持ってきてくれるようにと。向こうはね、旭市のために恩返しをしたいと言っているんですよ。そういった意味で、そういったところのセールス等を市長、お願いできませんか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） トップセールスというようなことで、もっと頑張れという話だと思えますけれども、労働力不足の問題について、この前、農林水産省の局長クラスと話をしたところでありまして、労働力、農業についても、商工業についても、今本当に労働力が不足しているんだと。そんな中で、国として、外国人就労者、特区以外のことについて何とかいい方法がないもんかねというようなことを局長に言ったんですけれども、今国でもそういったことは検討しているというようなことで、せんだって農水産課長に農水省を伺わせました。その中で今、具体的に進めているところであるので、そういったこと、みんなの意見を聞きな

がらやっていこうというようなことを話があったようであります。

それと同時に、トップセールスといいたししょうか、双日の加瀬豊会長が来た時に、そういった話が確かにあったと思いますけれども、私も実際同郷でありますので、加瀬会長には言いました。旭市を活性化させるために、双日の関連会社でもいいから来てほしいなというようなことは言ったんですけれども、その後、会長いわく、交通とかいろんな部分で考えて、やはり大企業でありますので、旭市に持ってくるものとはというような部分でも、少し考えさせてくれというようなことで、それ以来、答えがなかったわけであります。今、会長はもう引退をしまして、双日には関係がないと思いますけれども、そういった部分で、これからも経済界に通じる人がおりましたら、ぜひ私のほうからも出向いてお願いをしたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは最後に、生涯活躍のまち構想についてですが、これ具体的にどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、生涯活躍のまち構想の具体的な内容ということで、旭中央病院を核として、医療と介護、さらには農業との連携ということで計画されております。

それで、具体的に申し上げますと、安心機能には医療・介護という面から中央病院との機能を相互に補完する施設、設備、地域包括ケアシステムの構築。また、予防、健康増進、交流を兼ね、スポーツジムやフィットネス等となっております。交流機能には生活支援や仕事づくりという面から、高齢者、子育て支援、商業施設、企業等の共同オフィス、暮らし機能

には居住としてサービスつき高齢者向け住宅や一般住宅、子育て世代向けの住宅等を考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、これ、この前、全員協議会で聞いた時に、企業に土地とかを買ってもらおうと言っていましたよね、市が買うんじゃないくて。そうした場合に、どうなんですか。これ地主さんと直接企業が土地の売買交渉とかやるんですか。どんな具合にやるんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 市のコンセプト、条件等を付して、それに用地の取得方法、導入期の事業計画等を入れまして、企業から提案をしていただく公募という形で予定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ちょっとよく分からないんですけども、これ見るとだからもうこの構想は平成26年ですか、一番最初に。平成27年に経済同友会が来て、あと三菱商事が来庁という形なんですけど、もう結構これあれですよ、千葉相銀だか、何かコンサル料、結構もう払っていますよね。今までトータル幾らぐらい払っているんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

しばらくお待ちください。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 平成26年度の予算で702万円ですね。それは700万円について地方創生先行型交付金をいただいております。これは実際は平成27年に繰り越しされて執行されております。続いて平成28年は、決算額で507万6,000円で、続きまして、平成29年は270万円と621万円ということで、2本ありました。それで、621万円については交付金に該当しまして、310万5,000円をいただいております。平成30年度の予算計上は885万6,000円を計上したところでございます。これはまた2分の1の地方創生推進交付金に該当ということで考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議席ナンバー7番、有田恵子でございます。

平昌オリンピックでは、2月18日、我が旭市の姉妹都市でございます茅野市出身の小平奈緒さんが、スピードスケートで女子で初めて金メダルを獲得されました。茅野市は歓声を上げました。当議会からも祝電を打ったということでございます。うらやましい限りでございます。

同じ時期、2月15日、旭市では旭市出身の若者が窃盗、_____強制わいせつで逮捕されました。この記事はメディアに周知されたことでございます。市中、旭市内驚かされたということでございます。けさの新聞でも追い打ちをかけていますように、再逮捕、報道されました。旭市の歴史にとってもこんな凶悪な犯罪はないと言われていることでございます。旭市のイメージダウンははかり知れないものでございます。

今回、このイメージダウンに鑑みて、以下、今から申し上げる質問をさせていただきます。お手元にもございますと思います。四つの大きな質問事項がございます。

一つ目、旭市安全で安心なまちづくり条例についてでございます。

凶悪犯罪を生んでしまった旭市としまして、一体この条例は機能しているのかどうかという観点で、旭市安全で安心なまちづくり条例とは何か、具体的内容、目的、お示してください。

二つ目、この条例に対する市長の取り組みについてでございます。

市長は防犯協会の会長でもあられます。千葉県警との連携においても詳しくお示しいたきたいと存じます。

続きまして、大きな項目二つ目でございます。重点施策マネジメントについてでございます。

これは非常に難しそうな単語が並べてありますので、私も初めてこれを知らされておりますので、議会で。分かりやすくご説明願いたいと思います。その中身としまして三つございます。

1番目、故郷創出プロジェクト、特に人々が集まり、集うまちづくり、そして人口増に対して市はどのような取り組みをされているか。また、どのようにしてこのプロジェクトを、

ほかの地域の人々に周知、目的を達成するために周知させているのですかと、お伺いいたします。

次に、皆様ご存じの「あさピー」を活用するということについての意味ですね。これは何でしょうか。「あさピー」は知っておられると思いますけれども、なぜ「あさピー」を活用しているのかというところ、お聞かせ願いたいと思います。

三つ目、定住促進事業についてでございます。

具体的にどのような方法で定住事業、他の地域の人に知らせているのか、知らしめているのかということでございます。

大きな質問事項の三つ目に入ります。今回のメインテーマとも言うべきことでございます。旭市のイメージアップ対策について。

イメージアップに対する市長の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。冒頭でも申し上げましたように、_____による犯罪が、この旭市の明るいイメージ、高潔な光と風のイメージ、奈落の底にたたき落としてしまいました。市長は市の顔でございます。イメージアップに対する市長の取り組みについて伺います。

○議長（島田和雄） 有田議員に申し上げます。

ただいまの発言は地方自治法第132条に規定する他人の私生活にわたる言論に当たるおそれがありますので、発言には注意してください。

○7番（有田恵子） 分かりました。罰則もしていただいて結構でございます。

大きな項目の四つ目、これが最後でございますが、一般質問におきましては、今や定番となっております三川蛇園線道路についてでございます。今回も3人目の質問となるかと思えます。若干かぶったような質問になるかとも思いますが、お聞きください。

道路をつくりトンネル工事14億円、あるいは15億円を含む25億円の税金を投入する事業でございます。詳しくは木内議員がおっしゃったようなことではございますが、そもそもこの事業は平成17年、平成の大合併、新市計画建設の時に立てられたものでございます。海上町207、208号道路、これは松ヶ谷、岩井、あのあたりでございます、その事業整備ということでした。いつの間にかそれがすり変わって、別の道路の整備に莫大な金額が注がれようとしているということでございます。

これが間違いとか間違いでなくて、そういうふうになってしまったという、私が議員になる前からの議会で通ってしまったという話でございますので。しかしながら、この問題に対して三つの質問を掲げましたので、まず読ませていただきます。

道路用地買収にかかった費用と地権者の数。

2番目、トンネル工事を本当に実施するのかという、こういう冗談めいたことを言っていますがけれども、私は冗談で言っているわけじゃないです。先ほど木内議員がおっしゃったような十五、六億円もあれば、何本舗装されるかという比較の問題でございます。誰が喜んでこれをトンネル掘ってくださいと言ったのかどうかというようなことをお聞きしたいと思います。

三つ目、何人の住民がこの道路建設を希望したのか。これ地権者の数50名は外してください。それ以外の方、何人いらっしゃいましたかということでございます。何人が喜んでこの道路を使うんですかということで、あと2回目の質問からはもっと詳しくお聞きしていきますので、よろしくお願いいたします。

1回目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の旭市安全で安心なまちづくり条例についてということと、市長の取り組みはということで、お答えをしたいと思います。

条例の制定目的に即して、防犯活動を効果的に実施し、まちづくりを推進するための防犯指導員等の設置であります。

また、関係行政機関等と連携して、防犯に関する知識の普及・啓発活動を推進するとともに、道路・公園、その他の公共施設の基盤整備をするに当たって、必要な措置を講じること、必要な環境を作ること、そういうことが市長の責務だと思っております。安全・安心な環境を作ことは市長の任務であると思っているところでありますので、よろしくお願いします。

3番目の旭市のイメージアップ対策について、市長の取り組みはということであります。

市のイメージアップを図るには、まずこの旭市を知ってもらうことが大切であると考えております。旭市はどんなところなのか、気候や産業、観光情報、食べ物などの情報に加えて、「住みたいまち、住みたいまち」と思えるまちづくりを目指して実施しているさまざまな事業についても、市の内外に発信する必要があります。その方法は広報あさひやホームページのほか、フェイスブックやインスタグラムといったSNSの活用など多岐にわたります。

また、道の駅「季楽里あさひ」での豊富な農畜水産物の販売や、都内などで開催されるイ

ベントへの出店、ふるさと応援寄附金への市特産品の贈呈などは、「食の郷あさひ」をPRするよい機会と捉えております。

旭市の魅力をしっかりと伝えることが市のイメージアップにもつながると思いますので、今後もさまざまな情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから大きな1番、旭市安全・安心なまちづくり条例についての（1）具体的な内容ということで、回答をさせていただきます。

この条例は市民の生活安全意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動を積極的に推進することにより、安全で安心なまちづくりを図ることを目的に、理念条例として平成20年に制定・施行されたものでございます。

条例の内容といたしましては、基本理念として、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられる良好な地域社会の形成の必要性を認識する、3条関係。市の責務として、必要な体制の整備、関係機関との緊密な連携、4条関係。市民等の責務として、安全環境の確保及び地域安全活動の推進、5条関係。事業者の責務として、事業活動における安全の確保と地域安全活動の推進等でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから、大きな2番目の三つの項目についてお答えいたします。

まず、最初は「故郷創出プロジェクト」の内容はということでございました。

これは急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な社会を実現するために策定した旭市総合戦略の四つの基本項目のうちの一つでございます。人の定着、還流、移住の流れをつくり、人々が集うまちづくりというのは議員さんがおっしゃったとおりでございます。

市民が旭市へ愛着を深めるとともに、本市の魅力を全国に向けて情報発信し、交流人口の拡大を図り、市内外の人が魅力を感じて移住・定住するような環境づくりを目的としております。

主な事業としては、先ほど申しました方向性に沿って、ホームページ等を活用した情報発信、旭市イメージアップキャラクターの活用、ふるさと応援寄附推進事業、定住促進奨励金

の交付、地域公共交通の利便性の向上、幽学の里での米づくり交流等いろいろありまして、補完するものとしましては、学童や乳幼児紙おむつなどの子育て支援の事業もございます。

続きまして、イメージアップキャラクター「あさピー」を活用する意味ということでございました。

イメージアップキャラクター「あさピー」は、市の内外の各種イベント等で本市のさまざまな魅力や特性を効果的に情報発信することを目的に、平成24年に誕生しました。そのデザインは旭市の主要な産業である農業、漁業、畜産業をイメージしております。その誕生以降、市内外の各種イベントに積極的に参加し、本市の産業や観光など、さまざまな情報の発信に活用してまいりました。

また、昨年の「ゆるキャラグランプリ」では全国ご当地部門で681体中43位で、千葉県内では3位となっております。市民だけでなく市外の方々にも徐々に認知されてきております。

それでは、3番目の人口減少、定住促進事業についてということで、人口減少対策ということで、本市で人口減少対策として、この定住促進事業をやっております。具体的には旭市に転入し定住を促進するための定住促進奨励金交付事業、後継者の結婚対策を促進する出会いの場創出事業、子育て環境の充実を推進するための出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ給付事業、子ども医療費助成事業、第3子以降保育料等の無料化、放課後児童クラブ運営事業などでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、4番目の三川蛇園線道路についてお答えいたします。

最初の（1）で、道路用地買収にかかった費用と地権者数という質問に対しましてお答えいたします。

飯岡海上連絡道路三川蛇園線の道路用地買収にかかった費用と地権者数でございますが、用地買収にご協力いただいた地権者数は46名で、用地買収費用は1億6,910万4,231円でございます。

次に、（2）のトンネル工事を本当に実施するのかというご質問です。お答えします。同じような質問で何回か回答しました。同じようになりますが、ひとつよろしく願います。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備事業につきましては、過去に何度も本会議等で回答したとおり、現在の計画ルートが最良であり、ルートの変更は考えておりません。既に大半の地権者の皆様に用地のご協力をいただいております、国道126号飯岡バイパスから県道銚子

旭線の約2キロの区間では、残る地権者は実質1名となっております。

そうしたことで、軌道横断部についても用地の支障は全くないことから、JRとの協議を進めていきまして、早期着工を目指していきます。

また、用地取得済みの箇所につきましても、積極的に工事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

3番目の、何人の住民がこの道路建設を希望したのかというご質問に対しましてお答えします。

具体的な希望者数は把握しておりませんが、過去の定例会等では幾度となく地元の強い要望として、早期完成が求められていること等、回答しているところです。直近では平成28年度と平成29年度に地元地区の蛇園地区から、早期完成の要望をいただいておりますので、市としても早期完成を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 2回目の質問になりますが、昨日の一般質問の中での発言の確認になるかとは思いますが、市長はこの議場において、公人として発言された中で、孫とご自分は世代が一つ離れて、これ市長のおっしゃったことですよ。孫とご自分は世代が一つ離れていて、しかも一緒に住んではいない。さらに孫は成人に達している、この三つをおっしゃった。したがって、このたびの事件においてはご自分には責任が及ばない。だからやめないで市政にとどまり、市政に邁進することが市のためになるときっぱりおっしゃいました。これはおっしゃったことを確認させていただいております。

そこでちょっと質問しますね。世代が一つ離れると、孫というのは家族ではないんですか。市長、お願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今のご質問はプライベートに関することでありますので、お答えは差し控えたいと思います。きのう言ったことはそのとおりであります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 私は別に強要しておりません。質問に対して答えていただいた、それで結構でございますから。

二つ目の質問、ではちょっとこれも個人的になりますかね。なってもいいですわ。孫は赤

の他人ですか、それでは。責任がないというふうに、責任が及ばないとおっしゃったわけですから、孫は赤の他人になりますか。これもご自分の言葉で答えてください。

○議長（島田和雄） その前に有田議員、ただいまの有田議員の発言は、通告とは違う内容の質問ですので、通告に沿って質問することをお願いします。旭市安全で安心なまちづくり条例についてということの中で、今具体的内容についてということでの質問項目でありますので、それに沿っての質問ということをお願いします。

○7番（有田恵子） 先ほどの課長の説明の中で、安心で安全なまち、目的というのは防犯なんですよ、防犯。防犯って分かりますか。犯罪防止です。今回こういう事件ということは、旭市民の中から出たということは、これ防犯は失敗していると思いますよ。この責任はどう感じておられますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

質問の趣旨はよく分かりませんが、先ほど私申し上げましたように、この条例は基本理念として、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられる良好な地域社会の形成の必要性を認識するといったようなことで、市の責務であったり、市民等の責務、事業者の責務というようなことをございまして、何か市民のほうからそんな犯罪者が出たことをどう思いますかと、どうもちょっと質問がよく分かりません。先ほどの答弁の繰り返しです。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 市民の中の一人が電話で今回のこの事件について聞いたりしていた時に、副市長が代わりに電話に出られたそうなんですけれども、副市長も今の明智市長の見解と同じでございしますか。副市長の見解もお聞きしたいなと思ひまして、今回の事件について。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今私が電話に出たというお話がございましたけれども、この件で電話を受けたことはございません。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 暫時休憩します。3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 安心・安全なまちづくり条例についてお聞きいたします。

この条例の今の取り組みで大丈夫だと思いいなっておられますか。ではなくて、さらに何か頑張らなくちゃいけないとかというような思いがございませうでしょうか、お聞きします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

この条例、先ほど申し上げましたように、平成20年に制定をされておりますが、平成20年当時の刑法犯罪の認知件数は1,078件でございました。本年度、まだ3月末迎えておりませんが、平成29年度の数値、暫定値であります、476件でございまして、9年連続で減少しております、平成20年と比べますと602件、55.8%の減少となっております。

ただいまこの条例で大丈夫かということでございますが、引き続きしっかりとそういった市であったり、市民であったり、事業者等の連携を図る中で、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 2番の定住とか、そういった他府県からの移住とか考えた場合に、やはり安全・安心なまちでないとか来ようという気にはならないというようなことでございますので、ここの安全に対する、防犯ですね、特に。ここはさらなる皆様の努力をやっていただきたいと。市民に対してだけ、市民に防災でよく市民のご協力お願いしますとかいうのが聞こえてきたりするんですけども、この2番のところの市長の取り組み、市長がやっぱりトップに立って、ここのところ、防犯やっていただかないと、これは皆さん、市民もこの執行部においてもなされないということが言えるかと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でこの1番、ここは終了したいと思ひます。

○議長（島田和雄） それでは、次の２番目の（１）から再質問をお願いします。

○７番（有田恵子） 重点施策マネジメント、ＫＰＩとかという難しい言葉を使われて、戸惑ったわけですが、私がこの三つのこと、いっぱいございますから、代表的なことだけをちょっと挙げさせていただいたんですけれども、これ全部具体的に促進するというのは、具体的にですよ、方法論的に。一番効果的なものは一体何なんでしょうか。言っている意味分かりますか。これもやります、あれもやりますで、一体どうやって、これ他府県の人に対してのメッセージかと思うんですよ。中でいろんなことやっても仕方ない。人口増やさないといけないとかいうような話ですので、具体的に一番効果的なものは何なのか、方法論として挙げていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、お答えします。

この総合戦略は四つの基本目標から成り立ちまして、各事業があるわけですが、これは全て補完し合つての話で効果が出るというふうに考えておりますので、特別これ一つが一番重要だよということではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○７番（有田恵子） 例えばふるさと納税とか、商品なんか見た時に、どうやって寄附したいなと思いますか。つまりどうやって情報を得ますか、皆さん。私なんかはネットなんですよ。もう何か半日ぐらいネット見ているような、そういうことになっているんですけれども、ネットの発信というの、この市がですよ。結構予算かけてやっているみたいなんですけれども、あまり技術的に高いなという感じは全然しないんですよ。

このネット発信のところの担当者というか、責任者はどこになるんですか。企画課。それって課長さんやっているわけじゃないですよ。誰が、そういうような得意の、技術的に得意というか、感性のいい人とかという配置されていますか。何かこうホームページ見ても力がない感じがしましてね。発信方法のその辺どういうふうにされていますか。力、入れていますか、ネット。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 一応市の情報管理班というものが企画政策課の中にございます。

そこの職員はそういうパソコンであり、そういう内部の情報系のシステム等に詳しい職員が配置されておるところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 他府県のこと聞いていたら、すごい何億円というお金入って、あれが欲しい、これが欲しい、見るからにおいしそうだから注文したとかいうような話がいっぱい聞こえてくるんですけども、非常に旭市は少ないですね、収入が、そういった意味で。

このネットって怖いですよ。今回のまたちょっと触れますけれども、事件とかいろんなこと、みんなネットで広がっちゃうんですよ。分かりますか。だからこの怖さを知ってもらいたいです。いいイメージ、イメージアップ作りましょうよ。でないと、全てここに来るんですよ。幾ら重点施策マネジメント一生懸命やって、旭市役所の若い人たちがよく頑張っていますよ。だけれども、上で失敗したりイメージダウンしたりするようなことがあった場合、ここが全部アウトになっちゃうんですよ。なぜならネットの怖さ、すごいですよ、拡散しますからね。そういう意味で、市長トップですから、頑張っていていただくしかないということなんですけれども、やはりトップがそういうことをきちっと、いいイメージを持っていただくということにやっぱり邁進していただくということかと思います。

「あさピー」というゆるキャラ、これはイメージアップキャラクターというんですね、別名。そのために旭市があるわけで、ネットをもっと重要視してですよ、イメージを上げていただきたいということを言いたいばかりに、このところ挙げさせていただきました。

以上、2番はこれで終了いたします。

○議長（島田和雄） 続けてください、有田議員。有田議員、続けて質問してください。

○7番（有田恵子） それでお答え、誰でもいいですから。私が申し上げたことに対して答弁、どなたでもいいです。

○議長（島田和雄） それでは、有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） じゃ、すみません、私のほうから情報発信が非常に大切だよということで、ホームページ等の力を入れてというようなことでございましたけれども、先ほど言いましたけれども、ホームページだけじゃなくて、イメージアップキャラクターの「あさピー」も使いながら、いろいろなイベント等へ出ながら市の情報等を配って、市外の方にも数多く手渡しをしているような状況でもございますので、そういうことでよろしくお願

たいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 旭市のイメージアップ対策、これもう一つだけお聞きしたいんですけども、具体的にイメージアップに対する市長の取り組み、具体的にどういうふうになにか考えておられますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市はいろんな面で潜在能力といいましょうか、ポテンシャルが高いところであります。一つ一つよくPRに資する部分を用意しまして、全国に発信していきたい。その一つはやはり道の駅ではないかなと。イメージアップとして、その食の郷、医療・福祉の郷、交流の郷、そういったような部分で道の駅を活用しながら、もっともっと旭市をPR、発信していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 少なくともイメージダウンというようなことにはならないようお願いしたいと、こういうことでございます。

○議長（島田和雄） 質問してください。

○7番（有田恵子） 最後、四つ目、三川蛇園道路についてでございますが、費用対効果の話、きのうも議員から出ていましたが、平成17年、新市計画においた時に、207、208号海上町道のところの予算を引っ張ってくる時に、国からの予算ですね。合併特例債というようなことで25億円ぐらい確保したわけですけども、この最初の時の、整備課長、費用対効果、これは出さないと予算申請できなかったはずで。費用対効果ってご存じのように、この計算方法というのはあるわけですが、それは得意の分野でいらっしゃると思いますけれども、当初の費用対効果、数値、幾らでしたか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 私の記憶では、平成19年度に費用対効果のほうを算出したと思います。たしか1.68というふうに記憶しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 平成19年で、何で1.68なんですか。平成17年の新市計画の中で、私は県庁まで行ったんですよ。全部調べてきたんですよ。その時に出不さないとけないんですよ。そんな平成19年で1.68っておかしいですよ。もっと前に出ておかないと駄目です。ひょっとしたら1切っていたんじゃないですか。だから言えないんじゃないですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 新市建設計画を作る時に少しかかわっておりましたけれども、新市建設計画はそれぞれの合併特例事業に資するものということで、各市町が持ち寄って1冊にまとめた新しい市をこのようにつくっていきましょうという計画だったと思います。その中では項目出しはしておりますけれども、個々の事業について今の費用対効果ということを算出していることはなかったと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） この費用対効果というのをよく聞く言葉なんですけれども、公共事業というのは、もうこれは釈迦に説法かなと思いますけれども、公共事業というのは費用対効果から始まるんですよ。こういう25億円もかけるのであれば、もう費用対効果、数値で言うと2.5とか3.0とか、そういうような数字になるはず。でないとやっちゃいけないと。こういう出せなかった、平成17年に出せなかった。そんな出せなかったから、そういうのって、そんな仕事しているんですか、本当に。ちょっとよく分からないです。私は理解ができないんですけれども。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 出せなかったではなくて、出す必要がなかったんですね。例えば総合計画を作る時にいろんな事業載っています。その一つ一つ全て費用対効果出さないで、こういう事業やりますと載せますよね。新市建設計画というのは、将来的にこのような形でまちづくりをしましょうということで、それぞれ主要な項目を載せていったもので、その一本一本を全て費用対効果を出して、その新市建設計画に載せたわけではないということです。

ですから、その中で載っている事業を、例えばですね、今道路の話になっていきますけれども、その道路事業を進めますということになった時に、初めて国の、例えば今で言えば社会資本整備総合交付金ですけれども、その交付金に該当するために、申請する時に費用対効果は幾らですよという形で出して申請したということで、それを言ったのが、今平成19年の時

の1.68ということだったと思います。ですから、平成17年の段階で、それは出ていないはず
ですということです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） これ国の予算からとかいうことですがけれども、この国の予算だろうと市の
予算であろうと、何でもいいんですけれども、費用対効果必ず計算しないと。

○議長（島田和雄） 有田議員、4回目の質問終わりましたので、次の（2）のほうに移って
ください。続けてください。

○7番（有田恵子） トンネル工事本当に実施するのかという、もう本当にこれは私思います
よ。こんなのいらないです。もっと先ほども木内議員がおっしゃったような、困っている道
路がいっぱいあってですよ。もう本当にあれ火事になったらどうするのかいうのは、三川の
あたりなんかめっちゃくちゃですよ、はっきり言って。そういうのを見ていて、どうでもい
いような、本当にどうでもいいと思いますよ、あんなトンネル。そんなお金あったら回して
ほしいわというようなことですよ。ちょっと何かこう素人っぽい物の言い方しますけれども、
今さらそれはちょっと決まったことだからできないとかいうよりも、もうこんなのやめてし
まって、いるところに回していただくというようなことはできないんですか。これできない
ですか、そこをちょっと聞きたいです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 生活道路は生活道路でうちのほうも現場の状況を見ながら、利便性
等を考慮しながら、整備のほうは進めていきたいと思います。

それとあとトンネル工事なんですけれども、先ほどもお答えしましたが、あと地権者もう
一人というところで、もう少しで完成するというふうに私のほうは思っていますので、ひと
つよろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今平成30年、平成42年に4,000台の車を通すんだとか言って、これ人口
減少しているし、別にあの道路なくなっても、見広から上に茨城行く道ありますよ。私しょっ
ちゅう通っているんですけれども、もう混雑していることなんか絶対ないですよ、今でも。
今でもですよ。将来もつとなくなりますよ。それを修正もせずに、一旦決まったことだから
とか言うけれども、じゃぶじゃぶのお金があるんだったらいいですよ、この市。あるんです

か、だいたい。ないでしょう。あつたら交付金なんかいらないですよ、横浜市みたいに。

だから自主財源というのが、依存財源とかあるわけで、やはり自主財源がそんなにあるわけでないところで、もうちょっと節約するという、もうちょっと効率よく使うというようなことできないものですかね。素人考えなんですけれども、そういう考えでできないですかね。ちょっとこれ、総務課長とか副市長あたりでお聞きしたいんですけれども。軌道修正です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私、財源という意味も含めまして、ちょっとお答えをしたいと思います。この道路の事業についてでございます。

金額については大きな事業費が必要になるものでございますけれども、財源の面から見てまいりますと、国の交付金、あるいはその残り部分につきまして合併特例債、合併特例債はさらに後ほど地方交付税で70%が算入されるものでございますので、市民の税金をどれだけ使うかということになりますと、かなり金額のほうは少なくなってまいります。事業のほうは進めているところでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 基本的なことを申し上げますね。市民の税金そんなに使わないで国から引っ張ってくるからいいとかという問題じゃないですよ。何かいつもそこに来るんですけれども、私もう本当に自分がすごい税金払っていますからね。先取られちゃっているわけで、それは戻ってくるということなんですけれども、あれですよ、税金という考え方、もう人のものなんて思わないでくださいよ、もう。国からの交付金、これもらって、いっぱいもらんだと。国が倒れるかどうか分からないような時期に来ていてですよ。あまりこういう、感覚的な問題ですよ。税金ただで入ってくるんだなんて、間違っても思わないでください。この執行部の方だけでも、本当に、お願いしますよ。もう感覚というのが、何ていうか、足らずは交付金でもらっているわけで、こういうのは生活保護と一緒になんですよ。考え方としてね。足らずをもらっている。そういうことですよ。もうちょっと締めてね。

これちょっと関係ない話になりますけれども、私の中にはないんですけれども、市庁舎建設でも。あんまりぜいたくなことを考えないでくださいよ。もう一人の議員の飯岡幼稚園の床面積はどうやらこうやらとかいうね、あれもそうですよ。何であんな大きな、誰でも思いますよ。というような感覚を我々持っているわけですよ。あんまりね、ぜいたく三昧にやら

ないでください。お願いします。

以上です。これで終わります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

なお、有田恵子議員の発言の中で、一部不穏当と思われる発言がありましたので、後刻録音データを調査の上、必要な措置を講ずることにいたします。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は16日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時38分

平成30年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成30年3月16日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 議案の補足説明
 - 追加日程第4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（20名）

1 番 片 桐 文 夫
3 番 遠 藤 保 明
5 番 高 橋 秀 典
7 番 有 田 恵 子
9 番 高 木 寛

2 番 平 山 清 海
4 番 林 晴 道
6 番 米 本 弥一郎
8 番 宮 内 保
10番 飯 嶋 正 利

11番 宮澤芳雄
13番 島田和雄
15番 伊藤房代
17番 景山岩三郎
19番 佐久間茂樹

12番 伊藤保
14番 平野忠作
16番 向後悦世
18番 木内欽市
20番 高橋利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直
教育長 諸持耕太郎
行政改革推進課長 小倉直志
企画政策課長 阿曾博通
税務課長 渡邊満
環境課長 井上保巳
健康管理課長 木内喜久子
子育て支援課長 小橋静枝
商工観光課長 向後嘉弘
建設課長 加瀬喜弘
下水道課長 高野和彦
消防長 加瀬寿勝
庶務課長 栗田茂
生涯学習課長 高安一範
監査委員局長 高木昭治

副市長 加瀬正彦
秘書広報課長 伊藤義隆
総務課長 飯島茂
財政課長 伊藤憲治
市民生活課長 大木廣巳
保険年金課長 遠藤茂樹
社会福祉課長 角田和夫
高齢者福祉課長 浪川恭房
農水産課長 宮負賢治
都市整備課長 鵜之沢隆
会計管理者 島田知子
水道課長 加瀬宏之
学校教育課長 佐瀬史恵
体育振興課長 加瀬英志
農業委員会事務局長 相澤薫

事務局職員出席者

事務局長 大矢淳

事務局次長 花澤義広

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（島田和雄） 議案第1号から議案第31号までの31議案及び平成29年受理の陳情第1号、陳情第2号、平成30年受理の陳情第1号、陳情第2号の陳情4件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（島田和雄） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決につい

て、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、市道路線の認定及び変更についての9議案であります。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、こだわり旭ブランド創出支援事業100万円の具体的な内容はとの質疑では、この事業は、ブランド化を推進するため商品開発を行う団体に対する補助金で、最大50万円とし、これを2件分見込んでいるとの答弁がありました。

次に、2点目として、田園環境保全事業と農地・水保全管理事業の具体的な事業内容についてはとの質疑では、田園環境保全事業については、休耕田に景観形成作物等を植栽し、荒地ができないように農村環境を保全する取り組みを支援している。

農地・水保全管理事業については、一定の地域で不耕作地が発生しないように、農地の状態と併せて農道や水路の草刈りを個々ではなく、地域全体で行い維持管理していく取り組みで、国・県の補助事業対象になっているとの答弁がありました。

最後に3点目として、保安林植栽事業について、事業の実施場所、具体的な内容はとの質疑では、保安林植栽事業については、今年の中谷里浜の保安林を予定している。現地には、8メートル画で竹の柵を12個設ける予定で、一つの区画の中に、約1メートル間隔で松とトベラとマサキ49本を混ぜて植える計画となっている。事業面積は768平米の見込みで、240万円ほどになるため、平米当たりの単価は3,100円くらいになるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、9議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年3月16日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（島田和雄） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告を申し上げます。

去る 3 月 5 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 3 号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第 4 号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第 5 号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について、議案第19号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、議案第29号、指定管理者の指定について、議案第30号、指定管理者の指定についての17議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 3 月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第 1 号の主な質疑 3 点について申し上げます。

1 点目として、後期高齢者短期人間ドック助成事業の具体的な内容はとの質疑では、後期高齢者の人間ドックの費用の70%を助成するもので、上限は 3 万円となっている。指定医療施設は、旭中央病院、飯倉医院、島田総合病院、匝瑳市民病院となっているとの答弁がありました。

2 点目として、住宅確保給付金の具体的な内容はとの質疑では、この給付金は、生活が困窮されている方を対象としており、離職後 2 年以内の65歳未満の者で、住まいを喪失するか、喪失のおそれがある生活困窮者に対し、就職の支援とともに、3 か月間の家賃を助成するものとの答弁がありました。

3 点目として、小学校教諭補助員配置事業の具体的な配置状況についてとの質疑では、平成30年の予定配置状況は、小学校15校に教諭補助員を17名、外国語活動補助員を3名配置して、学級全体の基礎学力向上と国際理解のための英語教育の充実を図っていくものとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

平成30年3月16日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（島田和雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1 点目として、職員福利厚生事業助成金について、50万円の減となっているが、実際はその分他の科目に組み替えている理由はとの質疑では、市として市民まつりである七夕を盛り上げようと取り組んでいるものであり、職員の福利厚生で行っているものではないため、福

利厚生費の削減見直しをする中で、現科目に今回組み替えをしたもののとの答弁がありました。

2点目として、バス路線維持対策事業での各自治体の負担額はとの質疑では、府馬線については、旭市と香取市の2市で不足分の2分の1になるように、走行距離で案分している。平成30年度の見込みでは、府馬線の負担額については、旭市が469万7,981円で、香取市が430万3,541円となっている。旭銚子線の負担額については、旭市が150万3,823円で、銚子市が193万7,212円となっているとの答弁がありました。

次に、議案第17号の主な質疑について申し上げます。

今回の条例改正で、各課税区分の課税限度額が上がることで、増税となる方への対応はとの質疑では、課税限度額が上がることで、税額が上がる方に対して、改めて個々に通知は行われないが、広報等で周知する予定との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年3月16日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（島田和雄） 総務常任委員長の報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飯嶋正利議員。

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 答弁の訂正がございます。

先ほど、第1号議案を賛成多数と申し上げましたが、1号議案は全員賛成、第23号議案が賛成多数ということに訂正させていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告がありますので、発言の許可をいたします。

高木寛議員、ご登壇願います。

（９番 高木 寛 登壇）

○９番（高木 寛） 議席番号９番、日本共産党、高木寛です。私は、議案第１号について反対の立場で討論を申し上げます。

地方自治体の主要な役割は、住民の生活と健康を守り、市民に寄り添った市政の予算であることです。国や県の言いなりになって、住民サービス、住民生活に犠牲を強いる予算であってはならないものです。

具体的に新庁舎建設事業では、建設場所になっている文化の杜公園には、まだ多くの市民がもう一度考え直してほしいと要望しています。ですから、違う場所を選択すべきです。また、建築資材が高騰しているこの時期の建設ではなく、先延ばしすべきものであり、また旭市の人口予測も減少する状況ですので、庁舎建設もコンパクト化すべきだとして反対いたします。

もう一点、東総地区広域市町村圏事務組合で計画されている何でも焼却する溶融炉建設は、建設費も高く、維持費も高額になります。３市共同での大型焼却炉建設ではなく、旭市単独でのごみの量に見合った焼却炉にすべきです。旭市では、３Ｒ宣言をして資源ごみを分別し、ごみを減らす運動を呼びかけています。この運動とも矛盾するものではないでしょうか。また、この３Ｒ運動が推進されることを市民は期待しています。

以上を申し上げて、議案第１号の反対討論といたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員、ご登壇願います。

（８番 宮内 保 登壇）

○８番（宮内 保） 私は、議案第１号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について、賛成

の立場から討論を行います。

提案された平成30年度当初予算は、市長が本定例会冒頭の施政方針の中で表明されておりましたとおり、4年目を迎える旭市総合戦略のもと、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、地域産業の振興、子育て支援対策、人口減少対策、さらには安全・安心なまちづくりなどに係る諸施策について、積極的でバランスのとれた予算編成がなされており、その成果が十分期待できるものであります。

その中において、まず地域産業の振興では、市の基幹産業である農業振興について、県下トップレベルの産地として、さらなる強化、拡大につながる施策が予算計上されており、商工業並びに観光の振興対策事業と併せ、地域産業の活性化に大きく寄与していくものと思われます。

次に、子育て支援策では、平成30年度から子ども医療費の無料化の対象を、現在の中学3年生から高校3年生までに拡大されるなど、これまで継続して実施している各種子育て支援事業と併せて、改めて旭市の子育て環境のよさが理解されていくことでしょう。

次に、人口減少対策では、人口増加と定住の促進を図るための定住促進奨励金交付事業について、平成30年度から支給要件の見直しにより、若者や子育て世代にとって、より魅力のある事業として拡充されています。

また、長寿祝金については、今後も続けていくためにも、社会情勢や近隣の市の状況を踏まえ、見直しを行っていくことが大事と考えます。市民からの要望の多い地域に密着した生活道路や排水道路の整備に対しては、今年度も予算額が拡充されるなど、市民の安全と快適な道路環境づくりに積極的に取り組まれております。

東総地区広域市町村圏事務組合で計画している広域ごみ処理施設の建設に当たっては、今後、ごみ処理能力の向上や効率化を進めるために、財源として交付金や震災復興特別交付税などの補助金約230億円も利用でき、各種の負担が少ない今こそ、一日でも早い事業推進が望まれるところであります。

次に、安全・安心なまちづくりでは、震災復興関連事業として、震災復興・津波避難道路整備事業をはじめとした、被災地域の復興や被災者へのきめ細かな支援の予算が計上されており、災害に強い安全・安心なまちづくりへの市長の強い思いが感じられるものであります。

さらに、新庁舎の建設については、平成30年度において実施設計に関する経費が計上されるなど、事業の大きな前進が期待されるところであります。昭和39年に建設された現庁舎は、老朽化も激しく、耐震性もなく、市民や職員に危険と不安のある現庁舎であります。早急に

新庁舎の建設が望まれるところであります。

また、日本経済は依然として厳しい状況が続いていますが、今後、明智市長を初め執行部の皆様におかれましては、6万6,000人の市民の負託に応えるべく、日々の職務にご尽力いただき、なお一層の堅実な行財政運営に努められ、旭市の将来にわたる持続的な発展を目指されるよう要望しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

福利厚生事業補助金については、県では十数年前に廃止しています。そして、銚子市を初め県内の各市町村でも半数以上が廃止しています。さらに、その他の市町村も削減している状況です。しかし、本市の今年度の職員福利厚生事業補助金181万円は、昨年度と比較して50万円の減額となりました。しかし削減したと想着いたら、その50万円をほかに組み替え、内容については、七夕まつりに参加するための職員の浴衣のクリーニング代、踊りの師匠への謝礼など、市政運営とは全く関係のない予算となっています。

さらに、実質は福利厚生費約80万円を負担金として支出するなど、二重、三重の支出を行うなど、予算を精査したら問題のある予算、たくさんあると思います。また、ないと言っても疑われてもやむを得ないと思います。

そして、職員駐車場の賃借料についても、自治法などによる法的根拠がなく、公費で支出するなど非常に問題があると思います。また、この職員駐車場の賃借料について、公費での支出に対して、議会での一般質問に対して福利厚生事業の一環との答弁がありましたが、福利厚生事業に支出できる法的根拠ありません。職員関係の予算については、削減することなく名目を変え、自分たちの権益を守る予算編成となっています。

そのような予算編成をしながら、長年、市のため国のために今の日本の礎を築き、ご努力された高齢者の方々が楽しみにしていた長寿祝金の減額を行うなど、高齢者福祉を推進する旭市にとっては、福祉切り捨てを行う全国でも珍しい市であります。削減額もわずか100万円程度であり、福利厚生費や職員駐車場の賃借料を公費で支出するなど、職員の権益を守ることを考え、市民のための福祉政策を切り捨てる予算編成には、誠に遺憾、残念であります。

行政の目的は、住民福祉の向上を目指すことですが、全く逆行している予算編成となって

います。また、住民要望の非常に高い生活道路、排水道路に対しては、全く市民の要望に
応えていません。道路の資産は約240億円程度で、税法上の減価償却は48年となっています。
今年度の予算で約2億円が計上されています。今でも要望に応えるには、17年と長期の年月
がかかると言われていますが、今年度の予算でいきますと17年どころではなく、120年と1
世紀以上の時間を費やします。

さらに担当課では、要望のあった道路補修の概算額を把握していない状況です。また、財
政担当課においても、多くの要望が上がっていることを知りながら、全く概算の事業費を把
握していない状況であります。このような状況で、何を根拠に予算計上したのか、私には全
く理解できません。

税法の償却年数で事業を行うとなれば、概算でも毎年、最低5億円程度の道路維持補修を
行わなければ間に合いません。加えて、近年車の交通量の増加、車両の大型化などにより、
道路の傷みが激しくなっています。

そのような中で、住民要望に応えることなく、毎年多額の余剰金を残しています。市民に
は、剰余金がたくさん出て財政調整基金も毎年増え、市は財政上問題がないと言っています。
市民の要望に応えず、剰余金が出て財政調整基金が増える、これは至極当然の当たり前のこ
とであります。市が市民のために仕事をするから税金を払っているのです。そのことを十分
認識した上で、市民あつての市であることを理解し、市民目線で行政運営に努めていただき
たいと考えていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（島田和雄） 以上で、議案第1号について通告による討論は終わりました。

議案第2号について、討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。私は、議案第3号についての
反対討論を申し上げます。

議案第3号では、国保税の収納率を上げるために、国保税の滞納者に対しての行き過ぎた
差し押さえや正規の保険証の発行ではなく、資格証明書、短期保険証では、具合が悪くても

病院で受診できず、治療が手おくれになって命まで落とす悲惨なケースが全国で起きています。この旭市では、決して起こらないと心配しています。このことをもって、この国保税の点では反対いたします。

以上を申し上げて反対討論といたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員、ご登壇願います。

（５番 高橋秀典 登壇）

○５番（高橋秀典） 議席番号５番、高橋秀典であります。議案第３号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険税の徴収につきましては、差し押さえ等を行う前には、必ず相手方の財産の確認、また財産がある方に対しては、法律に基づいて適切な手続きに沿って差し押さえを行っているとのことであります。また、見るべき財産のない方に対しては、差し押さえせずにその方の経済状況等に応じて、納付の金額等や方法等について、柔軟な対応をとっているものとも聞いております。

また加えて、大幅に納期を守れていない方には、期限付きの保険証などが交付されている、この対応は適切であると、そのように考えます。

今回、提案されました予算案につきましては、資産割が廃止とされ、広範囲の市民の皆様に対して前年度と比較すると税が減額となる、そうした改正と併せて提案されたものであり、妥当なものであると考えます。

国民健康保険制度は、市民の皆様が安心して医療を受けていただくその環境を維持するためにも、本制度を堅持することが大切だと思います。

以上の理由から、議案第３号についての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 以上で、議案第３号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第４号から議案第16号までの13議案について討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

続いて、議案第17号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員、ご登壇願います。

（９番 高木 寛 登壇）

○９番（高木 寛） 議席番号９号、日本共産党、高木寛です。

私は、議案第17号の国保税の限度額引き上げに反対の立場で討論いたします。

今、国はアベノミクスで潤ってきたと言っていますが、払いたくても払えない状況の世帯がますます増えている、そのように私どもに声が寄せられています。ですから、この引き上げは断固反対いたします。ますます滞納世帯を増やす一方と指摘し、反対討論いたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（11番 宮澤芳雄 登壇）

○11番（宮澤芳雄） 議席番号11番、宮澤芳雄です。私は、議案第17号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の税率改正について、国民健康保険事業の広域化に伴い、課税限度額を国の基準まで引き上げる一方で、資産割額を県内各市町村の状況を考慮し廃止したもので、このことにより、一人当たりの調定額では約1,500円、一世帯当たりでは約5,400円の引き下げになることで、多くの被保険者の負担減となっていることから、本条例の改正について賛成いたします。

○議長（島田和雄） 以上で、議案第17号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第18号から議案第22号までの5議案について、討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

続いて、議案第23号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。私は、議案第23号の長寿祝金支給額の引き下げ改正案に、反対の立場で討論を申し上げます。

この条例では、敬老の意を表すとともに、老人福祉の向上を図ることを目的としています。長年、旭市のために働いてきた皆さんに対して、冷たい市政であると指摘します。いろいろな基金をたくさんため込んでいると、市長は自慢していると聞いています。ですから、引き上げの方向を検討すべきだと、この支給条例の改正案に反対です。

以上を申し上げて反対討論いたします。

○議長（島田和雄） 以上で、議案第23号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第24号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員、ご登壇願います。

(9 番 高木 寛 登壇)

○ 9 番 (高木 寛) 議席番号 9 番、日本共産党、高木寛です。私は、議案第24号の介護保険の保険料引き上げに反対の立場で討論いたします。

私たちが昨年実施した市民アンケートでの回答では、暮らし向きが苦しくなった、やや苦しくなったとの市民の声が多く寄せられました。年金は毎年下がり、介護保険は天引きされる、何とかしてほしい、このような切実な要望もありました。

このような状況で、保険料の引き上げはすべきではありません。このことを申し上げて反対討論といたします。

○議長 (島田和雄) 以上で、議案第24号について通告による討論は終わりました。

(発言する人あり)

○議長 (島田和雄) 米本弥一郎議員の発言を許可いたします。

米本弥一郎議員、ご登壇願います。

(6 番 米本弥一郎 登壇)

○ 6 番 (米本弥一郎) 議案第24号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

現在の介護保険料は、平成27年4月に改正されました。これまでの3年間で高齢化率は年々増加し、今後も増加していくことが見込まれています。平成37年には、いわゆる団塊世代全てが75歳以上となることから、市民の高齢者福祉、介護サービスの充実に対する要望も多岐にわたっています。介護保険制度を維持しながら、十分なサービスを確保していかなければなりません。

今後3年間の介護保険料月額、旭市では5,100円となり、近隣と比較しても銚子市は5,218円、匝瑳市は5,100円、香取市は5,485円という状況から、妥当であると考えられるため、本条例の改正について賛成するものです。

○議長 (島田和雄) 議案第24号について討論は終わりました。

続いて、議案第25号から議案第31号までの7議案について、討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長 (島田和雄) 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第31号までの31議案について採決をいたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（島田和雄） 日程第3、常任委員長陳情報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました平成29年受理の陳情第1号、住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、陳情第2号、「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情、平成30年受理の陳情第1号、旭市における、受動喫煙防止対策に関する陳情、陳情第2号、受動喫煙防止対策に関する陳情の陳情4件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月13日付託議案の審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

なお、この陳情4件は、いずれも受動喫煙防止条例等に関することから、一括して審査を行いました。

審査では、平成29年受理の陳情第1号について、本陳情の趣旨となる受動喫煙について、社会的対策が強く求められている、あるいは受動喫煙防止施策は国・県だけの専決事項ではなく、基礎自治体の責任も重大であるといった趣旨には大いに賛同できるし、実際に市としても、受動喫煙に対し積極的に対策を行っている。

また、同時に国では、オリンピック・パラリンピックに間に合わせるように動いており、当市においても、ホストタウンになっているということもあるので、対外的なことも考えて趣旨には大きく賛同できる。ただ、この陳情が求めているのが条例の早期制定ということなので、国がまだ法制定に至っていないことで、ここで本陳情を採択とすることは、時期尚早ではないかという意見がありました。

平成29年受理の陳情第2号では、本陳情は県議会に付すべきものと思うので、本委員会で判断するのに妥当ではないのではという意見がありました。

平成30年受理の陳情第1号では、本陳情の趣旨は、国の動向を見ながら各市の状況に応じて、今後の対応を慎重にというような趣旨であることから、これは採択すべきではという意見がありました。

平成30年受理の陳情第2号では、本陳情の趣旨も、国政における議論をしっかり受けた上で、自治体において対処していただきたい。また、飲食業界等の要望もしっかり受け止めて判断すべきものという趣旨であることから、これを採択すべきではという意見がありました。

審査の結果、別紙報告書のとおり、平成29年受理の陳情第1号については、賛成多数で趣旨採択と決し、平成29年受理の陳情第2号については、賛成者はなく不採択と決し、平成30年受理の陳情第1号、第2号については、賛成少数でそれぞれ不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年3月16日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（島田和雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

平成29年受理の陳情第1号、陳情第2号、平成30年受理の陳情第1号、陳情第2号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより平成29年受理の陳情第1号、陳情第2号、平成30年受理の陳情第1号、陳情第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

平成29年受理の陳情第1号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

平成29年受理の陳情第1号、住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情について、趣旨採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、平成29年受理の陳情第1号は趣旨採択と決しました。

これより、平成29年受理の陳情第2号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

平成29年受理の陳情第2号、「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成少数。

よって、平成29年受理の陳情第2号は不採択と決しました。

これより平成30年受理の陳情第1号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

平成30年受理の陳情第1号、旭市における、受動喫煙防止対策に関する陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成少数。

よって、平成30年受理の陳情第1号は不採択と決しました。

これより平成30年受理の陳情第2号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

平成30年受理の陳情第2号、受動喫煙防止対策に関する陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成少数。

よって、平成30年受理の陳情第2号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時41分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第32号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 平野忠作 登壇)

○議会運営委員長（平野忠作） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案と追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し上げます。

本日、追加議案については、市長より提案のありました議案第32号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成30年旭市議会第1回定例会議事日程（その2）、本日3月16日金曜日のこの後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明。追加日程

第3、議案の補足説明。補足説明については総務課長を予定しております。追加日程第4、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第32号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第1、議案上程。

議案第32号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第32号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が3月31日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、堀江通洋氏が適任と考え提案するものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同

くださいますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第32号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第32号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

現委員1名の任期が3月31日に満了となるため、後任を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回選任したい方は、旭市萬力1087番地にお住まいの堀江通洋氏、昭和29年8月8日生まれの方でございます。

堀江氏は、市職員として43年にわたり奉職され、この間議会事務局長、秘書広報課長、総務課長を務められた方でございます。

なお、地方自治法第201条で準用する同法第164条第1項及び同法第198条の2第1項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第1項及び同法第201条で準用する同法第166条第1項に規定する兼職の禁止並びに同法第180条の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 追加日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第32号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第32号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第32号は同意することに決しました。

◎日程第5 事務報告

○議長(島田和雄) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 飯島 茂 登壇)

○総務課長(飯島 茂) それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金10万円を旭市商工会様より、12月1日受納いたしました。

1つ、豚肉271キログラムを旭市養豚推進協議会様より、1月30日受納いたしました。

1つ、テント1張を飯岡ライオンズクラブ様より、2月5日受納いたしました。

1つ、保育用品一式を干潟ライオンズクラブ様より、2月16日受納いたしました。

1つ、屋外電波時計一式を飯岡ライオンズクラブ様より、3月5日受納いたしました。

1つ、チャイム1台を平野一男様より3月12日受納いたしました。

1つ、クラリネット1本及びフルート1本を土屋由理子様より、3月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(島田和雄) 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成30年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

ここで明智市長よりご挨拶があります。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 平成30年旭市議会第1回定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じ、慎重かつ熱心なご審議をいただき、心から感謝を申し上げます。

提案いたしました平成30年度一般会計予算をはじめとする32議案につきまして、いずれも原案どおり可決、同意をいただきまして、本日閉会の運びとなりました。厚くお礼を申し上げます。

本日成立いたしました平成30年度予算によりまして、市政全般にわたり所期の施策を推進し、市政の一層の伸長と市民生活の向上、発展に寄与してまいりたいと、気持ちを新たにしているところであります。会期中、議員の皆様方からいただきましたご意見等につきましては、十分尊重し、今後の市政執行に生かしてまいる所存でございます。

あの東日本大震災から早くも7年という歳月が過ぎました。3月4日には関係団体のご協力のもと、海岸地域を中心とした津波避難訓練を実施し、約930人の住民の皆様にご参加をいただきました。

また、3月11日には、千葉県、旭市による7回目の合同追悼式が行われました。式典の中で、震災当時は飯岡中学校3年生であり、現在は卒業生の友人たちと被災体験を伝える団体の代表である学生から、自分が体験した津波の怖さと防災の大切さを小学生などに伝えたい、そして、大学を卒業したら旭市に帰ってきて、何か役に立ちたいなどという発表がありました。

旭市を思う気持ち、そして震災を語り継ぐ取り組みに、若い世代の皆さんが積極的に参加される姿が増え、将来の旭市にとって大変心強く感じたところでもありました。これからも

市民が震災を忘れることなく、常に備える気持ちを持ち続けるための努力を積み重ねてまいりたいと思っております。

さらに、旭市総合戦略の将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現向け、地域の魅力や特性を最大限に生かしながら、誰もが将来にわたって住み続けたいと思える安全・安心なまちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様方のさらなるご支援をお願い申し上げます。

季節は1日ごとに春らしさが増してまいりましたが、まだまだ寒暖の差が激しく、天候の不安定な日が続くものと思われます。議員の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たり、私からの挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 島田和雄

副議長 伊藤保

議員 遠藤保明

議員 林晴道